

旧満洲日本語教育における教育政策および教科書  
に関する研究

2020年 1月

城西国際大学大学院 人文科学研究科  
比較文化専攻

呂 欧

## 目 录

第 1 章 序論	1
1 研究動機及び意義と目的	1
1.1 研究動機の発生と経緯	1
1.2 研究目的と研究意義	2
1.2.1 研究目的	2
1.2.2 研究意義	3
2 研究範囲と歴史的社會背景	4
3 用語の定義	4
3.1 旧満洲・偽満洲国	4
3.2 関東州・満鉄付属地	5
3.3 満語（満洲語）・漢語・漢文・中国文	5
3.4 教育体験者	6
4 論文の構成と各章の概要	6
4.1 論文の構成	6
4.2 研究の見取り図	7
4.3 各章の概要	7
4.4 本研究の構成図	9
第 2 章 旧満洲における日本語教育に関する先行研究の概観	10
1 はじめに	10
2 旧満洲日本語教育に関する先行研究	10
2.1 旧満洲日本語教育に関する全体的研究	10
2.2 言語政策の視点からの研究	12
2.2.1 言語政策の発生と植民地日本語教育	13
2.2.2 言語政策史からの日本語教育史研究	15
2.2.3 言語政策における日本語教育と人材養成	16
2.3 教授法視点からの研究	16
2.4 日本語教師と学習者をめぐる実証的研究	20
2.5 教育行政や教育法規の視点からの研究	20
2.6 日本語教科書の視点からの研究	21
3 先行研究の問題点	22
4 本研究の研究課題と方法	23
4.1 本研究の研究課題	23

4.2	本研究の研究方法	24
第3章	旧満洲における教育政策及び教育関係法規の沿革（研究一）	26
1	はじめに	26
2	本章の研究課題	28
3	日本の植民地言語政策の形成	28
3.1	「国語政策」と「言語政策」	29
3.1.1	「国語政策」について	29
3.1.2	「言語政策」について	30
3.1.3	台湾での試み——伊沢修二の教育理念と教育政策	31
4	関東州における教育政策と教育法規の沿革	36
4.1	関東州における教育機関の開設	36
4.1.1	官立公学堂の開設	36
4.1.2	公立普通学堂	38
4.1.3	私立書房	38
4.2	関東州教育行政及び教育法規の沿革	39
4.2.1	軍事管制時期(1904-1906)	39
4.2.2	都督府統治時期（1906～1919）	48
4.2.3	関東庁統治時期（1919—1932）	54
5	満鉄付属地における教育政策と教育法規の沿革	61
5.1	満鉄付属地における日本語教育概況と教育行政管理	62
5.2	満鉄付属地における教育法規の沿革	63
6	偽満洲国における教育政策と教育法規の沿革	66
6.1	「新学制」実施前の「日満一体化」の日本語教育（1932-1936）	67
6.1.1	「新学制」実施前の教育行政の沿革と日本語教育	67
6.1.2	1932年「関東州公学堂規則」の一部改正	68
6.1.3	1936年「关于小学校教科規程之件」の公布	69
6.2	「新学制」実施後の「国語の一つ」としての日本語教育（1937-1945）	72
6.2.1	「新学制」実施後の教育行政の変化	72
6.2.2	「新学制」実施後の教育法規の変化	76
7	まとめ	79
第4章	旧満洲における初級日本語教科書の内容分析（研究二）	82
1	はじめに	82
2	本章の研究課題	83
3	研究対象と研究方法	83

3.1	研究対象	83
3.2	研究方法	85
4	旧満洲日本語教科書の特徴	85
4.1	形式上の特徴	85
4.2	題材面での特徴	90
4.2.1	児童の生活・遊びに関する教材	90
4.2.2	自然・風土に関する教材	90
4.2.3	文化に関する教材	91
4.2.4	道徳教材	91
5	日本語教科書に関する内容分析	95
5.1	「言語」「文化」「国民」「国家」の結びつき	95
5.2	分析の手順と分析対象の選定基準	96
5.3	抽出した要素のカテゴリー化	97
5.4	素材の分布と分析結果	98
6	教科書に見えた旧満洲の日本語教育の方法、理念及びその言語政策	102
6.1	編集部とその主事者の教育理念	102
6.1.1	南満洲教育会教科書編集部と大出正篤の教育理念	102
6.1.2	奉天外国語学校と山口喜一郎の教育理念	105
6.1.3	在満日本教育会教科書編集部の教育理念	106
6.2	全体的な「話方本位」の教育理念と日本語普及政策	107
6.3	教材の日本化と教育対象の日本化	109
6.3.1	皇国民性の涵養：国家・天皇・国旗・神社の提示	109
6.3.2	軍国主義の表出：戦争に纏わる教材	110
6.3.3	植民地と移植民問題	110
7	まとめ	111
第5章	旧満洲日本語教育体験者のオーラル・ヒストリー分析（研究三）	113
1	はじめに	113
2	本章の研究課題	113
3	研究対象と研究方法	115
3.1	研究対象——『見証—日本侵華殖民教育』について	115
3.2	研究方法	115
4	初等日本語教育体験者のオーラル・ヒストリー分析	116
4.1	学校での言語活動と日本語教育に関する記述についての分析	116
4.1.1	学校行事について	116
4.1.2	学校生活の面から	122

4.1.3	教育体制と日本語教育の教授法について	128
4.1.4	日本語人材育成について	138
4.2	日本語教科書に関する記述についての分析	158
4.2.1	日本語教科書の内容	158
4.2.2	日本語教科書の編集・発行と使用について	163
4.2.3	日本語教科書以外の教科書	167
4.3	教育体験者の抵抗と植民地教育がもたらした影響	169
4.3.1	抵抗なし	170
4.3.2	抵抗の表現	173
4.3.3	植民地教育がもたらした影響	175
5	まとめ	177
第6章	結論	178
1	本研究の要約	179
2	植民地における日本語イデオロギー	183
2.1	日本人の「言霊」思想	183
2.2	「母語—国語—宗主国家語」—植民地における日本語の在り様	184
2.3	「日本語＝日本精神」図式の解釈	185
3	植民地における日本語教育の論理	186
3.1	「生活語」主義日本語教育理念による言語侵入	186
3.2	「直接法」日本語教育による精神教育	187
4	「協和語」から見た日本語普及の影響	191
5	今後の研究課題	192

## 凡例

1. 年月日の表記は、西暦を基本としたが、便宜上、年号を使用した場合もある。
2. 文献の刊行年は奥付に表記された元号年を西暦に換算して表記した。
3. 資料の引用の際は、現行の通用字体に改め、仮名遣と清濁音は原文のまま記した。人物名などの固有名詞は旧字体のまま記した場合もある。
4. 引用文中、解読不可能な箇所は「□」とし、省略した場合には「前略」「中略」「後略」と記した。
5. 注は、論文の最後にまとめて付けた。

## 第1章 序論

### 1 研究動機及び意義と目的

#### 1.1 研究動機の発生と経緯

2015年国際交流基金が公開したデータによると、現在中国での日本語教育機関数は2115箇所になり、2012年の1800箇所比べて17.5%も増加した。中国全土において日本語教育が盛んに行われているが、国際交流基金の集計データによると、遼寧省における日本語教育機関数は199箇所でも多い。その中で、とりわけ大連での日本語教育は教育機関数においても、学習者数においても先進的な地位を占めている。また2006年の都市別調査データによると、大連では日本語の授業を設けた学校の数は小学10校、中学（高校も含む）40校、中専（2年制の専門学校）6校、大学（短大も含む）24校、培訓学校（言語学校）22校である。特に、小・中学の初等教育機関数は全国22.3%を占め、北京の7校、上海の19校より遥かに上回っている<sup>1</sup>。大連における日本語教育はなぜこのように盛んに行われているだろうか。こうした日本語学習者数増加の原因として、70年代後期に始まった改革開放により、中国と日本との貿易取引が頻繁に行われるようになったことがその理由の一つと思われる。経済面において日本との関係が緊密化し、豊富な日本語人材が必要になっている点が挙げられる。また、近年日本のIT関連企業が中国に進出し、日本語人材に対する要求は当初の翻訳・通訳能力からそれにプラスアルファが加わるようになり、日本語のできる「複合人材」の需要が増えている<sup>2</sup>ことなどが考えられる。しかし、こうした就職関連の問題のほかに、歴史的な経緯も見逃すことのできない理由であると言えよう。

歴史を遡れば、現在では日本語学習者の多い台湾や朝鮮と同じく、中国も昔から一貫して自主的、積極的に日本語教育を行っていたわけではない。戦前の日本は植民地・占領地で侵略と統治の手段としての日本語教育を進めた。これらの地域では、その母国語が奪われ、或いは制限されて、代わりに日本語を共通語として使用することを強制的に実施された。こうして、台湾では50年間、朝鮮では35年間、旧満洲では40年間<sup>3</sup>、中国内地占領地や東南アジア諸国でも数年間、日本語教育が強要されていたのである。

徐民敏によると、戦前の中国における日本語教育の研究をその特徴から分類してみると、植民地である台湾における日本語教育は「国語教育」、半植民地である旧満洲における日本語教育は「準国語教育」、占領地であるそれ以外の中国地域における日本語教育は「外国語教育」の三種類に分類することができるという<sup>4</sup>。一方、小沢の「日本植民地政策論—日本語教育政策を中心に—」では、台湾や朝鮮などの植民地に対する「国語としての日本語」、偽満洲国においての「満洲国語」、それからほかの占領地にむける「東亜語としての日本語」という言語教育が行われたと述べている<sup>5</sup>。いずれにしても、日本がこれらのアジア地域に対して強制的に日本語教育を押し付けることにより、日本語教育が「隆盛」に行

われていた。このような歴史が、今のこれらの地域の日本語教育の展開にも少なからぬ影響を及ぼしていることは否めないであろう。

ここでの「満洲」という言葉はもともと欧米人が使ったもので、中国人が呼んだ呼び名ではない。日本にこの言葉が入ってきたのは 1800 年前後のことである。1905 年日露戦争でロシアの敗戦し、日露両国はポーツマス条約を締結して、ロシアが有していた遼東半島租借地関東州と東清鉄道長春以南の鉄道及び同付属地の租借権を日本が引き継ぐことになった。「関東州」は地理的には遼東半島の先端にあり、ほぼ今の大連と同じ地域である。それで日本が「関東州」（ほぼ今の大連地方）を含め、旧満洲では日本による 40 年間の「統治」を始めた。当時「関東州」で行われた日本語教育は大連の日本語教育の起源ともいうべきものである。然るに、「関東州」を含めた旧満洲における日本語教育の実態はまだ十分明らかにはされていない。筆者は大連で日本教育を携わるものとして、この大連の日本語教育の起源に興味を持つようになり、当時の日本語教育の実態はどのようなものかを知りたいと思うようになった。

この旧満洲に関する研究はまず数が多くはなく、またほとんどは台湾や朝鮮に関するものである。また、旧満洲の日本語教育に関する先行研究のほとんどは文献や史料に基づいた総合的研究や教科書研究が多いが、教育体験者が実際経験した植民地日本語教育についての実証的研究はまだ多く見られていない。しかし、当時の教育を経験した人の頭に刻まれている当時の記憶こそ生きている歴史と言えるのであろう。今では竹中憲一が旧満洲の教科書と参考書の計 79 冊を『「満洲」植民地日本語教科書集成』(全七巻)<sup>6</sup>としてまとめた復刻版を出版した。また、中国の研究者斉紅深が 1284 人の旧満洲日本語教育体験者のオーラル・ヒストリーを集め、当時の日本語教育を実際体験した人の記憶を残すために『見証—日本侵華植民教育』<sup>7</sup>という一冊を編集して出版した。これらはすべて当時の日本語教育実態を究明するためのとても貴重な歴史資料であるが、しかし、それに関する分析や考察がまだ進んでいない。そこで、筆者は旧満洲と呼ばれていた時間範疇に「満洲」という地域で使われた日本語教科書と当時の日本語教育に関連する史料を探し、更に、斉の本の中のオーラル・ヒストリーに基づき、旧満洲の教育実態を探りたいと研究を始めたわけである。中国語には「温故知新」という諺があるように、新しい知識や見解を開き、今後日本語教育の展開のために更なるヒントが得られる機会とすることを期待する。

## 1.2 研究目的と研究意義

### 1.2.1 研究目的

本研究は旧満洲の日本語教育実態の究明を目的とする。教育実態の究明には、教育側が教えたいものと教育の受け手側が受容したものの二つの階層があると考えられる。この二つの面を合わせて考察することで本当の教育実態に迫れると言えよう。本研究はまず日本語教育の教育側、即ち教育主体である植民地統治者の教育意図から着手する。当時、日本



が植民地に対して、権力者の意図をいかように構築してきたのか。植民地の一環として、旧満洲において日本語教育がどのように導入されたのか、その教育のモデルがどのような経緯で構想されたのかについて考察する。それから、これらの植民地政策の制定にあたって、全く無言で受け入れられることは考えられない。よって、教育政策と教育法規が実施される過程で、いかような批判を受けて、いかように改正されてきたのかを見る必要があると思われる。一方では、このような教育政策の制定と改正は実際日本語教育にどう影響するのかを探求するために、当時どのような教育内容が教えられていたのかを究明する必要がある。そのため、旧満洲時代に編纂された日本語教科書を考察し、その教科書の内容分析を通して、当時の日本語教育はどのような内容が教えられ、これらの教育内容は教育政策、教育法規とどう関わっているのかを探ってみる。

以上は教育側からの分析であるが、日本語教育の実態を究明するには、教育の受け手側、即ち教育の客体としての教育体験者がどのように当時の教育を理解しているかについての研究も欠かせないものであると思われる。ゆえに、旧満洲日本語教育の当事者、経験者のオーラル・ヒストリーを考察し、学習者の立場から当時の教育をどう理解しているかの教育受容に関する考察を行う。こうして教育側が求める日本語教育と教育の受け手側が理解した日本語教育を合わせて、本当の教育実態を追究したい。

### 1.2.2 研究意義

戦前の日本語教育に関する研究は一部の研究者によって行われてきたが、まだ十分な関心が寄せられているとは見なしがたい。その原因は勿論、戦前中国の日本語教育に関する資料があまりにも貧弱であったことは一つの大きな理由である。もう一つの大きな原因は、戦前中国における日本語教育は日本の植民地の侵略政策が随時に現れており、統治者である日本側の一種の「統治手段」として行われたもので、今の中日友好関係の日本語教育と別次元のことだから研究したくないということである。

しかし、この歴史時期は実在し、その時期に行われていた日本語教育をまず無視するわけにはいかない。また、この時期の日本語教育は戦後の日本語に大きく影響を及ぼしたことも否定できない。これは単なる過去の問題に留まらず、現代の国際化時代を考える上で、今後の日本語教育ないし日本語教科書のあり方を考えるためにもなるとよく認識しておかねばならないことと考えられる。認識を深めながら歩いていくことは、必ず未来に向かう意義があると思うのである。

それから、今まで日本の植民地日本語教育に関する研究は韓国、台湾に集中し、旧満洲についての研究は多くないのである。また、これらの研究はほとんど教育側の立場からの植民地日本語教育だけに注目が集まっている。しかし、当時の教育を経験する人の証言に基づいてその教育を明らかにする試みはこれまでほとんど行われていない。しかし、日本にも中国にもこれらの貴重な史料を集めるために奔走している研究者がおり、これらの史料の研究価値はまだ認識されていない状態にある。また、今は当時の体験者がどんどんいなくなって、この人たちの証言の収集と分析はますます重要な仕事となっている。

旧満洲の植民地教育政策の形成を探求し、教育法規の制定と教育内容を明らかにし、また教育体験者の受けとめを追究することで、最大限に当時の教育実態に近づくことができると考えられよう。こうして歴史そのものをはっきりさせること自体も意義のあることと思われる。一方、こうした植民地日本語教育を究明することがきっかけで、改めて外国語教育の本質についての反省と自覚が促され、これからの日本語教育のあるべき姿を再検討することが期待できる。

## 2 研究範囲と歴史的社会的背景

本論に入る前に、まず本研究が取り扱う旧満洲の時間的範疇を明確にしておきたい。1898年にロシアが清朝から関東州を25年間の期限で租借した。1904年、日本がロシアと中国の東北の統治権を奪うために日露戦争を起こした。同年五月に安東の占領をはじめ、その後徐々に東北での占領地を拡大した。1905年10月14日、ロシアの敗戦のため、日露両国はポーツマス条約を締結し、ロシアが有していた遼東半島租借地関東州と東清鉄道長春以南の鉄道及び同付属地の租借権を日本が引き継ぐことになった。同年12月22日には、清朝と日本の間で中日会議東三省事宜条約（満洲善後条約）を締結することにより、この地域における管轄権がロシアから日本に譲渡された。従って、日本がこれらの地域での教育事業が始まり、その嚆矢となるのは1904年11月日本が金州で南金書院私立小学堂の設立である。1931年に「満洲事変」（中国では九・一八事変という）が起こり、32年には偽満洲国の「建国」が宣言されることになった。従って、旧満洲における日本語教育が隆盛に行われるようになり、約4300万人の中国人に対する日本語教育が開始された<sup>8</sup>。要するに、この旧満洲の日本語教育の時間範疇は1904年南金書院私立小学堂の成立を嚆矢とし、関東州や満鉄付属地での植民地教育が開始され、偽満洲国の建国を経て、日本敗戦までの時間を指す。

## 3 用語の定義

本研究で用いられている資・史料の中に様々な歴史用語または戦前に限られた用語が散在している。ここでは、改めて本研究においての用語の定義を明確するために、その使用について説明しておく。

### 3.1 旧満洲・偽満洲国

本来「満洲」は清代に中国を支配していた満洲族が旧来の女真という族称を廃して、「満洲」と改称したことに由来する。転じて、満洲族の祖宗の地である中国東北部のことを「満洲」と呼び、中国以外の国々はマンチュリアと呼んできた。日本にこの言葉が入ってきたのは1800年前後のことで、西欧から渡来した地図に由来する者と思われる。日清・日露戦争以後、「満洲」はもう「日本列島からみた大陸の一部、日本海対岸地域を意味する用語」<sup>9</sup>となり、明確に中国東北地域を指す言葉となった。本稿では「満洲」のほうを使う。また、1932年に日本が溥儀を支持し、傀儡国の「満洲国」が成立して、こちらをも

「満洲国」と表記するものがあるが、本研究では偽満洲国を使う。しかし、文献を引用する場合は原文に従う。

多くの研究者、特に中国側は「満洲」、「関東州」、「満鉄付属地」のような用語を使用する際、これらの言葉にはよく「」で括っているが、本稿では煩瑣を避けるために括弧を省略する。

### 3.2 関東州・満鉄付属地

旧満洲には関東州と満鉄付属地の二つの地域がある。「関東」とは山海関（万里の長城）の東側の意味で、本来なら満洲全体を指す歴史的な存在であるが、ここでの関東州は日本がロシアからもらった租借地で、現在の大連、旅順などを中心とした遼東半島の先端にあった地域である。満鉄付属地はもともとロシアが満洲で建設した東清鉄道及び同鉄道附属地の地域であり、鉄道会社が沿線で「絶対的かつ排他的な行政権」を有する区域の設定で、日露戦争後日本側が引き継ぐことになって、南満洲鉄道会社が経営し管轄するところである。つまり、当時の新京から旅順までの鉄道沿線付属地である。それから、1932年に成立した偽満洲国の管轄範囲は、今の中国の東北三省と現在の内蒙古自治区(南モンゴル)北東部の地域である。ただし、関東州は『日満議定書』により偽満洲国から日本の租借地となった。また、満鉄付属地も最初は南満洲鉄道株式会社による直轄管理で、1937年にその行政権を偽満洲国に返した。本研究で取り扱う地理的範疇は当時租借地である関東州及び満洲鉄道沿線付属地域という範囲である。

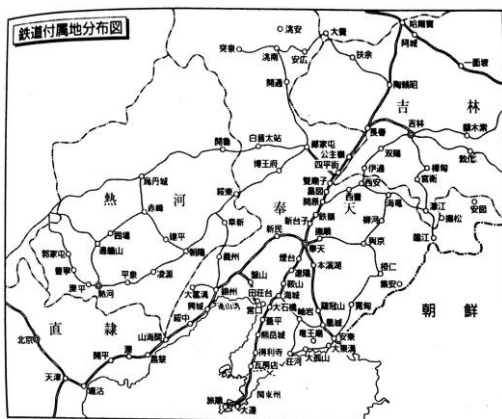


図 1-1 満鉄付属地分布図<sup>10</sup>

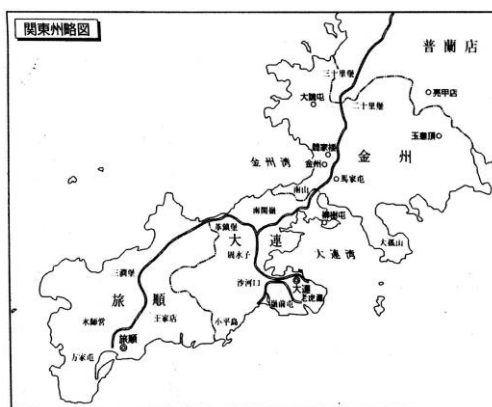


図 1-2 関東州略図<sup>11</sup>

### 3.3 満語（満洲語）・漢語・漢文・中国文

『言語学大辞典』によれば、「満語」については、歴史的には、「中国の金（1115～1234）、明（1368～1644）の時代の女真語ときわめて近い関係に」あり、17世紀以来の満洲文字に

よる豊富な文献を残している。すでに、「かなり早い時期から中国語に押され、現在では、満洲族の大部分は、満洲語を捨てて中国語を話すようになっていく」<sup>12</sup>。現在では、満語は中国において一方言として存在しており、少数民族の言葉として極めて限られた人々によって使用されているだけである。しかし、本稿で扱われている「満語」は、日本語では「満洲語」というが、今日でいう「中国語」のことで、当時の一般的呼称としては「支那語」<sup>13</sup>または「中国語」である。その証拠として、1936年に実施された偽満洲国政府語学検定試験の試験委員会の委員である木村辰雄は「満洲語」について、以下のように述べていた。

現在満洲国内に於て通用する満洲国人の言語は支那の標準語であつて北京語と全くその軌を一にするものである。もっとも処によつて同一ではないけれども、多分山東地方の方言が含まれている関係で発音上捲舌音(そりじた音)がないといったような点で差異はあるが、言語の根本をなす四声や文章の構造には何の違ひもないものである。<sup>14</sup>

つまり、当時、満洲において普遍的に使用された「満語」とは中国の標準語であり、発音上、北京語とは多少異なっていたものである。また、本稿では、旧満洲の教授科目として、「漢語」または「漢文」、「中国文」という異なる言い方で表しているが、それぞれ当時の教育規則のままに使用することにしている。時代の変化につれて表し方が異なってきたが、全部当時中国で一般的に使用された中国語の意味を指す。

### 3.4 教育体験者

一般的には教育対象者を「学習者」と呼ぶが、ここでは、日本語という科目の学習というより、当時植民地日本語教育を受けていた人の日本語教育経験も含めたその教育経歴を研究対象にしている。本研究で注目しているのは、当時日本語教育を受けていた人が実際何を体験したのか、また、教育の当事者として当時の日本語教育をどう理解しているのかのことであるため、ここでは「教育体験者」と呼ぶものである。

## 4 論文の構成と各章の概要

### 4.1 論文の構成

本論文は6章からなっている。

第一章 序論

第二章 先行研究

第三章 旧満洲の教育政策及び教育関係法規の沿革（研究一）

第四章 旧満洲初級日本語教科書についての内容分析（研究二）

第五章 旧満洲日本語教育体験者のオーラル・ヒストリー分析（研究三）



する。これらの問題点に基づき、本研究の課題を設定し、研究方法を述べる。

第3章から本論に入る。本研究は三つの研究からなっている。研究一と研究二は教育側の視点からの分析を行う。第3章は研究一で、植民地において統治側である権力者の意図の構築と教育関係法規の沿革を探る。第4章は研究二で、日本語教育内容である旧満洲の初等日本語教科書についての内容分析を行う。第5章は研究三で、教育の受け手側の視点から、教育体験者のオーラル・ヒストリーを分析する。具体的には以下のようになる。

第3章は、旧満洲における日本語教育の概況及び教育政策や教育法規に関する研究である。旧満洲の日本語教育実態を究明するためには、日本の植民地言語政策がどのように形成されてきたのかを明らかにし、また、旧満洲の場合、日本の権力者がどのように植民地としての満洲を位置づけ、植民地統治の重要な一環として、日本語教育をどのように満洲に導入したのかを検討する。さらに、教育政策を実行するに伴い、いかような批判を受けて、どのように改正してきたのかを探求する。

第4章では、まず改めて研究対象とする旧満洲で使われていた日本語教科書を特定する。教科書は、形式、題材、内容の三つについて分析し考察する。教科書の形式を分析・考察するときには、表記、挿絵、語彙、分量などさまざまな面から見てみる。それから、教科書の教材として、どのような題材の文章が選ばれていたのかを考察する。次に、日本語教科書の内容に注目し、内容分析の手法を使って、これらの教科書に対する質的分析を行う。最後に、以上で考察した結果に基づいて、旧満洲の日本語教育において、どのような内容が教えられたのか、それはどのような理念に基づいたものなのかを追究する。最後に、研究一で究明された植民地教育政策と関係法規の沿革と結びつけて、日本語教科書がどのように教育政策を具現化したのかを探求する。

第5章では、教育の受け手側の立場から旧満洲の日本語教育実態を考察する。実際旧満洲の日本語教育を経験した人々のオーラル・ヒストリーを通して、学習者の立場から、当時の日本語教育に対する理解を明らかにする。また、何十年経った今の時点に立って、旧満洲の日本語教育は教育体験者たちの人間形成、または今になってもなお心にある影響を追究したい。研究方法としては、斉紅深の『見証—日本侵華殖民教育』<sup>15</sup>の中に収録されているオーラル・ヒストリーを対象に、その内容を分析し、考察する。

第6章では、研究一、研究二、研究三で明らかにされたことをまとめ、この三つの研究の間のつながりとその理論的原理をさらに明確にする。最後に、この研究の結論を述べてから、今後の研究課題を展望する。

#### 4.4 本研究の構成図

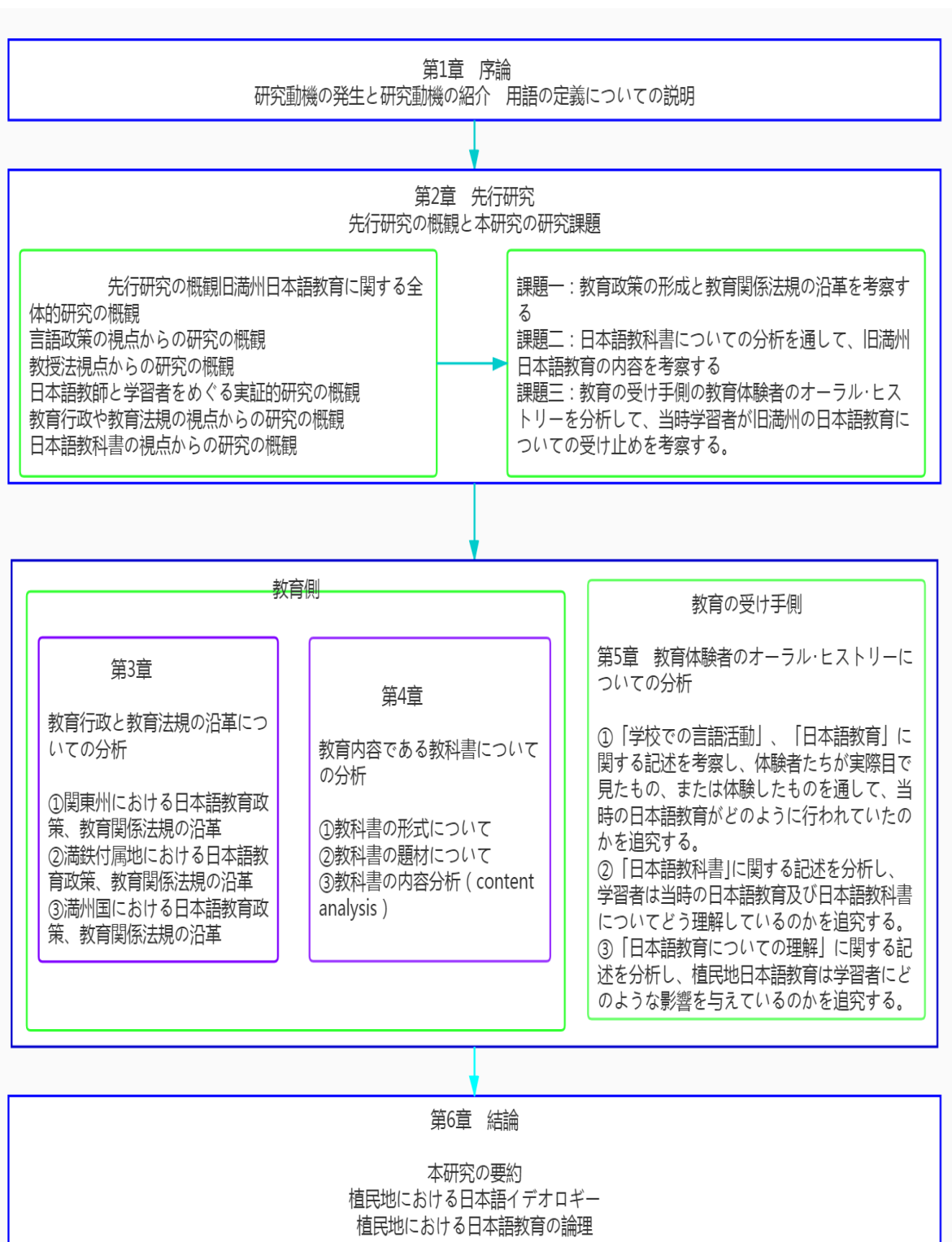


図 1-4 研究の構成図

## 第2章 旧満洲における日本語教育に関する先行研究の概観

### 1 はじめに

これまで旧満洲の日本語教育に関する研究は、植民地台湾や朝鮮の日本語教育に関する研究に比べて、より少ないほうである。これには理由があるように思える。中国人にとっては戦前の暗い日本語教育に抵抗感を持っているし、触れたくない過去でもある。したがって、それに関する研究や資料も少ないのではなかろうか。一方で、日本側にとっては「日本の近現代史が近隣アジア諸地域に対する侵略と犠牲提供の強制のもとに形成された側面への直視を「忌避」したいか、もしくはできれば「無かったことにしたい」という意識からか、近現代教育史の考察において、1890年代末からの「対アジア植民地化教育と国内での国家主義教育との構造的な関連性についての視点は、一般に希薄」<sup>16</sup>になっていた。このように根本的にこの時期の植民地日本語教育を向き合わない意識があった。それから、当時の日本語教育は今の中日友好関係の日本語教育と別次元のことだから研究したくないということもあると思われる。そのため、中国側にしても、日本側にしても戦前及び戦時期の日本語教育についての研究は極少ない。漸く90年代に入ってから、植民地・占領地における日本語教育と言語政策の研究は目覚ましい進歩を遂げた。論文も思想史・教育史・植民地経営史などの広い範囲にわたってなされてきており、概論的な著作も現れてきた。特に旧満洲に関する植民地日本語教育に関するものも出てきた。また、2000年に入ってから、竹中憲一の編纂した『「満州」植民地日本語教科書の集成』のような日本語教科書の復刻版が出版され、日本語教科書に関する分析も少しずつ出るようになってきている。それから、近年少ないながら、旧満洲日本語教育の教師や学生に関する実証的研究も現れてきているが、しかし、当時の教育を実際体験した人はどんどんいなくなり、この人たちに対するインタビュー調査も難しくなっている。一方では、すでに多くの旧満洲日本語教育の体験者に対してインタビュー調査が行われたが、それについての分析はまだされていないままの状態にある。

本章では、旧満洲における日本語教育に関する先行研究を旧満洲日本語教育に関する全体的研究、言語政策の視点からの研究、教授法視点からの研究、日本語教師と学習者をめぐる実証的研究、教育行政や教育法規の視点からの研究、日本語教科書の視点からの研究という6つの面から旧満洲の日本語教育が如何に考察されてきたかをまとめ、旧満洲の日本語教育について明らかにされたことを究明した上で、これからの旧満洲日本語教育の実態研究に向けた展望を探りたい。

### 2 旧満洲日本語教育に関する先行研究

#### 2.1 旧満洲日本語教育に関する全体的研究

1980年代中期から、日本語（教育）の世界的な普及をきっかけとして、中日両国でも、



旧満洲の植民地教育を研究するブームが起き、多くの優れた著書と研究成果が生まれてきた。中でも中国の植民地・占領地における日本語教育に関する研究には、日本語教育の歴史背景、教育政策、教育機関、教育内容、教育方法など、あらゆる面から日本語教育の全体像を描くものが多かった。代表的なものには竹中憲一の『「満洲」植民地日本語教科書集成』<sup>17</sup>、植民地台湾、朝鮮も含めた中国全域を対象とした徐敏民の「戦前中国における日本語教育—台湾・満洲・大陸での展開と変容に関する比較研究—」<sup>18</sup>、それから旧満洲の一部を研究対象とした宋群の「関東州の中国人初等教育における日本語教育研究—1904年日露戦争から1945年日本敗戦まで—」<sup>19</sup>が挙げられる。

徐は台湾、満洲、大陸といった中国の植民地すべてを研究対象とし、日本語教育の変遷過程や相互の関連を総合的に解明し、さらに中国における日本語教育史年表を作った。1895年から1945年に至る50年間の日本語教育史を模倣・模索期(1895～1921年)、変容・変質期(1922～1937年)、盛行・衰亡期(1938～1945年)に分け、戦前中国における日本語教育の展開と変容を記述している。また、各地域の日本語教育を分析するための項目として「歴史的背景」、「教育政策」、「教育機関」、「教育内容」、「教育方法」、「総括」の6つを設定して考察を行い、台湾、満洲、大陸という3つの地域における日本語教育の基本的な性格を以下のように明確にした。具体的には、台湾における皇民化を目指す「国語」としての日本語教育、満洲における「日満一体化」を唱える「準国語」としての日本語教育、大陸における親日化を企図する「外国語」としての日本語教育である。ゆえに、この研究は日本が植民地で行った植民地日本語教育を全体的に把握するにはとても有意義なものであると言える。また、徐が上述の分析項目からみた三つの地域の異同を明らかにしたことがこの研究の創造的な貢献であると言える。この中で、戦前台湾・満洲・大陸における日本語教育の政策・機関・内容・方法の相違点は各時期におけるそれぞれの政治的特質、軍事的戦略及び文化的伝統などによって決められているとの結論が出されている。また、政治的道具としての同化主義言語政策、同化政策貫徹のための教育機関の増設、統制されつつあった教育内容、文化理解の欠如した教育方法という四つの面においては、三つの地域では共通していると述べている。しかし、徐は旧満洲全体を一つの括りとして研究しているので、その中の租借地としての関東州、名義上満洲鉄道株式会社が管理している満鉄付属地、後に成立した傀儡政権の偽満洲国それぞれ地域での特別性を失う欠点もあると思われる。この個々の地域が独立しかつ政治的地位が違うため、法的性質が異なり、教育政策も当然違うのであり、これを一つの研究対象として考察するとそれぞれの特徴が見えなくなる可能性がある。さらに徐は、日本語教育の内容について、主に前述した三つの時期にそれぞれどのような政策によって教育内容を定めていたかに注目した。日本語教科書の編纂理念が当時の国家的教育政策の基に決められたことを究明したが、具体的な教科書の内容に教育政策が反映されているかどうか、反映されているならば、どのように映し出されているかについては詳細が不明である。従って、教科書の具体的内容分析を行う必要があると考えられよう。

ほかに、竹中は旧満洲の日本語教育問題を取り上げ、『「満洲」における教育の基礎的研究』という全6巻に及ぶ巨著を完成した<sup>20</sup>。1904年の日露戦争の後から1931年の「満洲事変」までの日本植民教育活動を対中国人・対日本人・対朝鮮人教育の3部に分けて、その沿革を明らかにした実証的な研究である。旧満洲における対中国人教育は中国の現代化への貢献であったとする、日本側のそれまでの論説に対し、竹中ははじめて「支配と被支配の関係を抜きにして、近代化への「貢献」を議論することは無意味である」と主張し、偽満洲国における植民地教育の全体的な「事実」について、「個々の研究を除いてまだ空白に近い状況」にあると指摘している。確かに、竹中は1904年から1931年までの期間を研究対象としているが、旧満洲の日本語教育史において、日本語が「準国語教授」の日本語へ、さらに「国語」へと変質していく最も重要な時期、すなわち、1931から1945年までの期間に関しては空白のままである。そのため、旧満洲の日本語教育の通史的研究として完全なものとは言えないし、この期間が課題として残されている。

さらに、宋群は満洲の日本語教育の出発点としての関東州を研究対象にし、関東州における中国人初等教育における日本語教育を全面的に考察した。宋の研究は、関東州の初等教育における日本語教育について、日露戦争中の開始時期から第2次世界大戦の日本敗戦による終了期までを、6期に区分し、各時期における教育制度・教科書・方法・教員などの実態を解明することを主題としながら、日本語教育が果たした社会的役割を明らかにすることを研究の目的とした。この研究は大量の歴史資料を駆使し、関東州の日本語教育の全体像を描いた。6期に区分することにより、関東州の日本語教育の歴史的沿革脈絡をよりよく理解することができる。しかし、この研究は関東州にだけ注目しているので、旧満洲の日本語教育を窺うことはまずできない。また、研究課題としては教科書に関する考察も取り入れているが、それはただ編纂趣旨や編纂方針にとどまっており、教科書の具体的な内容分析までは行っていない。そのため、教科書から読み取れる当時の日本語教育の内容と方法がまだ明らかにされていない。この時期の日本語教育を全面的に認識するには旧満洲の日本語教育の全体を概観する必要があるが、この限定的な研究では当時の日本語教育の実態を把握したとは言えない。

以上の先行研究は旧満洲の日本語教育に関する基本的な輪郭を描いたものである。これらの研究により、旧満洲の日本語教育の教育政策、教育内容、教育方法について概ね把握することができる。ただし、具体的にそれぞれの内実を知るためにはさらに考察する必要がある。例えば、言語政策について、その理論的根拠は何か、言語政策の史的变化はどうなっているのか、言語政策と日本語教育がどう繋がっているのかなどが当然疑問として出てくる。

## 2.2 言語政策の視点からの研究

言語政策は言語教育と切り離せない関係にあり、特に植民地・占領地においては日本語

教育は言語教育というより植民地政策の一環になるので、いっそう重要視されていた。そのため言語政策に注目し、言語政策の視点から植民地及び占領地の民族教育、特に言語教育の実態を論述している研究も数多くある。

### 2.2.1 言語政策の発生と植民地日本語教育

言語政策は国語政策が成立してから発生したものである。最初に「国語」という概念と「国語問題」を提出し、確立させたのは国語学者上田万年で、その上で国語政策という言葉を用いてさらに展開したのは保科孝一であった。国語政策という言葉が認知され定着していったのは、その必要性が認識されるようになったためと言える。言語政策は、こうした日本の進出と言語の問題に関して意識が高まっていった時期に登場した<sup>21</sup>。1942年9月1日付海軍省調査課作成の文章『大東亜共栄圏論』では、「言語政策は民族意識の統一の上からも極めて重要な政策である」とされ「何よりも先ず各民族の国語を復活又は創始せしめ」と言いつつも、「日本語は直轄にありては公用語、一般通用語として普及せしめ、保護指導する地域にありては一般通用語なるにとどめること」とはじめて明確に言語政策という言葉が記述された。また「文化政策」の根本方針として「でき得る限り諸民族の特性を尊重しつつ自彊練成せしめ漸次日本民族精神文化の優秀性を体得せしむ」と掲げていたように、言語政策は異民族に対する政策という意味で使われていると考えられる。戦前日本は植民地台湾をはじめ、朝鮮、満洲などの地域において、学校教育から、法律用語や公用語の領域まで、計画的に日本語普及の言語政策を図った。泉<sup>22</sup>はそれが台湾では1895年、南樺太は1905年、関東州は1905年、朝鮮は1910年からとされている。

このように、日本は植民地政策の一環として日本語普及と日本語教育という言語政策を図った。こうした言語政策と民族教育ないし日本語教育の繋がりを究明するものには、まず先駆的なものとして60年代に登場した豊田国夫の『民族と言語の問題—言語政策とその考察—』がある。豊田の研究は言語政策に焦点を当てて、言語政策を全面的に、しかも全世界的な規模において扱ったという点ですぐれた業績であり、以後の研究でも参照されることが多い。その中で「国語」に関する定義を「同一国家に属する国民の、祖先以来継承してきた民族語で、現にその国民によって語られている、国家的性格を持った言語」<sup>23</sup>とし、国語と国家の結びつきを自明な理として述べている。それから小沢は「日本は、台湾統治を実現して以来『大東亜共栄圏』の設定に至るまでの間、いわばアジア諸民族に対するほぼ半世紀にわたる統治のあいだ、日本語教育の強制を持って、アジア諸民族統治の有効な方法としてきた」<sup>24</sup>と日本の植民地における日本語教育と民族統治との関連付けを指摘した。そして、植民地において日本語は「本来民族形成の基礎である言語が、特定の政治的状況のもとでは、他民族統治の手段に墮してしまったのである」<sup>25</sup>と日本語の位相の変化を指摘した。さらに小沢は「日本植民地政策論—日本語教育政策を中心に—」で、植民地における日本語教育および言語政策について、日本語に「国語としての日本語」と「東亜語としての日本語」という二つの位相を設定して、近代日本とアジア諸言語との関係を「言語侵略」という観点から記述している<sup>26</sup>。また、植民地言語政策を支えた言語観

については、石は著書『植民石剛地支配と日本語——台湾・満洲国・大陸占領地における言語政策一』で豊田の理論を発展させ、「言霊の思想」<sup>27</sup>をもって説明した。豊田は植民地への「国語」を唯一のよりどころとする同化政策や同化方針に対して「言霊思想」で答えようとしている。石は「言霊」のほかに、さらに「神になった日本語」という概念で論述し、欧米の帝国主義が持っている普遍原理としての宗教と違って、日本帝国主義は「言霊」という日本的文化、日本の精神を普遍原理としていたというように、日本語が進出したときの理念を解釈する試みをした。これは植民地日本語教育を考える際には興味深い観点と思われる。さらに、近年、牲川は著書『戦後日本語教育学とナショナリズム』で戦前や戦時中の帝国主義体制における日本語普及の論理や期待された役割とその位置づけを語り、「戦中までの日本語普及が『日本語＝日本・日本人』という図式、すなわち日本語ナショナリズムに基づいて、非日本人の文化的・精神的包摂をめざすという理念をもち、その理念に基づいて強制的な日本語普及や現地語の抑圧が行われていたこと」<sup>28</sup>と植民地日本語教育の原理が日本語ナショナリズムにあると指摘した。

90年代に入る前には、このような植民地の言語政策を研究する者はごくわずかであった。石によると、これらの研究者の中にはおおよそ二つの態度が見られる。一つは、植民地・占領地における言語政策というものは明らかに存在すると認めるが、それが「植民地同化政策、民族語抹殺政策」に過ぎないと判断し、さらに一歩進んでその政策の中身を研究するのを避ける傾向である。もう一つは、言語政策という前に、政策の立案遂行の主体である組織やそれぞれの植民地や占領地の状況も様々なので、ただの「言語暴力」であって、「行き当たりばったりの、思い付きや気まぐれの政策不在、無政策」とするものである。日本植民地・占領地に関する研究は、1990年代に入ってから漸く、目覚ましい進歩を遂げた。しかもこれらの研究は日本語教育史、思想史、植民地経営史などと深くかかわりあっている。さらに、石は「日本で、『国語』概念の成立に象徴されているいわゆる日本語の近代化は、旧来の封建的、細分化された政治や文化、精神状態から脱する『国民』意識の形成や、『想像の共同体』としての日本『ネーション』の形成に大きく寄与した」<sup>29</sup>と述べている。同時に『軍国』の成立にも深くかかわっていく」面も否定できない。これは後に植民地において「日本語普及政策が国家的、軍事的支配と深くかかわり、一体化していった歴史的、思想的根源の一つにもなった」<sup>30</sup>として、いわゆる植民地の言語政策がやはり国家的、軍事的支配と深くかかわっていることも明確に示されている。

磯田の『文化侵略』と異文化間教育一九・一八以前の満鉄付属地における中国人教育を中心に一」によれば、1993年中国大連市で開催された学術討論会で、植民地満洲の中国人教育について中日研究者の違いがはっきり出たのは、日本人研究者が偽満洲国教育の中心的な特徴を同化教育にあると指摘したのに対して、中国の教育史研究者が「奴化教育」と定義した点であった<sup>31</sup>。これについて、磯田は旧満洲で行われた日本語教育は異文化間教育なのか、それとも文化的侵略なのかについて論議するとき、AdikのHeteronomie理論を引用して論述した。「Adikは植民地教育における教育にとって特徴的なことはHeteronomie

「つまりその教育の実際の過程で、異民族によって、異文化が強制される点であるとする」というようにAdikの理論をまとめ、その上で、これが「中国側によって、「文化的侵略」「奴隸的教育」とする根拠を与えているのである」<sup>32</sup>と結論を出したのである。

このように、言語政策に関する研究はいつも日本語進出、植民地日本語教育実施のよりどころもしくは理論的根拠をめぐる議論になっている。つまり、政策の制定の段階に集中しているものが多く、政策の実施段階の分析がまだ少ない。このような政策は当時の日本語教育に実際どのような影響を与えているか、また、これらの言語政策をどのように実現しているかについてはまだ不明な点が多い。

## 2.2.2 言語政策史からの日本語教育史研究

言語政策史の視点から日本語教育史を検討するものには、関正昭の『日本語教育史研究序説』と関正昭・平田史也の共著の『日本語教育史』が挙げられる。特に前者は19世紀末から1945年までの日本語教育を覇権主義と日本語普及教育の時代とまとめ、さらに台湾、朝鮮半島、旧満洲などの植民地においてそれぞれの言語政策の変遷から当時の日本語教育を追究した。具体的には次のように紹介されている。台湾においては、伊沢が提唱した「国家教育の輸出」という理念が図られ、その目的は新領土における教育の開拓にある。朝鮮においては、国語としての日本語普及政策が採られた。つまり、日本語使用を強要し、その母国語を日本語に変えることによって、民族及びその精神をも皇国臣民としての性格に変えようと意図するものである。南洋群島では、制度的にも、内容的にも、台湾・朝鮮と同様であったが、日本語がその島々の間の共通語という役割を果たしたため、定着率も高かったという。旧満洲においては、偽満洲国成立前は準国語としての日本語教育が行われ、偽満洲国成立後は国語の一つとしての日本語教育が行われていた。また、さらに日本の進出が拡大し、東亜共通語としての日本語普及政策が採られるようになっていた。このように、関は言語政策の変遷という視点から植民地日本語教育政策の沿革を簡明にまとめた。ただし、この研究を通して各々の植民地で具体的にどのような日本語教育が行われていたのかを完全に知ることはできない。例えば、どのような教授法を使っていたのか、どのような教科書を使用したのかなどについては説明されていない。また、伊月は一連の論文<sup>33</sup>で教育関係者の投稿論文と思想変遷を追って、旧満洲の日本語教育は偽満洲国の建国を境に、外国語教育としての日本語教育から、「東亜共栄圏建設の最も根底的な基盤」としての日本語教育に変わったという結論に導いた。このように、偽満洲国建国前の日本語教育については、関が指摘している「準国語としての日本語教育」と違って、伊月が教育関係者の教育思想に基づき、「外国語教育としての日本語教育」とのようにまとめている。どちらが適切なのかについては、さらに教育の内容である日本語教科書についての徹底分析を行わないと解明することができない。また、当時の教育を学習者が一体どのように受け入れているのかを究明するには、教育体験者のオーラル・ヒストリー調査を行う必要がある。

川村湊は『海を渡った日本語』において、日本の植民地南洋群島・台湾・南方「マレーやフィリピン」・朝鮮・満洲・北海道・樺太のすべての地域を対象に、これらの地域におい

て、作者自身を含めた文学者や教育者が行った日本語普及活動を述べたものである<sup>34</sup>。全体的には叙述的な記述をもって当時の植民地言語普及史を記録した。それまでの研究が人間不在の言語政策だけに注目するのに対し、川村の研究は経験者の経歴に基づいて叙述しているので、言語政策が何を意味するかをいっそう考えさせられる。しかしながら、本書は叙述の形で論述しているため、全体の記述の枠組みを明確にしておらず、言語政策と言語教育そのものがかえって見えなくなるおそれがある。

### 2.2.3 言語政策における日本語教育と人材養成

祝利は日本語教育史の観点から、偽満洲国における人材養成の実態を解明し、その人材像を描いた。具体的には、まず、学校教育と社会教育の双方より、偽満洲国の一般教育及び「社会的中枢」といわれた官吏、教員の養成について考察した<sup>35</sup>。さらに、日本、満洲・偽満洲国と深くかかわり、日本の対ロシア(旧ソ連)及び大陸政策に重要な位置を占めていた白系ロシア人、それから当時、日本語、中国語とともに偽満洲国の国語と定められた蒙古語を母語とする蒙古人に対する教育をも明らかにした。

杉森は偽満洲国成立から1937年の新学制制定直後までの時期に絞って、中国人などと日本人の中等教員に対する再教育と日本人中等教員の養成を開始するまでの動向を明らかにすることを目的にし、偽満洲国の教員講習所から中央師道訓練所という施設が、日本人中等教員の新任教員に対する再教育施設としての役割を果たしたことを明らかにした<sup>36</sup>。その再教育の実質は日本人の新任教員に対する建国精神と「満語」の修得を主とした再教育が必要であり続けたことを意味している。

この二つの研究により、さらに一歩進んで旧満洲における人材養成政策と教員養成政策の面から日本語教育をより全面的に見ることができるようになった。人材養成政策はいわゆる当時の日本語教育の同化教育という目的のほかにも、もっと目の前の社会需要を満たすためにもなったことが分かった。とりわけ建国精神の修得を教員養成の内容として取り入れたことから、当時の日本語教育の原点から日本語言語政策が刷り込まれていたと考えられよう。

以上言語政策の視点から、言語政策と植民地日本語教育との関連性、植民地日本語教育史的沿革と日本語教育における人材養成政策を追求した。これらの先行研究では、政策そのものに焦点を当てているため、その政策がどのように植民地日本語教育の内容の選定を左右しているのかについては研究されていない。また、日本語教科書を編纂するときに、これらの内容を取り入れたのかが研究課題である。

## 2.3 教授法視点からの研究

戦前の日本語教育に関する研究では、教授法をめぐる研究が数多くなされてきた。戦前・戦時中旧満洲における代表的な教授法は、日本語教育が始まった当初の対訳法、井上信翁氏が旧満洲で紹介したベルリッツ法、後に台湾から伝わってきた山口喜一郎の直接法、そ

れから大出正篤の速成法の順で発展してきた。日本が満鉄で日本語教育を行った当初は、なるべく早く旧満洲の中国人に日本語を修得させるべく、日本語教育を手っ取り早く進めようとしたため、対訳一本調子で日本語教授をしていた。万事始まったばかりの旧満洲には、この対訳法にもいろいろの長所があることが否めない。しかし、発音や会話力の上達には効果が出ないのが最も解決されるべき欠陥であった。その後、満鉄本社は日本語教育主任として飯河道雄を招聘し、さらに日本語教授を重要視して、飯河が在任中露国で日本語教授に従事した井上信翁を招いて講習会を開いた。井上は露国で成功したベルリッツ法を旧満洲に紹介し、対訳法と並んで行っていたが、続いたのはわずか二、三年間だけであった。そして1914年満鉄は朝鮮の京城高等普通学校主事の山口喜一郎を招請し、日本語口授法講習会を開催した<sup>37</sup>。山口は台湾でグアン式教授法の普及に努め、後にこのグアン式教授法を発展させ、直接法を開発した。大出正篤は自分の教育経験に基づき、初等教育から純然たる直接法による日本語教育は時間がかかる割りにあまり効果がないことに気づき、その上で速正式教授法を開発した。大出はこの自らの教授理論に基づく教科書も多数執筆し、発行していた。

まず、グアン法はフランス人のフランソワ・グアンが自らのドイツ語学習に失敗した経験から考案した自然教授法の一つである。外国語の習得においては幼児が母語を習得するのと同じように自然な過程に従い、口と耳による音声言語の側面を重視し、母語への翻訳を行わないというのが理論的根拠であり、言語習得における幼児の心理的側面を強調する方法である。当時、植民地台湾では生徒数の拡大に伴い、如何に効率よく日本語を教えられるかが課題になっていた。効果的な教授法を模索するために行われた国語教授研究会で、橋本武によりはじめてグアン法が教師たちに紹介され、「異民族の子弟に従来の対訳法によらないで我が国語を教へた濫觴」<sup>38</sup>ということになった。その後、山口喜一郎がその実践に成功し、1943年に『日本語教授法原論』のなかでグアン式直接教授法として詳しく紹介した。また王秋陽の「日本統治時代の台湾における日本語教育—グアン氏言語教授法に関連して—」によれば、台湾総督府から『ゴアン氏言語教授法案』<sup>39</sup>と『台湾公学校教授要旨』が出版され、台湾におけるグアン法による日本語教育が推し進められた<sup>40</sup>。このグアン法は後の山口が開発した直接法に大きく影響を与えていた。王は日本統治期台湾の公学校に取り入れられたグアン式教授法の理論と方法を史料に基づいた分析で検証し、漢字漢文と台湾語を媒介語とする対訳法に対する検討とともに、台湾の日本語教育史におけるその位置づけを考察した。

山口喜一郎はグアン式教授法を発展させ、直接法を考案した。山口は『日本語教授法言論』で「初めグアン氏方案によって教授法が行はれた際には、対訳を廃し、土語を使用しないことを望んだけれども、話し方教授初期に於いては、教材の内容すなわち言葉の意味である事実を土語にて説明し、然る後、それを直観方便に移して国語を授けることを許したのであった」と述べた。1932年（昭和七年）満鉄初等教育研究会が発表した「満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷」<sup>41</sup>には、旧満洲でこの直接法の普及度とその効果について

以下のように記述されている。

遼陽の講習会は沿線のみならず市内公学堂の教師も一緒であったが、その後の満洲に於ける日本語教授法は、全くこの直接教授法で押し切って来たと言っても過言ではない。この直接法は旧満洲の日本語教育には最も重要な日本語教授法で、普及度もかなり高かった。ゆえに、直接法の原型であるグアン法に関する研究も、直接法そのものに関する研究も非常に多い。随て児童の実際成績を見てもぐんぐん上った様で氏の功績亦大なる者あるを思はしめる。<sup>42</sup>

山口自身も実際台湾や旧満洲の日本語教育や日本語教科書の編纂に参画しており、当時の日本語教育には非常に重要な人物である。山口の直接法についての研究も数多くある。例えば木村宗男、駒込武、村井万里子、山口幸二などがある。中でも、村井は山口喜一郎が実際に『第二種 初等日本語読本』編纂に参画したことを述べている。村井は『第二種 初等日本語読本』の教科書、教授書ともに山口喜一郎の名が直接記されていないが、教科書編纂者であった今永茂（南満洲教育会教科書編集部）は後の論文「日本語読本編纂の思ひ出」（昭和18年）の中で、「山口喜一郎先生が部外から大きな救ひの手を伸ばしてくださった」と述べており、山口喜一郎もまた『外国語としての我が国語教授法』巻頭言において、「満洲に於ては深く私の主張を信じ其の読本編纂に参考せられている教科書編輯部の今永茂氏」として謝辞を述べていることがその証明になったと述べた<sup>43</sup>。これらの資料に基づくと、山口喜一郎は確実に旧満洲の日本語教科書の編纂に対し、指導的な立場であったことが推定される。

また、直接法を直接法イデオロギーで解説する先行研究も多くある。たとえば、山口幸二は論文「分裂する『言語観』」の中で「直接法」について「当事者側から、音声言語・生活語が日本語教育の基礎であり、それが精神的陶冶につながるとし、実用を目的としない」<sup>44</sup>と山口喜一郎の言語教育思想をまとめた。山口喜一郎自身も日本語には陶冶性があり、日本精神を担うという言語観から出発している。山口にとっては、言語活動を行うときに心理的「同一化」が必須条件で、それ故に、「母語」や「翻訳」は必ず排除されなければならない。また、学習者が「日本語」そのもので思考することこそが「日本化」につながり、日本精神が伝わるという考えを持っている。一方、駒込武は山口の理論が国内においては、日本語を理解し、音声として表出することで、「日本精神」に感化したと捉える「生活語主義」と相俟って、帝国主義的な異民族支配に適合する理論として植民地で普及するようになったとまとめた。しかし、駒込は直接法の精神感化の有効性について次のように論じている。

山口の教授理論は「物事の意味」「言動の意味」「生活」という概念に即して直接法が「普遍的」に有効であるかのような形で構成されているが、実は言語活動の心理の同



一化という目標を前提として演繹されている。この目標は「日本精神」への感化という目的、日本帝国主義による支配体制の維持という究極目的につながるものと想定されているが、言語習得における臨界年齢の問題や極端な言語相対主義の無効性という問題がそこに客観的な矛盾を生じさせる。このことから、山口の方法論は一その主観的な意図に反して一その目的に奉仕しない可能性を持つのである。<sup>45</sup>

このように駒込は山口の直接教授法による言語教育を通して「日本精神」への感化と「思想的同化」という究極的な目標を追究するが、実際それを達成するには無理があることを指摘した。

大出正篤は直接法の精神感化という役割を否定しないが、大陸の日本語教授実践で直接法の限界とその欠陥を意識して、次のようにまとめた。

日本語教授と日本精神や指導精神などを簡単に結びつけて「日本語教授によって日本精神を伝えるのだ」とか「指導理念の理解は日本語によるべきだ」とかいふ考え方をする人があり、しかもそれを日本語の初歩程度から行はうとする人がある。それが如何に徒労であったか、さうした行き方が日本語の学習それ自体をも如何に毒したかは、大陸に於ける経験が既に証明している。<sup>46</sup>

また、駒込によれば、偽満洲国建国以前は大出も山口と同じように直接法・話し言葉重視という方針を持っていた。しかし、偽満洲国が建国されても教員不足などのため、いっこうに日本語教育の効果が上がらない情勢を前にして新たな教育方法を模索する必要が生じてきた。大出によれば、元来の教授法は幼い子どもを対象として、相当年月をかけて会話を完成する教授法であるが、偽満洲国建国直後の日本語教育が必要としたのは短時間に手取り早く効果を現す教授法なのであった。この情勢に即する形で「速成法(速成式話方教授法)」を考案したわけである。

大出の速成式教授法に関しては「速成法も直接法である」というものと「速成法は直接法に反する対訳法である」という二つの言説がある。大出の速成式教授法は、学習者に予習用として訳注のついた対訳教科書を用意し、教室では翻訳をせずに直接法による教室活動を基本とする方法である。しかし、直接法を信じる教育者はこれを批判した。それで、昭和十年代の日本語教育界では教授法をめぐって、対訳法と直接法の論争が盛んに行われた。この速成法に関する研究としては、興亜院華北連絡部の華北における教授法の調査報告に関するものに多仁安代の「第二次世界大戦期の「占領地」における日本語教授法について―興亜院政務部の調査報告をめぐって―」、大出の教科書に焦点をあてたものに前田均の「大出の「対訳法」に基づく日本語教科書」があり、直接法を実践する山口に師事した日野と速成式教授法を唱える大出との論争を教師の派閥間のヘゲモニー争いという視点で論じたものに関正昭の「大出正篤 vs 日野成美の教授法論争から見えてくるもの」が

ある。それから、速成式直接法と帝国日本の言語政策との関係、大出の日本語教育観を論述したものに坂田篤義の「大出正篤の日本語教材と速成式教授法」などがある。坂田はこの問題について、「大出の教室活動はあくまで直接法によるものであり、直接法そのものを批判したわけではなく、日本精神を日本語で初等教育から伝えようとするのが逆効果であること、そして、山口の主張するような純然たる直接法を初等教育から取り入れたとしても、華北や南方占領地では成果が見込めない」と大出の速成式教授法を論述した。

このように教授法の研究に基づいて、旧満洲の日本語教育の歴史的脈絡を把握することができよう。ただし、このような方法の研究は欠かせないが、これらの教授法によりどのような内容が教えられたのかについて検討することも極めて大切である。ゆえに、具体的な教育内容である教科書と教授法を結びつけて研究する方法が研究課題として残ると考えられる。

#### 2.4 日本語教師と学習者をめぐる実証的研究

加えて、教育者の教師と教育経験者に注目する実証的研究も近年徐々に現れるようになった。偽満洲国教育の当事者、経験者に関心を向け、その生の声を収集したのものとして大森直樹の一連の研究論文<sup>47</sup>が挙げられる。大森は偽満洲国の日本人教員のみでなく、中国人教育経験者をも対象者とし、これらの教育当事者の記述に基づいて当時の教育実態を再現し、教育経験者による教育への評価を明らかにしている。

そのほか、中国人研究者齊紅深は長年にわたって旧満洲時代の教育関係者を訪問し、彼らの回想によって旧満洲の教育実態を描く作業に取り組んでいる。その成果として『見証日本侵華教育』(中国語版)が出版され、同書の一部は後に竹中憲一により翻訳され、『「満洲」オーラルヒストリー<奴隷化教育>に抗して』という題名で日本でも出版された。同書には、1000名余りの旧満洲の教育関係者に対するインタビュー調査が収録されており、当時の教育実態に関する情報を得るには非常に貴重な資料となっている。安田は書評で「記憶に対する解釈が政治的・イデオロギー的になされたとしても、強烈で鮮烈な記憶そのものはそう大幅にはかわらないだろう」<sup>48</sup>と評した。このインタビューデータには教育体験者が当時の日本語教育だけでなく、当時の社会、学校教育全般について述べたものが収録されている。そして、これらのデータにはほとんど叙述の形で当事者の回想によって、当時経験したことが全体的或いは断片的に記録されているので、体験者たちにどのようなことがどのように記憶され、彼らの語りがどのような意義を持っているのかを考察する必要がある。また、体験者たちが当時の日本語教育についてどのように理解し、当時の植民地日本語教育が体験者たちにどのような影響を与えたのかなどについても、詳細に分析する必要があると思われる。

#### 2.5 教育行政や教育法規の視点からの研究

日本語教育状況を知るためには、教育行政や教育法規の沿革を無視してはならない。ゆえに、先行研究では、前述したように旧満洲日本語教育の全体像を描くときに教育行政を取り入れて研究するほか、教育機関の設立、教育行政の沿革、教育法規の改定や教育制度の形成などを取り上げて考察するものもある。劉麗娜は「関東州における日本の植民地教育制度の形成過程—1905—1919の関東州都督府の時期を中心に—」で、中国の視点から関東州の植民地教育の形成過程に注目し、教育と政治、経済の関係により、植民地教育制度を形成する内在の関係を明らかにした。また、宋群は「関東州の中国人初等教育における日本語教育研究—1904年日露戦争から1945年日本敗戦まで—」の中でも、関東州の教育関係法規の変遷を追及し、そしてそれがさらに日本語教育に影響を与えていることが論及されている。

植民地における教育政策、教育機関、教育法規などは日本語教育の基礎であると同時に、随時日本語教育に影響を与えているので、日本語教育を考察する際に考慮に入れなければならない。ただし、これまでの研究ではその沿革を究明するものがほとんどで、これらの内容がどのように当時の日本語教育を規定したかはまだ明らかになっていない。今後さらに分析し考察する必要がある。

## 2.6 日本語教科書の視点からの研究

上の先行研究を通して、旧満洲日本語教育概況を見渡すことができ、さらに日本語教育政策を追求することにより、旧満洲の日本語教育の特徴として当時の日本語教育の目的を把握することができよう。しかし、これらの先行研究に頼っても、いったい当時の日本語教育で具体的に何をどのように教えたのか、それが今日の日本語教育とどう違うのかについてはまだ不明なところが多い。本節では、具体的な教育内容を示す日本語教科書を取り上げた研究を概観する。

旧満洲の植民地日本語教育が始まった当初、ほとんどは台湾や朝鮮の日本語教育を範にしてまねており、日本語教科書も適切なものがなく、台湾・朝鮮または日本国内のものを使っていた。大橋敦夫<sup>49</sup>は伊沢修二の言語事項に関する業績を中心に、伊沢が編纂した『東語初階』を構成、内容、表記、語彙、文型の五つの面から考察し、日本語教科書から植民地日本語教育を研究する方法を提示した。陳虹彪<sup>50</sup>は日本統治下台湾における「国語」科の成立過程を解明し、さらに国語教科書編纂に大きな影響を与えた台湾総督府編修官加藤春城を中心として国語教科書の編纂経緯と各期の教科書の内容の特質を明らかにした。陳の研究では日本統治下台湾の日本語国語科の成立を究明する上で、国語教科書編纂の中心人物加藤春城をめぐる、彼の独自の教科書編纂理念と編纂手法について、実生活に合わせる教材の選択基準、初学年教科書編纂への重視、児童が親近感を持ちやすい挿絵や生活事物教材の採択、発音教育の強調などその特徴を明らかにし、それらが台湾人と接する自らの教育経験や他の教育者の意見を含めて検討を行う中で独自に形成されたものであること

を解き明かした。このように加藤春城が主導した国語講習所の国語教科書の分析を通して、彼が台湾における国語教科書の編纂手法、教材の選択基準、教科書の内容構成を明らかにすることにより、日本統治下台湾の日本語教育の実態を究明することができた。

しかし、台湾は日本が完全に統治した植民地であるため、台湾で行った日本語教育は国語教育になるので、旧満洲の半植民地での日本語教育とは根本的に区別され、当然その教科書も違ってくる。ゆえに、旧満洲の日本語教育実態をよりの確に把握するためには、旧満洲の日本語教科書の実態とその史的全体像を究明する必要があると思われる。

旧満洲の日本語教科書研究の代表的な研究者としては、竹中憲一が『「満州」植民地教科書集成』の最後に解説として『満州』における日本語教科書の編纂を書いている。この研究で竹中は満洲における公的日本語教科書の編纂を通観することによって、日本の植民地言語政策を明らかにしようとした。しかし、この解説は教科書の編纂経緯が主な内容となり、教科書の具体的な内容分析は少ししか触れられていない。また、研究目的は言語政策を明確にすることであるので、それらの教科書でどのように教えられていたのかについては書かれていない。劉紀星は南満洲教育会教科書編集部編纂の二種類の教科書を対象にし、具体的に教科書の各課の内容検討を行った。結論としては旧満洲時代の日本語教科書の長所と短所、さらに偽満洲国での日本語教育の特徴がまとめられている。特に劉は旧満洲の「日本語教育の管理や運営に当たったのは日本人であり、日本語教育の方針、教科書の作製など、すべて日本人が主体となって行われた」<sup>51</sup>ので、「日本人の考え方に基づく日本語教育方法」である。これは今日の中国における日本語教育が中国人主体であるのとは対照的位置関係である」と指摘した。しかし、劉の研究対象は南満洲教育会編纂の二種類だけで、旧満洲の日本語教科書を代表できるかは疑問が残る。そして分析も挿絵、表記と仮名遣いという形式の面にとどまっておろ、どういう編纂理念や言語政策のもとで編纂されたかという教科書編纂の深層的なものが明らかにされていない。さらに、伊月知子は『満洲国』期の日本語教育関係者の思想的変遷—公学堂の校長から文教部編審官となった福井優について—において、偽満洲国の教育管理機関である文教部審定の教科書を例に、編纂者の視点から教科書の教授内容と収録の目的に着目し、その日本語教育の役割について検討した<sup>52</sup>。伊月はこれらの教科書の編成は学習者に日本・日本人理解を促進する要因としての可能性があるかと推定している。ただし、伊月自身も言っているように、このような内容は日本側が「教えたいたいもの」であって、実際の現場の教師や学習者にどのような受け入れられているのかについては、さらに分析と調査が必要である。

### 3 先行研究の問題点

以上の先行研究を概観してきたが、これまでの先行研究の問題点を以下のようにまとめることができる。

- (一) これまでの研究では、教育政策そのものに注目するものが多く、政策を制定する段階に関する研究が深くなされてきた。しかし、教育政策の実施とその後の沿革につい

て更なる分析が必要という課題が残されている。つまり、いかよの意図の下で政策を制定したのかと何を参照して立法したのかという問題をはっきりさせた後、その政策や法規を実施する際、如何なる状況で、例えば社会情勢・世界情勢の変革、受け手である人々の反抗、教育効果の有無等々の影響で、その教育政策と法規はどのように改正されてきたのかを究明する必要がある。さらに、このような実行と改正の繰り返しの中で、日本語教育の行方はどうなっていたのかについてはまだ深く検討する余地がある。

(二) 先行研究では旧満洲日本語教育の全体像を描くものや言語政策に関するもののような外観的で巨視的なものが多い。そのために、本当の日本語教育の実際と内実から少し距離を置いて見ることになってしまい、実際当時の日本語教育がどのような内容を教えていたのかまだ明確に研究されたとは言えない。また、植民地日本語教育の内容は随時その教育関係法規と教育行政の変化に影響されていることを見逃してはいけないので、この二つがどう関わり合っているのかを究明する必要がある。特に、教育法規の沿革と共に、日本語教科書はその沿革をどのように具現化したのかについての分析が必要である。

(三) 日本語教育の実現或いは教科書の役割の実現には、教育の受け手である学習者が欠かせない。教科書の内容を明らかにした上で、教育の体験者がそれをどのように受け入れていたのかについて検討する必要がある。これまで研究者が時間を費やして多くの体験者のオーラル・ヒストリーを収集したにも関わらず、まだそれについての分析考察が行われていない。

## 4 本研究の研究課題と方法

### 4.1 本研究の研究課題

以上旧満洲植民地日本語教育の先行研究を概観し、その問題点を明らかにした。まず旧満洲植民地日本語教育の追究において、植民地教育原理の言語政策に関する研究と教授法の個人史研究への傾斜が見えた。前者は理論に注目しているものが多いが、その理論に主導されている植民地日本語教育自体と結びつけて論じるものはまれである。それから教育行政の変化や教育制度の形成などが随時、日本語教育の実際を左右しているが、その直接的な表れは教育内容であり、形として見えるのは教科書である。

また、今まで植民地日本語教育は「皇民化教育」、「同化教育」と定義づけて論述されてきたが、槻木が強調したように、近年教育体験者へのインタビュー調査やライフストーリーを通して、歴史や事実を知るようになったことは大きな進歩である。さらに、このような調査により、当時の教育内容を知り、旧満洲の日本語教育の実態についてより近づくことができるかと期待できよう。その上で、このような日本語教育を受けて、教育体験者にどのような影響が与えられたかを追究することにより、紋切り型で「皇民化教育」と判断す

るのではなく、よりどころのある客観的な結論が見えると考えられる。

よって、本研究の研究課題を以下のように設定する。

課題一、歴史資料の考察を通して、改めて植民地教育政策の形成に注目し、植民地統治側の意図がどのように構築されてきたのかを探求する。また、旧満洲の日本語教育政策、教育関係法規はどのように制定されてきたかを調べる。その過程で、どのような批判を受けて、いかように調整または改訂されてきたのかを探求する。(研究一)

課題二、日本語教科書の内容分析を通して、旧満洲日本語教育の教育側がどのような内容を教育していたのかを明らかにする。具体的に、教科書の形式はどうなっているか。どのような題材のものが教材として選択されたのか。また、その内容としてどのような特徴があるのかを検討する。(研究二)

課題三、教育体験者のオーラル・ヒストリーの中の「学校での言語活動」、「日本語教育」に関する記述を考察し、学習者の立場から、体験者たちが実際目で見たいもの、または体験したものを通して、当時の日本語教育がどのように行われていたのかを追及する。また、教育体験者の語りの中の「日本語教科書」に関する記述を分析することにより、学習者が当時の日本語教育及び日本語教科書についてどう理解しているのか。その受容を明らかにする。最後に、教育体験者の語りを分析して、旧満洲の植民地日本語教育は学習者にどのような影響を与えているのか。学習者の意識と思想はどう変化しているのかを追及し、長い年月を経て、この経歴が体験者の人生にどのような意味を持っているのかを考察する。(研究三)

#### 4.2 本研究の研究方法

なお、上記の研究課題を解明するために、本研究の研究方法としては先行研究を参照しながら、資史料に基づいて論究を進める。

課題一では、実証的歴史研究法に基づき、歴史の事実を明らかにするため、日本側の史文献資料を全面的に分析すると同時に、できるかぎり中国側の歴史資料を掘り下げ、構成する。まず、歴史資料に記録されている教育行政や教育規則の変遷と沿革を追及して、その変化の意味を検討する。

この部分では主に教育法規の変遷を考察するため、参考する資料は日本側の資料が多い。また、法規と政策を正確に検討するために、できる限り多くの史料を参考することにした。日本側の一次史料は以下のようなものである。

- ① 嶋田道弥『満州教育史』文教社、1935年
- ② 関東庁内務局学務課『満洲における我邦の教育施設』、1927年
- ③ 国民政府中央設計局東北調査委員会『偽満教育文化総検討』、1945年ガリ版

- ④ 満鉄総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』上・中・下、1939年
- ⑤ 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』全十三巻、1939年
- ⑥ 関東局令第90号『関東州人教育令』、1944年
- ⑦ 満洲国文教部『第三次満洲帝国文教年鑑』、1937年
- ⑧ 文部省図書局『国語対策協議会議事録』、1939年
- ⑨ 国語文化学会『外地・大陸・南方一日本語教授実践』国語文化研究所、1943年
- ⑩ 『コトバ』国語文化学会機関誌、1939～1944年

中国側の参考資料は以下になる。

- ① 武強『日本侵華時期殖民教育政策』（1994年）
- ② 武強他編『東北淪陥十四年教育史料』（1989～1998年）
- ③ 遼寧省教育志編纂委員会編『遼寧教育史志史料』全4集（1990年）

課題二では、竹中憲一の『「満州」植民地日本語教科書集成』に収録されている初等教育用教科書の「初級教材」を研究対象にし、具体的に教科書の形式、題材などの特徴を考察する。さらに、教科書の内容に注目し、内容分析の手法で、どのような内容がどれくらい出ているかを考察することを通して、これらの教科書に対する質的分析を行う。

課題三では、中国人研究者斉紅深が収集し、編纂した旧満洲日本語教育体験者のオーラル・ヒストリーを集めた一冊『見証—日本侵華殖民教育』<sup>53</sup>を研究対象にする。その中の日本語教育体験者の語りを分析して、教育受け側の立場から旧満洲の日本語教育の実態を追及する。これから以上の三つの課題を三つの研究で明らかにしたい。

### 第3章 旧満洲における教育政策及び教育関係法規の沿革（研究一）

#### 1 はじめに

教育法規や教育政策は教育活動を制約し、また、教育内容を決める。植民地教育政策は特にそうである。G. P. Kelly and P. Altbachは「植民地に出現する学校は、植民者の権力と教育的ニーズを反映するものとなる。確立された教育制度は、政策を決定する側、すなわち植民者側と植民化された側との交流の結果として、土着住民のニーズの少しは役立つ場合もあったが、学校は、なによりもまず、植民者側のニーズに役立つよう構想された。植民化された側の希望は大部分が無視された。」<sup>54</sup>とのように植民地教育と植民地教育政策を論じている。つまり、植民地政策は植民地統治者側の意図を実現するために制定したものであり、その内容が随時、教育側である植民地統治者の理念や目的を反映している。ゆえに、旧満洲の日本語教育を考察するために、まず当時の日本語教育関係法規と教育政策をはっきりさせないといけない。つまり、当時、日本が植民地に対して、日本の権力者である統治者の意図はいかように構築されてきたのか。植民地の一環として、旧満洲において日本語教育がどのように導入され、その教育のモデルがどのような経緯のもとに構想されたのか。一方で、これらの植民地政策に、政策を制定する側でも、被植民地の住民でも全部無言で納得するとは考えられない。したがって、植民地統治側が自分の意図を実現するために、いかような法律を立法して、また法律の実行に伴い、いかように批判を受けて法律を沿革してきたのかについて追究する。

ここでは、まず教育行政や教育法規はそれぞれ何を意味するか。また、その中に具体的にどのような内容が含まれているかを簡単に解析する。教育行政とは、教育に関する政府の目標を設定し、それを実現する活動である。具体的には、公立学校の設置、教育機関や教育施設の管理、教員の雇用とその勤労意欲の維持等が主たる活動内容となっている。これら一連の行動を管理するのは政府や国家であり、戦前や戦時中の植民地においては、いわゆる統治者側にある。一方、教育法規については、大まかに①教育の原則を定めた法規、②学校教育に関する法規、③教員に関する法規、④教育行政に関する法規がある。満洲の場合は、いわゆる当時の統治者側が制定した教育に関連する法律や規則、例えば政府の教育令、学校令、学校規則などが含まれる。これらの法規や政策を制定する教育管理機関があらゆる教育活動の統制、教員の雇用、教科書の編纂等を管理し、実行するのは教育行政である。本研究では、主にその教育行政と教育法規の中の日本語教育に関連するものに注目して考察する。

なお、満洲には法的性質、地理的・政治的条件のまったく異なる関東州、満鉄付属地、偽満洲国が存在するため、それぞれの教育行政と教育法規も違ってくる。関東州は、国際法上では中国の領土であるものの、日本の主権が及ぶ「領土」に準じる地域という解釈が一般的であったため、「内地延長主義」<sup>55</sup>教育に遵って教育法規を定めていた。一方



で、満鉄付属地は、満洲の地を南北に縦断した細長い地域で、周りを中国領に囲まれていたこともあり、法律上「外国行政地域」と位置づけられていた。自由に「内地」と同様の教育を行うことは中国及び欧米からの非難を受けることになるため、自ずから「現地適応主義」教育を行うことが求められていたのである。また、1932年に関東軍が「建国」を宣言して、偽満洲国が成立したが、その実質は日本統治下の傀儡政権である。偽満洲国「建国」時は「五族協和」することで団結した独立国家を形成することを宣言し、またその宣言を全うするべく政治機構を構築したように思えるが、実質的には日本の統制力が大きく、結局は傀儡国家であったと言える。したがって、教育政策も溥儀が『回鑾訓民詔書』で公布した「朕(満洲国皇帝)、日本天皇陛下と精神一体の如し」<sup>56</sup>のように、「日満一体一心」の理念の下で設定された。このようなものは、関東州と満鉄付属地で行っていた教育とは異なっていた。そのため、以下では偽満洲国の成立を境に、偽満洲国成立の前の関東州と満鉄付属地、それから成立後の偽満洲国の教育行政と教育法規をそれぞれ見ることにする。

なお、満洲地域は少数民族の集まり住んでいるところであり、種族的または過去の伝統によって概ね20種の名称のついた住民によって構成されたという<sup>57</sup>。その主要構成民族は漢民族、満洲族、蒙古族、朝鮮民族、日本民族の五つの民族である。人口比率から見れば、1937年12月の時点で、総人口3667万人のうち、漢族が最も多く2973万人で、全体の81%を占めており、その次は満族の435万人で、全体の12%を占め、第三位は蒙古族98万人で、全体の3%弱、第四位は朝鮮族93万人で、総人数の3%弱であった。第五位は日本人の42万人で総人口のわずか1%弱のみであった<sup>58</sup>。よって、旧満洲の教育機関は主に日本人向けの在満国民学校と中国人向けの公学堂、普通学堂があった。初等教育と中等教育段階は日本人と中国人が違う学校に就学していた。その中で、満鉄付属地の場合には中国人学校に日本人学級を付設したり、その反対に日本人学校に中国人特別学級(熊岳城、遼陽、開原)を設けたりすることがあったが、関東州の場合は、日本人は日本人学校に入学し、中国人は中国人学校に進むことが通常であった<sup>59</sup>。高等教育に進むと、日本人と各民族の中国人が同じ学校で学習することになった。具体的に言うと偽満洲国には高等教育機関が1942年の段階で18あり、学生数は7000人弱の者がいたが、そのうち日本人が約3000人で、全体の45%を占め、日本人以外には各民族の中国人だけではなく、白系ロシア人などもいた<sup>60</sup>。

民族政策として、偽満洲国成立前は、1912年辛亥革命の後、孫文が「中華民國の人民は一律平等であり、種族・階級・宗教の区別はない」<sup>61</sup>という民族平等、民族団結の理念を掲げた。このような民族政策の下で、少数民族の教育には「政府が国家を支える人材を養成するための少数民族に対する教育(国民教育)と少数民族自身が行う教育(民族教育)」<sup>62</sup>の2つの形式が存在した。教育内容としては、「漢語漢文、モンゴル文、チベット文のほか、中国及び外国の歴史、地理や理数系の教化などがあり、生徒には一年目に漢語漢文を集中に学ばせた」<sup>63</sup>。学制としては、1912年～1913年の壬子癸丑学制を経て、

1922年に中華民国政府より制定された「壬戌学制」が定着した。「民族平等」の前提で、「社会進歩ノ要求ニ適応スベシ、民主主義教育精神ヲ發揮スベシ、個性ノ發展ヲ図ルベシ、国民ノ経済力ニ注意スベシ、生活教育ヲ重視スベシ、教育ノ普及ニ努ムベシ、地方ニヨル伸縮ノ余地ヲ残スベ」<sup>64</sup>を教育の主旨としている。1931年、第三期中央執行委員会第17回常務会議で選択した「三民主義教育実施原則」蒙蔵に対する教育の方針が定められた。そのうち教育課程に関しては、一、各級学校の教育課程は、内地の学校の標準的な教育課程に基づき、モンゴル、チベットの状況を考慮して定めること、二、小学校の教科書はモンゴル語と漢語、チベット語と漢語を併用し、中等以上の学校の教科書は原則として漢語で編纂すること、三、各級学校の教科書は原則として漢語で編纂することという方針が明示された<sup>65</sup>。つまり、学校では<sup>66</sup>、原則として当時の少数民族語が使用されず、漢語の学習が必須とされていた。このように、偽満洲国成立前は、漢民族と各少数民族は民族団結の民族政策で各民族が同じ教育を受けていた。

1932年、偽満洲国が成立し、偽満洲国の管轄範囲は今の中国の東北三省と現在の内蒙古自治区(南モンゴル)北東部の地域に拡大し、関東軍の支配により満洲地域で日本の傀儡政権である満洲国が樹立された。偽満洲国の「建国精神」は「建国ノ精神ハ、王道ヲ行ハノコトヲ期ス、尤モ政党政治ノ現今時代ニ適宜セサルニ鑑ミ、茲会ヲ之レ設ケ、民族ノ協和ヲ謀リ、百業ノ振興ヲ図」<sup>67</sup>と明確に提示している。こうして「民族協和」と「王道主義」は偽満洲国の建国精神の中心内容を構成し、教育において、民族協和の理念下、偽満洲国は各民族の分布、伝統、文化、習慣などを調査し、各民族に対して、異なる方針をとっていた。

偽満洲国の成立を境に、満洲地域において異なる民族政策がとられ、教育においても、各民族に対して異なる教育方針が制定された。本研究では、主に満洲人口の80%以上も占めている漢民族に対しての日本語教育を研究対象として探してみたい。

## 2 本章の研究課題

本章の研究一では、旧満洲の日本語教育実態を究明するためには、日本の植民地言語政策はどのように形成してきたのか。また、旧満洲の場合、日本の権力者がどのように植民地としての満洲を位置づけ、植民地統治の重要な一環として、日本語教育をどのように満洲に導入したのかを検討する。さらに、教育政策を実行すると伴い、いかなる批判を受けて、どのように改正してきたのかを探りたい。以下、関東州、満鉄付属地、偽満洲国それぞれの教育法規と教育行政を検討する。具体的な研究課題は以下のとおりである。

- (1) 関東州における日本語教育行政の沿革、教育関係法規の変遷について検討する。
- (2) 満鉄付属地における日本語教育行政の沿革、教育関係法規の変遷について検討する。
- (3) 偽満洲国成立後の日本語教育行政の沿革、教育関係法規の変遷について検討する。

## 3 日本の植民地言語政策の形成

日本の植民地言語政策の形成を追及するにあたって、まず日本国内においての「国語政策」に「言語政策」の原型を求めると考えられる。それから、日本が植民地

台湾で初めて日本語教育を実施し、植民地における言語政策のあり方を模索してきた。台湾での試行錯誤を経て日本の植民地言語政策や日本語教育の雛形ができ、その後の植民地朝鮮や満洲などにおいても、台湾の経験が参考にされることが多い。よって、ここではまず日本の植民地言語政策の形成を究明し、当時植民地統治者側がどのように自分の意図を構築してきたのかを検討する。

### 3.1 「国語政策」と「言語政策」

現在われわれがよく使う「言語政策」という言葉は、主に社会言語学の一分野を指す語である。これに対し、文部省や国語審議会などでは「国語政策」という言葉がよく用いられている。ところが、「言語政策」の意味が「国語政策」の意味より広い意味で用いられる時期があり、それは日本が対外侵出を図ろうとした時期であった。本稿で議論したいのはこの時期のものである。

#### 3.1.1 「国語政策」について

上述したように、「国語」というのは国民国家日本を構築するには不可欠な要素で、国語学者上田万年によって確立されたものである。「国語政策」は「国語問題」をめぐって検討する国家の方策として生まれたのであり、主に標準語や方言政策、国語・国字問題などについて考察する。

「国語政策」という言葉そのものの出現は少なくとも1907年にまでさかのぼることができる<sup>68</sup>。「国語」という概念は国民国家日本を構築するために不可欠な要素であると認められ、とりわけ1890年代の後半、国語学者上田万年によって、その概念が確立され、同時にその確立と研究の必要性が唱えられた。当時帝大総理加藤弘之の命によるドイツ・フランス留学から帰ったばかりの上田は、国民国家日本に統一した言語が欠如していると痛感していた。帰国の年の講演「国語と国家と」において、上田は「国語」とは国民全体に均質に流れる血液のようなものであり、その「血液」によって国民としての一体性を実感させるものと設定し、その確立を強調した。そして、「国語政策」を発動してなんらかの形で「改善」せねばならない問題として提出したのも上田万年である。そして、1920年代に山田孝雄が「国語政策」を用いて、「私はこの政策と云ふ言葉を、ここで学者とか政治家とかの云ふ六ヶ敷しい意味の上から云ふのではなくして、この問題を如何に解決すべきかと云ふこと位に使って述べるにすぎないのであります」<sup>69</sup>と述べた。この「国語政策」という言葉の中に植民地への観点はまだなかったと考えられよう。

「国語政策」が本格的に認識され、使われるようになるのは、1930年代以降、日本が中国へ進出して、「東亜新秩序」を構築するに従い、日本の対外影響力が徐々に大きくなってきて、いわゆる「国語」は対外的な意味においても、さらに管理せねばならないと意識されるようになっていたところである。この「国語政策」という言葉を用いてより具体的に展開したのが、上田の下で学んだ保科孝一であった。保科は30年代以降に1933年の『国

語政策論』、1936年の『国語政策』、1942年の『大東亜共栄圏と国語政策』<sup>70</sup>などを発表し、顕著で系統的に日本の国語政策について論じるようになった。

### 3.1.2 「言語政策」について

前述したように、「言語政策」は日本の対外侵出と言語問題に関して意識が高まっていったときに生まれたものである。安田敏朗によれば、この日本の言語政策の本格化の視点は、日清戦争の最中に国民形成・国民教化という機能や異言語を排除する意図を含めた「国語」概念が設定され、その普及のために「国語政策」で一貫させようという簡便さを求めるところにあるという<sup>71</sup>。1942年9月1日付海軍省調査課「大東亜共栄圏」は、「大東亜共栄圏」に対する種々の具体的な方策のあり方を記したものであるが、その中で、言語政策について次のように記されている。

言語政策は民族意識の統一の上からも極めて重要な政策である。

何よりも先づ各民族の国語を復活又は創始せしめ、日本語は直轄領にありては公用語、一般通用語として普及せしめ、保護指導する地域にありては一般通用語なるにとどめること。(そのためにも標準日本語の整備確立を急務とす) 欧米語は将来大学乃至高等教育において課するにとどめること。<sup>72</sup>

どのように、「言語政策」を「民族意識の統一」というレベルで論じられている。こうした方針は、1942年2月に官制が公布された「大東亜共栄圏」に対する総合的政策の指針を検討する大東亜建設審議会<sup>73</sup>の第二部回の答申「大東亜建設ニ処スル文教政策」の内容と相似性が見える。この答申「大東亜諸民族ノ化育方策」には占領地での教育方針を次のように示した。

#### 言語ニ関スル方策

現地ニ於ケル固有言語ハ可成之ヲ尊重スルト共ニ大東亜ノ共通語トシテノ日本語ノ普及ヲ図ルベク具体的ナ方策ヲ策定シ尚欧米語ハ可及的速ヤカニ之ヲ廃止シ得ル如ク措置ス

どのように植民地日本語の方策を定め、現地の言葉を尊重するとともに、大東亜共通語として日本語を位置づけた。

また、雑誌などの言説の中からも、似たような構図を見出すことができる。例えば大西雅雄の「南方に対する言語政策」<sup>74</sup>の見出しは次のようになる。

- 一 先づ現地語を尊重する事
- 二 白人語<sup>75</sup>を排斥する事
- 三 日本語を普及する事

#### 四 普及日本語の性格

#### 五 言語政策論

また、長谷川松治は論文「言語対策と言語理想」<sup>76</sup>の中で、「言語政策」を「言語対策」というように表した。そして、論文の中での大東亜の言語問題は、一、日本語の共栄圏進出問題。二、東亜諸言語の比較研究、各地住民の民族共通語樹立。三、今後の日本内地並びに共栄圏内各地に於ける外国語教育の問題とのように、三つの問題に要約することができる<sup>77</sup>とした。この段階では、日本語が大東亜共栄圏を構築する方策と認められ、共栄圏への侵出及び東亜諸言語との比較が論述の要点になっていた。ここまでで、日本語が帝国日本の対外侵出に伴い、日本語が日本の「国語」から、東亜の一言語である「日本語」へ、さらに大東亜共栄圏の「東亜共通語」へと変化してきたことがわかる。

こうして、「言語政策」の意味は、国家の関与の度合いの違いによる、異なる地域に対する政策という意味で「国語政策」とは異なる「言語政策」の意味が生まれたわけである。このように「言語政策」は特別の歴史時期に生まれ、出発した。さらに、植民地統治に欠かせない一環として植民地言語政策が設定され、権力者の意図を実現するために、徐々に変遷してきた。その初めての試みは植民地台湾での教育政策と教育法規であった。

#### 3.1.3 台湾での試み——伊沢修二の教育理念と教育政策

##### 3.1.3.1 伊沢の生い立ちとアメリカ留学

1895年4月、清国との下関条約により、台湾は日本に割譲されることになった。この台湾領有によって、日本は初めて植民地における異民族に対する日本語教育が必要となった。それまで、日本は異民族に対する日本語教育の経験がほとんどなく、台湾において、すべては試行錯誤の連続であった。その中で言及しなければならない重要な人物がいた。それが台湾初代の台湾総督府学務部長伊沢修二である。

伊沢は信濃国(長野県)伊那高遠藩の下級士族の長男に生まれた。家系は戦国の武田氏に属し姓も石和城にちなむ。生来俊敏で向学心に富み、早くから和漢洋三学を学び、藩校進徳館で寮長となり、オランダ式鼓笛隊の鼓役も勤めた。1870年に大学南校貢進生に選ばれ、次いで第一番中学(のちの第一高等学校)幹事、1874年には官立愛知師範学校長に推挙された<sup>78</sup>。

1875年7月、伊沢は生涯の友である高嶺秀雄と神津専三郎と横浜からアメリカへ向かった。8月にアメリカのサンフランシスコに到着し、ブリッジウォーター師範大学の第86期生として入学した<sup>79</sup>。当時、学生はみなアメリカ人またはカナダ人であり、日本からの留学生としては史上初でもあった<sup>80</sup>。ブリッジウォーターの学生はみんな「学生の心持とは校長先生をはじめとする教員と学校が掲げる道徳の精神に対する忠誠心である」と教訓され、卒業しても「特別に高潔な教養を以て世に出、アメリカの宿命を切り開き公益を促す」<sup>81</sup>べきであると教わった。愛国主義の強い時代であったため、ブリッジウォーターの榮譽名簿

に記載されるのは優等生ではなく、南北戦争の戦没者の名前であった<sup>82</sup>。また、ブリッジウォーターでは知的教育、道徳教育と体育が最も重要な課題とされた。

### 3.1.3.2 台湾学務部長心得伊沢の教育政策の実施

3年間のアメリカ留学を終えて、伊沢はブリッジウォーター師範学校やハーバード大学で教育学や音楽、理学、有機体思想を学び、帰国した。アメリカ留学で習ったものに影響され、帰国した後、1890年2月11日、紀元節の日にあたって、伊沢は国家教育社を結成、野に下って義務教育費国庫補助運動を展開した<sup>83</sup>。この国家教育社は忠君愛国を教育の中心にした上、修身においては忠愛孝悌を推進した。その後、伊沢は野に下って、全力で国家教育に投じたと言われる。上沼は『伊沢修二』の本のなかで、「国家教育主義」の観念については次のように述べている。

伊沢一流の国家教育の主義を実践するためには、今や直接的政治行動に依ることも、その意思に忠なるゆえんであつたであらう。しかし、彼は官僚政治の濁流に投ずるにはあまりに野人的でありすぎた。むしろこれまでの痛切な体験によって、権力という非常不合理な実態に対して、強く抵抗する個人的姿勢を作りつつあつたというべきかも知れない。<sup>84</sup>

このように、伊沢は「国家主義教育」の宣伝に全力を尽くした。そして、自ら主催した国家教育社の雑誌において、次のように主張した。

新領土の秩序を維持するには、…威力をもって其の外形を征服すると同時に、別に其の精神を征服し旧国の夢を去て新国民の精神を發揮せざるべからず。即ち之を日本化せしめざるべからず。彼等の思想界を改造して日本人の思想と同化せしめ全く同一の国民とならしめざるべからず。而して此の如く彼等の精神を征服は即ち普通教育の任務なり。<sup>85</sup>

つまり、伊沢は植民地住民に対し、本当の征服というのは「其の精神を征服」することにあると強調した。「旧国の夢を去て」というのは、もともとの民族を忘れさせようとする意図であり、植民地の住民を「日本化」（同化）させることが非常に重要であり、しかもこの任務を全うすることができるのは普通教育にほかならないと主張した。伊沢は自分のこの教育構想を初代台湾総督樺山資紀大将に提示し、賛同をえた。そして、台湾総督府民政局学務長心得に就任し、新領土住民の同化の視点から国語教育を最優先してとり行った。

伊沢のこれらの教育理念は上田万年の「日本語は日本人の精神的血液也ともいひつべし、日本国体はこの精神的血液にて主として維持せられ、日本の人種はこの最も強氣最も永くほぞんせらるべき鎖の為に散乱せざるなり」<sup>86</sup>の国語教育理念と一致している。伊沢は日

本語＝日本人の精神的血液＝日本人の国語論を台湾の日本語教育に取り入れて、台湾住民への同化教育を展開した。

伊沢が台湾に到着したばかりのころ、子弟を集めるため、地元の人々に「自分が台湾に来たのは、戦争をするためではなく奸細をするのでもない。お前達を日本帝国の良民にしようと思ってきたのである」と伝えて説得したという。「それからは非常に私を信じて呉れまして、それで先づ日本語を教へる教育の話などをして、毎日子供などに教へて居りました」<sup>87</sup>とのことである。また、台湾人は日本人と同種、同文の民族で、日本人と「一視同仁」するべきであるという伊沢の主張は当時批判を受けた。東京帝国大学総長を務めた加藤弘之は、台湾人を同化することは無謀であると次のように批判した。

曾て厳肅なる規律に服従したることなき彼等に対し、先づ以て忠君愛国の想念涵養せしめんと計るなどは、其之を計る精神に於いて毛頭異論なきも、然も決して教化の道を得たる者と云ふ能はず。(中略)支那土人に至っては、多少の字識あり、且恒産を有する者たるが故に比較的蛮野の風を離れたる者と謂ふ可し。故に彼等に対しては、最も其意思の苦悩を避けしむるを要す。而して一時に彼等を日本人化せしめて日本人扱ひするの策は、大に此要訣を失せり。(中略)夫の国語を伝習せしめて彼我思想の交通を便ならしむる我が本土人の思想を涵養せしめんと焦せるは、拙策の甚しきものなり。<sup>88</sup>

加藤は「多少の字識あり、且恒産を有する者たるが故に比較的蛮野の風を離れたる」台湾人を「日本人化せしめて日本人扱ひするの策」は拙策であり、彼らに対しての「忠君愛国の想念涵養」の同化教育を避けるべきであると強調した。それに対し、「国語を伝習せしめて彼我思想の交通を便ならしむる」ことを適切な方策とした。

また、伊沢の「同化教育」に対し「どうか狭隘なる国家主義を以て台湾の教育方針を過らぬように」という批判の声も上がってきた、このような批判の意見に対し、伊沢は次のように反論した。

此頃も或所では新聞などにどうか狭隘なる国家主義を以て台湾の教育方針を過らぬやうにと云ふ忠告をして呉れたものが見えました。(中略)例へば勅語を一教育に関する勅語を彼等に授ければと言つても我天皇陛下日本の帝室は実は一視同仁の朝廷である。古来他国より移住して来た所のは誠に厚く御待遇があつてそれぞれ功労のあるものは実に立派な所に御用ゐになつたと云ふことは歴史に歴々あることで斯様なことこそ実に教育勅語を台湾人に授けるに於ては第一に着眼せなければならぬ所である。(中略)だからして台湾に施すべき所の教化の方針如何と申しますれば私は混和主義より外に採るものはないと断言して宜しいと存じます。<sup>89</sup>

伊沢は依然として「教育勅語を台湾人に授けるに於ては第一に着眼せなければならぬ」と堅持していた。また、ここで伊沢が提示した「混和主義」とは、いわゆる国語として日本語と漢文（現地語としての中国語）<sup>90</sup>を両方教えるとのことである。伊沢は、1897年の帝国教育会の講演で台湾人に対する普通文の教授法について、「この普通文の中にも二種ありて所謂日本語脈を追うて来て居る普通文と、漢文脈を追うて来て居る普通文とがある。これも目下の情勢では、両方教えなければなりませぬ」<sup>91</sup>と強調している。意思疎通の便宜から漢文を廃止するわけにはいかなかったのだと思われる。これもまた領台初期「同化」政策の態勢が整う前の妥協策と理解していいのであろう。

しかし、1900年から、前台湾総督国語学校教授の橋本武と公学校教師の平井又八を中心に漢文科廃止論争が始まった。平井は「同化」政策における日本語の重要性を認めながらも、国語による強烈的な日本化を行うことは「国家的脳充血」になる恐れがあると主張している<sup>92</sup>。平井のこの考えは現実主義的な考えもあった。漢文科全廃のためには学費免除が必要であり、人気のある漢文科を廃止すれば公学校への就学率は下がる恐れがあるためである。平井は教育効果として次のように分類した。

- 第1、日本語に熟す・・・精神日本化す（最良）
- 第2、日本語に熟せず・・・精神日本化す（良）
- 第3、日本語に熟す・・・精神日本化せず（不良）
- 第4、日本語に熟せず・・・日本精神化せず<sup>93</sup>

平井によれば、日本語と「精神の日本化」即ち「同化」とをかならずしも結びつけていないことであった。つまり、第1が望めないなら、「予は寧ろ国語の運用には熟せずとも其頭腦の日本化せるものを作らんと欲する」という事である。平井にとっては中国古典で儒教を教えることと「精神の日本化」はそれほど矛盾しないのであった。

それに対して、グアン式の国語教授法を導入した橋本武は上田万年の「国語のため」を引用し、「同じ漢文であっても日本流に訓読する場合と支那流に読み下す場合とは、その精神の活動上に於て大なる差がある」<sup>94</sup>と主張した。橋本は「支那人の精神的血液」である漢文を、同化政策、国語普及の邪魔になり、単に商業上、対岸支那と貿易するための「一つの技芸」に過ぎないものと位置付けている<sup>95</sup>。結局、1900年の漢文科論争の結果、橋本が優勢を占めた。

伊沢、加藤、橋本、平井の台湾人に対する「同化教育」や「言語教育」の方法と可能性についての論争から、台湾人の異民族に対し、日本語を通して日本人を同化させる教育はいかに複雑であるかが分かる。このように、台湾の原住民への同化政策についての議論は、1919年に台湾教育令が発布されるまで、政界でも教育界でも意見の一致が見られず、模索が続けられたのが実状であった。

その後、漢文・漢字は植民地統治の推進に従い、伊沢が堅持してきた国語と同等の地



位を得ることはできなくなる。そしてこの変化は公学校令の改正に反映されることになった。これは1898年の公学校令と1904年新公学校規則の区別から伺うことができる。

1898年の公学校令の規則 第一条：

「公学校ハ本島人ノ子弟ニ德育ヲ施シ実学ヲ授ケ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ同時ニ国語ニ精通セシムルヲ以テ本旨トス」<sup>96</sup>

1904年新公学校令の規則 第一条：

「公学校ハ本島人ノ児童ニ国語ヲ教ヘ德育ヲ施シ以テ国民タルノ性格ヲ養成シ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ケルヲ以テ本旨トス」<sup>97</sup>

1898年の時点では、「国民タルノ性格」の養成は、德育と実学によるとされており、台湾における「国語」の位置付けは未だ曖昧であった。しかし、1900年の漢文科論争の結果、橋本が優勢を占めた。1904年に公布した新公学校規則の第一条は修正されている。新規則では、「国語」に関する記述を最初に提示するようにした。また、国民性格と国語の二項目の記載順序が変えられ、国語と「国民タルノ性格」が因果関係で結ばれ、国語教育に示された「同化」の位置付けが明文化された。さらに、日中関係が緊迫する1937年になると、公学校規則はまた改正され、「支那人心理を喚起」し「国民精神涵養」の障害となることを理由に、漢文科は廃止となった<sup>98</sup>。この規則の改正と共に、漢文の学習は国語の授業から外され、「国語科」が内地の日本と同様に一つの学科として新設される。これを以って、「漢文、書房を利用して台湾住民を同化しようとした『混和主義』は役目を終えて、日本の国語観が漸く台湾統治と合体し」<sup>99</sup>、それ以降、日本統治下の台湾において、教授法に関する問題以外、国語教育の必要性和正当性を疑う論争はほとんど見られなくなる。

ところが、後に日本国内の雑誌『教育科学』において、台湾抗日運動の論客として活躍した蔡培火<sup>100</sup>が「台湾の民族運動」という論文を発表し、このような政策を強く批判した。『教育科学』は教育の実証的科学研究を目指す目的で刊行されたもので、教育科学研究会（教科研）結成にいたる教育科学研究運動の起点となった雑誌である。この同化政策について「島内住民の九割以上が使用する台湾語は教育上顧みられず、日常必須の漢文を必須として教えない、六、七歳の頑是なき幼児に対して、国語以外の言語を用ひずして、手真似で教へる、かう云う乱暴な教育法で、物の分りやう筈がない」<sup>101</sup>と厳しく批判した。しかし、蔡の植民地教育論は植民地教育の推進をはかってきた人々から反発を買った。長年台湾の「国語」教育を推進してきた国府種武は、岩波書店の『教育』は「国家の大計と自家の權威を顧みず軽率」に蔡の論文を掲載したとし、当論文を内地の人達をごまかすものとした<sup>102</sup>。

その後、伊沢は急速な教育拡張と教育費支出に難色を示す総督府上司と対立し、2年余りで台湾を去ることになった。しかしながら、伊沢が提示した日本への同化を基調とする

「同化主義教育政策」、それを具体化する「国語教育」最優先の方針は、伊沢の離台後も、台湾での教育理念・政策の基調として長らく存続することとなった。この伊沢による台湾での植民地教育の実践が日本の植民地に向けての教育政策の出発点となり、それからの植民地朝鮮、満洲においても、この伊沢の教育政策と教育法規ないし教科書の編纂、教授法など参考にするものは少なくなかった。旧満洲の教育政策で台湾の経験を参考にするものについての具体的分析は後述に譲る。

#### 4 関東州における教育政策と教育法規の沿革

##### 4.1 関東州における教育機関の開設

前述したように、関東州と満鉄付属地は台湾や朝鮮等の植民地とは違って、日本の直接植民地ではなく、つまり日本側にとっては「領土」ではなくて、「租借地」であった。そのため、日本側がこれらの地域では完全統治ができず、最初は教育からその統治を始めた。関東州において日本の軍政府が次々と教育機関を開き、それを満洲全土に広げていこうとしていた。これは関東州日本語教育の発端となった。関東州における中国人教育機関には、官立公学堂、公立普通学堂、私立書房の三種があった。以下それぞれを考察する。

###### 4.1.1 官立公学堂の開設

###### ① 関東州日本語教育の発端——金州南金書院私立小学堂の設立

関東州の日本語教育の嚆矢となるのは、1904年12月に金州の南金書院私立小学堂の設立である。金州は大連、旅大が成立する以前、この地区の中心地であった。古来は奉天につき、清朝の遼東半島防衛の要所であり、また文教の府として長い歴史を有し、遼東半島における軍事、政治、文化の中心であった。南金書院私立小学堂の前身は、清朝乾隆38年に寧海県の第九代知県雅尔善が提唱し、孔子廟内に創立した科挙のための南金書院であった<sup>103</sup>。その後、1904年日露戦争が始まり、戦争中に日本側が最初に設立したのが南金私立小学堂であった。当時の教育機関である統治組織は関東軍政権であり、学堂長に相当するのは総教諭を勤める東亜同文書院出身の岩間徳也<sup>104</sup>である。創立時期は「民心鎮撫」、「民心安定」のための教育工作が求められた。その設立の経緯について、『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』には次のように記載されている。

金州軍政署附陸軍通訳野村正、陸軍教授劉雨田二氏を首とし、学堂設立の議を提唱し、之を時の軍政委員陸軍砲兵少佐安東斌・憲兵大尉峯幸松・陸軍砲兵中尉土屋鼎・陸軍通訳三沢信一の諸氏に謀り、劉氏野村氏土屋氏等専ら此の事に斡旋し、終に金州第一区民務長劉心田・軍政署参事員李義田・紳董閻培昌・曹正業・王永江・倪鴻達の諸氏其の他多数民間有力の紳商に由り、同年十月之が実行を企画せられ、先づ南金書院校友会なるものを興した<sup>105</sup>。

こうして、日本軍政署が提出され、金州の名紳が支持し、金州南金書院私立小学堂が始まった。成立の主旨はいわゆる当地の子供たちの教育と「民智開化」であった。後に、1905年9月26日に公布された「関東総督府勤務令」により天皇直属の機関である関東総督府が設置され、軍政から民政への移行の方針が決定された。関東都督府が当時は私立だった南金書院を関東州公立にする方針を出した。これに対して、南金書院私立小学堂は「確固たる基本財産もなく、経営も困難の点無きにはあらざりしが、地方人士は岩間総教習の教育を信頼し敢えて官立たらんと努めなかった」と返答したが、「併し当局の切なる勧誘と書院の将来の為に、学堂の名称、科目の変更、人事の異動等を行わぬことを条件として」<sup>106</sup> 関東都督府の官立学校になり、関東州公学堂と改称した。しかしながら、そうした約束にもかかわらず、その後、教科目が変更されたばかりではなく、人事の異動もしばしば行われ、岩間と都督府・関東庁との間にはしばしば争いが起こるのである<sup>107</sup>。

## ② 大連公学堂と旅順公学堂の開設

1905年、日露戦争に日本の勝利が見え、遼東守備軍司令部は満洲軍総兵站到改組され、「大連には関東州民政署なる特別機関が設置された。満洲軍総兵站監部に隷下し、主として関東州内に於ける行政事務を掌理するもの」<sup>108</sup>が設置され、石塚栄蔵が民政長官となった。6月には新編成の関東州政署により大連公学堂が開設された。同年10月、ロシアの旅順「公議会跡ヲ以テ」校舎に充て、「僅二十六名」の生徒数で、旅順学堂を開校した。前述した南金書院私立小学堂から改称した関東州公学堂を含め、関東州には公学堂が三校となった。その後、「関東州」のほかの行政的民政署の金州、普蘭店、貔子窩に徐々に広がっていった。以下、1917年「関東都督府第十二統計書」の記録による同年の公学堂の概況は次の通りである。

表 4-1 関東州の公学堂概況

関東州の公学堂	堂数	教員		学生数				
		日	中	初等科	高等科	補習科	速成科	合計
旅順公学堂	8	5	3	266	44	8		318
三淵堡公学堂	5	4	2	55	69	16		140
大連公学堂	11	8	6	435	54		28	517
小平島公学堂	5	1	2	125	35			160
公学堂南金書院	15	15	7	35	152	24		211
普蘭店公学堂	7	5	4	371	129	6		506
貔子窩公学堂	6	5	3	75	135			210
合計	57	43	27	1362	618	54	28	2062

[出典]、関東都督府「関東都督府統計書」第12、大正6年。

官立公学堂に関しては、上述した三種類の中国人教育機関で一番日本色の強い教育機関

であった。その理由はまず、官立公学堂の設立及び運営する経費はすべて関東都督府が負担し、学堂長も都督府の指定する日本人で、教員も軍政長官の承認が必要であり、しかも小平島公学堂を除き、学堂の教員の半数以上は日本人である。それから、次節でさらに詳しく分析するが、関東州公学堂規則が何回改正されても、その日本語教育重視の趣旨は変わっていないことが分かる。

#### 4.1.2 公立普通学堂

日露戦争前、関東州の農村部には大勢の書房が存在し、これらの書房は当時中国の教育を支える支柱になるものであった。日本側が同化教育を徹底するために、「非教育」・「抗日」などを理由とし、書房を都督府の管轄に収めようとしていた。しかし、地方会村に散在している書房の学生を全部公学堂に収容することは到底不可能であった。それで、公学堂の補いとして、また地方会村の学生も収容できるように設置されたのが公立普通学堂である。1910年にまず旅順、金州、普蘭店、貔子窩において普通学堂の前身が設置され、1912年に大連にも設置された。1915年に都督府の命令によって普通学堂という統一の名称に改称された。

平野は公立普通学堂の性格を以下のようにまとめた。①全体的には書房の沿革として存在する。②設立者は地方会村であるが、しかしその方針を設定するのは各地域の民政署で、しかもその署長は都督府の認定が必要である。教員の給与も都督府が負担した。③実際の監督は当該民政署管内の公学堂長である。④教職員は全員中国人である。そのうち正教員は、初めは公学堂師範科卒業生で、後には旅順師範学堂卒業生に限られた。⑤日本語教育の目的としては「近易ナル言語文書ヲ理解シ日常ノ用務ヲ弁スルノ能ヲ得シメ」とのことであった<sup>109</sup>。

#### 4.1.3 私立書房

以上のような官立公学堂、公立普通学堂のほかに、中国に昔から存続してきた在来の書房が相変わらず数多く存在していた。前にも述べたように、この書房の一部分は日本軍政署に収容されたが、農村部には収容されていないのがたくさん残っていた。その多くは中国の読書人によって開設経営され、設備も教育内容も昔のままで、生徒数もさほど多くはない。中国人が経営し、中国式の教育を行うことから、より自由に教育内容を決めることができる。そのため、書房の読書人と生徒が日本統治や日本教育に一番強く反発情緒を示していた。関東州統治当局はこのような書房を廃止しようと試みたが、あまりにも数量が膨大にあるため、1922年に「関東州書房規則」を制定し、その管理を図ろうとしていた。

書房の性格は次のようにまとめられる。①地方の読書人個人が開設経営し、その経費は生徒からの月謝や地方の人の寄付に頼っている。②「関東州書房規則」の第一条は「書房ハ支那従前ノ慣例に依リ専ラ支那人ノ教育ヲ為スヲ以テ目的トス」と書かれており、日本語は加設教科として勧誘するだけにとどまっている状態である。③「関東州書房規則」が制定されても、これらの書房はほとんど地方の農村部にあり、その上全くの個人経営であるから、日本の統治側がその教育内容を立ち入ることや管理するのは不可能であった。そ

れゆえ、書房は三種類の教育機関の中では一番日本色の薄い教育機関である。

こうして、関東州における官立公学堂、公立普通学堂、書房のいずれも関東州当局の監督の下で日本語教育を行っていたが、その日本色の度合い、つまり、関東州当局の監督、統制の程度、教育内容の規制、教員の選抜等それぞれの教育行政については、段階的な差異が存在することが明らかになった。官立公学堂は関東州当局によって設置、経営され、直接監督を受けたので、その日本色の度合いが最も高かったと言える。書房から変身してきた公立普通学堂は監督権が民生署長や支署長にあるものの、設立者は地方の会村で、その教職員も全員中国人であった。また、一方でこれらの教職員ほとんどが日本側が成立した公学堂師範科卒業生、または旅順師範学堂卒業生に限られた。そのため、普通学堂は公学堂と書房の間の性格を持ち、三種の教育機関で日本色の程度において、公学堂と書房の中間に位すると言える。書房は中国の昔ながらの教育機関で、中国人読書家の個人設置で、後に「関東州書房規則」によって規制されたが、その統制は限られた部分だけであるため、三種の教育機関で日本色の度合いが最も低かったと言えよう。

#### 4.2 関東州教育行政及び教育法規の沿革

次に、関東州の教育行政と教育法規を1904～1906年の「軍事管制時期」、1906～1919年の「関東都督府統治時期」と1919～1932年の「関東庁統治時期」という三つの時間段階に分けて、その変遷と沿革を考察する。

##### 4.2.1 軍事管制時期(1904-1906)

###### 4.2.1.1 軍事管制時期の教育行政

1904年2月、日露戦争が始まり、日本はすぐに中国東北において多くの地域を占領し、その統治を始めた。これらの地域に軍政署を設置するとともに、「長期にわたって中国問題に関係する仕事に従事して、中国語に通曉し、また中国の風俗習慣に熟知している」<sup>110</sup>軍部の将校を軍政委員として派遣した。この軍政委員が戦争中でありながら、日本軍の「民心鎮撫」、「民智開発」の工作の一環と見なされた中国人教育事業を行ったのである。

日本陸軍は1905年に遼陽に関東都督府を設置して、同地域での軍制を実行した。総督は天皇直属の軍事機関であり、都督には陸軍大将、中將が任命された<sup>111</sup>。そして、1906年に「関東総督府軍政実施要領」を公布し、その目的は「我利権ヲ確定スヘキ好機アラハ之ヲ逸スルコトナク軍事上ノ目的ヲ達成スルニ有益ナルモノハ之ヲ断行スル」<sup>112</sup>と明記した。このような方針の下で、関東州は最初の二年間、軍事統制で管轄された。

###### 4.2.1.2 軍事管制時期の教育政策——東亜同文書院院長根津一の満洲教育構想

1904年、南金書院民立小学堂の設立から関東州における日本語教育がスタートした。その後、日本は関東都督府管制下で正式的に日本語教育をとり行った。軍政下の日本語教育の原点といえば、東亜同文書院院長根津一の満洲教育構想に辿り着くことができる。

## ① 根津一の生い立ち

根津一は甲斐国山梨郡一町田中村の富家根津勝七の次男として生まれる。幼少より武術だけでなく学問を好み経書に親しんだという。西南戦争の際、下士官養成のための陸軍教導団に入った。従軍はしなかったものの、同団を首席で卒業した。次いで陸軍士官学校（陸士旧4期）砲兵科へ入学し、「谷中会」と称する私的な勉強会を開いて時事について論議した。また、この時、盟友となる荒尾精と知り合い、中国への志を強めていた。

その後、陸軍大学校への入学を果たし、陸軍大学校では、1885年にドイツから招聘された教官メッケル少佐のドイツ軍至上の言動に日本陸軍蔑視を感じて反発し衝突、遂には論旨退学処分を受けた。このことによって将来への栄達の道は閉ざされ、結局最終的に少佐で予備役に編入されることになった。この頃、根津は近代化を急ぐあまり技術教育偏重、人格形成を担う道徳的な教育を軽視する風潮を批判して『将徳論』『哲理論』2編を発表した。根津は東亜同文書院では、院長として学校運営にあたるだけでなく、自ら教科「倫理」を講義し、書院を学問追求の場でなく、人間形成の場であるとしていた。相変わらず中国への興味が失せることはなかった。荒尾が中国に渡り、活動を始めたことから大陸行の希望を強めながらも、その希望は果たせず、東京砲兵連隊・仙台砲兵連隊・参謀本部に勤務した。

その後、荒尾精による上海の日清貿易研究所に予備役として参加することが許可され、大陸に渡ることができた。資金調達のために不在が多かった荒尾に代って、根津は実質的な所長として同所の運営、教育活動を取り行っていた。この日清貿易研究所時代、根津は『清国通商綜覧』を編纂刊行している。これは先に荒尾精などによる中国実地調査を資料として編まれた中国についての百科事典であり、中国と言えば古典のイメージが強く、同時代の知識に乏しかった当時の日本において、生の中国を伝える高い価値を持つものであった。日清貿易研究所は資金難と日清戦争前夜の不穏な状況のもとに閉鎖を余儀なくされ、日本へ帰った。ようやく日清戦争開戦にあたって根津は軍務に復帰し、上海へ密航し諜報活動を行った。開戦後に根津は日本に帰還、広島の本営での御前会議に列席し、「根津大尉の長奏上」と伝えられる情勢報告と作戦意見を奏上した。この奏上により、日本の日清戦争戦略作成に重要な情報を提供した。後に、この奏上は中国側の研究に大いに取り上げられている。また、「支那人教育ニ関スル通牒」を公布した後の遼東守備軍軍政長官神尾光臣と共に遼東半島で諜報活動を行い、関東州の貔子窩付近の花園口上陸を確定した。1894年11月の金州攻略後は、金州武官知事を務めていた。帰国後、中国通としての経歴から東亜同文会会長近衛篤磨の招請を受け、同会が上海に設立した東亜同文書院院長に就任し、同校の基礎から拡大発展に当たった。<sup>113</sup>

## ② 満洲教育構想の経緯

根津は東亜同文会初期の対外理念「支那保全」に基づき、東亜同文書院の教育方針を次のように設定した。

講中外之実学、育日清之英才、一以樹清国富強之基、一以固日清輯之根、所期在乎保全清国而定東亜久安之策、立宇内永和之計…<sup>114</sup>

(中外の実学を伝授し、日清の優れる人材を育成して、これを以って、清国の富強基を打ちたて、日清の友好の根を深める。これで清国の安定乃至東亜の安定の策を求めて、永遠の世界平和を図る。)(翻訳は筆者による)

このように、東亜同文会は「支那保全」と「日清平和」に基き、基本方策を立てていた。そして、根津は一方では中国語及び政治経済に関する専門知識を持っている「清国通」を育成すると同時に、日本語及び科学的教養を身に付けた「親日派」の養成にも努めた。具体的教育政策は以下のように述べていた。

教育事業はまず、中国沿岸の主要地に日本語学校を建設、新進子弟に日本語及び新知識を学ばせる。語学校の設立を希望する中国人に誘導賛成して、日本人教師を招聘させる。資力があり、専門の学問を学ぶ希望を有する学生を日本に留学させる。

115

1904年日露戦争が勃発し、根津は主戦派として積極的に参与した。そして、日清戦争の時、上海東亜同文書院「第一期卒業生をして概ね高等通訳として従軍せしめ、或は旅団司令部以上の高等司令部に入らしめ、或は重要な通訳の任に當らしめ、第二期生も亦多く通訳官として従軍」<sup>116</sup>させたという。戦時中も、根津は遼東半島に入り、満洲の戦況を視察しながら、各地の軍司令官、師団長と会合し、「占領下の各地域を巡回して地元官吏や有力者に対して学校設立の急務を説くなど、精力的に活動した」<sup>117</sup>。また、「学校設立基本金として二十万圓を募集し、学校の教頭として書院卒業生岩間徳也氏を招聘し、後に岩間は関東州の日本語教育に非常に重要な人物として日本語教育事業を展開した。

## ② 根津一の満洲教育構想の主旨

関東州軍政時期の日本統治下中国人教育の原点と言えるのは、根津一の満洲教育構想であった。その構想の内容は以下のとおりである。

南満洲我が軍の占領地域中、金州、復州、蓋平、營口、海城、遼陽、秀巖、大孤山、安東縣等に悉く地方的師範学校を建設し、急に速成生徒を養成すべく、同文書院卒業生を以て其の総教習とし、生徒に日本語及び所用の新知識を授け、卒業の上各村に配布し小学校を興さしめ其の教師となり、生徒に主として日本語及び其の他簡易の新知識を授け、戦時及び戦後日本人と満洲人と親交し、以て前途満洲経営の基礎となさん。<sup>118</sup>

この構想から根津の日本語教育に関する真髓は「日本語及び所用の新知識を授け」る

こと、その目的は「戦時及び戦後日本人と満洲人との親交」と将来の「満洲経営」にあることが伺える。つまり、戦争後の満洲支配を図るために、親日的中国人を育成するという目的であった。さらに、こういう構想を受けて、軍政時代、日本陸軍の中国人教育の指針と見なされているものとして、「満洲ニ於ケル新教育制度施設案」<sup>119</sup>が打ち出された。そのなかにこのような内容が記されている。

(前略) 該地方人民ノ智能ヲ啓発シ資源ヲ開拓シテ富国強兵彼我相利シ以テ東亜年ノ和平ヲ維持スルニ至リテハ其功德ノ広且大ナルコト幾ト測知スヘカラサルモノアリ。(中略) 満洲教育案ニ於テ眼ヲ其全局ノ将来ニ注キ整齐完備ナル新制度ノ確立ヲ以テ理想ト為スト同時ニ深く満洲ノ地已ニ我皇軍ノ占領スル所ト為リ彼等地方人民ハ博愛仁慈ニシテ而モ規律厳肅ナル我軍政ノ下ニ安穩ナル生活ヲ営みツツアリト雖戦雲纒ニ収リテ瘡痕未ダ癒エス民力尚疲弊セルノ今日到底完備ナル教育事業ノ施設ヲ望ムヘカラス此ヲ以テ今日先ツ階梯的施設ヲ試ミ漸ヲ逐フテ完備ノ域ニ達センコトヲ期スルハ本案ノ趣旨トスル(後略)

120

この施設案の要旨をまとめると、次の3点になる。

- ① 満洲人民に対する教育の目的は、現地人民の知能啓発、資源開拓、富国強兵にあり、これは清国人民と日本と両方にとって有利なことで、最終的には東亜平和の維持に貢献する。
- ② 最初にやるべきこととして満洲人民を戦争の創痕から癒し、軍政下で安穩なる生活を営むことを求める。
- ③ 整備完全な新教育制度の設立を理想とするが、それは段階的に教育施設を進め、完備なレベルにまで達することを期する。

また、「満洲ニ於ケル新教育制度綱領」の中に、日本語については、小学堂に配置せず、高等小学堂に随意科目として課することと記されている。甲種速成師範科は日本語が必修科目となり、6時間配置されていた。日本語教授の内容は、読法、綴法、会話、書法の4項目であった。この時期の関東州においては、その教育目的を簡略に言えば、日本語を含めての新知識を教え、日本側が満洲への支配権を図るために、親日的勢力を育成することであった。

1905年4月12日、遼東守備軍軍政長官神尾光臣により、遼東守備軍副第2068号「支那人教育ニ関スル通牒」<sup>121</sup>が公布された。この通牒は最も明確に根津の満洲教育構想を示しており、「満洲ニ於ケル新教育制度施設案」をほぼ踏襲したものであった。通牒の中には次のような指令が含まれていた。

- (一) 清国官民を誘掖指導してその民物を開発する事業の第一着は教育事業である。



- (二) 学堂設立に当たっては、最初から完備を目指すことなく、簡易卑近を旨とする。
- (三) 教授科奏定学堂章程に準拠して取捨折衷し、日本語を一科として加える。
- (四) 教員には軍政長官の承認する日本人を聘用する。
- (五) 設備資金調達の方法は土地の事情に応じて自由とする。<sup>122</sup>

かくして関東州においての日本語教育は軍政署の統治の下で行われていた。このような日本語教育は満洲における日本軍政の戦後処理の一手段となったと思われる。

この通牒の内容に基づき、南金書院私立小学堂が「南金書院私立小学堂暫定支弁章程」、大連公学堂が「大連公学堂仮規則」、旅順公学堂が「旅順学堂規則」を公布した。その基本的な規定を比較すると表 4-2 のようになる。

表 4-2 南金書院私立小学堂、大連公学堂、旅順公学堂の教育規則の比較

南金書院私立小学堂暫定試弁章程	第四条総教習聘請日本人 総理学務兼教授以新学	第五条送挙清国人教授漢学
大連公学堂仮規則 1905年3月／ 明治38 (関東州民政署 改正)	第一条大連公学堂ハ当務 ノ急ニ応スル為簡易便法ヲ 主トシテ清国人ニ普通教育 ヲ施シ日本語ヲ授ケ文化ノ 普及ヲ図ルヲ本旨トス	第三条教科目ハ読書、習字、 算術及日本語ノ四科目トシ女 学生ノ為ニ別ニ裁縫ノ一科目 ヲ加ヘ尚科外トシテ地理歴史 理科ノ大要及歌唱遊戯等ヲ教 授ス 第五条授業時間ハ一週四十 八時間
旅順学堂規則 1905年9月／ 明治38	第一条旅順学堂ハ修身日 本語漢文其他普通学ヲ教授 シ人材ヲ養成スルヲ以テ本 旨トス	教科目ハ修身日本語漢文習 字算術体操及唱歌等ニシテ教 授時間28時間トス

[出典]: 宋群、「関東州の中国人初等教育における日本語教育の研究」、2014年、51頁。

上の表に示したように、南金書院私立小学堂暫定試弁章程と違って、大連公学堂仮規則と旅順学堂規則には、それぞれ日本語の教授を第一条に明確に提示している。その理由は前に述べた三つの教育機関の成立と関わっていると思われる。南金書院私立小学堂は当地の中国人の支持で、東亜同文書院出身の岩間徳也を学堂長として設立された。成立当初の教育方針は「清国政府制定の奏定学堂章程に置き、土地の事情を考慮し、台湾流の同化教育を排し土着人の人材を養成し、彼我の福祉を増進し感情を融和し永遠に国利を扶植する」<sup>123</sup>ことであった。これは学堂長の岩間徳也と学堂開設を支持した中国人の名紳たちの教育

理念でもある。それに対し、大連公学堂と旅順公学堂は官立公学堂であり、その規則は軍政署の指示通りに設定され、日本語が教授科目の一つであることが明確に決められていた。また、大連公学堂の学堂長の浅井政次郎と旅順公学堂の学堂長の中堂謙吉の二人はともに台湾で日本語教育に従事した経験がある。その結果、南金書院は「中国人の為」の運営理念を中核とし、大連公学堂及び旅順公学堂は台湾の同化教育の模倣という基本的な理念の異なりが生じたわけである。

さらに、選抜試験を行い、成績の良い学生を採用するという余裕を見せた南金書院に対して、大連公学堂は成立当初「学費無料と教具教科書を提供する」との就学奨励策を取ったにもかかわらず、速成科を含め24名しか集められなかったという実状であった。神尾の「無論貧富、不問長幼、各自競先、相携上学」<sup>124</sup>の入学無条件の呼びかけも効果がなかった。これは日露戦争直後、当時の中国人がもつ日本植民教育への恐怖心及びそれによる影響に起因すると考えられ、軍事管制時代の生徒募集の難しさを鮮明に映し出している。

この期間、満洲にはまだ独自の教科書編纂がされていないため、ほぼ台湾総督府編纂のものを使っていた。しかし、大連公学堂仮規則に規定された「民物程度ヲ案シ」、「孔孟仁義の教へ」に基づき、「修身齐家の訓、欧米の格致の学を学び」等の内容、すなわち中国伝統教育に新学を加えたという方式は、まったく神尾の通牒で示したとおりであると判断できる。「日本語ノ初歩ヲ教授シ以テ文化ノ普及ヲ図」り、日本語の「日清両国の人間関係に資し、其の徳性を涵養し、其の『知』に貢献し得る」の点について見ても、この時期の教育は同化教育とは多少異なるものであると考えられる。

#### 4.2.1.3 関東州公学堂規則の公布

1906年3月、当時の関東州民政長官石塚英蔵は植民教育に関する民政署令第十四号公学堂規則、いわゆる「関東州公学堂規則」を公布した。その内容は以下のとおりである。

第一条 公学堂ハ支那人ノ子弟ニ日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二条 公学堂ノ修業年限ハ六ケ年トシ其ノ教科目ハ修身日本語漢文算術体操トシ女生徒ノタメニ裁縫ヲ加フ土地ノ状況ニ依リ唱歌手工農業ノ一科目又ハ数科目ヲ加ヘ又裁縫ヲ闕クコトヲ得

前項ニ依リ加フル教科目ハ之ヲ随意科目ト為スコトヲ得

教科目ヲ加除シ若クハ之ヲ随意科目ト為セントスルトキハ学堂長ニ於テ民政長官ノ認可ヲ受クヘシ

第十七条 公学堂ノ休業日ハ

一、教育ニ関スル勅語下賜記念日

三、陸海軍記念日…<sup>125</sup>

この時期は本格的に植民地統治を始めた段階であったため、台湾総督府参事官であった石塚英蔵をはじめ、多くの台湾における行政経験者が関東州に廻された。よって、この「関東州公学堂規則」は、台湾の教育方針を真似した上で、租借地関東州の特殊性を考慮し、正規教育へ転換しようとした時期に制定したものである。この公布によって、修業科目は修身の次に日本語を教えることが公学堂規則の冒頭に明確に挙げられており、中国人の母語である漢文は日本語の次にあるという地位で示されている。教授時間数については、日本語は1学年に10時間、2学年に13時間、第3、4、5、6学年に14時間配置され、総時間数30時間の約半分を占めていた。また、「関東州公学堂規則」と一緒に「教授要旨」を公布し、日本語に関する内容は以下のように記されている。

- 一 各教科目ノ教授ハ互ニ相関聯シテ補益セシメ特ニ日本語ノ応用ヲ自在ナラシムヘシ
- 三 日本語ハ普通ノ言語文章ヲ知ラシメ正確ニ他人ノ思想ヲ了解シ自己ノ思想ヲ発表スル能ヲ養仁兼テ智徳ヲ啓発スルヲ以テ要旨トス此ノ科ニ於テハ初ハ近易ナル話シ方假名ノ単語短句又ハ短文ノ讀ミ方書キ方綴リ方ヲ教ヘ漸ク進ミテハ文法上ノ事項ヲ知ラシムヘシ<sup>126</sup>

この教授要旨から見れば、当時の日本語の教授に対する要求は「日本語ノ応用ヲ自在ナラシムヘシ」というかなり高い程度で、日本語は文章理解に止まらず、他人の思想を理解でき、自分の思想を発表できることが到達目標である。それに対し、同時期の漢文科の教授に対しては、「……常に其ノ意義ヲ明瞭ニシ日本語ニ熟シタル生徒ニハ其ノ意義ヲ日本語ニ訳解セシメシコト」とのように、漢文科教授の最終目的も日本語に訳せることになっている。この教授要旨からして、日本語重視の教育方針はこの規則の公布から定められたと言える。

こうして、この時期の公学堂規則はほぼ台湾の教育方針を真似し、関東州の事情を考慮して制定されたものであった。ただし、租借地の関東州と領土の台湾とはやはり根本的な教育指針が違っていた。それは「関東州公学堂規則」の第一条と1904年に改正された「台湾公学堂規則」の第一条を対照すれば分かる。

表 4-3 「関東州公学堂規則」と「台湾公学堂規則」の第一条の対照

「関東州公学堂規則」	1906年	日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル
「台湾公学堂規則」	1904年	国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ以テ国民タルノ性格養成シ並生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クル

この二つの規則の一番の違いは日本語の位置づけにあると思われる。「関東州公学堂規

則」の記述には「日本語ヲ教へ」とし、「台湾公学堂規則」では、それが「国語ヲ教へ」とされ、日本語が国語という地位に位する。また、「台湾公学堂規則」の第一条の中心になるのは「国民タルノ性格養成」という部分で、要するにこの規則には明確に台湾という「新領土」では「国民精神の涵養」を教育の主旨とし、「新領土」に「新国民」を育てることを教育目的としていた。この点については、台湾総督府編纂の教科書にもその現れが見られることが証拠である。それに対し、租借地の関東州においては、そのように定めるわけにはいかず、最初は同化教育の柔軟な政策を取っていた。しかし、日露戦争の勝利で、軍政部が関東州の管理者になり、教育政策などは「関東総督府軍政実施要領」で規定され、植民地統治当局は政策の策定について、軍事上の目的を達成するために有益なものでなければならないことを前提としていた。そのため、教育行政や教育政策にも軍国主義の色彩の強いものも多く入っていた。上記の規則の第十七条の休業日に「教育ニ関スル勅語下賜記念日」、「陸海軍記念日」が含まれていることがその現れである。

#### 4.2.1.4 岩間徳也らの同化教育への反対

関東州においては、台湾のように「国語教育」をそのまま満洲に移して行っているのではなかったが、関東州公学堂規則が公布された当初、関東州のほとんどの官吏は台湾総督府の出身者であったため、やはり「同化教育」を行っていた。関東州開設当時に台湾より転進した主な教育関係者として確認された官吏と教員は次のとおりである。

- <行政官> 大島義昌（都督） 中村是公（民政長官） 後藤新平（顧問）  
関屋貞三郎（民政部課長、大連民政署長） 石塚英蔵  
大内丑之助（民政部庶務課長） 村上庸吉（金州民政支署長）
- <教員> 西川美隆（小平島公学堂長） 中堂謙吉（旅順公学堂長）  
浅井政次郎（大連公学堂長）<sup>127</sup>

こうして台湾より転じてきた官吏と教員が多くいたため、関東州の教育規則は最初台湾での経験と思想のもとで作られたと考えられる。そして、「関東州公学堂規則」にも台湾の「同化主義」が持ち込まれたと思われる。しかし台湾においても、どのように現地人教育を進めていったらいいのか試行錯誤していた時期であったため、満洲の事情に合った的確な方針が出せなかった。出せないままに台湾のやり方を移入したので、満洲の教育人の反発を買った。その中の代表的人物は岩間徳也であった。この公学堂規則が公布されて、岩間はそれに対して強い不満を持っていた。岩間はこの規則について、日本語教育を重視しすぎていること、地理、歴史、理科など日常に最も必要な教科を欠いていること、それぞれの土地の状況を見ずに大連を中心にものを考えていることなどを理由として強く批判した。反対の理由は、以下のようなになる。

第一、以上の六科目のみでは、初等普通教育として児童成年後の日常の生活に必須なる知識技能を授くるには不十分であり、（中略）将来有為の人材を造就するには、地理歴史理科其他の必要学科を課すべきである。

第二、修業年限の六箇年は今日の民度に照らし長きに失する、現に書房では三四年の学習を終ゆると直ちに実務に就き、学習の五六年以上に亘るものは官吏又は学者その他富豪等極めて少数の上流家庭の子弟に止まる。故に修業年限を六箇年とするも恐らくその半ば以上は中途退学を為すに相違なし。（中略）未完成なる修業者を多く出すよりも、稍低くとも卒業生を多く出すは、より教育的であり、効果的である。本科の修業年限を四箇年とし、別に上流子弟の為に二箇年程度の補習科を設けるべし。

第三、公学堂教育の目的を主として日本語の教授に置き、且つ各科教授の要旨に「各教科目ノ教授ハ互イニ相関聯シテ補益セシメ特ニ日本語ノ応用ヲ自在ナラシムヘシ」とあり、その漢文科の教授についても「日本語ニ熟シタル生徒ニハ其ノ意義ヲ日本語ニ譯解セシメシコトヲ務ムヘシ」と規定し、凡て台湾流の日本語一本主義にして、実科を軽んじ、手工農業は土地の事情により課するを得ることになって居ても実際は之を課さなかつたのであり、寧ろ当時の民度と土地の事情とに由り、教育の基礎を道德及び経済生活に置き、その思想及び能力を生産的実用的ならしめ、将来の社会生活において必須なる知識技能を授くるを以て、土着人子弟の教育上最も必要且つ有益である。<sup>128</sup>

こうして、岩間は規則公布の段階に、以上の理由を以って強く批判した。彼は、まず金州民政支署長に公学堂規則の改正を進言し、2時間以上も論じ合っていたが、結果としてその意見が受け入れられなかった。さらに、関東州民政長官石塚を訪ねて、以上の反対の理由を提言した。しかし、石塚長官は頗る強硬なる態度で岩間の意見を受け入れなかったが、調停者を介して、再面会した結果、規則に「教科目ヲ加除シ若クハ之ヲ随意科目ト為サントスルトキハ学堂長ニ於テ民政長官ノ認可ヲ受クヘシ」と追加したのである<sup>129</sup>。しかし、南金書院の修業年限及び教科目の改正案について、関東都督の認可を申請したが、当時民政署庶務課長をしていた関屋貞三郎は「一旦制定したる署令に対し、独自の見解を以てその統制を乱すが如きは断じて認可し難い」<sup>130</sup>と反対し、「教育者として不適當」と厳しく批判した。

また、岩間が「関東州公学堂規則」に対し、批判した理由の中で最も不満を持っているのは日本語中心の教育の問題である。日本語中心の教育方針に対して、中国人にいくら日本語をたたき込んで教えても「日本人にはなれないし、結局中国人でも日本人でもないどっちつかずのへんな人間をつくることになって中国にも日本にもためにならない人間になってしまうので、やはり中国人を中国人として立派に教育し本当に中国に役立つ人物を養成しなくてはならない」<sup>131</sup>と、関東州当局及び浅井の日本語一本主義を批判した。しか

しながら、岩間は中国人に日本語を教えるとはいけないと言うのではなく、公学堂では日本語ばかり教えるのではなくて、中国人の生活を考慮するうえで、近代化するための知識を教えることがもっとも目標であるべきだと強調した。そのために、すべてが日本語で教えるとその目標に達することができないため、まず中国語をしっかりと近代的科学をこなす中で日本語も学ぶというのが岩間の意見である。結局、彼の主張はその後、関東州公学堂規則の改正の中で認められ、一つ一つ成文化されていくが、その詳細は次節に譲る。

岩間だけでなく、当時台湾の公学校制度をそのまま満洲に当てはめることについては、満鉄の教師たちも不満を抱いていた。満鉄沿線の公学堂は中国の学校と競合している関係であるから、台湾式の「同化教育」では、すぐに中国人の反発を買い、学生も集まらなくなっていた。また、関東州だけに規則を適用するにしても、同じ日本が経営しているのだから、満鉄の学生の募集にすぐに響いてくる。こうした理由で、満鉄の教師からすれば同化教育に賛同できなくなるのも当然であった。さらに、関東州においてしばらく同化教育を行っていたが、成果が上がらなくて、日本語教師たちも同化教育を主張できなくなっていた。

#### 4.2.2 都督府統治時期（1906～1919）

##### 4.2.2.1 都督府統治時期の教育行政の沿革

1905年9月、「日露講和条約」が締結され、日本は関東州租借地及び満鉄附属地をロシアより獲得し、1906年9月から関東都督府統制時期が始まった。関東都督府は、1906年7月勅令「第196号関東都督府官制」の公布によって、9月1日に開庁された。「官制」によれば、

関東都督は関東州を管轄し並南満洲に於ける鉄道線路の保護及び取締の事を掌り、南満洲鉄道会社の業務を監督するもので、都督府には都督官房及び民政部、陸軍部の二部に分ち、民政部は外務大臣監督の下に一般行政並司法行政に関する一切の政務を統轄するものであつて、庶務、警務、財務及土木の四課並監獄署を置き、州内を三行政区に分ち、大連、旅順及び金州に各民政署を置き、金州民政署管内には貔子窩、普蘭店の各支署を設け、行政事務を分掌<sup>132</sup>

と明記したのである。それで、教育行政は民政部や陸軍部の監督下で、各行政区の民政署の管理として行われていた。この時期には、領土主権と租借権の問題について、清国が強く抗議した。その上、租借地と付属地の租借権が1923年までで、残りわずか15年という複雑な状況であったため、関東都督府はこの時期、教育より経済と資源の略奪に重点を置いていた。1908年11月、民政部庶務課に初めて学務係を配置し、関東州全地域の教育を管掌したが、実際当時各学校を視察し、監督したのはたった一人の学務係であった。その

補いとして設置されたのが学事諮問会であった。この会議は都督並びに民政長官、庶務課長も列席し、各学校長等も呼ばれ、関東州の植民教育のとりべき在り方をめぐって論議し、関東州都督府統治における試行期間の植民教育の方針決定に根拠を提供し、時代の趨勢に沿った公学堂規則改正へと向かった。漸く 1918 年 5 月 22 日勅令第 167 号で都督府に学務官及視学を設けたことが、関東州の「視学制度」の嚆矢となった。関東州における 1904 年から 1919 年までの教育行政変革の流れは表 4-4 のようになる。

表 4-4 1904-1919 関東州教育行政変革

軍事管制時期（1904 年 5 月—1906 年 8 月）			関東都督府統制時期（1906 年 9 月 1919 年 4 月）				
遼東守備 軍司令部 1904. 5 ～1905. 6	満洲軍総兵 站監部 1905. 6～ 1905. 10	満洲軍総司令 官 1905. 10～ 1906. 8	民政部（関東庁の前身） 陸軍部（関東軍司令部）				
			初、庶務課に学務系 を置く		初、学務官、視学を 地方課に新設 1918 年 5 月		
			1906. 9～ 1908. 11		1908. 11～ 1919. 4		
金州軍政署→南金書院 大連湾軍政署 （1904. 12）	関東州民政 署 ↓ 大連民政署  ↓	関東総督府 ↓ 関東洲民政署 ↓	大連民政署	旅順民政署	金州民政署→貔子窩民政支署→普蘭店民政支署	大連民政署→金州民政支署	旅順民政署
	署 旅順民政	署 旅順民政 署 大連民政				貔子窩出張所・普蘭 店出張所	

		大連伏見台公学堂 (1905.6) 旅順学堂 (1905.9) 公学堂南金書院 (1906.10)	三潤堡公学堂 (1906.10) 小平島公学堂 (1907.9) 貔子窩公学堂 (1907.9)	1918年時点における 中国人公学堂7校(2187人) 普通学堂110校(15405人) 日本人小学校13校(6145人) 満鉄日本人小学校20校(6345人)
	旅順学堂 (1905.9) 大連公学堂 (1905.6) 南金書院 民立小学堂			

[出典]：南満洲鉄道株式会社地方部地方課『南満洲鉄道株式会社経営教育施設要覧』1937年、12-30頁により一部修正したもの。

#### 4.2.2.2 1908年「関東州公学堂規則」改正と1915年「関東州公学堂規則」改正

1906年3月「民政署令第十四号公学堂規則」が公布され、それに次いで1908年3月関東都督府令第九号「関東州公学堂規則」の改正と1915年3月関東都督府令第十五号「関東州公学堂規則」の改正が行われた。この二回の改正案の一部を対照し、以下の表4-5にまとめた。

表4-5 1908年と1915年関東州公学堂規則の改正案

1908年 「関東州公学堂規則」改正 <sup>133</sup>	1915年 「関東州公学堂規則」改正 <sup>134</sup>
第一条 公学堂ハ支那人ノ子弟ヲ教育スル所トス 公学堂ニ於テハ児童身体ノ発達ニ留意シ日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス	第一条 公学堂ハ支那人ノ子弟ヲ教育スル所トス 公学堂ニ於テハ児童身体ノ発達ニ留意シ日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス
第三条 公学堂ノ修業年限ハ六箇年トス但シ土地ノ状況ニ依リ四箇年ニ短縮スルコトヲ得	第四条 初等科ノ修業年限ハ四箇年トシ高等科ノ修業年限ハ二箇年トス
第四条 公学堂ノ教科目ハ修身、日本語、漢文、算術、図画、唱歌、体操トシ女生徒ニハ裁縫ヲ加フ 土地ノ状況ニ依リ農業商業手工ノ一科目又ハ数科目ヲ加フルコトヲ得其ノ数	第五条 初等科ノ教科目ハ修身、日本語、漢文、算術、唱歌及び体操トシ女生徒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ 土地ノ状況ニ依リ図画、手工ハ随意科目トシテ之ヲ加フルコトヲ得



科目ヲ加ヘタル場合ニハ農業商業ヲ併 セ課スルコトヲ得ス	第六條 高等科ノ教科目ハ修身、日本語、 漢文、算術、理科、地理、歌唱及体操ト シ女兒ノ為ニハ裁縫及び手芸ヲ加フ 土地ノ狀況ニ依リ図画及び手工、農業又 ハ商業ハ随意科目トシテ之ヲ加フルコ トヲ得
第十九條 公学堂ノ休業日ハ 一 祝日 大祭日 二 日曜日 三 陸海軍記念日 四 始政記念日 五 開校記念日 六 夏期休業日 七 冬季休業日 八 学年末休業日	第十九條 公学堂ノ休業日ハ 一 祝日 大祭日 一 日曜日 一 始政記念日 一 学堂記念日 一 夏期休業 一 冬季休業 一 学年末休業

[出典]：教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第十二巻、1939年、50-57頁。

上の表に示したように、1908年と1915年の改正案の第一条は全く同じ内容が記述されている。これを1906年の「民政署令第十四号公学堂規則」の第一条の「公学堂ハ支那人ノ子弟ニ日本語ヲ教ヘ德育ヲ施シ並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と対照してみれば、1906年の第十四号公学堂規則の冒頭となる部分の「公学堂ハ支那人ノ子弟ニ日本語ヲ教ヘ」の内容を「公学堂ハ支那人ノ子弟ヲ教育スル所トス」に修正し、日本語教育に関しては、「児童身体ノ発達」、「德育」、「生活ニ必須ナル普通ノ知識技能」の内容と並べて記述されている。このような改正の目的の一つは、日本語教育ばかり強調すると中国人の反感を買うため、それを避けることにあると考えられる。

また、前述した南金書院私立小学堂堂長の岩間が1906年公学堂規則公布その時点で、6年の教育時間が長すぎると強調し、満洲の実際の状況を見てこの規則の教育を施すと結局学生が中退するばかりであると判断し、修業年限の6年の設定に反対した。関東州当局に修業年限の短縮を申請したが、当局に却下された。それにもかかわらず、岩間が特殊な方法を使って、自分の教育理念を断行した<sup>135</sup>。この特殊な方法とは、正規の教科以外に、地理、歴史、理科等を教授し、自ら設置した補習科に、内地の中学初等レベルの代数、幾何などを実施し、成績の優秀な学生を進級させ、4年で卒業させることであつた。当局は岩間の提案を却下したが、しかし、1908年の改正案の「公学堂ノ修業年限ハ六箇年トス」の後に、「土地ノ狀況ニ依リ四箇年ニ短縮スル」ことを加えた。さらに、1915年の改正案で「初等科ノ修業年限ハ四箇年トシ高等科ノ修業年限ハ二箇年トス」と改定した。日本語の授業について、1908年改正案では第1学年から第3学年まで10時間で、第4学年から第

6 学年までは 11 時間となっていた。1915 年の改正案には、第 1 学年から第 4 学年までは 10 時間で、高等科に進むと 9 時間になり、2 時間減少することになった。これに対し、中国語時間数は、初等科第 3 学年と第 4 学年にそれぞれ 2 時間増加された。この時期には前述した領土問題もあり、さらに対華「二十一ヶ条」問題によって、中国各地で激しい排日運動が展開されていた。日本語教育を重視する方針に対して、疑問の声も上がってきた。このような状況に対して、都督府が日本語授業の削減との対策を取ったのであった。ただし、日本語の授業が削減されたと言っても、相変わらず漢文の授業より時間数が多いことは変わっていなかった。

教育科目については、1908 年の改正案では「土地の状況ニ依リ農業商業手工ノ一科目又ハ数科目ヲ加フルコト」のように農業商業などの科目を加え、1915 年の改正案では南金書院で実施していた初等科 4 年と高等科 2 年の制度が正式的な課程となり、さらに岩間が特殊教育として実施した地理、理科等の科目を増設した。このような新科目の増設は満洲の実際を配慮した上で制定したと思われる。

休業日に関しては、1906 年に公布した「関東州公学堂規則」の第十七条には「教育ニ関スル勅語下賜記念日」と「陸海軍記念日」が入っていたが、1908 年の改正案では陸海軍記念日だけとされた。さらに 1915 年の改正案では、「陸海軍記念日」も削除された。1906 年の「関東州規則」が公布された当時は、日本が日露戦争で勝利を収めたため、軍国主義的色彩が高揚し、「教育ニ関スル勅語下賜記念日」と「陸海軍記念日」のような軍国主義傾向の強い休業日が中国人向けの教育休業日に取り入れられたと考えられる。1908 年の改正になると日本精神を象徴する「教育ニ関スル勅語下賜記念日」が削除された。要するに、台湾を真似し、満洲にも同じような同化教育を行おうという日本側の教育政策が満洲では頓挫してしまっただけである。1915 年の改正案になると、満洲が軍事管制から都督府の管轄になり、「陸海軍記念日」のような軍国主義的色彩の強いものも休業日から削除された。

このような規則の改正は当時の社会情勢に対する旧満洲植民地統治当局の対応と思われる。関東州において、最初「関東州公学堂規則」は「台湾公学校規則」を模倣するものが多く、そのため、中には「同化教育」を思わせるものも多く存在した。租借地である関東州に、「新領土」としての台湾の教育を移植しようとしたが、清国政府と中国人からの抗議反発を買い、結局その中の明らかな「同化」の部分を削除し、折衷様式で行うことになった。

#### 4.2.2.3 「関東州普通学堂規則」の公布

前述したように、公学堂は日本側が満洲に設けた公立教育機関であり、実際このような日本側が設立した教育機関に入って勉強する中国人はやはり少数であった。当時の関東州公学堂と書房、私塾の学校数、学生数の対照は表 4-6 のとおりである。

表 4-6 1907-1909 年関東州公学堂と書房、私塾の学校数、学生数の対照

	1907 年		1908 年		1909 年	
	学校数	学生数	学校数	学生数	学校数	学生数
公学堂	7	348	7	680	7	881
書房・私塾	561	11807	475	8581	624	8217

[出典]：芦鴻徳他、『日本侵略東北教育史』、遼寧人民出版社、1995 年、422 頁。

書房と私塾は地方読書人が経営する教育施設で、教育内容は中国伝統の儒教を主とした。表 4-6 に示したように、公学堂の学生数は書房や私塾の学生数の 10 分の 1 に過ぎなかった。こうした状況を変えようとして、1915 年 6 月 3 日、関東都督府令十七号「関東州普通学堂規則」が公布され、関東州の書房と私塾に対する改編が図られた。その内容には以下のようなものがある。

第一条 普通学堂ハ支那人児童身体ノ発達ニ留意シ德育ヲ施シ竝其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス

第二条 会村ハ普通学堂ヲ設置スルコトヲ得  
普通学堂及設置区域ハ民政署長又ハ民政支署長ニ於テ会村ノ意見ヲ聞き関東都督ノ認可ヲ受ケ之ヲ指定ス 其ノ廃合又ハ位置及設置区域変更ノ場合亦同シ

第三条 修業年限ハ四箇年トス

第四条 教科目ハ修身、日本語、漢文、算術、体操トシ女兒ノ為ニ裁縫ヲ加フ  
土地ノ状況ニ依リ民政署長又ハ民政支署長ニ於テ前項ノ教科目ヲ減シ又ハ必要ナル教科目ヲ加フルコトヲ得

第十条 休業日ハ…一 始政記念日…

第十一条 教科用図書ハ関東都督之ヲ定ム<sup>136</sup>

1915年、日本政府が中国に対し、対華「二十一ヶ条」要求を承認させ、関東州及び満鉄付属地の租借期限を99年に延長を認めさせた。これによって、植民地支配は長期化し、こうした背景により1915年6月「関東州普通学堂規則」が公布され、満洲の書房や私塾に対する改編が行われた。「関東州普通学堂規則」と「関東州公学堂規則」に比べ、第一条には「日本語ヲ教へ」のような規則がなくなり、より満洲の伝統教育を尊重するように見える。修業年限は公学堂規則を参照し、満洲当地の状況に従って、四年間に設定された。ただし、設立者は地方の会村であり、学校の経費も会村の負担であったが、都督府の認可制によるものであり、教員の給与の負担は統治当局にあった。さらに、教科目の増設と減少、または教科書の使用はすべて関東都督府が定めるとされていた。こうした改編により、満洲元来の書房がほとんど普通学堂と同様の形に改編され、1916年には、普通学堂の

学生数は12,448人<sup>137</sup>にも達しており、日本語普及の範囲がさらに拡大した。

#### 4.2.2.4 日本語教科書について

都督府管轄時期には、「時、戦後匆卒の間に属し、斯る方面に手を尽すことの出来なかったのは無理も無く、殆んど全教科に涉って郷土的の教科書もなく、支那在来のもので、日本語算数も文部省編纂のも若くは台湾、朝鮮総督府編纂のものを用ひたこと」<sup>138</sup>とあるように、戦後まもなくのため、満洲独自の教科書がまだ編纂されておらず、中国在来のもの、または台湾や朝鮮の教科書そのまま使っていた状態であった。ようやく1914年になって、「関東州子弟に対してはこれを善良な州民、日本に理解ある住民としての教育を行ふために、まづその教科書を編輯するの必要に迫られた」<sup>139</sup>とし、関東都督府内部に、教科書編纂委員会が設置されるようになった。しかし、最初の教科書編纂は修身と漢文教材が中心になり、日本語教科書の編纂については記録が残っておらず、編纂されたかどうか不明である。

軍政管制から都督府統治に渡り、教育政策については、まず「陸海軍記念日」の休業日などのような軍国主義色彩の強いものを削除するような改正が行われた。これは中国人の一連の反抗運動で、最初の台湾、朝鮮を真似し、同化教育を試みようとした企図が頓挫してしまつたためである。ゆえに、都督府統治時期は「同化教育」の懐柔政策を取っていた。しかし、1908年の「関東州公学堂規則」改正策と1915年の「関東州公学堂規則」改正策を見ると、日本語の授業時間が相変わらず漢文の授業時間数より多かつたのは、日本語重視の教育政策が不変であったためと考えられる。また、日本語普及をさらに拡大しようとして、都督府は「関東州普通学堂規則」を公布し、関東州伝統の書房や私塾の改編を図った。この規則により、ほとんどの書房が改編され、その教育活動も都督府の管轄下で執り行われていた。教科書はまだ満洲独自の教科書が編纂されていなかったが、台湾や朝鮮のもの、または中国元来のものが使われていた。

### 4.2.3 関東庁統治時期（1919—1932）

#### 4.2.3.1 関東庁統治時期の教育行政

1919年4月、関東都督府が関東庁に改められたが、この関東庁の前身は原都督府の下に隷属していた関東都督府民政部であった。それから、関東長官は「関東州ヲ管轄シ南満洲ニ於ケル鉄道線路ノ警務上ノ取締ノ事ヲ掌」り、「南満洲鉄道株式会社ノ業務ヲ監督ス」る権限をもつものと定めた。従来のみならず陸軍大将、または中将から任用されるとの制限は撤廃され、初代の関東長官には文官の林権助（駐満大使）が任命された。陸軍部は関東軍司令部に改組され、いわゆる「軍政分治」が始まつたわけである。関東州租借期限が「二十一ヶ条」によって99年まで延期でき安緒した関東庁統治当局は、学務課を新設し、視学の定員を増し、旅順、大連の両民政署に各一名の専任視学を配置した。1921年に入ってか

らは、金州民政署及普蘭店民政署にも視学を配置し<sup>140</sup>、初めて正式な教育行政機関である関東庁内務局学務課が設置され、教育方針も統一され、政策の実行が保証された。

一方、この時期には、中国の近現代教育史、また日本の植民地教育史にはとても重大な事件が相次いでいた。まず五・四運動で、中国民衆のナショナリズムが高揚し、反日運動が激化した。その次に旅大回収運動で反日運動がさらに高まり、最後に「教育権回収運動」で反抗運動が全国規模に拡大した。この中で、特に「教育権回収運動」が満洲の教育管理に大きく影響を及ぼした。

満洲地域における教育権回収は日本が中国東北の教育権への侵略に反対するべく起こった。その先頭に立つ人物は当時奉天省<sup>141</sup>教育庁長官を勤めた謝蔭昌であった。1919年9月、謝は赴任してすぐに南満鉄道用地の国民教育権を回収するべきであると主張した。彼は次のように述べた。

今南満鉄道用地横貫我之中心，其所设附属公学以日本语言文字历史地理教我儿童，年号则用大正，唱歌行礼则三呼天皇万岁，大日本帝国万岁之声彻于霄汉……我坐视我子弟沦于外人而不思援手，十年廿载以后，其亡国灭种之政策日益害我，青年受其亡国灭种之教育印象亦日益深，其攫我完全之土地政治也不必以韩人为前驱，即以我之子弟杀我之父兄而有余，故奉天省教育上最应着手从事者，即收回南满铁道用地国民教育权。<sup>142</sup>

（今南満鉄道用地は我の中心を横断しており、その付属公学堂で我々中国の子供に日本の言語、歴史、地理を教え、年号も大正を用い、唱歌や礼拝する時は天皇万歳を三回唱えて、日本帝国万歳の声は空まで響き渡る。（中略）我々は子弟を他人にゆだねて無視すると、十年二十年後には、朝鮮人を前例にしなくとも、我々の領土、政権が完全に略奪され、即ち我の子弟で我の父兄を殺すことになる。故に、奉天省教育上に最も着手すべきことは南満洲鉄道用地国民教育権を回収することである。）  
（翻訳は筆者による。以下は同様。）

それから、1923年3月奉天省の視学として羅振邦と邵進階が南満中学堂を視察した後、報告の中でこのような記録を残した。

其所教授之历史，系采用日本文部省所规定之中学东洋历史。内容组织完全以日本为主体，年代纪元则以日本为本位，国际关系则以日本为中心，史事则又中国极简而日本极详。此等历史使中国学生读之，自不免使彼等徒知武尊明治，日本天皇之如何英武、变法维新，日本皇国政治之如何进步、败中胜俄，日本帝国国势之如何发展，而茫然古代文明灿烂之中国矣。（中略）其所教授之地理则系该校自行编印者，内容简略异常。关于中国疆域之广袤、省道之区划、形势险要、商业物产，种种要项，多付缺如。即以东三省论，惟有南满沿线各商埠县分稍加详释而已。以此等地理而教吾中国

学生，自不难使彼等徒知日本所谓关东的范围内之事，日本在南满经济之如何发展、势力之如何雄厚、经营之如何完备，而不知有所谓奉天与中国矣。<sup>143</sup>

（この学校で歴史の教授内容として教えるのは、日本文部省が規定した中学校東洋歴史で、内容構成は完全に日本を主体としている。年代紀元も日本を本位とし、国際関係も日本を中心としている。歴史事件に関しては、中国についてのものは極簡単で、日本についてのものは極詳しい。このような歴史を中国の学生に教えれば、彼らが武尊と明治を知り、日本の天皇がいかに勇ましくあるか、明治維新、日本皇国がいかに進歩しているか、中国とロシアに勝ち、日本帝国の国勢がいかに発展しているかを知るだけで、中国の古代のすばらしい文明については茫然となる。（中略）学校で教える地理科目の教授内容はこの学校自ら編纂した教材で、内容簡略極まりない。中国領土の広さ、各省の区分、地勢の陰要、商業と物産等等に関する紹介は欠如している。東北三省を例にして、ただ南満鉄道沿線の町や県についてより詳しく紹介するだけである。このような地理の内容を中国の学生に教えると、彼らが日本のいう関東についてのことしか分からず、日本の南満での経済がいかに発展しているか、勢力がいかに強大であるか、経営がいかに完備しているかを知るだけになる。中国と奉天が存在することすら分からなくなる。）

このように、日本側が経営した学校の日本中心とした教授内容を逐一陳述し、このような教育を受けると、中国人の子どもが母国の歴史や地理に関する知識も知らず、ただ植民地統治側が望ましい日本語の通じる、日本が満洲での発展に役立ち、日本文化に親しい親日派或は日本化した中国人に育てるしかないと指摘した。さらに、

凡我国之青年入南满中学受教四年之后，国家观念及中国完全化为乌有，仅知以衣食住生命为重。此种教育如果普及于我东省后，恐几十年间吾东省之一般青年便不知中国为何物而已之为何种人矣。<sup>144</sup>

（凡そ我が国の青年は南満中学に入学し、四年間教育を受けると、国家觀念及び中国は頭の中に全部烏有に帰し、衣食住の生きることを重んじるだけである。このような教育が東北に普及すると、何十年間で我東北の一般青年はもう中国が何かも分からぬ人間になってしまう恐れがある。）

とのように述べて、日本が東北で行っている教育は中国人の民族性をなくし、民族的アイデンティティを消滅させる教育であると厳しく指摘した。

謝等の強い主張が有識の中国人の支持を得て、大きく反響を呼ぶことができた。こうして、教育権回収運動が満洲から出発して全国に広がっていった。1924年、奉天において奉天省教育界が「回収運動委員会」を創立した。この委員会はまず満洲において外国経営の教育機構に対し調査を行い、教育庁に報告した。次に、実地調査の状況を収集した後、中・

小学校をいかに管理するかの方策を提供し、実行する。最後に、教育権回収運動の世論をさらに拡大するために、教育権回収月刊編集部を設立し、毎月一部出版する予定であった。これら一連の活動で、教育権回収運動の影響がさらに広がったが、同時に日本側がそれに対して強く妨害した。日本が奉天地方当局に武力と政治両方から圧力をかけ、また、当時中国国内において軍閥混戦で、奉天当局が日本の支持を得るために、教育権回収運動を禁止し、月刊も停刊させた。結局、教育権回収運動は失敗に終わってしまったが、この一連の運動がその後の日本植民地教育政策の策定に大きく影響を与えた。

関東州内の日本人主導の公学堂教育や普通学堂教育がその影響を受け、それに関する教育規則の改正も迫られた<sup>145</sup>。関東州は1921年と1923年に続けて公学堂規則の改正を行った。このような背景の下で、関東庁当局は日本語教育方針を変えることを通して、一連の反日運動を鎮静化させようとした。こうした状況が1931年の満洲事変まで続いた。

1931年9月18日、関東軍が奉天郊外の柳条溝で満洲事変を起こした。当時、関東軍は陸軍中央及び日本政府の事変不拡大の指示を無視し、次々と東北の主要都市を占領し、ついに1932年2月東三省全てに侵略した。1932年3月1日、日本側が溥儀を支持し、偽満洲国の「建国宣言」をした。満洲事変前夜から偽満洲国建国までは、満洲各地に抗日勢力が存在し、抗日活動が相次いでいたため、満洲は教育活動がほとんど停滞する状態になっていた。その状況は「建国当初の満洲国の教育は衰弱の極に達した。校舎は荒れるに任せ、教師は離散し、退学者は継続して閉校のやむなくに至ったところが非常に多かった」<sup>146</sup>と記されている。

#### 4.2.3.2 1921年「関東州公学堂規則」改正と1923年「関東州公学堂規則」改正

前節に述べたように、1919年には中国国内で反日・反帝国主義が高揚し、特に教育権回収運動が始まって、日本側はそれに対応する教育政策も取らなければならない状況になり、1921年と1923年に二回公学堂規則に対する改正を行った。具体的な改正点を以下に述べる。

##### ① 1921年改正案

1921年には「関東州公学堂規則」が一部改正された。改正された「関東州公学堂規則」では、第三条、第九条、第十三条、第十四条、第十七条及び第二十七条の中の「関東都督」を「関東長官」に改めた<sup>147</sup>。これも教育行政変化の証である。それから、表4-6に示したように、第六条の「『地理』ヲ『地理及歴史』ニ改ム」というように、高等科の中の「地理」を「地理及歴史」に改め、高等科の「地理」教科に「歴史」が加設され、科目が「地理及歴史」となり、今までの2時間から週3時間配当と増えることになった。歴史の授業は高等科第1学年では「中国歴史ノ大要」、第2学年では「日本歴史ノ大要」と定められた。歴史の授業を増すために、高等科の日本語の授業を週1時間減らすことと定められた。

表4-7 1921年「関東州公学堂規則」改正案の中の日本語及び地理の項について

1915 年改正案			1921 年改正案		
日本語	9	9	日本語	8	8
地理	2	2	地理及び歴史	3	3

[出典]：『明治以降教育制度発達史』第 12 巻、61-62 頁の内容により作成。

1921 年改正の内容では、日本語教育方針に大きな変動がみられない。1915 年の公学堂改正の方針に引き続き、初等 1、2、3、4 学年の日本語と漢文は、1915 年の公学堂規則改正でも同様であったが、表 4-7 に見るように、1921 年高等 1、2 学年の日本語は 1 時間減り、8 時間となった。漢文の授業は相変わらず週 7 時間とされていた。日本語が漢文を 1 時間上回ったことは日本語教育重視の方針が変わっていないことを意味すると考えられよう。

## ② 1923 年改正案

中国国内の反日ナショナリズムが高揚し、一連の反日行動に対して、日本側も今までの植民地教育について反省した。最初の台湾や朝鮮を真似し、「同化教育」を実行しようとした構想が思うとおりにならず、今度は中国の慣習を理解して、中国語時間数をもっと増やすことにした。道徳については、中国の文化を尊重し、その歴史を重視すべきであるとの意見も提出されたため、1923 年 3 月に「関東州公学堂規則」が再度改正された。その改正の条文を次にいくつか挙げる。

第一条 公学堂ハ児童ノ身体ノ発達ニ留意シ徳育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以て本旨トス

第四条 初等科ノ教科目ハ修身、中国文、日本語、算術、図画、手工、唱歌、体操トシ女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ

第五条 高等科ノ教科目ハ修身、中国文、日本語、算術、歴史、地理、理科、図画、手工、歌唱、体操トシ男児ノ為ニハ実科、女兒ノ為ニハ裁縫及手芸ヲ加フ<sup>148</sup>

1923 年の改正案の第一条を表 4-7 の 1908 年と 1915 年の改正案と比較すればわかるように、今までの公学堂規則の第一条に必ず示している「支那人」に「日本語ヲ教へ」という内容が削除された。これはそれまでなかったことで、教育政策の重大な変動と言えよう。それから、今まで公学堂規則に書かれた「漢文」が「中国文」と表示されるようになった。日本語授業の時間数は、初等科では 10 時間から 8 時間に、高等科では 9 時間から 8 時間に削減された。一方、中国文の授業は前の 7 時間から 10 時間に増やされた。これは関東州当局が当時日々高揚する中国人の反日情緒を抑えるための一時期の手段で、中国各地でおきた反日運動に対する日本側の「権宜策略」にすぎないと中国の研究者の主張もある<sup>149</sup>。



その理由として、1922年9月、中国人教育関係会議が開かれ、この会議で以下の意見が取り上げられたことが挙げられる。

教育の事業固より百年の大計にして、短日月以て能く、十分なる効果を収め得可きにあらず。殊に思想感情を異にし、風俗習慣を異にする異民族を教育するに當たり、徒に理論に拘泥して現実を離れ、若しくは効を眼前に急ぎて大局を忘るるが如きことあらんか。必ずや悔を後日に遺すに至るべし。宜しく慎重事に當り、常に研究調査を怠るなく、其の施設は正に民度に応ずべくその教授、訓練は宜しく日常の状態に適合したるものたらしむべく…<sup>150</sup>

この話は次のように理解できよう。教育は百年の大計であり、短時間に完成することではない。特に異民族に対して、思想感情、風俗習慣が異なるため、理論ばかりにこだわることはできないので、焦って、眼前の利益を追求し、現実を離れては、必ず後悔する。したがって、慎重に民度に応じて教育するべきだと強調している。ここの「理論」とは「同化教育」の理論と解釈できる。つまり、関東州の中国人に対する植民地教育の目標は変わらないが、短時間で「成果」を収めることができないため、今は「権宜策略」として、民度に適応する教育を行うべきであるとのことと理解できるであろう。

表 4-8 1923年「関東州公学堂規則」改正案の教科目と週時間数

		修身	日本語	中国文	算術	地理	歴史	唱歌 体操	手縫 裁芸	図画	手工
初等科	1年	1	8	10	5			3		1	
	2年	1	8	10	5			3		1	
	3年	1	8	10	6			3		1	1
	4年	1	8	10	6			3		1	1
高等科	1年	1	8	8	5	3			女3		
	2年	1	8	8	5	3			女3		

[出典]：『明治以降教育制度発達史』第12巻83頁の内容により筆者作成。

勿論、日本語の授業が完全に削減されたわけではなく、相変わらず教科の一つとして、中国文に次いで二番目に多い授業として重視されていた。上記のような規則の改正には、段々激しくなりつつある中国人の反日情緒を治めようとした植民地統治側の意図があったと考えられよう。

#### 4.2.3.3 「関東州書房規則」の公布

上述したように、関東州に大量に存在した書房、私塾と普学堂に対する植民地統治当局による改編、合併、撤回などを通して、書房や私塾の数は激減し、1917年になると47校しか残らず、塾生も表4-6に示した8000人以上から882人と十分の一にまで激減し、絶滅の危機に陥った<sup>151</sup>。さらに都督府は、書房の教育法に一定の組織体制がなく不完全なるものであると判定し、州内各部落に散在して監督できないとして、1922年5月21日に関東庁令第四十一号を公布し、「関東州書房規則」を定めた。以下にその第一条の内容を取り上げる。

- 第一条 書房ヲ開設シタルトキハ開設者ヨリ次の事項ヲ具シ民政署長ニ届出ツヘシ書房ノ経営ヲ承継シタルトキモ亦同シ
- 一 名称、位置
  - 二 教授用書籍
  - 三 維持方法
  - 四 教師ノ氏名、履歴
  - 五 漢文ノ外特ニ日本語、算術等ヲ教授スルトキハ其の事項
  - 六 季節ヲ定メテ為ス書房ニ在リテハ其ノ季節前項ノ届出ニハ開設者ノ履歴書ヲ添付スベシ<sup>152</sup>

この書房規則から二つのことが読み取れる。一つは、書房のすべての教育活動は関東庁の管轄下になければならないこと。もう一つは、教科として、日本語の教授を特別に取り上げ、日本語を教授することを規則として強制するようにしたことである。この書房規則の公布で、書房の経営者または教育者がすべて決めていた科目と教育内容が一変し、関東庁植民地統治当局によって管理されることになった。これによって、植民地としての満洲の教育活動への支配がより一層深くなり、日本語教育の普及もさらに拡大したと考えられよう。

#### 4.2.3.4 日本語教科書の編纂と編纂機関の設置

前章にも述べたが、ようやく1914年になって、関東都督府内部に初めて教科書編纂委員会が設置されるようになった。そして、1920年に関東庁が教科書編纂委員会を設置し、1922

年には、本格的に教科書の編纂が始まった。また、関東庁と満鉄がそれぞれ教科書を編纂するのは労力も費用もかかり経済的でないし、児童の転校や廉価で高質の教科書の編纂には不利なので、1921年、関東庁と満鉄で合同の教科書編集について協議会が開かれ、1922年に関東庁と満鉄合同の教科書編集部が南満洲教育会内に設置された。しかし、当初は合同編集と言っても、編集部の編纂委員は全員関東庁出身の人で、満鉄からの委員は一人もいなかったため、満鉄のほうから不満が出て、翌年から満鉄の不満を解消するため、日本語教育専門家として大出正篤（南満中学校教諭）、鹿子生儀三郎（開原公学堂長）、飯河道雄（満鉄視学）が加わり、これらの人々の日本語教育理念も取り入れられるようになった。編纂委員今井茂の話によれば、当時の日本語教科書の編纂方針は以下のようであったという。

### 一、話方本位

初等日本語読本が話方本位の大方針のもとに編まれた以上、当然讀方本位の教授は避けなければならぬ。殊に巻一卷二といふ初歩に於ては極力之を排せねばならぬ。

### 二、応用主義

本を離れ、本のままにすらすら言へる。……暗誦主義の教授では話方が上達するものではない。一つの事を教へたら、各種の手段によって、色々な形式に応用し、活用することが大切である。

### 三、文型尊重

話方教授の形式をとって応用を重んじた教授をしても、それが一語一句に捉われてゐては、話方の上達を期する事は出来ぬ。……思想発表には文の型、即ち発表の形式がある。……これを眼目として話方であり、応用であつて欲しいとした。<sup>153</sup>

今井の話の中に取り上げていた「話方本位」、「応用主義」、「文型尊重」の編纂方針はいずれにせよ、学習者の日本語応用能力を重視し、とりあえず日本語で話すことができるようにすることを第一目的としている。このような教材を通して、日本語普及を促進しようとしていたと思われる。

こうして、関東州では社会情勢や教育行政の変化にしたがい、教育関係法規を少しずつ改正してきた。日本語教育に関する規定は最初の台湾や朝鮮の「同化教育」を真似する策定をしていたが、それが中国社会の反日情緒や反日行動の爆発によって、削除されるようになり、1923年の改正になると、日本語教育は外国語教育の性格を持つようになっていた。しかし、何回改正されても、その「日本語重視」の教育方針と「日本語普及」に努める趣旨は不変であった。

## 5 満鉄付属地における教育政策と教育法規の沿革

満鉄付属地の教育は、偽満洲国「建国」まで、関東州植民教育の監督下に統制されており、教育方針ないし教育内容、方法などほぼ同じである。ただし、直轄植民地に準ずる関

東州とあくまで「外国」である満鉄付属地とでは、やはり違いがあった。これから、関東州と比較しながら、満鉄の日本語教育について考察する。

## 5.1 満鉄付属地における日本語教育概況と教育行政管理

1905年9月、日露戦争で双方が「ポーツマス条約」を締結し、この条約により「日本は帝政ロシアが元来中国との不平等条約をもとに南満洲（中国東北の南部）で持っていた侵略的特権、すなわち長春から大連に至る鉄道（別名、南満鉄道）及びその附属権益と旅大租借地」<sup>154</sup>の租借権を獲得した。翌年6月に、勅令第142号を公布し、南満洲鉄道株式会社が創立された。この満鉄は民政部の管轄で、南満洲鉄道沿線付属地に対して政治的統治、軍事的弾圧と拡張及び経済略奪の職責を実行した。

満鉄成立の起点は南満鉄道と撫順炭鉱の経営であったが、1906年8月、「通信・大蔵・外務」の三大臣の命令書第五条「其社は政府ノ認可ヲ受ケ鉄道及附属事業ノ用地内ニ於ケル土木、教育、衛生等ニ関シ必要ナル施設ヲ為スヘシ」<sup>155</sup>に基づき、経済領域に限らず、政治、文化、教育等にまで勢力が及んだ。「政府ノ認可ヲ受ケ」という根本的な原則があるため、満鉄のあらゆる面がやはり関東州政府の管轄下でないといけないことになっていた。

満鉄付属地の日本語教育は、満鉄の監督機関である関東州政府の教育政策とは不可分な関係にあった。満鉄と関東州及び日本政府の関係について「付属地の公学堂教育の根拠は会社に対する（日本）政府の命令書にあり」、「付属地内の教育は日本人に対するものだけではいけない、その支那人に対してもやはり同様に施設してやらなければいけない」<sup>156</sup>とのように記された。それから、関東州の公学堂教育と満鉄の教育の違いは次のように記されていた。

関東州に於いては白仁長官時代は純然たる同化主義で、公学堂に「君が代」を歌はしめ、日本式訓練を施したとのことであるが、満鉄（付属地）は環境が之を許さず…可及的支那自体の教育を重視し、之を尊重し来たとのことである。故に今日も関東州内の支那人教育は朝鮮台湾の教育と大差はないが、満鉄の支那人教育は之に比べると同化的要素なく日支共存的である。<sup>157</sup>

その結果、満鉄付属地の公学堂では教科書はできるだけ中国の教科書を採用し、日本人教師の多くは中国留学者であった。これらの中国人教師も関東州と違って、特に「教育」<sup>158</sup>することなく、現地の読書人を多く採用していた。しかし、満鉄付属地の公学堂も低学年から日本語教育を重視している点は関東州と同様であった。当時は「満鉄付属地へ行ったら日本語だけで通ずるようにしたい」という日本語教育の理想があり、また、「本社（満鉄）が若（し）沿線の公学堂の施設（中国人に対する日本語教育）を廃止すると、

本社の汽車は止まってしまいますよ」<sup>159</sup>といった話に象徴されるように、満鉄において、中国人に対する日本語教育は日本側の利益を求めることが究極の目的で行われた教育であると考えられよう。

1921年5月、満鉄の第7代社長に早川千吉郎<sup>160</sup>が就任した。早川は新任時の訓諭の中で「日支共存、日支共栄ヲ主義トシテ本社経営ノ任ニ当ラム」<sup>161</sup>とし、「日支共存共栄」を満鉄の社是とすることを表明した。1923年ワシントン会議が開催され、会議の決議で中国の主権・独立・領土保全・内政不干涉を承認し、「中国政策ニ関スル九カ国条約」によって付属地における日本の特殊権益は制限された。さらに付属地における国権回収運動の勃興により、満鉄の教育事業転換の必要性は決定的なものとなった。付属地における日本の教育は文化侵略であるとし、教育機関を排除しようという意見が叫ばれるようになったのである。このような流れの中で、満鉄では日本語教育の改革として教育規則の改正が迫られていた。

## 5.2 満鉄付属地における教育法規の沿革

1909年6月に蓋平公学堂が開校し、「蓋平公学堂規則」が公布された。蓋平公学堂は、満鉄付属地で最初の中国人初等教育機関であり、当時最も中国人が居住していた蓋平に建てられた。開校時はまだ中国人教育の方針が定まっていない状態であった。同年蓋平公学堂の開校とともに、「蓋平公学堂規則」が公布された。これは満鉄最初の公学堂規則で、主に清の政府の「奏定学堂章程」に依拠し、主旨は「德育ヲ施シ実学ヲ授ケ有用ナル良民ヲ養成スルヲ以て本旨」とすることである。この規則では日本語を教えることを目的として示してはおらず、「日本語ヲ加ヘルコトカ出来ル」<sup>162</sup>と随意科目扱いになっている。しかし、同年蓋平公学堂の教授時間を見ると、事実はその逆で、日本語を一年目から週に6時間ずつ課することになっており、非常に重んじられていたことが分かった<sup>163</sup>。竹中はこの時期の「蓋平公学堂規則」が日本語を軽視しているというわけではなく、まだ教育方針が明確に定まっていなかったことと当時の中国の満鉄に対する姿勢が厳しかったことが重なり、必修科目にはできなかったと分析した<sup>164</sup>。そして、「蓋平公学堂規則」が発布された当初、その実行が難しかった。それはまず、子どもは家庭において労働力であって、また家庭の経済状況も考慮に入れると、中下層階級が子どもを学校に通わせることは困難であった。加えて、当時1908年安奉線の改築工事を断行したことで中国人の反日情緒が高まっていた。故に、「蓋平公学堂規則」は一般に公表されずに「通牒」という形で示された。

1914年3月に、「蓋平公学堂規則」の改正という位置づけで「南満洲鉄道付属地公学堂規則」（以下は「付属地公学堂規則」）が公布された。中国人教育の明確な方針が決定されて初めての規則と言える。その目的としては「学生身体ノ発達ヲ図リ德育ヲ施シ実学ヲ授ケ兼テ日本語ヲ教フル」<sup>165</sup>としている。中でも最も注目する点は日本語を必修科目としていることである。これは「蓋平公学堂規則」からの一番大きな改正点と言えよう。前にも述

べたように、「蓋平公学堂規則」では日本語の位置づけを随意科目にしていたが、改正後の「附屬地公学堂規則」では「日本語ヲ教フルヲ以テ本旨トナシ」と定められ、週8時間配当された<sup>166</sup>。本来ならば、教育方針に依り、日本語の教授を指導することになるはずだが、今度は逆に日本語教育のほう教育方針をリードしていた。それこそ当時の日本人教師の日本語教育に対する真剣さが見えてくると言えよう。実はもともと日本人教師の間には、「同化主義」と「現地主義」ないし「文化主義」という二つの意見があった。当時公学堂の教師として活躍した多くの日本人は同化主義者で、「日本語の拡充に努力」することを己の使命としていた。彼らは「附屬地内に居住して日本人と同様に公課に服して居留支那人子弟であるから日本人子弟と同様に教育することは当然」と考え、「燃ゆるが如き熱と意気を以て真剣に彼等の指導開発に寝食を忘れて努力した」のであり、「開設当初は、…日本人同様の支那人を作り上げると言ふのが理想であった」<sup>167</sup>。そのため、当時の公学堂教育では最も重要視されたのは日本語教授であった。

そして、方針が明確に決まったことにより、日本語重視の教育方針が「総則」の中に記されることになったのである。日本語のほかに改正された部分は初等科、高等科を設けた点、管理責任者を明確化した点、科目に実用科を加え、補習科目を開設した点である。

「蓋平公学堂規則」では、修業年限は4年または6年であったが、「附屬地公学堂規則」では初等科4年と高等科3年と定めていた。管理責任者を明確化したというのは、これまでは公学堂長が管理職で、責任をゆだねられていたが、改正された後は公学堂所在地の地方事務所主任と規定し、満鉄が直接の経営母体であるような制度を整えたということである<sup>168</sup>。

1917年4月「附屬地公学堂規則」が一部改正され、名前は「南満洲鉄道附屬地公学堂規則」から「南満洲鉄道株式会社公学堂規則」となった。わざと名前を変えたのはやはり南満洲鉄道株式会社が学校の経営主体である会社の経営権を強調するためにあると考えられる。第二の改正点は、入学条件をはっきりさせ、別科を設置したことである。第三の改正点は、男女共学を認めたことである。第四の改正点は、休日をその土地によって柔軟に設定したことである。また、その後中国において五四運動、教育権回収運動など反日、排日運動が高揚し、さらに準拠すべき中国の教育学制も変わって、1923年に再び改正された。1923年までの満鉄の公学堂規則の改正で変更された日本語の授業時間と中国語の授業時間は表4-9のとおりである。

表 4-9 満鉄公学堂規則の改正による日本語の授業時間と中国語の授業時間

	蓋平公学堂規則 1909年		南満洲鉄道附屬地 公学堂規則 1914年		南満洲鉄道株式会 社公学堂規則改正 1923年	
	日本語	漢語	日本語	漢語	日本語	漢語

初等 1 年	6	9	8	10		10
初等 2 年	6	8	8	10		12
初等 3 年	6	8	8	12	7	10
初等 4 年			8	12	7	10
高等 1 年			8	8	7	8
高等 2 年			8	8	8	7
高等 3 年			8	8		

[出典] 南満洲総裁室地方部残務整理委員会『南満洲鉄道附属地における学校及図書館並社会公共施設の発達上』（1939年、7-16頁）。

1909年の満鉄公学堂規則の一回目の改正によって、日本語授業の時間数は週6時間から週8時間と2時間増え、しかも、初等科3年までの教授が高等科まで7年間の教授と伸びた。しかし、1923年の規則改正で、低学年には日本語を課さず、3学年以上に7-8時間課するようになった。それでも例外条項を設け、「土地の状況により認可を受けて」とし、依然として1学年から課していたところもあったという<sup>169</sup>。その後、1924年3月19日より、奉天市政公署教育課長羅振邦が満鉄経営の南満中学と公学堂を参観した後、強烈にその「日本化」教育を批判した文章を発表した。この文章が奉天教育庁の雑誌『東北』に掲載された後、満洲での大規模の教育権回収運動が引き起こされた。そして、中華民国の奉天教育会における奉天省中学校及び師範学校長会議は、「付属地における満鉄会社経営の公学堂と中学堂は中国人の国民性を破壊し、親日奴隷を養成する」と主張し、「国民の基礎教育たる初等普通教育はその国家においてこれを行い、他国の経営を許すべきではない」<sup>170</sup>という決議を行った。そのため、実際1年から日本語を課していた学校はなくなったという<sup>171</sup>。

さらに、満鉄附属地では、偽満洲国の建国及び教育政策の策定が直接に関係したため、1931年と1933年に連続して2回にわたって、公学堂規則の改正が行なわれた。1931年の南満洲鉄道の公学堂規則改正は中国の教育制度に準じて改正したものである。注目する改正点と考えられる改正の理由は次になる。

- ① 「学堂」は旧称でもう使用されていないため、また中国人に近現代の先進的教育を信用させようとして、「公学堂」の名称を「公学校」に変更した。
- ② 日本語教授時間数は1923年の初等科の第3学年と第4学年のそれぞれ7時間より、1931年の改正では、1時間を減らし、6時間となった。これも満洲事件前の一連の抗日活動と教育回収運動に対し、日本側が取った対策と理解できよう。

このような改正は日本側の本意ではないと思われるが、急速な中国側の政治状況の変化に応じて、中国人教育を重視したという姿勢を見せるための妥協策であると考えられる。

1931年満鉄の教育規則が改正されてすぐ、満洲事変が行われ、偽満洲国が成立された。偽満洲国成立とともに、建国精神が定められて、満鉄の教育規則もそれに対応してさらな

る改正に迫られた。対華「二十一ヶ条」による教育権回収運動の衝撃を受けて、その圧力により、「中国文」を「満洲国語」に変えたものであったが、日本語の授業数はさらに増えている。1933年「満鉄公学校規則」改正案によれば、初等科1年、2年に排した日本語授業を回復し、従来3学年以上に課していたものを初等科1年に4時間、2年から6時間を配当することになった。この点から見れば、教育権回収運動に対し、反省ないし批判らしいことはしていなかったと言えよう。

前述した教科書編纂のように、満鉄は長い間関東州にリードされていて、教育政策もほぼ「関東州公学堂規則」と同じ歩調を取っていた。日本語教育の面では、満鉄は有名な日本語教育専門家がいながらも、教育方針を策定する場合、関東州のほうに従うしかなかった。しかし、関東州は一応直轄植民地に準ずるところのため、関東州内すべての学校が関東庁の管轄下になるが、「満鉄の経営の下にあった諸学校は満鉄沿線の鉄道附属地と呼ばれる狭い地域に建てられたもので、附属地の外には、多数の中国の経営する諸学校がある」<sup>172</sup>り、それらの学校と競争関係にあり、就学率と学生数を確保するために、満鉄の中国人教育はより中国側の意向を意識しなければならなかった。そのため、初等1、2年の日本語教授は削除されるに至った。これは中国側に刺激をあたえず、排日運動への鎮静を狙う目的にあると考えられる。

## 6 偽満洲国における教育政策と教育法規の沿革

1931年9月に満洲事変が起こり、翌年の2月に日本の関東軍が満洲全土を占領した。同年3月溥儀が「皇帝」に就いて、偽満洲国の「建国」を宣言した。偽満洲国「建国」の2年後の1934年12月に、関東州植民統治行政機構の改革が行われた。勅令398号により、関東庁官制を改組して、関東局を設置して、日本駐満洲国大使館内に置いた。同年、「三位一体」<sup>173</sup>の行政改革によって、関東州は行政上において偽満洲国、満鉄と一体化された。偽満洲国は政治的には「独立国」という特別な枠内でそれなりの教育政策を制定し、日本語教育を行った。

この偽満洲国建設当初のスローガンとして掲げられたのが「王道楽土」と「五族協和」である。「王道楽土」とは、日本の政府が満洲において「王道によって治められる安楽な土地」と説明し、宣伝した。このことばはまた「王道主義」によって土地を治めるという意味も表している<sup>174</sup>。偽満洲国は「王道主義」という言葉を、資本主義国家の議会制民主主義・社会主義国家の共産主義イデオロギー・中華民国が標榜する三民主義（民族主義、民権主義、民生主義）に対抗する理念、つまり中華帝国が国家統治のために掲げていた理念として捉えていた。しかし、関東軍はそのうちの反共産主義・反三民主義という側面だけを利用していった。また、「五族協和」は日本政府が満洲の日本人、漢人、朝鮮人、満人、蒙古人が協調して暮らせる国を作るのを目指すことを宣伝する言葉としていた。偽満洲国の地にはこの五つの民族が存在しているため、偽満洲国の「国旗」も五つの民族を代表する「五色旗」に決められたのである。

後に、偽満洲国の「皇帝」溥儀が「朕(満洲国皇帝)、日本天皇陛下と精神一体の如し」



と宣言して、「回鑾訓民詔書」を發布した。「回鑾訓民詔書」には仁愛・忠孝や「民心の訓を尊うこと天の如し」などの儒教的な表現を含んでいたため、「儒教的理念に日満一体化を加味したものともいえる」<sup>175</sup>と塚瀬進は述べている。「日本天皇陛下と精神一体の如し」という文句には、偽満洲国の傀儡政権の本質が顕然と表出されていた。

このように、偽満洲国は1932年に建国宣言をしてから、1945年8月18日皇帝溥儀の退位まで、わずか14年足らずで消滅した「国家」であるが、成立から最後まで国体を明確にする憲法も制定されず、国際法上では合法性が欠けているので、あくまで日本関東軍によって作られた傀儡国家に過ぎず、中国では現在に至るまで「偽満洲国」と呼ばれている。しかし、傀儡国家であるからこそ、日本語教育と日本語普及がとても重要な統治政策の要と見なされ、非常に重要視されており、研究する意義があるように思われる。ここからは、日本の偽満洲国での治外法権撤廃により、日本と偽満洲国との行政上の一体化が図られ、教育体制を整備しようとして制定された「新学制」を公布した1937年を境に、その日本語教育の教育行政と教育法規の沿革について分析考察を行う。

## 6.1 「新学制」実施前の「日満一体化」の日本語教育（1932-1936）

### 6.1.1 「新学制」実施前の教育行政の沿革と日本語教育

偽満洲国建国の2年後の1934年12月に、関東州植民統治行政機構の改革が行われた。勅令398号により、関東庁官制を改組し、関東局を設置して、日本駐満洲国大使館内に置いた。駐満特命全権大使は関東局長官を兼任し、日本内閣総理大臣の監督下で、関東局の事務を統轄するが、その駐満大使を兼任するのは関東軍司令官であった。いわゆる「三位一体」という行政制度であった。当時、関東軍司令官は事実上関東州、満鉄を含め、東北全地域の最高統治者であった。つまり、関東州庁は関東庁に代わるものであり、関東局の管轄下に置いた。関東州庁長官は駐満大使の監督下で、関東州内の行政事務を管理していた。また、関東局官房が所管する教育施設、即ち関東州内の教育施設と駐満大使館に属する在満教務部が所管する教育施設、即ち偽満洲国内における邦人教育施設という二つの管理系統に分かれていた。初等、中等教育機関は関東州庁長官の第一次監督に属し、専門教育（師範を含む）及び大学教育機関並びに偽満洲国内の邦人教育機関は共に駐満特命全権大使の直接所管であった<sup>176</sup>。

日本語教育については、偽満洲国成立直後、成立前の中国人の反日情緒の高揚と満洲事変勃発のため、しばらく混乱した状態が続いた。その混乱の状況を、偽満洲国文教部教学官を務めた福井優は次のように描写した。

前年の五ヶ年間ぐらゐは、治安工作、肅清工作に日もこれ足らぬ有様であつて、いはば地ならし作業に追はれてゐた。従つて教育方面などは思ふやうに進み得なかつた。特に日本語は全く創設である。

教科書は間に合はせのものが出来たが、教師は急に養成できない。法規も訓令も通牒も悉く満文でなければ用をなさない時代である。役所の勤務時間を割いて、満蒙系は日本語を、日系は満語を学習する風景が、到る處の官廳などに見られた。併し学校ではそれすら容易にできなかった。たまたま通譯出来ようといふ教師が居たとすれば、直ちに他の職場に奪はれてしまふからである。<sup>177</sup>

この話から、偽滿洲国建国当初、混乱した治安状況を治めるため、教育のほうはほとんど進まなかったことが分かる。一方では、役所に勤めていた「満日系各官吏間相互ノ意思ノ疎通ヲ計り、事務円滑ヲ期スル為ニ文教部ガ主催シマシテ、語学講習会ヲ開イテ居リマス。官吏ニシテ、之ガ学習ヲ希望スルモノ、合セテ七百七十余人」<sup>178</sup>とのように、日本語を積極的に学習したい中国人も多くいた。もう一方では、学校教育において、日本語教員が不足、まったくその日本語教育に対する需要を満たせなかった状態であった。

この時期の日本語教授の教育趣旨と目標に関しては、次のように記述されている。

日滿の関係密接となり、日滿人接触の機会多きを加ふるに随ひ、日本語の必要益切なり。さらば教師たるものは十分に日本語を修得し、日本事情の研究に資するのみならず、児童をして日常卑近の日本語に通ぜしめ、併せて日本の風俗習慣の一般を知らしめ、一は以て実際の生活に資し、一は以て民族融和の一端に充てしむるを以て要旨とす。<sup>179</sup>

つまり、日本人との頻繁な接触で、中国人にとって日本語がますます必要となっていた。しかも、学生には日本語を学習するほか、日本事情、日本文化、日本風俗習慣などについても知る必要があり、これらの学習を通して、実際の生活に役に立つだけでなく、民族融和のためにもなると強調した。要するに、この時期の日本語教育の趣旨はいわゆる「王道主義」、「民族融和」を図るための日本語教育となっていた。こうして、普段の生活から日本人と接触し、仕事のためにも日本語を使う場合が多くて、一般民衆にとって生活を便利にするためにも日本語を勉強する必要が出てきていたので、学校での日本語の授業が少ないながら、日本語学習、日本語教育のブームが起こった。

#### 6.1.2 1932年「関東州公学堂規則」の一部改正

1932年3月30日、偽滿洲国の成立とほぼ同時期に、関東庁令第五号「関東州公学堂規則」が一部改正された。その改正内容の中には次のような内容が含まれる。

第八條、第十條、第十六條、第三十三條、第三十四條及第四十二條中「又ハ民政支署長」ヲ削ル

第二十二條第一項中『支那及日本』ヲ『滿州、日本及中華民國』ニ、『両国』ヲ『之等各地』ニ改メ同條第二項中『日支両国』ヲ『日滿』ニ改ム

第二十三條第二項中「支那地理」ヲ「日本及中華民國地理」ニ改メ「日本其他」ヲ削ル<sup>180</sup>

1932年の改正は、主に管理機関の名称の改正であった。特に、偽満洲国の成立とともに、「支那」を「満洲」と「中華民國」と分けて表すようにし、「日支両国」という表現をわざと「日満」と変えて、「両国」という言葉を削除するのは、偽満洲国成立と同時に政治的情勢も変化したことを如実に表している。

教授時間については、1923年の改正案と比較して、日本語と中国語の教授時間は全体的に減少した。その日本語と中国語の授業時間数は表4-10の通りである。

1932年の「関東州公学堂規則」改正案では、日本語の時間数は初級1年、2年に8時間から6時間に、3年は8時間から7時間に削減されて、高等科1年、2年に8時間から7時間に削減された。中国語の時間数は初級1学年に10時間から8時間に、2年、3年、4年に10時間から9時間に削減され、高等1年、2年に8時間から7時間に削減された。その理由については、まず前述したように偽満洲国成立初期には、「万事休す」のような状態で、教育のほうも停滞状態から徐々に回復するようになっているため、学校での授業時間数も一時的に減少したと考えられる。それから、反日行動や教育権回収運動で学校での中国語の教育が重視されるようになり、中国語の授業時間数は、初等科で上級になるにつれて多くなっていたことが分かった。さらに、中国語の授業時間数は依然として日本語の授業時間数より多くて、主要な位置に占めた。

表4-10 1932年「関東州公学堂規則」改正案の日本語と中国語週時間数

		初等科				高等科	
		1学年	2学年	3学年	4学年	1学年	2学年
1923	日本語	8	8	8	8	8	8
	中国語	10	10	10	10	8	8
1932	日本語	6	6	7	8	7	7
	中国語	8	9	9	9	7	7

[出典] 『明治以降教育制度発達史』(第十二巻)、82頁。『明治以降教育制度発達史』(歴史地理：満洲歴史、地理の大要と中華民國歴史、地理の大要)、117-118頁。

### 6.1.3 1936年「关于小学校教科規程之件」の公布

1936年1月14日偽満洲国文教部によって、「关于小学校教科規程之件」<sup>181</sup>が公布された。その第一条では、「初級小学校は修身、国語、日本語、算術などの九科目」、「高級小学校は修身、国語、講經、日本語、算術など十二科目」となっている。日本語教授の主旨については、第五条に「易しい言葉と文字及び文章を理解させ、運用能力の養成」となっている。中国語が、初等小学校1学年から高等小学校にかけて、8. 8. 7. 7. 7. 7という時

間となっているのに対し、日本語は初等1学年、2学年では、配当されておらず、3学年、4学年では週2時間となっている。高級小学校に日本語が配置されたのは1933年で、週2時間だったが、この1936年の改正では週3時間が配当されており、従来より多くなった。

表 4-11 1936年偽満洲国小学校日本語授業時間と国語（中国語）授業時間

	初等小学校				高等小学校	
	1	2	3	4	1	2
国語（中国語）	8	8	7	7	7	7
日本語			2	2	3	3

[出典]福井優、「満洲国に於ける日本語普及の状況」、(『外地・大陸・南方 日本語教育実践』、1943)、181頁。

このように、1936年の時点では、日本語教育の趣旨は「易しい言葉と文字及び文章を理解させ、運用能力の養成」を図ることである。つまり、中国人に生活や仕事のために使う簡単な日本語を学ばせて、すぐ使える日本語人材の養成が当面の用務となってきた。日本語の科目は初等教育3年からとなり、教授時間数も中国語よりずっと少なかった。これらの面から見れば、この時期の日本語教育は外国語教育の性格を持っていた。

さらに、1904年関東州では初めて公学堂仮規則が公布してから、1936年の「関于小学校教科規定之件」までの日本語と中国語の授業時間数の変化と推移を追及すると表4-12のようになる。全体から見れば、日本語の授業時間数が回を追って減少しているように見える。それに反して、中国語の授業時間数は、改正ごとに少しずつ増加するようになっている。

表 4-12 1904-1932年日本語と中国語（漢語・国語）の授業時間数の変化

時間	1904-1905	1906	1908	1915	1921	1923	1932	1936
	仮規則	「関東州公学堂規則」	改正	改正	改正	改正	改正	「関于小学校教科規定之件」
教育行政期	軍政期	関東都督府			関東庁			偽満洲国文教部
科目	日 漢	日 漢	日 漢	日 漢	日	日 中	日 中	日 国

						漢				
初 等	1	10	10	10 7	8 7	10 7	8 10	6 8	0 8	
	2	13	13	10 7	10 7	10 7	8 10	6 9	0 8	
	3	14	14	10 7	10 9	10 9	8 10	7 9	2 7	
	4	14	14	11 7	10 9	10 9	8 8	8 9	2 7	
高 等	1	14	14	11 7	9 7	8 7	8 8	7 7	3 7	
	2	14	14	11 7	9 7	8 7	8 8	7 7	3 7	

[出典]「明治以降教育発達史」第十二巻及び『文教法関係法規輯覧』<sup>182</sup>

その理由を追究してみれば、当時の社会情勢の変化が植民地統治当局の言語政策制定に影響を与えて、日本語教育政策や関係法規もそれに従って変化を遂げていたと思われる。1904年から1905年までの軍事管制期に公学堂仮規則が公布され、関東州での日本語教育が正式的に始まった。1906年「関東州公学堂規則」の公布に至るまで、教科には修身、日本語、漢文、算術、体操などが設置されていたが、その中で、日本語の時間が半分ぐらいを占めていたことは前節で見たとおりである。これは日本が満洲での植民地日本語教育を始めたばかりの時に、日本語重点主義と性急な同化主義教育方針を取っていたためであると考えられる。その後、岩間徳也らの教育専門家たちが日本語を通じての同化教育に対しては時期尚早という慎重な姿勢をとったため、そうした性急な同化教育に疑問を持たれた。その上、対華「二十一か条」によって、中国各地での反日行動が爆発し、関東州統治当局がこの激しくなってきた反日運動を鎮静化しようとして、1908年と1915年二回公学堂規則の改正を行った。この二回の改正の後、日本語の授業時間数が減少し、中国語の授業を増やすようにしたが、日本語の授業時間数が中国語の授業時間数より多かったことは不変である。1919年、「軍政分治」が始まり、従来の最高行政長官を必ず陸軍大将または中將が任命する制限を撤廃し、代わりに関東長官は「関東州ヲ管轄シ南満洲ニ於ケル鉄道線路ノ警務上ノ取締ノ事ヲ掌」り、「南満洲鉄道株式会社ノ業務ヲ監督ス」る権限をもつものと定めた。教育法規のほうもそれに相応し、1921年と1923年にさらなる改正を行った。1921年の改正により、歴史科目を設置し、対中国人の教育政策の修正を行って、1923年の改正では、教育趣旨に「日本語ヲ教へ」を削除して、それまでの日本語教育重視、日本語授業時間数が中国語授業時間数より多かった状態が一変し、中国語が主要位置を示すようになった。これは五・四運動、教育権回収運動などの一連の反日行動が高揚した状態を治めるた

めにとった緩和策と考えられよう。また、この時期には、満洲を建設するために、日本語の通じる大量の中国人労働力の需要が生まれて、日本語教育のほうも親日且つ実用的な日本語人材を養成するという教育方針に変えたためであると思われる。1932年になると、日本語教育の趣旨が「民族融和」と「王道主義」を図ることにあったため、教授時間数としては、中国語のほうが依然として主要の位置を占めていたが、生活や仕事のために日本語学習の必要性がますます高くなり、授業のほかにも自主的に日本語を勉強することもよくあった<sup>183</sup>。さらに、1936年の「新学制」実施前の時点では、偽満洲国建国間もなくで、各学校で排日思想の排除に精一杯で、さらに日本語教員不足の状況も厳しくなっていたため、教授時間を少なくし、教育趣旨も簡単な日本語の理解と運用能力の実用性を求めるための日本語教育になっていた。

## 6.2 「新学制」実施後の「国語の一つ」としての日本語教育（1937-1945）

前述したように、偽満洲国において「五族協和」が掲げられていたことから、公用語としては、中国語、蒙古語、朝鮮語、ロシア語、さらに日本語が話されていた。1937年教育制度改革により、日本語が「国語の一つ」となった。「新学制」において偽満洲国の「国語」は中国語、日本語（地域によっては蒙古語、ロシア語）と複数あったのである。それゆえ、国語教科書というのも複数あったわけである。しかし、実際の使用においても、制度的においても弱小であった日本語を無理やりに中国語に比べて優位に立たせようとするのは日本側が日本語教育を行う最も重要な目的であった。

### 6.2.1 「新学制」実施後の教育行政の変化

#### 6.2.1.1 「新学制」による学制改革

偽満洲国の日本語教育及び日本語教育政策はこの「新学制」の公布を軸に二つに分けられていると言えよう。1937年5月、勅令として「学制要領」、「学校令」、「学校規定」、「国民学舎及国民義塾ニ関スル件」などいわゆる「新学制」という一連の教育法規が公布され、さらに10月に「国民学校規程」などの十種の学校規程などが発布されることにより、いわゆる「新学制」関係の法規が整備されるようになった<sup>184</sup>。同年7月、行政機構改革により教育行政は民生部の所管となり、従来民政部において管掌していた興安各省の蒙古人教育も民生部に統合して教育行政の一元化を見せた。また1937年11月5日に治外法権の撤廃並びに満鉄付属地行政権の移譲により、日本内地人教育及び旧付属地内朝鮮人教育を除く教育機関は、すべて偽満洲国に移管され、偽満洲国の一体化が図られた。

同年10月に一連の勅令に基づき、民政部令によって「国民学校規定」なども公布され、従来の初級小学校は4年制度の国民学校に、高級小学校2年制度の国民優級学校に改組され、簡易小学校の類と一部の私塾を国民学舎及び国民義塾に改めた。その仕組みは図4-1になる。

具体的に制度から見ると、「新学制」実施段階の1938年より、まず日本語教育の学制が改められた。「新学制」によれば、偽満洲国における学制は図4-1のようにまとめられる。

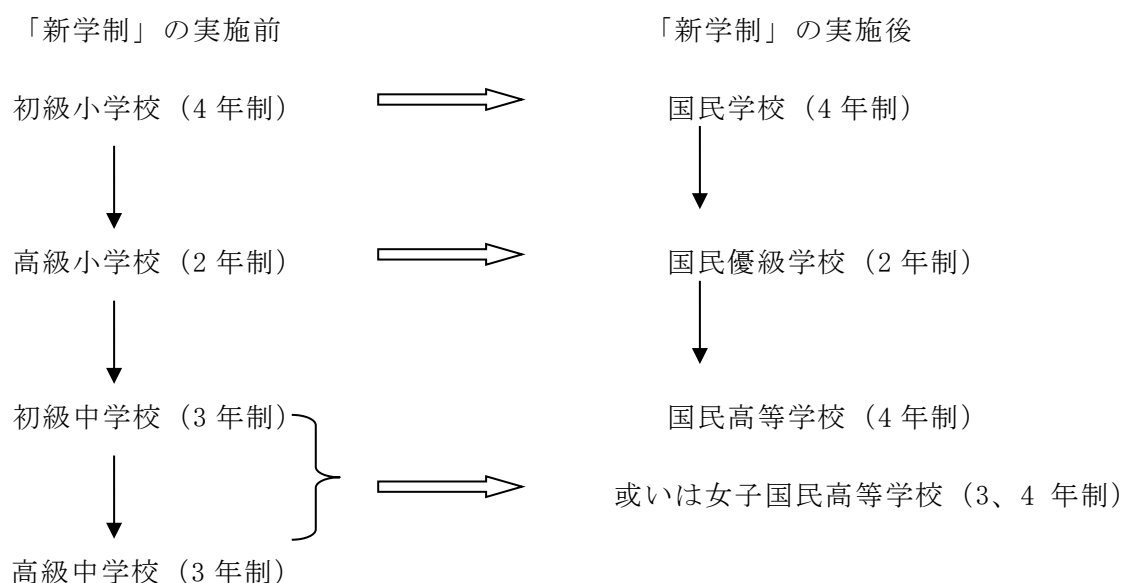


図4-1 「新学制」実施前後の学制の比較

「新学制」実施の1938年より初等教育は従来の初級小学校が修業年限4年の国民学校に、高級小学校が修業年限2年の国民優級学校に改められた<sup>185</sup>。中等教育機関としては4年制の国民高等学校、或いは3年または4年制の女子国民高等学校が設置された<sup>186</sup>。これにともなって、日本語教科書も改められ、『国民学校に日語国民読本』（全8巻）、『国民優級学校日語国民読本』（全2巻）が使われた。

#### 6.2.1.2 多国語の位置づけと言語管理の実行

「新学制」が公布された当時の日本国内においては、政府による思想統制の強化に呼応する形で、「日本精神」や「国民性」に関する研究が盛んに行われていた頃である。また、この「国民性」の研究とともにその錬成の方法が注目され、学校教育と教育者や教育内容の重要性が注目されている時代でもある。その代表的な理論の一つは直接法による日本語教授の理論であった。この教授法の目的論は「日本精神の理解は日本語によるべきだ」「国語の形式を通して民族の精神構造を形作ってゆく」<sup>187</sup>としていた。代表者の山口喜一郎は「真に日本語の言霊を感じ、日本の文化を知り日本精神を体することができるのである」とし、日本語と日本精神と結び付けている。この流れの中で、制定して実施した「新学制」の要点となる日本語の教育方針は「日本語ハ日満一徳一心ノ精神ニ基キ国語ノトシテ重視ス」<sup>188</sup>である。ここに日本語がはじめて偽満洲国の「国語」として明記されるようになった。

「新学制」においては、日本語・満語・地域によっては蒙古語、またはロシア語の国語

は国史・地理・自然・国民道徳などと一緒に「国民科」という教科にまとめられた。「学校規定」によれば、「日本語を習得させるとともに、日本語を通じて国民道徳の基礎を受け、国史、地理及び自然に関する知識の初歩を得しめ、智徳を啓培する」<sup>189</sup>というのが教授目的とされていた。また、前述したように偽満洲国の国語は複数あり、今までの先行研究では一体何語でいくつあるのかを明確に示している規定はまだ見つかってない<sup>190</sup>。ただし、日本語の各国語に対する位置づけは、1937年5月に公布した「国民学校規定」の第3章第55条に国民科教科書についての規定から伺うことができる。

「県制施行ノ地域内ニ於テハ日語ニ依ルモノ及ビ満語ニ依ルモノヲ採定シ旗制施行ノ地域ニ於テハ日語ニ依ルモノ及ビ蒙古語ニ依ルモノヲ採定シ県旗併置ノ地域内ニ於テハ日語ニ依ルモノ及ビ省長ノ定ムル所ニ依リ満語ニ依ルモノ又ハ蒙古語ニ依ルモノヲ採定スベシ」

この教科書に関する規定から判断すれば、当時公用語として使われているのは日本語、満語、蒙古語、さらに白系ロシア人が居住する地域ではロシア語が使用されていた。しかし、唯一日本語だけが学生要綱としての「新学制」に明確に強調され、偽満洲国全域の国民学校で必修科目とされ、各民族の言語の上立つ偽満洲国の「共通語」、そして「公用語」として使われていた。初等教育に限らず、中等教育以上は特に日本語中心で教育が行われており、日本語の出来不出来が学生の進学、ひいては出世できるかどうかを左右するというのが偽満洲国の実情であった<sup>191</sup>。

表 4-13 「新学制」に於ける各言語によって教授される国民科の授業時間数

	国民学校				国民優級学校	
	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	1 学年	2 学年
日本語による	6	6	7	8	8	8
満語・蒙古語・ロシア語などによる	7	8	8	9	8	8

[出典]、豊田国夫、「満洲国の国語政策」(『民族と言語の問題』、1964、323頁)及び堀敏夫、「満洲国に於ける日本語教授の動向」、(『日本語』創刊号、1941、53頁)。

なお、当時各言語によって教授される国民科の授業時間数は表 4-13 のようになる。国民科の各科目はほとんど半分が日本語によって教授されたことが分かる。国民学校の1年と2年では日本語による授業時間数が6時間で、満語・蒙古語またはロシア語などによる授業時間数が7時間と8時間で、それぞれ1時間と2時間少なかったが、学年が上るにつれて、その差が少なくなり、国民優級学校に入ると、日本語による授業時間数は8時間となり、他の各言語と並んでいた。さらに、中等教育にあたる「国民高等学校」や「女子国民



高等学校」になると、4年間各学年で「満語」による教授が週3時間の短さに対し、日本語によるものが6時間と逆転するようになったという<sup>192</sup>。つまり、上級教育になるにつれ、日本語が他言語より重視されていることが分かる。

日本語を高い地位につけようとする主張の代表者の一人として偽満洲国建国大学教授の重松信弘が挙げられる。重松は1940年の論文「満州国における日本語の地位」<sup>193</sup>の中で、「日本語は満州国の存在する限り重要な国語としての地歩を占めるべきであるが、現地諸民族の協力も亦満州国の存立に不可欠の基礎をなすものであるから、その存在文化の母体言語も亦国語となる資格持つものと云える」と述べ、「然らば日本語と満州語（又蒙古語も）とが国語として対立するとして、両者の関係は如何に考えるべきであろうか。……したがって指導体の文化が存在体の文化に対して強圧力となるべきではなくて、前者は後者を理解してそれと調しつ、自己の使命を果たして、新しい国家の文化を生成せしめねばならぬ」のように日本語を「指導体」、「満語」や「蒙古語」などは「存在体」という言葉を使って論じていた。つまり、日本語は日本精神・日本文化とは切り離せない関係であることを強調し、日本語の普及を前提にした「現地語」学習という立場に立つのである。

このように、偽満洲国においては、表面的には「五族協和」が掲げられ、日本語は「国語の一つ」として日本語教育が行われていたが、実際は様々の政策を取り、日本語をほかの「国語」より優位に立たせ、日本語教育を通して日本精神・日本文化を浸透させようとしていた。

日本語を優位の地位につけるために、法律・行政、政府刊行物、対外条約、学校教育・教科書、語学検定試験及び官吏登用制度等様々な形で実行の段階に移った。まず法律の記述については、偽満洲国建国後しばらくは国民政府の法令を援用したが、もちろん法令の条文は中国語で書かれていた。しかし、その後日本人が起草する法令が多くなり、法令の草案も日本語で書かれるようになった。皇帝の裁可を得るためにはまた中国語を必要とするから、法令は日本語で書かれ、中国語の訳文が付いているという反対の形になっていた<sup>194</sup>。それから、政府刊行物のような公文書における日本語の正文化も次第に現れてきた。

「官署刊行図書目録」によると、中央政府の出す刊行物は日本語と中国語を同一ページに印刷したものか、或いは同一の内容を日本語版、中国語版としてそれぞれ刊行したものである。国家と国家の間に結ぶ条約は国家のおもてになるもので、どの言語で記述するかは国内におけるその言語の地位が見てとれる。当時偽満洲国と日本との間で結ばれた条約は、ほとんど日本語と中国語の二言語で書かれたが、ただし疑義が生じた場合には日本語のほうによったことから、日本語の重要な位置づけが分かる。

こうして、「新学制」実施後、偽満洲国が一連の政策を通して言語管理を行っていた。対満事務局事務官兼文部省事務官森田は「満洲国の国語政策と日本語の地位」に、「複合民族国家たる満州国」において、「種々錯綜せる民族語を統一し、整理することが、新国家の国家体制確立上必須」であると述べ、偽満洲国が日本語を国語として採用し、「民族の如何に関せず」<sup>195</sup>日本語を必須科目として課し、さらに日本語を出世には不可欠なものとしたこ

とは大きな意味を持っていると論じた。その上、「日本語の普及に依って満洲国を構成する各民族が満洲国国民たるの精神を体得し、日満一徳一心の理想を民族的にも達成し得る端緒を与へることとなる」<sup>196</sup>とのように、偽満洲国において、日本語の絶対優勢地位の確立と日本語の普及を通して、「満洲国国民」の精神同一化と日満一徳一心の目的を達成しようとした。

日本語が強調されると同時に、日本語教育の問題も重要視されるようになるのは当然のことである。建国当初は学校体系、学制、教科書などは中華民国からの引き続きであったが、先に述べたように1937年に「新学制」が公布してからは、「旺盛ナル国家観念及国民精神ヲ把握体認シテ忠誠奉公犠牲奉仕ノ誠ヲ挺ンズル国民」ヲ「国民」教育の方針としている。さらに、授業の時間数から見ても日本語を第一の国語にし、ほかの満語や蒙古語を地域により第二の国語として習わせることに務めていた。また、日本語を普及するために、日本語学習奨励制度も出された。「語学検定試験規則」の公布により、日本語学習を進めるだけではなく、高等官吏になるためには日本語を学ばないといけない状況にしていたのである。

## 6.2.2 「新学制」実施後の教育法規の変化

### 6.2.2.1 「新学制」による学校規定の特徴

いわゆる「新学制」という一連の学校規則には以下のような要点が見られる。

- ① 「国民科」の設置。日本語を含めた国語は国史・地理・自然・国民道徳などと一緒に「国民科」という教科にまとめられた。「学校規定」によれば、「日本語を習得させるとともに、日本語を通じて国民道徳の基礎を授け、国史、地理及び自然に関する知識の初歩を得しめ、智徳を啓培する」<sup>197</sup>というのが、教授目的とされていた。
- ② 日本語から国語へ。日本語は満語・蒙古語とともに国語となっている。国家として日本語を第一国語としての地位に引き上げ、「国民科」の中で必修科目とした。
- ③ 日本語の比重が大きい。国民科の占める割合が極めて高いことが分かる。偽満洲国「国民学校」の1学年から4学年の「国民科」の教授時間数が13、14、15、17となっていたが、「国民科」の5科目の中で、日本語の教授時間数はそれぞれ6、6、7、8で、ほぼ半分占めていた。

こうして、「新学制」の規定により、学校教育の中に「他国語である筈の日本語を、国語の一として教育することを明示する点に、日本の傀儡的な性格を読みとり得るもの」<sup>198</sup>があり、また偽満洲国の教育行政内における日本の大陸政策の浸透度が、如何に強いものであったかを察知させる。

### 6.2.2.2 「国本奠定の詔書」と「基本国策大綱」の公布

1940年、皇紀2600年にあたって、溥儀が二度目の訪日の後、「国本奠定の詔書」を發布した。さらに、清朝の祖宗に代えて天皇の皇祖神天照大神を祀る建国神廟を創建し、その

崇敬を決めたのであった。この「国本奠定の詔書」が重視したのは「惟神の道」であった。それ以降、偽満洲国の統治理念に神道的要素が出るようになり、特に1942年12月の「国民訓」では、そのはじめに「国民は建国の淵源、惟神の道に発するを念ひ、崇敬を天照大神に致し忠誠を皇帝に尽くすべし」が掲げられ、建国の目標を「王道楽土」の建設から「大東亜共栄」に変えた。そして、その後から学生を中心に満洲の中国人に対し、神社参拝の強制を強化するようになった。この点について、満洲は傀儡政権で、形式上ではまったく完全統治の領土である台湾や朝鮮のような「皇民化」や「日本化」教育を施すことが出来なかったが、その代わり「神道の力」を借りて、日本の天照大神を偽満洲国建国元神として「国本奠定の詔書」に決めることによって、満洲の人々に精神教育と思想改造を図るようにしたと理解できよう。

1942年12月に、「基本国策大綱」が公布され、この「基本国策大綱」により、戦時下の教育方針はいわゆる「建国精神」を徹底的に高揚することであった。日本語教育の目標は日本精神の理解、日本文化の摂取、日満一体不可分で、一徳一心の建国精神の涵養と忠誠なる公民の養成にある。具体的な教授時間について、1943年公布した国民学校と国民優級学校の教科目と教授時間数は表4-14の通りである。

表4-14 1943年国民学校と国民優級学校の教科目と週時間数

		建 国 精 神	国語		実 務	自 然	算 数	体 練	芸 能	終日 実務 実習	勤 勞 奉 仕 日 数
			日 本 語	満 語・ 蒙 古 語							
初 等 科	1年	2	6	6	1	2	3	3	3	20日 以下	10日 以下
	2年	2	6	6	2	2	4	3	3	20日 以下	10日 以下
	3年	4	6	6	2	2	5	4	3	20日 以下	10日 以下
	4年	4	6	6	2	2	5	4	3	20日 以下	10日 以下
高 等 科	1年	4	6	6	4	3	5	4	3	20日 以下	10日 以下
	2年	4	6	6	4	3	5	4	3	20日 以下	10日 以下

[出典]：満洲国民生部教育司「学校令及学校規定」1937年、102-103頁。

この表から分かることは、まず1937年に設置した国民科が建国精神科に取って代わった。国語科のほうは独立の一科として設置し、日本語と満語は同じ6時間になった。国語科と建国精神科を合わせると10時間にも達して、戦時下日本政府が如何に中国人の精神涵養を重視したかが分かる。さらに、体練、実務実習と勤労奉仕を加えたため、全学年の学習時間が減少し、この時期の軍事訓練などの戦時体制の特色が鮮明に出ている。

### 6.2.2.3 「関東州人教育令」の公布

1944年4月「関東州教育令」が公布された。その主な内容を以下に挙げる。

第二条 関東州人ノ教育ハ吾ガ肇国ノ精神ニ則リテ関東州人ヲ醇化陶冶シ挺身奉公ノ実践ニ培ヒ皇国ノ道ニ歸一セシムルヲ以テ目的トス

第三条 関東州人ヲ教育スル学校ニ於テハ前條ノ旨趣ニ基キ特ニ左ノ事項ニ留意シテ生徒及児童ヲ教育スベシ

- 一 教育ニ関スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シテ教育ノ全般ニ亘リ皇国ノ道ヲ修練セシメ皇恩奉謝ノ至誠ニ徹セシムベシ
- 二 皇国ノ東亜及世界ニ於ケル使命ヲ明ニシ大東亜建設ノ聖業ニ翼賛スベキ関東州人タル責務ヲ自覺セシムベシ
- 三 教育ノ全般ニ亘リ精神鍛錬を重ンジ滅私奉公ノ実践力ヲ涵養センコトニカムベシ

第八条 公学校ノ教科ハ初等科及高等科ヲ通ジ奉公科、理数科、体錬科、芸能科及勤労科トス 奉公科ハ之ヲ分チテ修身、国語、満語、国史及地理ノ科目トス

第十一条 奉公科国語ハ日常平易ノ国語ヲ習得セシメ其ノ理解力ト発表力トヲ培フ日本的思考感動ヲ通ジテ日本精神ノ涵養ニ資スルモノトス<sup>199</sup>

こうして「関東州人教育令」には、挺身奉公、皇国の道、教育勅語の遵奉、皇恩など皇国日本との一体性を煽る強烈な戦時期言葉が溢れている。その目的はいわゆる満洲の中国人を「肇国ノ精神ニ則リ」というのを原則にし、「挺身奉公」の「忠実な帝国臣民」として涵養することにあると思われる。さらに、日本語教育のほうは日本語の理解力と発表力を養成するだけでなく、日本語教育を通しての「日本的思考感動ヲ通ジテ日本精神ノ涵養」に努めることになっていた。

要するに、「新学制」が実施されると、日本語は満語、蒙語と同様に国語の一つの地位に引き上げられ、あらゆる手段で、「忠良なる帝国臣民」に仕上げることを教育目的として、「神道の力を借りて、満洲国国民の意識の改造」<sup>200</sup>を図るところへと変化していったこと

が確認できる。「五族協和」のスローガンを掲げ、実際には日本語が「新生満州国の建国精神たる惟神の大道を覆踐し来った日本文化・日本精神を理解する上に極めて必要なもの」であり、「日本語の普及に依って満洲国を構成する各民族が満洲国々民たるの精神を体得し、日満一徳一心の理想を民族的にも達成し得る端緒を与へることとなる」とされている。日本語教育も、このような理念と結びついて、満洲の人々の精神教育という機能を果たしていた。

## 7 まとめ

以上、研究一では満洲における日本語教育政策の出発点である植民地統治側の教育意図がどのように構築されてきたのかについて追及した。そして、その意図を実現するため、いかように教育法規を制定し、また、このような植民地に対する教育行政と教育法規は満洲において、いかような批判を受けて、どのように沿革してきたのかを究明した。

植民地に対する日本語教育について、植民地統治側の意図の構築は、やはり日本国内における上田によって確立された国語教育の理念から出発したと思われる。「日本語は日本人の精神的血液也ともいひつべし、日本国体はこの精神的血液にて主として維持せられ、日本の人種はこの最も強気最も永くほぞんせらるべき鎖の為に散乱せざるなり」のように、上田は「国語」には「国民精神」が、「日本語」には「日本精神」が内在していると強調している。このような国語教育の論理が、日本の対外進出と伴って、植民地の異民族に対して日本語を教育することを通して日本精神を感化することができた。これもまた日本の植民地言語政策が求める本当の目的であると考えられる。このような理論の初めての試みは、伊沢修二が植民地台湾で実践した植民地日本語教育である。伊沢修二は国家主義教育の堅固たる擁護者で、さらに、アメリカ留学の影響で国家教育社を創立し、忠君愛国の教育理念を教育の中心としての「同化教育」を台湾で推進した。伊沢が提示した日本への同化を基調とする「同化主義教育政策」、それを具体化する「国語教育」最優先の方針は、伊沢の離台後も、台湾での教育理念・政策の基調として長らく存続することとなった。この伊沢による台湾での植民地教育の実践が日本の植民地向けの教育政策の出発点となり、それからの植民地朝鮮、満洲においても、台湾の「経験」を参考にすることが多かった。

旧満洲の植民地教育構想は、まず台湾に真似するものも多いが、もう一人東亜同文者の根津一の教育理念と切り離せない関係がある。根津は中国語及び政治経済に関する専門知識を持っている「清国通」を育成すると同時に、日本語及び科学的教養を身に付けた「親日派」の養成にも努めた。根津の満洲の教育構想から根津の日本語教育に関する真髓は「日本語及び所用の新知識を授け」ること、その目的は「戦時及び戦後日本人と満洲人との親交」と将来の「満洲経営」にあることが伺える。

まず、関東州において、根津の教育構想を受けて、1906年に初めての公学堂規則である「関東州公学堂規則」が公布された。この公学堂規則が公布されてから、さまざまな批判や反対で何回も改正を行った。日本側のほうでは、最初にこの規則に強く批判したのは南金書院私立小学堂の総教習である岩間徳也であった。岩間は関東州当局及び浅井の日本

語一本主義を批判した。しかしながら、岩間は中国人に日本語を教えるてはいけないと言うのではなく、公学堂では日本語ばかり教えるのではなくて、中国人の生活を考慮するうえで、近代化するための知識を教えることがもっともの目標であるべきだと強調した。岩間のこのような提案は当局に却下されたが、その後の1908年と1915年の改正案で、中国人の反感を買う日本語教育ばかり強調する条文や「同化」の部分を削除し、所謂折衷様式で行っていたのである。

中国側のほうでは、1919年には中国国内で反日・反帝国主義が高揚し、特に謝蔭昌がリードした教育権回収運動が始まって、この運動により満洲の日本経営の学校への教育管理をせねばならないと目覚めた。この教育権回収運動は当時中国人に日本側が満洲に行っている教育の本質と教育主権の重要性を意識させた。結局、教育権回収運動は奉天省と日本側の鎮圧で失敗に終わったが、この一連の運動がその後の日本植民地教育政策の策定に対し大きく影響を与えた。それが故に、1921年と1923年に二回公学堂規則に対する改正を行った。こうして、関東州では社会情勢や教育行政の変化にしたがい、教育関係法規を少しずつ改正してきた。1923年の改正になると、日本語教育は外国語教育の性格を持つようになっていた。しかし、何回改正されても、その「日本語重視」の教育方針と「日本語普及」に努める趣旨は不変であった。

満鉄付属地の教育は、偽満洲国「建国」まで、関東州植民教育の監督下に統制されており、教育方針ないし教育内容、方法などほぼ同じである。満鉄付属地の日本語教育は、満鉄の監督機関である関東州政府の教育政策とは不可分な関係にあった。ただし、満鉄はあくまで社営の教育であるため、満鉄においては中国人に対する日本語教育は日本側の利益を求めることが究極の目的で行われた教育であると考えられる。

1909年に公布した「蓋平公学堂規則」が満鉄においての初めての公学堂規則で、この規則では日本語を教えることを目的として示してはおらず、「日本語ヲ加ヘルコトカ出来ル」と随意科目扱いになっている。しかし、事実はその逆で、日本語を一年目から週に6時間ずつ課することになっており、非常に重んじられていた。1914年「蓋平公学堂規則」の改正という位置づけで「南満洲鉄道付属地公学堂規則」が公布された。日本語を必修科目とするようになっていた。このような改正は、公学堂の教師として活躍した多くの日本人が同化主義者で、「日本語の拡充に努力」することを己の使命としていたためである。さらに、1917年、「付属地公学堂規則」が一部改正され、この改正の一番の理由は南満洲鉄道株式会社が学校の経営主体である会社の経営権を強調するためであると考えられる。その後中国において五四運動、教育権回収運動など反日、排日運動が高揚し、さらに準拠すべき中国の教育学制も変わって、1923年に再び改正された。低学年には日本語を課さず、3学年以上に7-8時間課するようになった。その後、1924年、満洲での大規模の教育権回収運動が引き起こされたそのため、実際1年から日本語を課していた学校はなくなったという。しかし、対華「二十一ヶ条」による教育権回収運動の衝撃を受けて、1933年「満鉄公学校規則」改正案によれば、日本語の授業数はさらに増えていた。この点から見れば、教育回収運

動に対し、反省ないし批判らしいことはしていなかったと言えよう。

偽満洲国成立後には、「新学制」の実施を境に、日本語教育に関する規則が一変した。新学制が実施する前、1932年「関東州公学堂規則」を一部修正を行った。1936年「関于小学校教科規程之件」が公布された。日本語教育の趣旨は中国人に生活や仕事のために使う簡単な日本語を学ばせて、すぐ使える日本語人材の養成が当面の用務となってきた。この時期において、日本語の授業時間数は依然として中国語より多かったが、ある意味では外国語教育の性格を持っていた。

1937年5月、いわゆる「新学制」という一連の教育法規が公布されいわゆる「新学制」関係の法規が整備されるようになった。「新学制」においては、日本語・満語・地域によっては蒙古語、またはロシア語の国語は国史・地理・自然・国民道徳などと一緒に「国民科」という教科にまとめられた。「新学制」の規定により、学校教育の中に「他国語である筈の日本語を、国語の一として教育することを明示する点に、日本の傀儡的な性格を読みとり得るもの」があり、また偽満洲国の教育行政内における日本の大陸政策の浸透度が、如何に強いものであったか分かる。それから、1940年、溥儀が二度目の訪日の後、「国本奠定の詔書」を發布した。この「国本奠定の詔書」が重視したのは「惟神の道」であった。それ以降、偽満洲国の統治理念に神道的要素が出るようになっていた。また、1942年「基本国策大綱」が公布され、戦時下の教育方針はいわゆる「建国精神」を徹底的に高揚することであった。1944年4月「関東州教育令」が公布された。その目的はいわゆる満洲の中国人を「肇国ノ精神ニ則リ」というのを原則にし、「挺身奉公」の「忠実な帝国臣民」として涵養することにあると思われる。日本語教育のほうは日本語の理解力と発表力を養成するだけでなく、日本語教育を通しての「日本的思考感動ヲ通ジテ日本精神ノ涵養」に努めることになっていた。このように、日本敗戦までは、日本語教育が満洲の人々の精神教育という機能を果たしていた。

このように、旧満洲において、関東州、満鉄付属地、偽満洲国がそれぞれ日本側の教育意図と中国の社会情勢の変化に従って、教育行政と教育法規を変革していることが分かった。しかし、このような変革が実際の日本語教育現場にどのような影響を与えたのか。日本語教育の内容がいかに教育政策と教育法規の変化によって変えられていたかをさらに究明する必要がある。次章では、日本語教科書から着手し、旧満洲の日本語教育内容がどのように設定され、また日本語教育法規の変化に従ってどのように変遷したかを検討する。

## 第4章 旧満洲における初級日本語教科書の内容分析（研究二）

### 1 はじめに

外国語教育の三大要素として、窪田は「教授者・学習者・対象言語」を挙げ、教材は「教授者・学習者・対象言語という三つの変数からなる緊張関係のなかに存在する」<sup>201</sup>と指摘した。また、教科書は常に編纂者の編纂理念、教育主体の教育目標、国家としての教育意図などの情報を反映しているので、日本語教材・教科書研究が日本語教育研究においても重要な部分であることは疑いない。よって、旧満洲の日本語教育を考察するためには、当時の貴重な史料としての教科書を調べるよりほかはない。同時に、教科書の分析及び考察を通して、教科書編纂の後ろに隠れている意図も見えてくるはずである。

そして、教科書は常にその国の制度に則り、教育事情を考慮して編集・著作されている。従って、教科書には教育事情、教育制度、社会経済情勢などが反映されていると同時に、教育制度や教育行政等に規定されている。一般的には、教科書の編纂と使用を管理するのは教育行政機関で、具体的な内容や方針を規定するのは教育法規である。それ故に、教育行政や教育法規を考察した上で、教育制度・教科書制度などの教育事情を把握し、教科書の記述を考察することでより一層教育実態に迫ることができる。

第3章の研究一では、すでに旧満洲の教育政策と教育法規を制定する前の植民地統治側の意図の構築とそれを実施後に受けた批判と沿革を分析した。本章（研究二）では一次的資料としての旧満洲日本語教科書を研究対象として、旧満洲の日本語教育は実際どのようなものが教えられていたのかを究明することによって、当時の日本語教育の実際に近づい



ていきたい。具体的には、教科書の内容分析により、当時の日本による旧満洲での日本語教育がどのようなものなのか、植民地政策が旧満洲日本語教科書にどのように具現化されていたのかを究明したい。

## 2 本章の研究課題

本章は旧満洲の日本語教科書を研究対象に、旧満洲日本語教育の教育側がどのような内容を押しているのかを追究する。この課題を究明するために、本章は以下の課題を追究したい。

- (1) 旧満洲の日本語教科書の形式はいったいどのようなものか。具体的には、教科書の構成、文字、表現、挿絵などにおいてどのような特徴があるか。そして、これらの特徴はどのような日本語教育政策を反映しているか。
- (2) 旧満洲の日本語教科書の題材についてどのような特徴があるのか。それが植民地政策とどう対応しているか。
- (3) 旧満洲の日本語教科書の内容分析から、どのような特徴が浮かび上がるか。

## 3 研究対象と研究方法

旧満洲の日本語教科書は対象別で初級教材、中級教材、高級教材、速成教材の四種類に分けられている。編纂部門は主に南満洲教育会教科書編集部、在満日本教育会教科書編集部、奉天外国語学校編集部、関東庁教科書編纂委員会、南満洲鉄道株式会社教育研究所、関東局在満教務部教科書編集部、満洲国文教部編纂部、満洲国民生部<sup>202</sup>などがある。竹中(2002)は、旧満洲で使われていた日本語教科書を『「満洲」植民地日本語教科書集成』にまとめて出版した。その中には初級教科書から速成教科書まで合わせて教科書 69 冊と教授参考書 9 冊が収められ、ほぼ当時使われていた教材の全種類を収録している。

また、今日の日本語教育はほとんどが高等教育で行われ、ほんの一部の地域では中等教育から始めている。しかし、植民地日本語教育の本質は日本語普及を目的としているため、初等教育から力を入れていた。この点においては今日の日本語教育とは全く異なり、興味深いところである。なお、関東庁教科書編纂委員会の教科書は今第三学年用上巻、第四学年用上・下巻の計三冊以外は、その現存が確認されていないため、考察対象から取り除く。したがって、本稿は初等教育用教科書計 21 冊とその教授参考書を分析の対象とする。本論文が取り扱う初等教育用教科書とそれぞれの目次を本章の最後に参考資料としてまとめて示した。

### 3.1 研究対象

本章は上述した旧満洲で使われた公的日本語教科書と教師用指導書を研究対象とする。また、原本を確認したうえで、具体的な分析を行うときに読みやすいために竹中憲一(2002)が編纂した『「満洲」植民地教科書集成』(全七巻)の復刻版を使うことにする。その一覧を次の表 3-1 にまとめた。

表 3-1 研究対象としての日本語教科書

	教科書名	頁数	編集部	出版年	版
初 級 教 材	初等日本語読本 巻一	63	南満洲教育会教科 書編集部	1924	再版
	初等日本語読本 巻二	63	同上	1924	初版
	初等日本語読本 巻三	68	同上	1925	初版
	初等日本語読本 巻四	84	同上	1927	三版
	初等日本語読本 巻五	66	同上	1926	再版
	初等日本語読本 巻六	76	同上	1927	再版
	初等日本語読本 巻七	68	同上	1927	初版
	初等日本語読本 巻八	80	同上	1927	初版
	第二種 初等日本語読本 巻一	54	同上	1933	四版
	第二種 初等日本語読本 巻二	75	同上	1932	初版
	第二種 初等日本語読本 巻三	77	同上	1933	初版
	第二種 初等日本語読本 巻四	88	同上	1933	初版
	初等日本語読本 巻一	91	在満日本語教育会 教科書編集部	1939	五版
	初等日本語読本 巻二	94	同上	1939	四版
	初等日本語読本 巻三	79	同上	1939	再版
	初等日本語読本 巻四	108	同上	1940	改訂 版
	日本語読本 巻二	89	奉天外国語学校	1920	七版
	日本語読本 巻五	115	同上	1922	九版
	日本語読本 巻六	117	同上	1922	九版
	日本語読本 巻七	115	同上	1922	九版
日本語読本 巻八	135	同上	1924	十一 版	

### 3.2 研究方法

本研究は旧満洲という時間的範疇を明確するうえで、旧満洲の地で使われた日本語教科書の内容分析を行う。まず、教科書に関する調査については、筆者の力及ぶ限り実証的な歴史研究を徹底するのが目標である。今は旧満洲の日本語教科書を集成した各種復刻版ができ、できる限り実物と対照しながら考察する。また、教科書だけでなく、教科書関連の教授参考書、練習帳も参考資料として見つけ出して検討する。

教科書を考察するときには、二つの方法を使う。一つは旧満洲に使われていた日本語教科書の構成、挿絵、仮名遣いなどの形式の面と題材の面から、教科書の内容を徹底分析を行う。もう一つは日本語教科書の内容を内容分析の手法で質的研究を行う。この内容分析の手法とは、まず教科書の各課の具体的な内容を考察し、その中の「言語」「文化」「国民」「国家」関連する記述（具体的な言葉を指定する）を抽出し、その抽出するデータをカテゴリー化して、最後にデータを統合的に分析する方法である。

内容分析という方法論が最初に用いられたのは 19 世紀から 20 世紀のはじめごろで、「The statistical semantics of political discourse. A research technique for the objective, systematic, and quantitative description of the manifest content of communication. (表明されたコミュニケーション内容の客観的・体系的・数量的記述のための調査技術)」<sup>203</sup>と定義されていた。また、Klaus Krippendorff が「A research technique for making replicable and valid inferences from data to their context. (データをもとにそこから(それが組み込まれた)文脈に関して再現可能でかつ妥当な推論を行うための一つの調査技法である)」<sup>204</sup>と内容分析の定義を発展した。さらに、樋口耕一が内容分析から計量テキスト分析へと継続発展し、新たに「計量テキスト分析とは、計量的分析手法を用いてテキスト型データを整理または分析し、内容分析 (content analysis) を行う方法である」<sup>205</sup>と定義した。そして、樋口がこの内容分析、または計量テキスト分析の方法の利点を「信頼性ないしは客観性を向上させ、直接の比較検証に耐える研究を蓄積できる」とのようにまとめた。この手法は常に新聞記事、雑誌、歴史の一次史料、教科書などを分析対象とし、分析対象の素材にどのようなイデオロギーが介在しているかを明らかにできるとされている。よって、この手法を使って旧満洲の日本語教科書について質的分析を行いたい。

#### 4 旧満洲日本語教科書の特徴

まず、旧満洲初等教育用教科書の特徴を形式と題材の二つの面から考察する。「形式」とは教科書の表面的な形態で、例えば、構成、文字、挿絵、仮名遣い、表現、分量、配列の面から考察する。また「題材」のほうは教科書の内容に関するもので、それぞれ児童の生活、自然、文化、道徳教材等の題材に分けて考察する。

##### 4.1 形式上の特徴

形式上の第一の特徴は、旧満洲の初等教育用教科書のテキストは本文のみから構成され

ている点である。文章はごく短く、文法説明や中国語の翻訳がない。また、ほとんどに新字表と新語表が付いている。文体は敬体を主としており、南満洲教育会教科書編集部『初等日本語読本』では巻五第8課「ことわざ」以外は文語体を採用していない。

文法説明と翻訳がないという形態は、そもそも国語教育の形であると解釈できる。また教科書には一切中国語が使われておらず、学習者の母語を抑制し、日本人の教師が全く日本語でのみ教授することを前提にしている。文語文を含まないことと敬体を主とすることは、できるだけ日本語で話ができるようにするという日本語普及政策に対応している。

第二の特徴は、片仮名、平仮名や漢字を混用する表記である。第一学年には片仮名のみ或いは漢字とカタカナを提示し、第二学年から徐々に平仮名を取り入れるようになっていく。仮名遣いは表音式仮名遣いを使っており、助詞は「ワ」「オ」「エ」と「ハ」「ヲ」「ヘ」の両方を使用している。この点については、日本国内或いは台湾、朝鮮において「国語教育」としての歴史仮名遣いを採っていたのと対照的である。これは、旧満洲が「領土」ではなく、租借地と満鉄の付属地であるため、「国語教育」という位置付けで日本語教育を行うことができないからである。この表音式仮名遣いの使用に関しては指導書に「歴史的仮名遣いを明示したところで何程の効果も上げられないのみならず、却って話方教授の邪魔になるばかりである。初級小学校に於いては、専ら発音及び語法の性格を期し、必要な語彙の拡張に努むべきである」<sup>206</sup>と記されている。

第三の特徴は、挿絵である。南満洲部の『日本語読本』、『第二種 日本語読本』と在満部の『初等日本語読本』の巻一には全て絵のみの教材が配置されており、そのほかの三種の教科書も挿絵が多く取り入れられている。挿絵のほかに、教科書にはたくさんの掛図も付いている。

特に南満部の『日本語読本』巻一で巻頭の五課に文字を出さず、絵のみの教材を置いたのはこの読本の新しい試みである。これに関して、指導書には「本巻の絵画教材は本巻の根本であるばかりでなく、話方教授全体の基本となるものであるから、相当な時間をこれに充てる必要がある」と記されている。また、絵教材が多いことは教科書に中国語の翻訳が付いていないことを補うためとも考えられる。

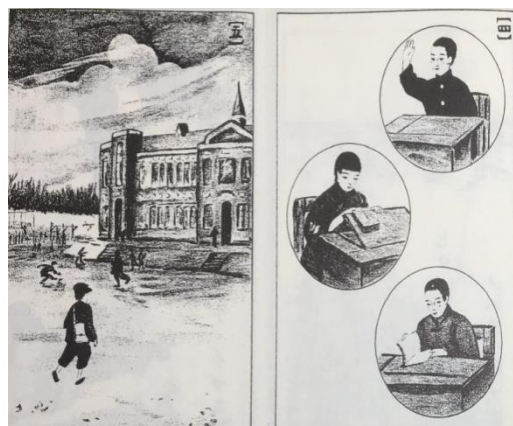
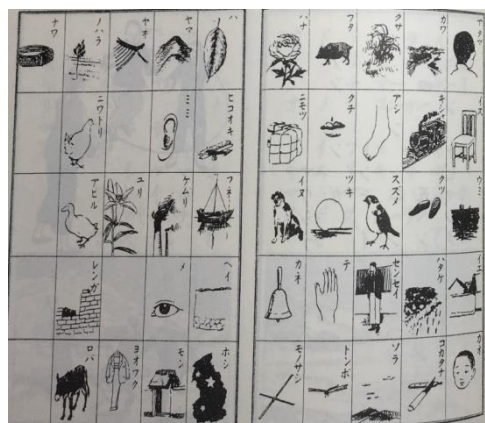


図 3-1 南満部初等日本語読本巻一絵のみの教材

図 3-2 第二種初等日本語の掛図

挿絵は教科書の内容によって子どもの生活や身の回りの物事を描いているものが最も多い。しかし、挿絵からも日本国民としてのアイデンティティを形成する教育内容が多く含まれていることが分かった。例えば在満部編纂の『初級日本語読本』巻二の第5課「ヒコオキ」と巻四の第1課「朝のおまいり」の挿絵がその代表的な教材である。前者は日の丸をつけた飛行機が飛んでいる絵で、後者は朝神社を掃除してから参拝する子どもたちを描いたものである。

中国人の子どもが日の丸のついている飛行機を見て、その中に乗っている日本人の様子を想像しているのであろう。これは明らかに編纂者が日本の国威を発揚し、子どもたちに日本人としての誇りを感じさせようとする目的があると考えられる。また「朝のおまいり」は、朝子どもたちが一緒に神社に行き、皆で神社を掃除してから参拝することを詳しく書いている内容である。本文には「お宮の前には、兵隊さんの武運長久お祈る旗が何本も立っています」と書いてある。こうした神社に関する内容が教科書に出ていることについて、1932年（昭和七年）『郷土教育』で編集部の名で発表した「神社と教育問題」には次のよ



図 3-3 在満部 巻二 第5課



図 3-4 在満部 巻四 第1課

うに述べている。

神社の神には基督教の神、仏教の仏と異なった性質のものがあることは事実である。即ち偉人、忠臣、功労者の類を記念、尊敬する意で祭り、それに対して「神」なる言葉を使用している。即ち宗教上の神仏の如く超越的なものでなく、従って現在及未来を支配する力をもたない。現実の人であったものであり、歴史的功績の人である。<sup>207</sup>

このように神社と宗教との相違を論じた上で、神社の神と国家、国体との関連性を指摘している。神社参拝は宗教的礼拝ではなく、道徳的意義、教育上国民精神教養上の意義を

持つものであるとも考えられよう。そして、教科書に神社の前に武運長久を祈る旗を立てている挿絵を提示することから当時の軍国主義思想がすでに教育の内容に浸透していることが見えてくる。

第四の特徴としては、擬音語・擬態語が多いことが挙げられる。例えば、南満洲部の「日本語読本」のなかには「ココココ」、「ピョンピョン」、「ゴオ」、「ギッコンバタン」、「コロコロ」、「ピカット」、「ゴロゴロ」などのような擬態語、擬声語が頻繁に用いられている。擬声語と擬態語の使用は小さい児童の感覚に訴え、学習意欲を引き起こすことができると思われる。また童謡や唱歌のような韻文教材もたくさん取り入れられている。その代表的なものには奉天外編纂の『日本語読本』巻五の第2課「春が来た」と南満洲部の『初級日本語読本』巻二第19課の「ロバノコナヒキ」等がある。一番有名なのは「春が来た」で、その原文は次の通りである。

この	山	ど	く、	花	野	た、	山	ど	た、	春	第	
り	に	こ		が	に		に	こ		が	二	
返	咲	に		咲	も		来	に		来	課	
し	く、	咲		く、	来		た、	来		た、	春	2」
か	里	く。		花	た。		里	た。		春	が	拍の
	に			が			に	来		が	来	繰
	咲			咲			来	来		来	た	りな
												韻
												律
												で、

日本人には馴染み深いリズムでもある。日本の伝統的な儀式での音、俳句や短歌、そして童謡や演歌などもこのリズムで書かれたものが多く、また七五調といって文章や語りにもこのリズムが用いられる。初級日本語教科書にこのような韻文教材を用いることは、低学年の中国人児童に伝統的な日本語を教えることを通して、日本語の発音、語調、リズム等に早く慣れさせようとしていると考えられる。さらに、このようないわゆる「やまと言葉」としての日本語や、日本文化の最も伝統的なものを中国人の子どもに馴染ませようとする目的もあるだろう。また、韻文教材の効果としては、言葉がリズムカルになっており、小さい子どもにとっては知らず知らずのうちに日本語を口ずさむようになる可能性が十分あると考えられよう。

第五の特徴は、教科書の内容的な分量である。初級教科書の内容は巻一から徐々に分量を増やすように編纂されている。『初等日本語読本』の簡略版の『第二種 日本語読本』以外は、少ないものも80頁、30課くらいはある。それぞれ一年に二巻ずつ読み終えるペースは、大人に対する日本語教育の分量と比べてもかなりの量と言える。日本語の教授時間は1914年の「満鉄公学堂規則」では初等科（4年制）で「中国文」10～12時間に対し、「日本語」8時間であったが、1915年の関東州の「公学堂規則」では同じく初等科で、「漢文」8時間、「日本語」10時間であった。竹中によると、台湾、朝鮮、関東州の日本語の配当時間は次のようになっている。

表 3-2 台湾、朝鮮、関東州の日本語の配当時間

	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	計
台湾	3	14	14	14	45
朝鮮	10	12	12	12	46
関東州（満洲の一部）	10	10	10	10	40

[出典]：竹中憲一、『「満洲」植民地日本語教科書集成』7、緑蔭書房、2002年、417頁。

表3-2に示した通り、当時関東州と台湾、朝鮮の日本語教育の配当時間はほぼ同じであった。しかし、台湾と朝鮮はすでに日本の「領土」で、日本国内と同じ「国語教育」を行われていた。関東州の中国人児童に対する日本語教育は日本人児童に対する「国語教育」と同じ配当時間になっていた。また、上述のように日本語の授業は母国語の「漢文」より多くなっていることも十分注意されるべきことである。

表3-3 奉天外の『日本語読本』巻五

1、新学年	7、生物と無生物	13、琵琶湖	19、はがき
2、春が来た	8、少女の答	14、さいほうとせんたく	
3、満洲の地勢	9、織物	15、ハカリ	
4、日本武尊	10、道ブシン	16、象ノ重サヲハカッタ子供	
5、雲雀	11、応神天皇	17、胡瓜ノ花	
6、茶ト桑	12、コウモリ	18、東京	

第六の特徴は、教材の配列である。教材は季節に合わせて設定され、農村に関する教材を適当に按配している。教材の難易度も学びやすいものから難しいものへと配列している工夫が確認できる。以下、奉天外編纂の『日本語読本』巻五を例に具体的にその配列を考察してみよう。その目次を表3-3にまとめた。

巻五の配列から見れば、まず第1課「新学年」は児童の学校生活の始まりで、その次の学校生活の順番から連想すれば第2課「春が来た」もとても自然で連想しやすい内容である。それから「満洲の地勢」、「雲雀」、「さいほうとせんたく」等のような子どもの身の回りのことや自然風土について紹介する教材か、または「生物と無生物」、「象ノ重サヲハカッタ子供」などの子どもの生活や心身の発達に即した教材を選んでいる。題材も児童に共通する生活を取り上げ、生活暦や学校暦に従って教材を配列していることが確認できる。このような配列は当時使われた教授法にも対応するものである。旧満洲日本語教育の教授法は「直接法」であり、この教授法はグアン法<sup>208</sup>から改変したものである。グアン法の最

も重要な原理は「観念連合」と「心的具象化」の二つで、幼児は思考の順序で言葉を用いるから、教材は思考の順に(連想しやすいように)配列しなければならないという原則がある。要するに、教材は思考による一連の連続動作やことで構成されなければならない。この原則に従えば、日本語教科書においても児童の身の辺の物事を選んで、子どもの思考の順序で教材を配列している。

## 4.2 題材面での特徴

旧満洲初級日本語教科書の内容を題材で分類すると、大きく次の7つに分けることができる。(1) 児童の生活・遊び。(2) 自然・風土。(3) 近代的文化。(4) 中国文化、伝統、風習。(5) 日本文化、伝統、風習。(6) 修身的教材。(7) 帝国主義・軍国主義。以下では(1)から順に詳しく見ていく。

### 4.2.1 児童の生活・遊びに関する教材

初級教科書の題材面での特徴としては、まず児童の身の回りの生活や遊び、あるいは自然・風土に関するものがたくさん取り入れられていることである。この点については『第二種 初等日本語読本教授参考書』に「日本語の学習を日常に結び付けて、自学の念を高めしめようといふ念願に外ならない」と書かれている。

1906年3月、当時の関東州民政長官石塚英蔵は植民地教育に関する「民政署令第十四号 公学堂規則」いわゆる「関東州公学堂規則」を公布した。その第一条は「公学堂ハ支那人ノ子弟ニ日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」<sup>209</sup>。このように、中国人児童に日本語を教えることを規則の第一条に明確に規定している。そのため、日本語教育は初等教育から取り入れられ、全体として日本語の文法や知的な内容を理解させるよりも、話し言葉としての日本語を児童の生活に即して感覚的に伝えようとする傾向を持っていた。この傾向は、実際的なニーズや好奇心に基づく行動や、仮想の場面における観念的な行動としての学習を促進する。このようにして学習した言葉は、単なる概念的なものではなく、学習者の生活に結びついてその言語生活の基礎となる。よって、児童の生活に関連するものを多く取り入れることはやはり日本語普及を目指す当時の植民地教育政策に基づいたものであると考えられる。

### 4.2.2 自然・風土に関する教材

「自然・風土」については、旧満洲初級日本語教科書には満洲に纏わる教材が数多く取り入れられている。中には、満洲の自然や風土のほかに、満洲鉄道や資源について紹介する教材もある。例えば、奉天外『日本語読本』巻七の第11課「満洲の産物」(二)は満洲の石炭資源について紹介する内容で、巻八の第13課「満洲の農業」と第20課「南満洲鉄道」はそれぞれ農産物や鉄道について詳しく紹介されている。日本語教科書に中国の伝統文化や中日風俗習慣の違いといった内容を取り入れるのは考えられることだが、中国の地理や鉄道、鉱産までも詳しく紹介するような内容は今日の日本語教科書には全然ないもの



で、注目される。

日本語教科書における植民地に関する情報としては、旧満洲以外の日本のほかの植民地についての教材も取り入れられている。例えば、奉天外『日本語読本』巻六には、第 18 課に「日本ノ九州ト臺灣」、第 19 課に「日本ノ北海道ト樺太」がある。このような教材は日本国内国定教科書でも扱われている。例えば、第一期『尋常小学校読本』巻 6 には「台湾」という教材があり、第二期国定教科書には巻 11 に「韓国の風俗」、巻 12 に「南満州鉄道」等の教材が入っている。つまり、日本国外での植民地が増えていくにつれ、その土地に関する情報も教科書に随時に追加しているのである。

#### 4.2.3 文化に関する教材

学生生活や自然に関する教材の次に多いのは、中日文化、伝統、風習に関する教材である。中国で日本語を教える教科書であるから、中国と日本の伝統文化に関する内容をたくさん提示していることは当然である。これは今日の日本語教科書も同様である。全体的に見れば、旧満洲の初級日本語教科書には「中国文化、伝統、風習」に関する教材は 46 篇で、「日本文化、伝統、風習」に関する教材は 51 篇と、数量的に日本文化の方がより多い。また具体的な内容を見ると、中国文化に関しては、「清明節」、「春節」、「春聯」、「爆竹」のような一般的な風習に関するものが多いのに対し、日本文化に関するものは「森蘭丸」、「小野道風」、「塙保己一」、「菅原道眞」、「孝子萬吉」、「塩原多助」等の歴史に実在する人物教材が多い。

ここで特に注目したいのは、南満洲部の『初等日本語』巻五第 14 課「賢い母親」と奉天外編纂の『日本語読本』巻五第 16 課「象ノ重サヲハカッタ子供」という二編である。前者は「孟母三遷」の話で、後者は「曹沖」の話である。どちらも中国伝統文化としてとても有名な話で、中国の子どもにとっては知っておくべき内容とされている。しかし、上記二編には人物の名前すら紹介されていない。同じく人物名に関する内容については、南満洲部編纂の二種類の教材を例に考察してみると、『日本語読本』の中には、中国人の名前が全部で 33 回、日本人の名前が 6 回出ている。『第二種 日本語読本』には、中国人の名前が 5 回、日本人の名前が 7 回あった。中国人の名前は「王さん」、「楊さん」、「玉英」、「王福生」のような仮作人物がほとんどで、「秦の始皇帝」や「諸葛亮」のような歴史的人物もあるが、極少ない例である。一方、日本人の名前は出現頻度が多くなっている上に、「森蘭丸」、「織田信長」、「塙保己一」、「乃木大将」のような実在していた歴史人物が多い。このように中国の子どもに対する日本語教育の教科書では、中国文化における重要な部分を弱化しているのに対し、大量の日本文化を注入している点をまず疑うべきであろう。この点から見れば、編纂者には中国文化を抑制し、日本文化を発揚する意図があると解釈できる。

#### 4.2.4 道徳教材

道徳教材には「修身的教材」と「帝国主義・軍国主義」に関する教材が含まれている。このような内容、特に「帝国主義・軍国主義」についての教材は、当時の日本的色彩の最も濃いものである。以下、初等教育用教科書における道徳教材を表 3 と表 4 にまとめる。

表 3-4 修身的教材の題目

修身的教材					
巻 <sup>210</sup>	課	題目	巻	課	題目
南(三)	14	金ノタマゴ	在(三)	26	ナマケモノノロバ
同上	27	コブ取り(一)	同上	17	小野道風
同上	28	コブ取り(二)	同上	37	石のいも
南(四)	14	フシギナ饅頭	同上	38	かしこい母親
同上	24	ナマケモノノ驢馬	在(四)	2	友だち
南(五)	14	賢い母親	同上	6	森蘭丸
同上	22	拾イ物	同上	8	勤労奉仕
南(六)	5	こびきさん	同上	12	塙保己一
同上	12	ふしぎな木	同上	24	人の口
同上	14	韓信	奉(二)	10	シンセツナコドモ
同上	15	清潔	奉(五)	20	孝子萬吉
同上	22	わき見	同上	25	塩原多助
南(八)	2	美しい心	奉(六)	17	おもいやり
同上	11	公德	同上	24	井上でん
南 二 (二)	23	ナマケモノノロバ	奉(七)	19	尹淮鵝鳥をあわれむ
南 二 (三)	10	小野道風	同上	26	つとめてやまず
同上	13	犬ト鳥	奉(八)	9	鶯の自慢
南 二 (四)	4	森蘭丸	同上	21	塙保己一
同上	11	塙保己一	同上	27	労働
同上	14	美しい心	関(一)	7	ひろい物
同上	25	人の口	関(三)	7	尹淮鵝鳥
同上	26	公德	同上	10	助け舟(一)
同上	27	乃木大将	同上	11	助け舟(二)

「修身的教材」の題材には孝道・同情・友情・模範・勸善懲悪・公德・誠実・勤勉等といった道徳が物語、昔話、人物伝記、児童の身の回りのことなどのいろいろな形の教材を

通して教えられている。それから、これらの内容は中国古来の「孔孟の教え」と同じ内容であるので、中国人の子どもにとっても受け入れやすいものでもある。しかし、前述したように、これらの内容は中国の昔話や歴史人物の物語で教えられるのではなく、ほとんどが日本の歴史的人物や昔話・物語で教えられている。

また、初等教育用教科書に出ている「帝国主義・軍国主義」についての教材は、大まかに三つのカテゴリーにまとめることができる。「国家・天皇・神社」に関するもの、「軍国主義・戦争」に関するものと「植民地」に関するものである。以下、表4にこれらの教材をこの三つのカテゴリーに整理し、またそれぞれの意味が読み取れる文を示す。

表 3-5 「帝国主義・軍国主義」に関する教材とその内容

国 家 主 義 ・ 帝 国 主 義			
巻	課	題目	国家・天皇・神社
南二（三）	2 6	満州国	…満洲国ワ、新シク出来タ国デ、…
在（二）	1	ハタ	門ニハタガタテテアリマス。日ノマルノハタト、五シキノハタデス。…
在（二）	5	ヒコオキ	…ギンイロノハネニワ、大キナ日ノマルガカイテアリマス。…
在（四）	1	朝のおま いり	…お宮の前にわ、兵隊さんの武運長久お祈る旗が何本も立っています。…いっしょにおがみしました。
奉（二）	1 9	日ノマル ノハタ	…オイワイ日ニハ、ドコノウチデモコノハタノヲ立テマス。…
奉（五）	4	日本武尊	景行天皇ノ御時、九州ノワルモノドモガ、ソムキマシタ。…
奉（五）	1 1	応神天皇	応神天皇ハ日本武尊ノ御孫デゴザイマス。…
奉（五）	2 2	仁徳天皇	仁徳天皇は応仁天皇の皇子で、…
巻	課	題目	軍国主義・戦争
南二（四）	2 7	乃木大将	…乃木大将が一生お忠誠質素でおし通して、武人の手本と仰がれるよおになったのわ、まことにいわれのあることである。…
在（四）	1 0	防空演習	…しばらくして機関銃や高射砲がやんで、空襲解除になりました。…
在（四）	2	広瀬中佐	中佐わボートの後部にすわって、部下おはげまして

	3		いましたが、折から飛んで来た敵弾のために残念にも戦死おとげられました。
在 (四)	2 6	乃木大将の幼少年時代	…乃木大将が一生お忠誠質素でおし通して、武人の手本と仰がれるよおになったのわ、まことにいわれのあることである。…
奉 (六)	2 5	明治三十七八年戦役(一)	…明治三十八年二月下旬カラ三月十日マデノ間二敵ノ大軍ト奉天ニ会戦シテ、大イニ之ヲ破ッテ…コレガ名高イ奉天ノ戦デス。
奉 (六)	2 6	明治三十七八年戦役(二)	関東州ノ租借権ト満洲ニ敷設シタ鉄道ノ南部ヲ日本ニ譲ッテ、…
奉 (八)	1 6	日本の海戦	…皇国ノ興廢ハ此ノ一戦ニアリ、各員一層奮励努力セヨ…
卷	課	題目	植民地
奉 (六)	1 8	日本ノ九州ト臺灣	…台湾ニハ、内地人ノ外、支那カラ移ッテ行ッタ人ノ子孫ガ多ク住ンデ居マス。…
奉 (六)	1 9	日本ノ北海道ト樺太	…樺太ニモ内地人ノ外ニ、あいぬ人ナドガ住ンデ居マス。…

「国家・天皇・神社」に関する教材は、在満部の教科書と奉天外の教科書には最も多く見られる。例えば、在満部の『初等日本語読本』巻二の第一課は「ハタ」で、教科書の挿絵には日本の日の丸の旗と偽満洲国の旗の挿絵が付いており、教科書には「門ニハタガタテテアリマス。日ノマルノハタト、五シキノハタデス。」とはっきり書かれている。奉天外の『日本語読本』巻二第19課は、そのまま「日ノマルノハタ」を題名としている。しかも、「オイワイ日ニハ、ドコノウチデモコノハタヲ立テマス。」と書いてあり、子どもにどこの家でもお祝いの日には日本の国旗を掲げるように教えている。また、「日本武尊」、「応神天皇」、「仁徳天皇」など、日本の皇室・天皇に関する教材も数篇見られる。当時の日本人は天皇崇拜という思想を教養として日本人の子どもに教えているが、旧満洲の子どもにも同様の教材を使用している。

「軍国主義」に関する教材は「防空演習」、「広瀬中佐」、「乃木大将の幼少年時代」、「乃木大将」、「日本の海戦」、「明治三十七八年戦役(一)」と「明治三十七八年戦役(二)」の7篇がある。たとえば奉天外の巻八の第16課「日本海の海戦」という教材は代表的なものであり、具体的な内容は以下になる。

スベテ一萬六百人。	レ、或ハ捕獲セラレ	ヲ負ヒテ捕ヘラレタ	ヲ挙ゲテ降服シ、司	待チ、之ヲ包囲ス。	明クレバ二十八日	損害ヲ受ケ、沈没セ	ントス。我ハ急ニ其	海ヲオホフ、敵ハカ	トモセズシテ、シキ	リ。	ゼズ。次第二近ヅキ	彼我ノ艦隊相迫ルヤ	東郷司令官ハ全軍	ニ送ラントス。	海軍ノ殆ンド全力ヲ	日露戦役ニ露国ハ	第十六課		
東郷司令官ハ全軍	ニ送ラントス。	海軍ノ殆ンド全力ヲ	日露戦役ニ露国ハ	第十六課	東郷司令官ハ全軍	ニ送ラントス。	海軍ノ殆ンド全力ヲ	日露戦役ニ露国ハ	第十六課	東郷司令官ハ全軍	ニ送ラントス。	海軍ノ殆ンド全力ヲ	日露戦役ニ露国ハ	第十六課	東郷司令官ハ全軍	ニ送ラントス。	海軍ノ殆ンド全力ヲ	日露戦役ニ露国ハ	第十六課

(傍線は筆者によるものである。)

## 5 日本語教科書に関する内容分析

以上旧満洲の日本語教科書を形式と題材の両方から分析を行った。このような考察を通して、当時の日本語教科書はどのような形をしているのか、教材としてどのようなテキストが選ばれたのかを明らかにした。この節では、これらの日本語教科書はどのような内容を持つものなのかを追究するために、日本語教科書に対する質的調査を行う。具体的には、計量テキスト分析法で教科書の内容を考察し、その中の「言語」「文化」「国民」「国家」に関連する記述（具体的な言葉を指定する）を抽出して、その抽出するデータをカテゴリー化し、それぞれが教科書での出現頻度とそれが教科書内容全体での比重を調査することを通して、教科書に潜在する価値観やイデオロギーなどについて考察する。

### 5.1 「言語」「文化」「国民」「国家」の結びつき

ここではどうして教科書の中の「言語」「文化」「国民」「国家」という四つの内容を特定したのかについて断っておく。「言語」「文化」「国民」「国家」はもともと一本の延長線にある概念で、いつも結びづいている。特に、植民地において日本語教育は単なる異民族の言語教育だけではなく、しばしば「国体」、「日本精神」、「皇道精神」等の概念と結ばれ、要するに、「言語」は既に「国家」、「国民」の概念と結びつけて論議しなければならない。磯田は「日本の植民地・占領地教育政策の最大の特徴であった「皇民化教育」の根幹をなしたのが、日本語教育であった」<sup>211</sup>と述べている。そもそもこの四つの要素の結びつきの思想は、近代国家を形成していく過程で、国語学者であった上田万年によって持ち込まれた思想である。「言語はそれを話す民族の世界像をつくる」といった言語観は、抽象的なレ

ベルにおいてのみ「言語」と「思考」が結びつくとされていたにもかかわらず、上田は具体的な民族の精神生活や社会生活の真髓が言語に刻み込まれていると捉え、「国語は日本人の精神的血液である」<sup>212</sup>といった主張を取り上げている。この言語思想は特に日本語を異民族に対して教育を施しているときに著しく顕然であると考えられる。それから、安田はこの理論を発展させ、「国語」、「日本語」、「東亜共通語」を帝国日本の歩みの中の言語編制問題として位置づけた<sup>213</sup>。

また、日本が自らを頂点とする「大東亜新秩序」を樹立する中、朝鮮、台湾をはじめ、植民地において、日本語教育は重要な統治政策の要と見なされ、非常に重要視されている。文部省に日本語関係の官僚を長く勤めていた釘本久春は、「異民族に対する日本語教育ないしは異民族社会に対する日本語の普及・滲透といふ事業が我が国の対外文化活動いはゆる文化工作のうち甚だ重要な位置を占めることは敢て謂ふまでもない」<sup>214</sup>と述べ、日本語教育が植民地や占領地において文化工作上重要な地位にあることを明言している。さらに、日本語教育振興会の理事の西尾実は「大東亜戦争の実態は思想戦である。思想戦の尖兵は言語であり、また、その後陣も言語である」、そして、「大東亜戦争完遂の眼目は、大東亜全域に日本語を進出させ普及させることでなくてはならぬ」<sup>215</sup>と述べたように、日本が戦時下において日本語普及政策はますます国策的・軍事的な言語で語られるようになっていく。

こうして、日本は植民地及び占領地において、日本語教育を国策として押し付けたわけである。当然のこと、日本語教科書は日本語教育の出発点として、当時日本語教育の主体であり、また言語政策の主体でもあるため、日本側の意識も必ず潜んでいるとのことである。ならば、当時の教科書には「言語」「文化」「国民」「国家」のような内容は日本語教科書ではどのように表現しているか、どれくらいの比重を占めているのかを追究することで、教科書についての質的研究ができると考えられる。同時に、旧満洲の日本語教科書はどのようなものなのかの定義づけもできると思われる。

## 5.2 分析の手順と分析対象の選定基準

分析するときに、教科書の本文から「言語」、「文化」、「国民」、「国家」に関連する要素を抽出する。抽出するときにそれぞれを教科書の内容に相応してサンプリング単位として考察する。サンプリング単位は「言語」、「文化」、「国民」、「国家」に直接関連する単語或いはそれを意味する行為となる内容である。そして、抽出したデータをカテゴリー化する。それから、データを確認してそれぞれどのカテゴリーに入っているのかを確認して、確認できたらそのカテゴリーに1を足す。つまり、このテキスト（この課）にはこのカテゴリーに関する内容が含まれることを意味する。最後に、統計したデータの数字（教材としてのテキストの課数）を各巻の教科書の総課数で割って、その出現頻度と比重を考察する。

まず、教科書から、「言語」、「文化」、「国民」、「国家」に相当する内容を抜き出す。「言

語」、「文化」、「国民」、「国家」といっても、抽象的で把握しにくいいため、具体的に教科書に出る四つの要素を以下の内容分類によって抽出する。

「国家」日本という国家の起源、祖先及び宗教に関する教材。

(祖先・皇室・起源・国旗・満洲国・皇帝・国体・軍隊・戦争)

「国民」国民素養としての性格を涵養するための教育内容。

(誠実・勤勉・孝道・友情・忠義・道徳・服従・報恩・模範・清潔・忍耐・儉約・根性)

「言語」日本語そのものを教える内容。ここでは文法とか、発音のような外国語教育の中の一般的問題はさておき、植民地日本語教育と植民地言語政策に関係のある事項を考察範疇としている。

(国語・満語・東亜共通語・諺・文書・成語・手紙)

「文化」文化とはとても漠然としている言葉であるが、本稿では植民地教科書に見る日本文化の定義をいわゆる当時の社会の成員が共有している行動様式や物質的側面を含めた生活様式と意味づける。

(生活慣習、習慣・生活様式・宗教・伝説・昔話・物産・地理・物語)

このように、教科書の内容を大きく「言語」、「文化」、「国民」、「国家」という四分類にした。抽出するときには、テキストの題名と本文を仔細に読んで逐一確認する。それから以上の内容が確認できる場合は1と記す。同じ内容が何回出現しても1と数える。四つの分類いずれが含まれても1と数えることにする。また、教科書の挿絵もはっきりと「言語」、「文化」、「国民」、「国家」の内容と判断できれば、計算に入れる。

### 5.3 抽出した要素のカテゴリー化

次に、抽出した四つの要素を、以下の七つのカテゴリーに分ける。それぞれのカテゴリーが示す意味は以下のようにまとめた。

- A、「日満一体」という教育指針の基に、中国人を「皇民化」しようとする内容。国体に関する内容。軍隊と戦争に関する内容。
- B、「日本精神」<sup>216</sup>を涵養する内容。修身的な内容。
- C、言語知識と言語運用に関する内容。
- D、日本文化、日本的思考・行動様式を取り入れる内容。
- E、中国文化、中国的な思考・行動様式を取り入れる内容。
- F、日本風土・自然・地理について紹介する内容。
- G、中国風土・自然・地理について紹介する内容。

Aのカテゴリーに入るものはすなわち「国家・皇室・神話・祖先」のようなものである。このカテゴリーの内容はいわゆる日本という国、日本の皇族、祖先の優秀性を強調するもので、いわゆる「国家」という範疇に入るものであり、例えば奉(五)の第11課の「応神

天皇」はAのカテゴリーである。Bはいわゆる「日本精神」を涵養するための内容で、ほとんどが日本国内での日本人児童に対する教育内容と同じもので、修身的な教材である。具体的に言うと「孝道・友情・同情・清潔・衛生・公德・道徳・服従・報恩・模範・法律」などのような内容が含まれる。よって、Bは日本国民を育てるための基本的規範で、いわゆる「国民」の範疇に入る要素である。Cは「文書作成・作業内容・商業問答・職業、業界紹介」といった内容である。前述したように、旧満洲の日本語教科書と今の外国語教育の日本語教材と最も異なる部分はテキストが本文だけで構成され、文法と文型を単独で示さないことである。教材の中で明らかに言語知識と言語運用と理解できるものは当時の仕事に関する商用文書の作成に関するものである。特に「満鉄付属地」は満鉄株式会社の経営範囲となっているため、何よりもまず仕事のために中国人を多く雇う必要があり、仕事の便宜上で実用的な日本語を教えなければならなかった。それに、最初の日本語教科書も満鉄自身が教科書編纂係を設置して編纂したものである。したがって、実用的な内容が多く取り入れられた。つまり、Cは「言語」に関する要素である。Dは日本文化に関するものを紹介する教材である。文化と言えば意味範囲が広すぎるが、本稿での日本文化は「生活習慣・風習・生活様式・諺」などの内容が含まれる。Fは「物産・地理・資源・軍隊」のような内容である。ここで特に注意すべきことは、戦時下で使う教科書であるため、日本軍隊の内容も取り入れられている点である。E、GはそれぞれD、Fと比較するために考察する内容である。Eは教科書の中に含まれている中国文化を紹介する内容で、Gは中国の地理、資源などの情報を教える教材である。D、E、F、Gは大きく「文化」に関する要素に入る。

ただし、例えば「病中の友に」という教材内容は友情と捉えられるし、また一種の日本人の生活習慣でもある。このように二重や三重の解釈ができる教材の問題に関しては、該当するすべての教材に追加することにした。また、例えば「種痘」、「早起き」のような「思考・行動様式」と見なす内容は中国にも日本にも偏らないもので、本論文が検討したい問題に関係のない内容なので、考察に入れない。そして、一見中立的に見える内容でも、中にある挿絵等が明らかに上のカテゴリーに分類できるものであれば、それも分析の素材に入れる。例えば南（一）の絵のみの教材の第28課は偽満洲国の五色旗が描かれているが、これを「国家」という内容に分類する。

#### 5.4 素材の分布と分析結果

表3-1にまとめた24冊の教科書のテキストを徹底的に確認し、その中から抽出したA～Gのカテゴリーの要素を抽出する。七つのカテゴリーから抽出したものを記録し、その出てきたテキストの編数を統計する。統計の結果は以下表3-6と3-7にまとめた。

表3-6 教科書に関する情報

表3-7 素材の分布



教科書名		出版社	出版年	課数	分析素材	素材の分布						
						A	B	C	D	E	F	G
初級教材	南(一)	南満洲教育会教科書編集部	1924	30	1	0	0	0	0	0	0	0
	南(二)	同上	1924	28	3	0	0	0	1	2	0	0
	南(三)	同上	1925	28	6	0	0	0	3	3	0	0
	南(四)	同上	1927	28	7	0	0	0	6	1	0	0
	南(五)	同上	1926	25	5	0	0	0	1	2	0	2
	南(六)	同上	1927	25	9	0	0	0	2	7	0	0
	南(七)	同上	1927	23	10	0	0	1	3	3	0	3
	南(八)	同上	1927	23	13	0	0	2	3	2	0	6
合計	八巻	同上	1924 ～ 1927	210	53	0	0	3	19	2 0	0	1 1
初級教	南二(一)	同上	1933	(絵のみの教材)	0	0	0	0	0	0	0	0
	南二(二)	同上	1932	36	4	0	0	0	2	2	0	0
	南二(三)	同上	1933	31 (補充教)	15	3	2	0	2	4	0	2

材一				材 6 課)	
	南二 (四)	同上	1933	27 (補 充教 材 6)	17
合計	四卷	同上	1932 ~ 1933	94	35
教科書名		編輯 部	出版 年	課数	分析 素材
初級 教材二	在 (一)	在 満 日 本 教 育 会 教 科 書 編 集 部	1939		0
	在 (二)	同上	1939	40	8
	在 (三)	同上	1939	31 補 充 文 8 課	14
	在 (四)	同上	1940	27 補 充 文 6 課	19
合計	四卷	同上	1939 ~ 1940	112	42
初級	奉 (二)	奉 天 外 国 語 学	1920	29	10

2	3	0	3	3	1	3
5	5	0	7	9	1	5
素材の分布						
A	B	C	D	E	F	G
0	0	0	0	0	0	0
2	0	0	3	2	1	1
1	4	0	2	3	0	4
4	5	0	3	4	1	2
7	9	0	8	9	2	7
1	2	0	2	5	0	0

教材 二		校										
	奉 (五)	同上	1922	26	15	7	2	1	0	1	2	2
	奉 (六)	同上	1922	26	18	6	2	3	0	0	5	2
	奉 (七)	同上	1922	31	19	5	1	3	1	2	4	3
	奉 (八)	同上	1924	31	20	2	7	4	3	0	1	3
合計	四卷	同上	1922 ～ 1924	143	82	2 1	1 4	1 1	6	8	12	1 0

次には、A～Gの要素が抽出された教材の編数を教科書全体の編数との比重を次の表3-8にまとめる。

表 3-8 分析結果

教科書	課 数	A (日満 一体)	B (日本 精神)	C (言 語)	D (日 本 文 化)	E (中国 文化)	F (日 本 地 理)	G (中 国 地 理)
南(一)	30	3.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
南(二)	28	0.00%	0.00%	0.00%	3.57%	7.14%	0.00%	0.00%
南(三)	28	0.00%	0.00%	0.00%	10.71 %	10.71%	0.00%	0.00%
南(四)	28	0.00%	0.00%	0.00%	21.43 %	3.57%	0.00%	0.00%
南(五)	25	0.00%	0.00%	0.00%	4.00%	8.00%	0.00%	8.00%
南(六)	25	0.00%	0.00%	0.00%	8.00%	28.00%	0.00%	0.00%
南(七)	23	0.00%	0.00%	4.35%	13.04 %	13.04%	0.00%	13.04 %
南(八)	23	0.00%	0.00%	8.70%	13.04 %	8.70%	0.00%	26.09 %
総計	210	0.00%	0.00%	1.43%	9.05%	9.52%	0.00%	5.24%

南二(一)		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
南二(二) 217	36	0.00%	0.00%	0.00%	5.56%	5.56%	0.00%	0.00%
南二(三)	31	9.67%	6.45%	0.00%	6.45%	12.9%	0.00%	6.45%
南二(四)	27	14.81%	11.11%	0.00%	11.11%	11.11%	3.70%	11.11%
<b>総計</b>	<b>94</b>	<b>5.31%</b>	<b>5.31%</b>	<b>0.00%</b>	<b>7.44%</b>	<b>9.57%</b>	<b>1.06%</b>	<b>5.31%</b>
在(一)		0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
在(二)	40	5.00%	0.00%	0.00%	7.50%	5.00%	2.50%	2.50%
在(三)	31	0.00%	12.90%	0.00%	6.45%	9.67%	0.00%	12.90%
在(四)	27	14.81%	18.52%	0.00%	11.11%	14.81%	3.70%	7.41%
<b>総計</b>	<b>112</b>	<b>6.25%</b>	<b>8.04%</b>	<b>0.00%</b>	<b>7.14%</b>	<b>8.04%</b>	<b>1.78%</b>	<b>6.25%</b>
奉(二)	29	3.45%	6.90%	0.00%	6.90%	17.24%	0.00%	0.00%
奉(五)	26	26.92%	7.69%	3.85%	0.00%	3.85%	7.69%	7.69%
奉(六)	26	23.08%	7.69%	11.54%	0.00%	0.00%	19.23%	7.69%
奉(七)	31	16.13%	3.23%	9.68%	3.23%	6.45%	12.90%	9.68%
奉(八)	31	6.45%	22.58%	12.90%	9.68%	0.00%	3.23%	9.68%
<b>総計</b>	<b>143</b>	<b>14.69%</b>	<b>9.79%</b>	<b>7.69%</b>	<b>4.20%</b>	<b>5.59%</b>	<b>8.39%</b>	<b>6.99%</b>

## 6 教科書に見えた旧満洲の日本語教育の方法、理念及びその言語政策

以下では、前節に考察した教科書の特徴及び内容分析の結果は何を意味するのか、つまり、このような教科書はどのような教育理念や教育政策の下で編纂したかを追及する。

### 6.1 編集部とその主事者の教育理念

#### 6.1.1 南満洲教育会教科書編集部と大出正篤の教育理念

まず、表 3-8 の考察結果を通して各編集部の教育理念について考察する。『初等日本語読本』と『第二種 初等日本語読本』は両方とも編集部が南満洲教育会教科書編集部ではあるが、編纂時間と巻数は異なっている。竹中によれば、『第二種 初等日本語読本』が『初等日本語読本』から採用した教材が 55 編あり、全体の 51.9%を占めている<sup>218</sup>。『第二種 初等日本語読本』の緒言に書いているように、この教科書は「日本語教授時数ノ少ナイ初

等学校用ノ教科書トシテ編纂シタモノデ、従来ノ初等日本語読本ヨリハ稍程度ヲ低クシテアル」のである。表 3-8 の分析結果から見れば、四つの要素の分布にはやはり違いが見られた。これにはどういう理由があるのかについて考察する必要がある。

『初等日本語読本』には「言語」「文化」に関する要素が抽出され、「日満一体」「日本精神」の要素がほとんど確認されていない。その理由を追及すると南満洲部の成立に関係があると思われる。第一次世界大戦の参戦により、日本帝国主義が一気に膨大し、拡大した。日本の苛烈な植民地収奪は中国の反発運動、五・四運動を引き起こした。そこで、日本側は植民地統治政策の「改革」を余儀なくされ、適当な教科書の編纂も当面の急務となった。こうした背景の下で、もともとは関東庁と満鉄でここに教科書編集を行っていたが、1921年、関東庁と満鉄で教科書の合同編集について協議会が開かれ、1922年に関東庁と満鉄合同の教科書編集部が南満洲教育会内に設置された。しかし、その前に関東庁と満鉄がそれぞれ教科書編纂事業に着手しており、州内外の状況が異なるため、公学堂用の教科書編纂については関東庁側で、小学校用補充教科書の編纂に関しては満鉄側が先鞭をつけた。そして、関東庁の教育政策はいわゆる「同化主義」であるが、満鉄の方は中国の教育制度を踏襲する方針を取っていた。しかし、南満洲部成立の当初は満鉄が資金を出しているものの、人員のほとんどが関東庁からの推薦だったので、満鉄が不満を漏らし、結局満鉄の要求に応じて、翌年から日本語教育の専門家である大出正篤（後編集部主事）、鹿子生生三郎（奉天公学堂長）と飯河道雄（満鉄視学）の三人を加えることになった。こうして、南満洲部は満鉄の教育方針を引き継いで、教科書編纂の方針としては「實際生活に適応したものを選択し、文章はなるべく平易な字句を用ひ」<sup>219</sup> ことを取り立て、そのため、教科書には中国人児童の生活に近い内容を多くとり入れた。具体的に教科書に表しているのは、①全体的に「国民精神」の涵養に関する教材が含まれていないこと。②修身的な教材が少ないこと。③中国・「満州」に関する教材が多く、日本に関する教材がより少ないことなどの特徴が指摘できる。

また、大出らの加入で、教科書編纂する際には、大出の速成式教授の理念も十分現れている。大出の速成式教授法は、学習者に予習用として対訳教科書を持たせるが、教室では翻訳に触れさせず、直接法による教室活動を基本としている。授業中は問答と口頭発表に徹することで、教科書もそれに適応する内容を取り入れたわけである。大出が提出した教育の二大目標を会話重点主義と効果確保主義に置き、これらを達成するために直接式教授法、生活に即した学習法の二つの方針を掲げている<sup>220</sup>。南満洲部の教科書の内容からもわかるように、大出の具体的やり方はまず学習者の負担を考え、巻一は専ら表音式仮名遣いを採用している。取り上げられる地名、農作物なども全部満洲に関係あるものである。日本文化や「日本精神」のような内容は、最初から出てくることはなく、学習者の生活背景を考慮したものになっている。巻二から徐々に日本事情に関するものが登場し、日本文化の紹介も重視されている。大出は「新東亜語として各民族の日本語陶冶を行はねばならぬといふ特殊性を持ってゐる」<sup>221</sup>と述べ、日本語には「日本精神」というイデオロギーが根

強く存在することを否定しなかったが、しかし、『日本語教授によって日本精神を伝えるのだ』とか『指導理念の理解は日本語によるべきだ』とかいふ考へ方をする人があり、しかもそれを日本語の初歩程度から行はうとする人があり、それが如何に徒勞であったか、さうした行き方が日本語の學習それ自体をも如何に毒したかは、大陸に於ける経験が既に証明してある」とのように、自らの大陸体験で初等日本語教育からもっぱら直接法で日本精神を注入することを否定した。大出は植民地や制度の違う地域に進出する時に、初等教育から純粹の直接法をもって日本語を教えても、時間がかかりさしたる効果はなく、日本語を週に数時間という長い時間教え続けたところで、日本精神を注入することなどできるはずもなく、日本語教育によって日本精神を伝えるべきだという考えがむしろ日本語學習に障害をもたらすしかないと強調した。そのため、大出が関与し編纂した教科書の初級段階では日本精神に関するものはほとんど出ていないのである。

『第二種 初等日本語読本』は『初等日本語読本』と対照的に、日本語教授時間数の少ない初等学校用教材であるため、その内容が『初等日本語読本』の簡略版とも言える。『第二種 初等日本語読本』の教授参考書には、次のようにこの教材が説明された。①言語學習の理想は言語を生活するにあるとする。②やむをえない場合以外は翻訳をしないで、日本語のみで教えること<sup>222</sup>。③読む、書くよりも話すことが目的であり、書物の意味を理解するのではなく、日常の用務に応じた話し方を学ぶ必要があるとする。④教師の話し方をよく聴き、その口形をよく見つけ、努力して遠慮せずに話す。つまり、教授書に示した教科書の趣旨と理念は『初等日本語読本』とほとんど変わらない。しかし、表 3-8 に示したように、『第二種 初等日本語読本』は『初等日本語読本』と違って、「日満一体」「日本精神」に関する要素が確認された。これは『第二種 初等日本語読本』は 1932 年傀儡偽滿洲国「建国後」に編纂されたものであるためだと考えられる。1932 年傀儡偽滿洲国が成立し、この社会政治的背景はすぐに教科書編纂に影響を及ぼした。『初等日本語読本』で記されていた「満州」は『第二種 初等日本語読本』では「満州国」に改められ、行政区も奉天省、吉林省、黒龍江省の三省から、熱河省と興安省を加えて五省になっており、首都は新京（今の長春市）と記されるようになった。このような名称の記述方法だけでなく、日本語教育そのものも傀儡偽滿洲国が成立してから、すでに国家的政策として実行されるようになったと捉えていいであろう。それから、教科書の題材としては、森蘭丸、塙保己一などの歴史人物に関する教材や乃木大将の物語のような武士や軍人を称える教材も増えている。また、南二（三）の第 19 課「廣っぱ」の中には、「男の子がおおぜい廣っぱでへいたいごっこおしています」のように、軍隊遊びに関する教材が取り入れられたものが確認された。このような教材の導入から、教科書の編纂には日本軍国主義の思想が底流に存在していたことが理解できよう。日本の中国大陸進出は「大東亜共栄圏」の一環であり、偽滿洲国はその重要な拠点であった。当時、日本は軍事力を背景にアジア各国に勢力を広げており、教育政策においても、その支配力の根拠は軍事力であった。即ち、軍国主義思想の影響を強く受けるとともに、軍事力による有形無形の圧迫があったと思われる。そのため、教科

書にもその影響が現れていると考えられる。

このように、『初等日本語読本』と『第二種 初等日本語読本』は同じ編纂部に編纂された教科書で、基本的な教育理念と教育方針はほぼ変わらない。しかし、編纂当時の編纂者の教育理念と教育政策が異なるため、教科書はそれを如実に反映している。『初等日本語読本』は満鉄の「實際生活に適應」する理念と大出の「会話重点主義と効果確保主義」を教育目標に編纂した。それに対し、『第二種 初等日本語読本』は傀儡偽満洲国が成立して編纂したものであるため、内容はより少ないにもかかわらず、「日満一体」と「日本精神」の養成などの内容が多く取り入れられた。つまり、編纂者は日本統治下の傀儡国民に対する教育を念頭に入れて編纂したと考えてよいであろう。

#### 6.1.2 奉天外国語学校と山口喜一郎の教育理念

奉天外国語学校が編纂した『日本語読本』の抽出要素には合計でA「日満一体」に関する要素が抽出された編数が教科書全体の14.69%を占め、B「日本精神」に関する要素が全体の9.79%を占めた。すべての調査対象の教科書の中で、この比率が一番高いことが分かった。これについても教科書の編纂経緯から考察してみたい。1914年三月、満鉄は地方課に教科書編纂係を設置し、日本語教科書の編纂を始めた<sup>223</sup>。1916年、付属地教育研究会編『公学堂日本語読本』全八巻を刊行した。その後、編纂者と書名が奉天外国語学校『日本語読本』と改称されている<sup>224</sup>。奉天外国語学校は、もとは民間の中国語学校奉天外国語夜学校であったが、後には清語学堂と合併して奉天外国語学校となった。竹中によれば、この奉天外国語学校が編纂した『日本語読本』は朝鮮総督府の『普通学校国語読本』からの採用率が88.98%に上り<sup>225</sup>、ほぼ朝鮮の『普通学校国語読本』の丸写しと言っていいほどであった。こういうものを公的教科書として使うのを憚って、わざと奉天外国語学校という民間学校の編集にしたとも考えられよう。

しかし、朝鮮と旧満洲とは全く違う存在であった。朝鮮はすでに日本の「領土」という前提で教科書を編纂したもので、朝鮮人に対して「教育勅語の主旨にもとづき、忠良な国民を育成」という方針の下で、「国民精神の涵養」が教育の目的となっていた。当然のこと朝鮮総督府編纂の『普通学校国語読本』には、天皇、皇室、神話のような国体に関するもの、または「日本精神」に関する教材が多く取り入れられている。このような教科書を丸写した奉天外国語学校の『日本語読本』は、1920-1924年のより早い時期に編纂された教科書であるが、やはり五つの系列の教科書の中でAとBの要素が一番多く確認されたわけである。これに関しては、日本語普及関係者を一同に集め開催された、文部省主催の国語対策協議会で、文部大臣荒木貞夫が次のような挨拶を行っている。

コノ精神的血液が東亜諸民族ノ間ニ我ガ国ヲ通ジテ流レマスナラバ、此ノ大事貫徹ニ相互協力ノ実ヲ挙ゲ得ルノデ此ノ目的達成ノ為ノ重要ナル施策タルコトハ言ヲ待タヌ所デアリマス。<sup>226</sup>

要するに、日本語教育を通して、統治されて東亜各民族の人々に日本文化、風俗習慣を体得することで、国民精神的教訓としての「日本精神」に馴染ませ、最終的には「日本化」或いは「皇民化」することに日本側の真意が潜んでいた。ここに、日本語教育のイデオロギーと当時の日本側の言語観を伺うことができる。前にも触れた安田の言葉を借りれば、「国語」的原理を基礎とする「国民国家的言語編制」から「東亜共通語」的原理を基礎とする「帝國的言語編制」への「膨張」と捉えられることができる<sup>227</sup>。ここで言う「言語と思想の一体観」という言語観は、日本語の「膨張」を支えた「日本語」と「日本精神」の不可分という特性を強調していることである。

教授法としては、奉天外国語学校編纂の教科書は山口の直接法教授理論に強く影響されていた。山口は台湾でグアン式教授法の普及につとめ、その後朝鮮でも「直接法」の普及につとめていた。山口によれば、「直接法」は、単に学習者の「母語」を使わないということではない。この教授法には必ず備えるべき条件があり、技術を持った教師とそれに適した教材が必要である。それを欠いた時、学習者をオウムのように扱い山口自身が言う「対訳法で教授するより遥かに弊害の大きい」ものとなる。山口にとっては「言語活動」がいわゆる心理的「同一化」の過程であるため、「翻訳」は排除されなければならない。したがって「類化を越えた物事は見たとて、見せられたとて、統覚の仕様がなかろう」<sup>228</sup>であり、教材は文化的内容に最も影響を受けていた数量や時間や身近で具体的なことを内容としたいわば普遍的なものが必要となる。山口にとっては、学習者が「日本語」そのもので思考することこそが「日本化」につながるのである。

こうした教育政策と教育理念の下で、奉天外国語学校編纂の『日本語読本』は「日満一体」、「日本精神」に関する要素が多く確認されたうえに、日本文化や日本風土に関する教材も多く取り入れられていることが分かった。

### 6.1.3 在満日本教育会教科書編集部教育理念

1932年に傀儡偽満洲国が成立し、国際法上はまだ認められていなかったが、日本側はそれを理由に偽満洲国を「独立国」として満洲地域を管轄した。同年、「関東州公学校規則」が改正され、日本語の週配当時間数が週八時間から、第一学年六時間、第二学年六時間、第三学年七時間、第四学年八時間に短縮された<sup>229</sup>。その後、1937年「満洲国ニ於ケル治外法権ノ撤廃及ビ南満州鉄道付属地行政権ノ移譲ニ関スル日本国満洲国条約」の締結に基づき、満鉄付属地行政権が偽満洲国に移譲された<sup>230</sup>。しかし、行政権が移譲されたものの、教育行政は依然として関東局の管轄下にあった。同年、「公学校規則」の改正に伴い、教育行政の監督権が関東州長官に移管されたため、教科書の改訂が行われた。在満日本教育会教科書編集部『初等日本語読本』は南満洲教育会教科書編集部『第二種 日本語読本』の改訂版として編纂されたため、当然ながら内容の大半は『第二種 日本語読本』から取ったものである。竹中によれば、『初等日本語読本』は『第二種 日本語読本』からの採用したものは全部で85編、採用率は75.9%もあった。

ここで注目したいのは在満日本教育会教科書編集部の『初等日本語読本』巻四の第8課



『勤労奉仕』、第10課『防空演習』、第23課『広瀬中佐』の三編である。これは『第二種日本語読本』の中になく教材で、採用率は75.9%もあったにもかかわらず、これらの内容が加えられるのには意味があると考えられよう。『勤労奉仕』は「日本精神」を涵養する内容で、『防空演習』や『広瀬中佐』は戦争にかかわる内容で、いずれも戦時下の生活を反映している内容である。これはやはり1937年中日戦争が本格的に始まってから、意図的にこうした「国民精神の涵養」を趣旨としたものを取り入れて、偽満洲国の中国人に思想的な統一を求めていたと考えられよう。

## 6.2 全体的な「話方本位」の教育理念と日本語普及政策

『初等日本語読本巻一教授参考書』の冒頭には「学習者の殆ど凡ては先づ日本語で話ができるやうになるのを第一目的としてゐる。その目的を達せしむる為には話方本位の編纂方針を採った事は当然のことである」<sup>231</sup>と記している。ここで学習者の目的を最初に提示したが、初等教育の教育対象は小学生であり、彼らが明確な日本語学習の目的を持っているとは考えられず、ここは学習者にとっての目的というより、教育者側の教育目的なのであろう。この「話方本位」の教育理念はほかの教科書にも徹底している。この点は上述した教科書の特徴からはっきりと見えてくる。「話方本位」という教育理念はいわゆる「まず話ができる」とのことで、これはただ「口と耳による話し方に主力を注ぐ」のではなく、すぐに使えることに重点を置いているという実用主義なのである。書くことと読むことはその次の段階になるので、教科書もそれに対応するために漢字を少なくし、韻文教材を多く取り入れている。漢字を少なくすることで日本語としての読み方が伝わらないことが避けられ、中国人児童の母国語使用も抑制できる。つまり何よりも教科書編纂の第一の目的は旧満洲の子供に日本語で話ができるようにさせることである。保科は外地（植民地）での日本語教授について次のように論じている。

もしある民族が、祖先伝来の言語を捨て、他の言語を使用するやうなことがあれば、その民族の固有の精神が自然変つていくのである。又国民性も自然衰退して行くやうな状態になることは、アメリカに於けるわが移民の第二世に就て見てもその例が少ないのである。即ち移民の第二世の中には、自然祖国から離れて行く者があるのである。<sup>232</sup>

保科の論調はまさに旧満洲の日本語教授理念を説明していると思われる。教科書の編纂者ないし教育政策を立てる教育管理者は日本語教育を通して教育対象である旧満洲の子どもの国民性が衰え、段々と日本色に染まっていくことを期待し、さらに異民族を日本民族に固く結びつけようとしていたのであろう。

また韻文教材を多用することはまず日本語の語感を伝えようという傾向を表している

と考えられる。この特徴は韻文教材が多いことで有名な『サクラ読本』（国定第4期国語教科書）と共通した傾向を見せている。古来「やまと言葉」と呼ばれた日本語は音に日本的イメージを宿す言葉とも言われてきた。日本の伝統的な韻律のある言葉は日本語の原点で、一種の日本文化でもある。これは教養として日本人の子どもに教えられている。今日の日本語教育も音声から始まるが、この伝統的な国語的訓練は行わない。このような内容が外国語教科書に多く取り入れられることは異様に感じる。やはり初級段階から小さい子どもの心にこの伝統的なリズムを植え付けようとする意図があるのであろう。

それから、教科書には多くの挿絵が入っており、教科書とともに使う教材として掛図も用意されていて、日本人の教師が直接法で全く日本語だけで教学できるよう配慮していることが分かる。また、教授参考書には「話方の上達は要するに適切な内容と適切な形式によって問答・対話を盛んにし、応用を十分にしておいて、それに習熟するよりほかに方法はない」と書いており、話方本位の理念を徹底するために具体的に教科書の編纂を指導している。したがって、旧満洲の初級日本語教科書の内容はまず児童の生活や身の回りの物事を取り入れる工夫をしている。このような教材を通して、いわゆる「生活語」を学習者に習得させることを目指している。それがゆえに、教科書の題材の方では大量の児童の生活や日本文化に関連する教材を取り入れられている。この点について、文部省に日本語関係の官僚を長く務めた釘本久春は、次のように述べた。

文化の理解といふことは、単に文化財の理解といふことでは、十分ではない。文化の生ずる地盤としての民族生活を互いに理解するといふことがなければ、本当に文化を理解することもできぬでせう。それで互いに民族生活のそれぞれの風習なり生活なりをピンから錐までお互いに理解しなくちゃならない。かうした点からも、やはり生活語からしっかり入れていく、日本語普及といふ立場からいふと生活語できわめて普通の話ができるといふ事実を作って、さうして語感なり文化語吸収の基礎を築き、それからだんだん入っていく。<sup>233</sup>

ここで釘本が文化の内容として民族の風習や生活様式を重視している点は、学校の恒例行事、季節の流れ、年中行事などの民間的な文化を題材とした教材の多さに十分反映されている。ここでの文化はより人々の行動、生活に近く、文化人類学における文化になる。この意味で文化は、当時の社会の成員が共有している行動様式や物質的側面を含めた生活様式と意味づけることができる。「生活様式」に関してはそれぞれの社会に固有なもので、それなりの心理特性や普遍的性格がある。そもそもこれは教科書の記述で学習できることとは異なるし、母文化とは異なる文化を学ぶ学習者側にも心理的抵抗があるであろう。しかし、釘本は「文化」と「生活」という二つの異なることに唯一の接点を認めている。それは「生活語」という言葉なのである。これについては釘本が「日本的秩序・日本的文化感覚は日本語そのものとして最も具体的に自己を表現してゐる。従って、日本語の習得と

は、それ自身日本精神の理解・体得を意味してゐるのであり、日本語普及は、異民族に対する文化工作の目的・本質を時々刻々を実現してゐるとも言へるのである。」(釘本 1944:91)と述べている。要するに、日本文化の学習はもちろん日本語をうまく理解できるためにもなるし、また全体的には中国人と日本人の交流を想定して、学習内容として取り入れた考慮もあるのだろうが、やはり「日本式思想様式」或いは「日本精神」への感化ということに中核的目的を見出している。日本のこの「生活語」主義教育理念は、日本語を通じて中国の子どもに形成される民族の文化的な共同性、つまり川田順造が言った民族の「共属感覚」<sup>234</sup>を期待していると考えられる。

### 6.3 教材の日本化と教育対象の日本化

旧満洲の日本語教科書にある「帝国主義・軍国主義」の内容は今日の日本語教科書にはまったくないもので、注目される場所である。初級日本語教科書には「帝国主義・軍国主義」に関する教材は全部で17編ある。その中には「日本国家・皇室」に関するものは8編、「植民地」に関するものは2編、「軍国主義・戦争」に関するものは7編である。いずれも、イデオロギー色の強い日本化した教材であることが分かる。

#### 6.3.1 皇国民性の涵養：国家・天皇・国旗・神社の提示

在満部編纂の『初等日本語読本』と奉天外編纂の『日本語読本』にはそれぞれ「ハタ」、「日ノマルノハタ」という日本の国旗についての教材が取り入れられている。日本の国旗を提示することはまず旧満洲を日本帝国が統治していることを視覚的、直感的に教えようとする表れであると言えよう。このような教材を通して、児童の心に日本という国の印象を与え、日本という国を認識させ、さらに国家観念の付与に努め、日本人としての誇りを感じさせることを期待するという日本側の意識が窺える。

また、児童に日本の国家観念を教え込むために、天皇に関する教材も多い。前述したように、旧満洲において初級教科書の編纂は会話力を育てるのが目標であるので、教材もグアン法により児童の身の回りの物事や生活に関わるものが多く取り入れられている。しかし、この編纂理念に反して、まったく児童の生活に関連のない「応神天皇」、「仁徳天皇」、「日本武尊」などの天皇や日本の起源に纏わる教材もよく出ている。このような天皇に関する教材を提示することによって、子どもに天皇について理解させ、天皇に対する「忠誠心」を養成し、「忠君愛国」の「国民」を育てる意図があると考えられる。旧満洲の日本語教科書の教材の大多数は台湾や朝鮮のものに依拠しながらも「国民精神の涵養」に関する教材は意識的に排除されたことが先行研究で明らかになっているが、それでも、このように天皇に関する教材をそのまま援用することに編纂者の意図が歴然と表れていると思われる。

それから、神社に関する教材も取り入れられている。在満部の『初等日本語読本』巻四第1課の「朝のおまいり」は子どもが日本軍人を祭る神社を掃除して参拝することを書い

ている。神社参拝の問題について、文部省はかつて「神社参拝は宗教的礼拝にあらず、道徳的意義、教育上国民精神教養上の意義に於てなすものなり」<sup>235</sup>と指導していた。ゆえに、神社に関する教育内容は単なる宗教や日本文化として扱うのではなく、それを国教化する意図や、神道的国家観の独自の性格を見ることができよう。日本語教科書に神社参拝の内容を第1課に置いて、その様子を中国人の子どもに見せることを通して、愛国心や忠誠心など国民としての道義を涵養し、「祖先崇拜」、「忠君愛国」の思想を埋めこもうとする点に、中国人の子どもを日本の「国民」として育てようとしている目的が見える。

### 6.3.2 軍国主義の表出：戦争に纏わる教材

「軍国主義」内容の教材は表4に示したように6編あって、すべて日露戦争に関するものである。これらの教材を通して日本国民に日本軍の活躍を強く語りたいという意図が読み取れる。例えば5節で引用した奉天外の巻八の第16課「日本海の大戦」というテキストの中で、次のような文が書かれている。

東郷司令長官ハ全軍ニ出動ヲ命ジ信号旗を掲ゲテ曰ク、「皇国ノ興廢ハ此ノ一戦ニアリ、各員一層奮励努力セヨ」

このような内容を日本人の子どもに教えることを通して、児童の愛国心を喚起し、「皇国ノ興廢」のために「奮励努力」するのは皇民である日本人のあるべき態度だと日本国民に伝えたいのがこのテキストの本意であろう。これをそのまま中国人児童に教えるのは中国人児童を日本人児童と同様に扱っていることが理解できる。このように、日本語教科書の内容に全面的に日本人向けの内容を取り入れることを通して、中国人の子どもに対する「皇民化教育」を行っている。人物教材としては「乃木大将」と「広瀬中佐」に関する教材が取り入れられている。二人とも日露戦争で国のために戦死を遂げた軍神としてたたえられた人物である。文中の「乃木大将」は日露戦争で勝利を導いた日本の軍人乃木希典で、日本国内の国民教育でもよく取り上げられる人物である。日本国内の日本人子弟と旧満洲の中国の子どもの両方に対して、日露戦争における日本軍の活躍を伝えようという日本側の意図があると考えられる。また、旧満洲の中国人児童にこの強大なる日本帝国の国民としての誇りと喜びを感じさせる目的があるとも理解できよう。この中国の領土で起きた朝鮮及び旧満洲の支配権を奪うための戦争に関する内容を旧満洲の初級日本語教科書に採用し、中国の子どもに教えることは、日本語教育における帝国主義、軍国主義の表れであると言えよう。

### 6.3.3 植民地と移植民問題

「日本ノ九州ト臺灣」や「日本ノ北海道ト樺太」のような植民地に関する教材も旧満洲の教科書にはよく出ていた。この点については、国定国語教科書にも植民地に関わる教材がずいぶんある。たとえば、第一期の『尋常小学校読本』には、巻6に「台湾」などという教材が出てくるし、第二期の国定教科書には、巻10に「あいの風俗」、巻11に「韓国の風俗」、巻12に「南満洲鉄道」といった教材が入っている。国定国語教科書にこのような内容を取り入れるのはまず当時旧満洲を建設するために日本人が多数必要であり、旧満

洲を夢の土地、憧れの場所として紹介し、旧満洲開拓のために多くの日本人が旧満洲に来るように宣伝する意図があったと考えられる。そして、日本国内の児童生徒に憧れの土地として「満洲」の地を認識させて渡航意欲を掻き立て、ひいては開拓移民となることを促すためにある。それだけでなく、日本人に日本国民としての誇りを感じさせるという編纂者の意図もあることが理解できよう。この点については旧満洲の児童に対する日本語教育においても全く同じで、旧満洲の子どもたちに「日本国民」としての誇りを持たせる意図が読み取れる。

## 7 まとめ

本章は旧満洲初級日本語教科書の考察を通して、旧満洲時期の日本語教育の教育内容及び言語教育政策の一端を探った。研究一で究明された教育政策と教育関係法規の沿革と教科書の内容分析を結びついて分析し、以下のようなことが分かった。

まず、旧満洲において日本語教育が開始した当初には、最初に日本語教科書を編纂したのは満鉄内部に設置された編纂係であった。それは後に奉天外国語学校の『日本語読本』と改称されたが、この系列の教科書には大量の皇民化教育と軍国主義、植民地に関する教材が取り入れられていた。しかも、奉天外国語学校編纂の『日本語読本』は朝鮮総督府の『普通学校国語読本』からの採用率が88.98%にも達して、ほぼ丸写しと言えるものである。その理由は当時の教育行政と教育法規に求められる。研究一で究明されたように、この時期は軍政管制期で、日本語教育はまさに「施政のはじめにあたって之を如何なる主義方針に基き、如何なる方法に依るべきかに就いて、深く研究されず、比較的経験の浅い軍政署の手に依って立案思考されたもの」<sup>236</sup>であったため、台湾や朝鮮の経験をコピーし、同化教育を行おうとしていた。ゆえに、教科書がほぼ朝鮮のものの丸写しになっていた。ただし、到底旧満洲は朝鮮のような領土ではなく、完全な同化教育政策が取れなかった。また、1906年に公布された最初の「関東州公学堂規則」の教育趣旨は「支那人ノ子弟ニ日本語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ並其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と規定されており、日本語教授については「各教科目の教授ハ互ニ相関聯シテ補益セシメ特ニ日本語ノ応用ヲ自在ナラシムヘシ」とされ、一方では、漢文科については「此ノ科ヲ授クルニハ常に其ノ意義ヲ明瞭ニシ日本語ニ熟シタル生徒ニハ其ノ意義ヲ日本語ニ譯解セシメシムコトヲ務ムヘシ」とされ、全面的に日本語教育の重要性が強調されていた。

その後、社会情勢が変化し、加えて日本語教育現場で教育効果がなかなか見られず、岩間徳也をはじめの日本語教育専門家から同化教育に対する反対意見が現れた。その上、対華「二十一ヶ条」で中国全土で反日行動が高揚し、特に中国の知識人がリードした教育権回収運動が爆発し、教育規則の改正をせざるを得ない状況が迫った。結局1923年の「公学堂規則」の改正で、教育趣旨を「児童ノ身体ノ発達ニ留意シ徳育ヲ施シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トス」と改正した。「日本語ヲ教ヘ」という言葉が消され、中国語教授が優勢になり、この時期の日本語教育には外国語教育の性格を持つ

ようになっていた。一方では、満鉄の経営、都市の建設が進むにしたがって、日本語のできる労働力の需要が大きくなり、民間では「処世」や「実用」などのため、日本語学習のブームがやってきた。この時期に編纂されたのは南満洲教育会教科書編集部による『初等日本語読本』であった。この系列の教科書にはほとんど同化教育の要素がほとんど含まれず、その代わりに、中日文化に関する要素や言語知識が多く取り入れられている。つまり、教科書のほうもそれなりに外国語教育用の日本語教科書として編纂されていたのである。

1932年偽満洲国成立から1937年「新学制」が公布される前までは、1923年に成文化された規則がそのまま継続されたが、日本が植民地旧満洲を経営するにしたがい、中国人と日本人の接触がますます多くなり、日本語の需要も大きくなっていった。旧満洲の中国人が「生計」のための必須技として日本語を学習し、日本語教育の高潮期が現れてきた。1937年以後、「新学制」が公布され、日本語が偽満洲国の「国語の一つ」という位置に引き上げられ、日本語は「忠良なる帝国臣民」に仕上げるための重要手段として、「神道」と一緒に国民の精神教育を果たした。

また、本章では、教科書の形式、題材、内容、教育方法及び教育理念の面から、全面的に旧満洲の日本語教科書について分析した。結果、教科書のあらゆる面において日本語教育の政策が映し出されており、教育政策と教育法規の沿革に従って、日本語教科書も少しずつ改編されてきたことが分かった。教科書の内容には「忠君愛国」という価値観が多いのと同時に、「植民地」に関する情報や日露戦争等、日本内地の教科書と一致する内容も数多く取り入れられている。これは、1937年に旧満洲で出された文教部令「学校教育ニ於ケル日本語普及徹底ニスル件」の第1項で明記されている「日語教師ハ日本語教授ニ際シ単ニ語学トシテ之ヲ取扱フコトナク日本語ヲ通ジ日本精神、風俗習慣ヲ体得セシメ以テ日満一徳一心ノ真義ヲ発揚スルニ努ルコト」<sup>237</sup>に沿っている。このように旧満洲の日本語教材は日本国民としての意識を形成するための道具となっていたことを指摘することができ、従ってこのような教材を通して「建国精神及訪日宣詔ノ趣旨ニ基キ日満一徳一心不可分ノ関係及民族協和ノ精神ヲ体認セシメ……忠良ナル国民ヲ養成スル」という最終的目的を図ろうとする意図が見えてくる。つまり、このような日本語教育は言葉を教育するよりも、「民族陶冶としての日本語教育」になっている。加島福一はこれについて「人が言語を作るより言語が人を創る方が多いと言はれて居り、民族の相違は血縁ではなく実に言語の相違によると言ふ立場から、異語民族の初等教育部面から、この地域、この原住民の性格、其の使命を教育上の足場とし、観察と思索、実践と反省から当然の帰結である日本的言語教育の本質的使命としてうち建てられた命題である」とし、「皇国の道に帰一随順せしめ興亜野心を我が心とするを以って指標とする」<sup>238</sup>と論じていた。特に初等教育では、まだ世界観、民族意識が覚醒していないうちに、日本語を通して幼い子どもの心に日本文化を浸透させ、最終的に日本国民として育てようとする植民地日本語教育の根底的な意図があると考えられる。また、教科書には中国に関連するものを意図的に抑制することも確認され

た。こうした教育内容も、教育「利益」の獲得も、植民地の支配者側が決定する教育はまさに中国人を「同化」という政治的目的を達成する手段にほかならない。このように旧満洲の日本語教科書が「日本化」を促進し、このような教科書を通して行った日本語教育は日本国民としてのアイデンティティを形成させるためのものになっている。

以上、研究一と研究二で、旧満洲において、教育側が実施した日本語教育、正確に言えば、植民地統治側が旧満洲で求めたい日本語教育について、教育政策、教育関係法規及び日本語教科書の面から分析を行った。そこで、教育の受け手側の学習者は当時の日本語教育についてどのように受け止めていたのか、教育側の求めたいものが実際実現したのかの疑問が上がってくる。次章では、教育体験者のオーラル・ヒストリーの分析を通して、教育の受け手側の受け止めについて検討していきたい。

## 第5章 旧満洲日本語教育体験者のオーラル・ヒストリー分析（研究三）

### 1 はじめに

研究一と研究二では、それぞれ旧満洲の日本語教育関係法規と日本語教育の内容から、教育側が求めたい日本語教育の様相を検討した。本章（研究三）では、教育体験者の子どもたちが当時どのように日本語教育を見ていたのか。どのようにその日本語教科書を習って理解していたのか。さらに今長い年月が過ぎ去ったが、当時の日本語教育は経験者たちの人生にどのような影響を与えているのかについて考察する。

この部分では実際旧満洲の日本語教育を経験した人々のオーラル・ヒストリーを通して、学習者の立場から、当時の日本語教育に対する理解を追及する。これらのオーラル・ヒストリーは当時の日本語教育に関する全体的な印象であったり、自分の身に起きたエピソードであったり、自分が見聞した事実であったりになる。記憶の断片でありながら、時の流れに洗われても、さらにはっきりと見えたものが頭の中に残っている。それこそが当時の教育がこの人々に与えている消えないものと考えられる。

### 2 本章の研究課題

本章の研究課題を以下のようにまとめる。

- (1) 教育体験者のオーラル・ヒストリーの中の「学校での言語活動」、「日本語教

育」に関する記述を考察し、学習者の立場から、体験者たちが実際目で見たいもの、または体験したものを通して、当時の日本語教育をどのように行われていたのかを追究する。それは支配側の教育政策と教授法と一致しているのかを求める。

(2) 教育体験者のオーラル・ヒストリーの中の「日本語教科書」に関する記述を分析することにより、学習者は当時の日本語教育及び日本語教科書についてどう理解しているのか。その受容の具合を求める。

(3) 教育体験者のオーラル・ヒストリーの中の「教育体験者の抵抗と植民地教育がもたらした影響」に関する記述を分析して、このような植民地日本語教育は学習者にどのような影響を与えているのか。学習者の意識と思想はどう変化しているのか。長い年月を経て、この経歴が体験者の人生にどのような意味を持っているのかを求める。

ここではまずオーラル・ヒストリーによって得られたデータの信憑性について断っておきたい。このようなデータに対しては、おそらく二つの疑問と批判があると想定される。一つはインタビューという社会関係によって生み出されたことによるバイアスである。特に本研究の研究対象が特別な歴史時期に生み出したものなので、経験者たちが語ったのはそれぞれの主観的感情を混ぜながらの事実である。これについて長年植民地教育に関するオーラル・ヒストリーを集めてきた斉紅深が「体験者によるオーラル・ヒストリーは歴史学者が文書によって書き著した著作とは異なり、直観的で非抽象的なものであり、感性的で非理性的なものであり、具体的で非概念的なものである。」<sup>239</sup>と述べている。この点に対しては、筆者はまずオーラル・ヒストリーの中の主観的感情のようなものと体験者の多く語られた事実を別々に考察することに注意する。また、そもそも植民地教育の出発点は政治や制度にあり、その終着点は教育を受ける者の身に作用して、効果と内心の体験を生み出すにある。逆に本研究が追究したいのはまさにこのような日本語教育と教育体験者の内なる体験がどう関わり合っているのかについてのものであるため、その主観性も研究の一部になる。もう一つの批判は、語り手が現在の時点から回想することはすでに現在の自己から再構築されていることによる。特に本研究の教育体験者はすでに七、八十歳を越えるお年寄りで、体力も記憶力も衰退しているため、語った内容の信頼性が疑われやすい。これに対しては、体験者たちが長い年月が過ぎ去った後もさらに記憶していることこそ、その語り手にとって一生消えないもので、同時にその本質も見えてくると考えられる。むしろ有意義なもので積極的に利用すべきものであると思われる。ただ、このオーラル・ヒストリーはすべての教育者・教育体験者の声を含むものではなく、文革のような歴史的経緯の影響で、当時の体制側に協力したといった類の話は表に出にくいという限界がある。本研究では、『見証—日本侵華植民教育』に記録されたオーラル・ヒストリーのこのような限界を認識しつつ、データとして分析対象とすることにする。

また、トンプソン<sup>240</sup>が指摘するように、ほとんどの書かれた資料は回想に基づいて作成



され、作成された時点の社会的意味が付与されていることに鑑みれば、このようなオーラル・ヒストリーに記録された史料は、記録文書よりもはるかに多く、データが生成される状況に関する情報を示すことができるという利点を持っている。したがって、上述のような限界があることを踏まえたうえで、オーラル・ヒストリーデータを利用すべきと考える。ただし、オーラル・ヒストリーを分析する際、植民地教育を受けた時点の事実と感受と、インタビューを受けた時点での理解を分別見る必要があると思われる。

### 3 研究対象と研究方法

#### 3.1 研究対象——『見証—日本侵華植民教育』について

分析の前に、まず研究対象としての『見証—日本侵華植民教育』について紹介する。この本は2005年6月に出版され、中には1284人のオーラル・ヒストリーが収録されている。データ収集の時間は1981年から2002まで10年間にわたり、1284人の経歴者が生年月日の順で番号をつけて編集された。体験者の生年は1904年から1937年で、旧満洲の時期を貫いている。この1284人の証言者は当時政府の役人であったり、学校の教師であったりするが、一番多いのは当時の日本語教育を受けた学生である。また受けた教育も初等教育から高等教育、専門学校、大学に至るまで、ほとんどの教育機関が含まれている。中には経歴者それぞれの略歴も書かれている。たとえば名前、旧名、生年月日、出身、退職した勤め先、職務と満洲の時期に在籍した学校名などを記録されていた。そのうえ、オーラル・ヒストリーだけでなく、大量の写真などの図像情報も集められている。このような一次資料からは多くの歴史的事実が読み解けると考えられる。

また、編集者が後記にて、本の出版、編集について次のように説明している。「本書は1284人の日本植民地教育体験者の700万字のオーラル・ヒストリー資料から選択して編集したものであり、収録されていないものには、付録で証言を提供していただく体験者について紹介を入れる」。また、「本書の正文は体験者の生年月日、即ち教育を体験する順で配列している。正文と付録に経歴者の名前の前に番号をつけている。さらに、このオーラル・ヒストリー資料の史料的価値を保つために、「編集するときに、オーラル・ヒストリーの中の関係のない背景やエピソード、また個人感情のような内容がある程度削除している。」と書かれている。

#### 3.2 研究方法

本研究では、旧満洲日本語教育体験者のオーラル・ヒストリーを対象に内容を分析する。今、当時の教育体験者が減少し、高齢のためインタビューを受けられない状況で、オーラル・ヒストリー資料を集めるのが非常に難しくなっている。一方、中国の旧満洲日本語教育史専門家である斉紅深が十数年間にわたって1284人の旧満洲日本語教育体験者のオーラル・ヒストリーを集め、それを『見証—日本侵華植民教育』<sup>241</sup>という一冊の本

にした。この大切な資料はまだ分析されていない状態にある。そこで、筆者はこの長年かけて集められた貴重なデータを利用し、その分析を行いたい。

分析の手順は、まず本の中に採取された初等教育を受けた 106 名の教育体験者のオーラル・ヒストリー原文を読み、その内容分析を行う。主に学校行事、学校生活、日本語教育及び日本語教科書の四つの面から考察する。そして体験者たちが語った内容から上述した三つの課題に関わる事実や言葉に注目して統計する。それぞれの内容に言及した人が一人いれば 1 を足す。同じ人が同じことを何回話しても 1 と数える。同じ人が違う内容をいくつ語った場合、それぞれ 1 を足すことになる。以下、学校行事、学校生活、日本語教育、日本語教科書の順で分析していく。なお、本論で引用したオーラル・ヒストリーの語り手の略歴を引用順で参考資料に附する。

#### 4 初等日本語教育体験者のオーラル・ヒストリー分析

以下、106 人の初等日本語教育体験者のオーラル・ヒストリーを学校での言語活動に関する記述、日本語教育に関する記述、日本語教科書に関する記述、体験者のオーラル・ヒストリーに見る植民地日本語教育について四つの面から分析を行う。

##### 4.1 学校での言語活動と日本語教育に関する記述についての分析

###### 4.1.1 学校行事について

学校での言語活動の中では、学校で行われた行事が多く語られた。例えば「遥拝」、「国旗・国歌」、「詔書」、「国民訓」、勤労奉仕、神社参拝、天照大神などが最も多く語られていた。多くの体験者の話で、朝会すなわち遥拝、国旗を揚げ・国歌を合唱すること、詔書奉戴式、さらに『国民訓』、『即位詔書』、『回鑾訓民詔書』『時局詔書』などを暗誦するという儀式について語られた。遥拝とは、毎朝朝会のときに、教師と生徒全員が天皇のいる東のほう、それから溥儀のいる北のほうに向けて、礼儀することである。また天照大神、神社参拝などに言及する人も多かった。「勤労奉仕」についても多く話された。「勤労奉仕」に関する記述からは、その労働の内容もさまざまであるし、小さい子どもにとっては耐えがたい力仕事であったことが分かった。

表 5-1 学校行事に関する内容別語り手数

学 校 行 事						
詔書	遥拝	国旗・国歌	国民訓	天照大神	神社参拝	勤労奉仕
47	60	48	55	25	22	48

(数字は人数を表す)

体験者たちのオーラル・ヒストリーから抽出した情報の種類と学校行事について言及した人数は表 5-1 のとおりである。106 人のオーラル・ヒストリーの中で学校行事に関する話に共通した内容であり、これらの内容はすべて当時の教育体験者たちが実際に経験した

学校行事である。中でも最も多く語られたことは朝会である。体験者郭長武が朝会の催しの順番についてこう語っている。「毎朝の朝会はず『皇宮遥拝』、日本の天皇への遥拝をする。それから新京（長春の傀儡政府）への遥拝。その次に黙禱。また、校長が詔書を朗読すること。最後に全体が『国民訓』を朗読することで終わる」<sup>242</sup>。こうした内容が106人のオーラル・ヒストリーの中に普遍的に存在する。ある人がその一部を語ったか、または学校によってその儀式が異なっているか、いずれにしてもこの内容に関する記述はオーラル・ヒストリーの内容の多くを占められている。朝会で行う儀式について、「詔書」「遥拝」「国旗・国歌」「国民訓」のいずれか一つに言及した人数は合わせて82人で、およそ八割の人が植民地教育について回想するとき、朝会のことを頭の中に浮かべたということになる。このことからまず当時の学校は何らかの命令や要求でこの儀式を行うようになっていると考えられる。また、この儀式が多くの体験者たちに深く影響を与えて長らく記憶に残っていると考えられよう。

校長が『詔書』を朗読することについてはある儀式が語られていた。この儀式の時間について、週に一回行うか、または日本が太平洋戦争での勝利の12月8日を記念するための毎月8日に行うかの記述は違うが、その儀式の行い方は大体同じである。体験者たちは『詔書』を朗読する儀式について次のように語っている。

许永顺 (No. 0646) : 由三个老师, 一个居中, 两个左右作陪, 迈着正步去办公室取。取出后, 中间一位将装有“诏书”的黄色木匣双手高擎过头, 然后三个人全低着头回到会场前, 按规定转回身, 再低着头将其轻轻交给校长, 校长再低着头双手捧接过去。之后, 共恭恭敬敬地打开木匣取出一张黄纸, 低着头以唱唱咧咧的声调读毕。会场所有的人听到取“诏书”人的脚步一响起就要全部低头, 屏住呼吸而等待着。读完了, 再如同取出时一样, 毕恭毕敬地送回。<sup>243</sup>

(日本語訳<sup>244</sup>: 三人の先生が一行に歩調をとって一緒に事務室を歩いて詔書を取りに行った。真ん中の先生が詔書を入れた黄色の木の箱を両手で頭の上に挙げ、三人とも頭を下げて会場に戻った。そして体の向きを変えて頭を下げたまま校長に渡し、それから校長が恭しく箱から黄色の紙を取り出し、頭を下げて朗々と読み上げた。会場にあるすべての人が詔書をとりに行った人の足音を聞いたとたん頭を下げ、息を止めて待っていた。読み終わると、また取りに行ったときと同様、恭しく戻した。)

王喜翰 (No. 1057) : 上朝会时必须背读《国民训》。每周一还要由田校长戴白手套捧读“诏书”。装有“诏书”的小木盒用黄布包着, 他捧着比头还高, 然后放到了小桌上, 慢慢打开, 恭恭敬敬拿出来宣读“诏书”。<sup>245</sup>

(日本語訳: 朝会の時には必ず『国民訓』を暗誦した。毎週の月曜日に田校長によって、白い手袋をして『詔書』を奉読する。『詔書』は黄色い布に包ま

れた木製の箱に入れられ、校長がそれを頭の上に掲げた。それから机の上に置いて、それからゆっくり開けて、恭しく朗読した。)

このような儀式は「大詔奉戴式」とも呼ばれていた。この儀式については、許永順が「この詔書は『満州の皇帝』である溥儀が公布したもので、またこの皇帝も日本天皇が自ら認定している皇帝でもあるので、この詔書に尊敬することは、天皇を尊敬すると同じである。」<sup>246</sup>と述べている。

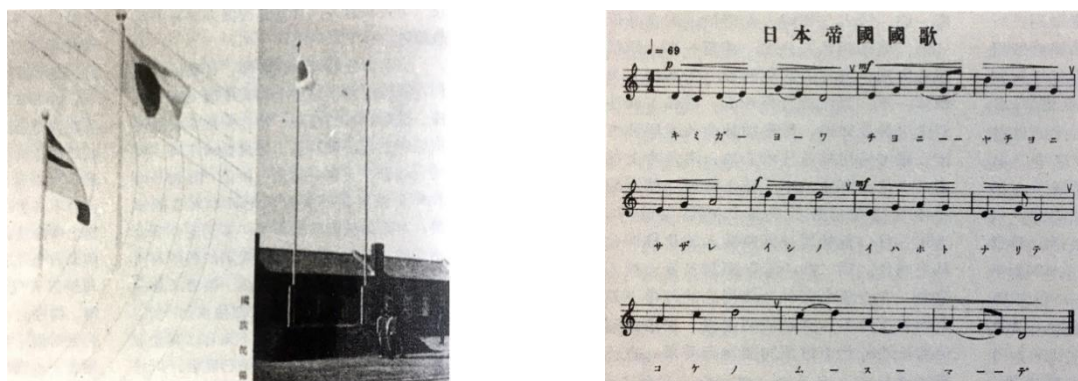


図 5-2 偽満州国『音楽』教材の中の最初の歌である—『日本帝国国歌』

図 5-1 と図 5-2 の中国歌と国旗は偽満洲国の『満州帝国国歌』と五色旗である。実際、図 5-1 の写真のように、当時偽満洲国の各学校では、朝会の際に偽満洲国の国旗のほか、日本国旗も掲げることになっていた。また、「国歌」が当時の国語のテキストの一課になっており、内容は「天地の中に新満洲あり…」で、その後 1940 年（昭和 15 年）に「国歌」を改めて、新しい国歌の内容は傀儡偽満洲国皇帝が戦争で公布した「詔書」と同じ論調だった。最後に、二つ目の国歌もやめて、今度は日本の国歌『君が代』を歌うようになっていた。図 5-2 の写真は、偽満洲国の『音楽』の教材の中の第一首の歌が日本帝国国歌であることを示している。これも当時の植民地化がさらに深化した証拠になると考えられる。

学校行事の中には神社参拝と天照大神を崇拝することについてもたくさん語られていた。頻度は違うが、ほとんどの学校は神社への参拝を行っている。学校行事として学生に参拝させていたのは神社だけではなく、忠霊塔、建国神廟、忠霊碑、尔霊山など戦争で亡くなった日本軍人を供養するところにも定期的に生徒に行かせることになっていた。参拝させると同時に、日本軍の「功績」を学生に聞かせていた。また、こうした行事は必ず学校外で行うのではなく、ある学校では教室あるいは校長室に神棚を置いて、学生には通過

するたびに礼拝するようにさせていた。例えばこのような記述がある。

金秉仁 (No. 0515) : 要向天照大神行最敬礼。师生每天早晨到校和放学离校时, 都要向校长室里供着的天照大神像行九十度的最敬礼。违反这就是“反满抗日”, 就是“思想犯”。<sup>247</sup>

(天照大神の像に最敬礼をしなければならない。教師と生徒は毎日朝学校に入った時と夕方学校からうちに帰るときに、校長室に置いてある天照大神の画像に九十度の最敬礼をしなければならない。そうしない人は「反満抗日」と見なされる。)

ト志学 (No. 1059) : 我大概计算了一下, 在这个学校里念书, 每天行的礼有三十多个, 其中行的头一个礼, 就是给日本神社。这种神社设置在教室教学黑板的上方很显眼的地方, 是一个木制的小庙, 有四十公分左右高。当时在学生中没人知道那是什么东西, 也没人敢问, 可能也没人想问。后来有人说是日本天照大神, 有的说是天皇陛下, 也有人说是日本人的老祖宗等等。每个教室、校长和老师的办公室里都有这个日本神社。<sup>248</sup>

(私がおおよそ計算したところ、この学校で勉強するとき、毎日三十回ものお辞儀をしなければならない。一番多いのは日本の神棚に礼拝することである。この神社は教室の黑板の上の一番目立つところにあり、木製で高さは四十センチぐらいある。当時誰もそれは何なのかはわからず、誰も聞く勇気がなかったし、聞きたくなかったかもしれない。後でそれが日本の天照大神といたり、日本の天皇陛下といたり、日本の祖先と言った人もいた。すべての教室、校長室、先生の事務室にこの神棚が設置してあり、生徒たちが通りかかるたびに、神棚に真正面に向いてしっかり礼拝することになっていた。)



図 5-3 奉天第七国民高等学校  
学生証に印刷されている『国民  
訓』  
(齊紅深 前掲書 扉)

『国民訓』の内容は以下のとおりである。

- 一、国民ハ建国ノ淵源惟神ノ道ニ發スルヲ念ヒ崇敬  
ヲ 天照大神ニ致シ忠誠ヲ 皇帝陛下ニ發スベシ
- 一、国民ハ忠孝仁義ヲ本トシ民族協和シ道義国家ノ完  
成ニ努ムベシ
- 一、国民ハ勤勞を尚ビ公益ヲ広め隣保相親ミ職務ニ精勵  
シ国運ノ隆昌ニ貢獻スベシ
- 一、国民ハ剛毅自ラ立チ節義ヲ重ンジ礼讓ヲ旨トシ国風  
ノ顕揚ヲ図ルベシ
- 一、国民ハ総力ヲ挙ゲテ建国ノ理想ヲ實現シ大東亞ノ  
達成ニ 邁進スベシ

それから、学校は学生全員に「国民訓」を暗記するようにと要求していたことも体験者の語りから分かった。また、学生だけでなく、普通の一般民衆も要求されていた。できない学生には罵られたり、殴られたりするとは避けられない。

図 5-3 で示したように、この『国民訓』の全文は中国語と日本語の両方で学生証に印刷されていた。学校は生徒に学年を問わずに「国民訓」の暗記を要求した。暗記は高学年の生徒にとってはより容易であるが、低学年の生徒にとってはそう簡単にはできない。放課後に生徒に一人ひとり暗誦させ、できない人は続けて練習させ、それでもできない人は体罰を受けなければならない。軽ければ、十分間、二十分間立たされて、先生に許してもらえたらうちに戻れる。ひどければ、殴られてしまう。

以上に述べた学校行事に関する記述、詔書、遥拝、国旗・国歌、神社参拝、天照大神、国民訓という 6 項目はすべて日本の国体に関わるものである。語り手がこれらの内容については、具体的なエピソードか、または学校行事の行い方について話した。これほど多くの人がこのような内容について回想するのは、このような活動が体験者にとって異様で印象的だったためと考えられる。このような言語活動は体験者たちに強く影響を与えているため、長い年月経っても記憶の一番底にある中核として浮かぶのであろう。さらに、このような日本の国体に関する内容を大量に中国の子どもたちに強制することは、子どもたちに日本の天皇、または中国の傀儡皇帝への絶対的服従と心からの崇拝を要求していることを意味する。

「勤勞奉仕」に関する記述も多い。体験者たちの語りによれば、この勤勞奉仕の労働内容はさまざまあるが、共通するのはその労働強度の高いことである。例えばこのような

話がある。

刘学浩 (No. 1188) : 1944 年冬季, 上小学三年级的我也接连十余天到奉天协和烟草公司整天“勤劳奉仕”一糊烟盒、把烟卷装入盒中糊好封口……下工前有人记录工作量。这种“勤劳奉仕”不仅无报酬, 还要自带午饭。天刚蒙蒙亮就得到工厂; 只有中午吃饭才能在厂内稍微休息停工。为了准时上工, 一天早晨我竟然遭遇了车祸。<sup>249</sup>

(1944 年冬季、小学校三年生の私は連続十日間奉天協和煙草会社で「勤劳奉仕」をした。仕事の内容は煙草箱を作り、箱に煙草を入れてそれから箱を閉める。終わったら労働量を記録する人がいる。このような「勤劳奉仕」は報酬がなく、昼ご飯も自分で持っていかなければならない。夜が明ける前に工場に行き、休憩時間は昼ご飯の時間だけ。朝の時間に遅れないようにするため、ある日私は交通事故に遭った。)

劉は 1934 年生まれの人で、1944 年当時はまだ十歳であった。小さい子どもにもきつい労働をさせているので、中学生や大学生には一層過酷な仕事をさせたであろう。さらに、こうした勤劳奉仕は普通の仕事に限らず、農業の力仕事や戦争への協力も含まれている。

孟新舟 (No. 0644) : 无偿的劳动多得数不胜数, 学校本是学习书本知识的地方, 但是该校占有几百亩土地和一些山地。其中林业教师组织学生翻地、整地、搞温床, 苗圃, 培育小树苗, 剪枝打叉, 每年春天植树……农业方面更是繁杂忙乱, 春种苞米, 大豆, 土豆, 夏锄、间苗、拔草, 秋收、装车、卸车等大量农活, 均以学生的无偿劳动来完成, 有时学生累得腰酸背痛, 时不时地还要遭日本教师的毒打。

<sup>250</sup>

(無償の労働は数え切れないほど多い。学校はもともと知識を学ぶところであるが、この学校は何百畝の土地と山地を有している。林業を教える先生たちが生徒を連れて土をすきおこし、土を整え、温床を作り、苗を育て、木を育てるなどの仕事を毎年やっていた。(中略) 農業のほうはもっと忙しい。春にはとうもろこし、大豆、じゃがいもなどの種をまき、夏には土をすきおこし、間引き、草抜き、秋には収穫、車に積み込んだり、車から降ろしたりなどを全て生徒たちのただの労働で済ませる。たまに生徒が疲れて少しでも休憩したら、日本人教師に殴られることもしばしばあった。)

钟景林 (No. 0079) : “勤劳奉仕”, 那是家常便饭。每个学期学生都要到军营几次, 给日本兵干挖战壕, 整地等杂活……<sup>251</sup>

(「勤劳奉仕」はよくあることだ。每学期生徒たちは何回も兵營に行って、日本

兵のために、塹壕を掘ったり、兵営地を整ったりなどの雑用をする…)

こうして、旧満洲の学校では、生徒たちの勉強時間がこうした勤労奉仕に多くとられ、しかも学年が進むにつれ、きつくなっていった。また、戦況がだんだん厳しくなり、物質も欠乏して、40年代に入ると、日本本土でも旧満洲においても、学校のほうではほとんど授業をする時間がなく、毎日戦争の需要を供給するために奉仕をさせられていたという証言が多くある。この勤労奉仕の労働時間については、研究二で示された国民学校の規定とまったく違っている。以上の体験者の話によれば、勤労奉仕は「数え切れない」ほど多かった、しかもこうして言うのは一人だけではなかった。しかし、前章で挙げた国民学校の教授時間数に関するに規定には、勤労奉仕の時間数は年間10日以下と規定されている<sup>252</sup>。つまり、教育現場では必ずしも完全に教育規定に沿って教育をとり行っているわけではないと理解できよう。

体験者のオーラル・ヒストリーから学校行事の面に当時の植民地教育の一端が見えていられると思われる。これらの学校行事から以下のようなことが読み取れる。

- ①旧満洲の植民地教育は教育内容からだけでなく、毎日の催し事からも随時に日本文化、日本精神、国家意識を意図的に浸透させ、同化教育の目的を達成しようとしていた。朝会で行っている遥拝、「国旗掲揚・国歌斉唱」、「大詔奉戴式」、または神社や天照大神への崇拝などの儀式はまさに「国民ハ建国ノ淵源惟神ノ道ニ發スルヲ念ヒ崇敬ヲ 天照大神ニ致シ忠誠ヲ 皇帝陛下ニ發スベシ」の教えに沿って行っているように見える。このように、日本文化や日本精神の浸透した学校行事を通して、言語活動による心理的同一化という目標に生徒たちを向かわせていた。結局、学校行事は日本帝国主義による支配体制の維持という究極的な目的につながるものと想定される。
- ②教育で子どもたちを同化させるだけでなく、「勤労奉仕」という名で偽満洲国の建設のために、生徒たちをただの労働力として扱っている。そして、「勤労奉仕」のために学習時間が大幅に削減され、その教育レベルも当然低下している。また、「勤労奉仕」は生徒たちが戦争協力に借り出されたことの証明にもなっている。
- ③偽満洲国の中の「新満州」を「新饅頭」と言い換えたように、厳しい処罰で無理やり押し付けられた日本文化や日本精神ないし国家意識は、結果から見れば、かえって生徒たちに日本語あるいは日本語教育に対する抵抗を引き起こしていたことが分かった。

#### 4.1.2 学校生活の面から

学校生活の面では、「祝日」、「服従」、「改名制度」、「差別」に関する内容を抽出して考察する。祝日とは「萬寿節」、「建国節」、「天長節」、「明治節」などの学校暦での祝日について言及した内容である。服従とは、オーラル・ヒストリーの中で下級が上級への服従について多く語られて、その内容をまとめたものである。それから朝鮮族の改名制度と学校での差別について分析する。抽出した内容とそれを言及した人数は表5-2のとおりである。



表 5-2 学校生活に関する内容別語り手数

学 校 生 活				
祝日	服従	改名制度	差別	体罰
17	41	11	44	34

#### 4.1.2.1 祝日

体験者の話では、祝日について語る人も多い。17人の体験者が当時の祝日について話した。オーラル・ヒストリーから、当時、学校暦での祝日は中国の伝統的な節日ではなく、偽満洲国または日本の節日を祝っていたことが分かった。ある経験者は当時の祝日について次のように記録した。

阎絮吟 (No. 0903) : 学校一般是按学事法规正常授课, 有法定的节假日如下:

- (一) 大祭祝日 (“纪元节”、“天长节”、“明治节”、“元旦”)
- (二) 星期日
- (三) 陆海军纪念日
- (四) 创政纪念日
- (五) 创校纪念日
- (六) 春假 (3月21日-3月31日)
- (七) 暑假 (7月21日-8月24日)
- (八) 冬假 (12月26日-1月7日)

每逢大祭祝日, 全校师生集会举行祝贺仪式。“大东亚战争”爆发后, 还设有“大诏奉戴日”(每月8号), 到南山神社参拜, 并施行军事操练和检阅。<sup>253</sup>

(学校は普段学事法規に沿って授業する。法定の休日は以下のとおりである。)

- (一) 大祭祝日 (「紀元節」、「天長節」、「明治節」、「元旦」)
- (二) 日曜日
- (三) 陸海軍記念日
- (四) 始政記念日
- (五) 創立記念日
- (六) 春休み (3月21日～3月31日)
- (七) 夏休み (7月21日～8月24日)
- (八) 冬休み (12月26日～1月7日)

大祭祝日ごとに、全校の教師と生徒が集会し、お祝いの儀式を行う。「大東亜戦争」開始後、さらに「大詔奉戴日」が設けられ、南山神社へ参拝に行き、軍事訓練と検閲を行う。)

ここでいう「紀元節」、「天長節」、「明治節」はそれぞれ神武即位日、天皇の誕生日と明治天皇誕生日を祝う日で、「陸海軍記念」日は1938年（昭和13年）日露戦争の陸の決戦・奉天会戦で日本軍が勝利し、奉天を占領した日を祝うための節日である。「始政記念日」とは、1895年（明治28年）6月17日に日本が台北で「始政式」を行って、台湾総督府による台湾統治が正式に開始し、その後毎年この日を祝祭日として祝うことになっていた。

当時このような祝日に学校が行っていたさまざまな催し事について、韓悦行は次のように語った。

韓悦行 (No. 0585) : 学校很重视日本节日的庆典活动, 如“纪元节”“明治节”“天长期”等, 届时学校都要举行纪念仪式, 悬挂日本国旗, 唱日本国歌, 进行“宫城遥拜”, 三呼“天皇万岁”, 校长例行讲话, 讲述节日的意义。<sup>254</sup>

(学校は日本の祝祭日を非常に重んじている。たとえば「紀元節」、「明治節」、「天長節」など、当日学校は記念式を行い、日本国旗を掲げ、日本国家を歌い、お宮への遥拝をし、「天皇万歳」を三回唱えることをする。それから校長が訓話をして、この節日の意味を説く。)

日本国内では学校での祝日に関して、1891年（明治24年）6月に制定された「小学校祝日大祭日儀式規程」により、紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭及び新嘗祭の日に、校長、教員と生徒が式場に集まって、御真影に最敬礼、教育勅語の奉読などの儀式を行い、祝日大祭日に相応しい演説をなすことなどが定められていた<sup>255</sup>。上の韓の話から、当時旧満洲の学校でもそれに倣っていたことが分かる。さらに、まだ物心もつかない子どもたちに日本の祝祭日やその伝統を恭しく施行し、中秋節、清明節、端午などの中国の伝統の節句は軽視され、知らぬ間に子どもたちに日本的時間秩序を浸透させることが図られていたと考えられる。このように、植民地領有にともない、天皇を頂点として、皇室を中心とする国家祝祭日は、植民地満洲において実行される公式な暦となり、国家的な時間秩序になっていたことを証明している。

#### 4.1.2.2 学校での階級

表5-2の中の「服従」というのは、学校で「下級生が上級生へ」、「中国人が日本人へ」の無条件服従が要求されていることを指し、斉の著書の中で多くの教育体験者たちがこれについて語っている。

彭兴文 (No. 1071) : 在学校里也和军队一样, 下级必须无条件服从上级。比如同学之间, 低年级学生必须尊敬高年级学生如长辈, 不论年龄大小也无论在任何场合, 见

了面必須向高年级学生举手敬礼，高年级学生有何指教必須照办。<sup>256</sup>  
(学校でも軍隊と同じように、下級生が上級生に対して無条件に服従しなければならなかった。例えば学校では、年齢と場所を問わず、低学年の生徒は高学年の生徒を目上の人のように尊敬しなければならないし、会うたびに手を挙げて敬礼して、そして高学年の生徒の言うとおりにしなければならなかった。)

张立华 (No. 0918) : 在学校里，学生服从教师，教师服从校长，中国人服从日本人。在这种情况下，学生如有不慎就会遭到痛打。有的要求学生挨一个耳光，要说一声“是”，以表“坚决服从”，而且不许躲避和后退，比表“勇于接受”，否则将受到更严厉的惩罚。<sup>257</sup>

(学校では、生徒が教師に、教師が校長に、中国人が日本人に服従することになっていた。このような状況では、もし学生がそうしなければ殴られてしまった。学校によって、横面を張られるとすぐに「はい」と返事しなければならないと規定しているところもあった。そうすることで「絶対服従」の態度を示す。それに避けることも後退することも許されなかった。こうすることで「勇敢に受け入れる」ことを示す。そうでなければもっと厳しい処罰を受けなければならなかった。)

このように厳しい処罰を伴った、上級生に対する絶対服従は、単なる礼儀を重んじる躰の教育ではなく、日本式思想、日本文化を強制的に学生に押し付けていることになっていた。さらに、張が言っているような、殴られても「はい」と答えて、「絶対服従」と「勇敢に受け入れる」態度を示すことが要求されていたのは、いわゆる武士道精神が教育に浸透していたと理解できよう。さらに、彭が語っているように、学校ではすでに軍隊と同じく、厳しい階級観念があり、このような教育理念に軍国主義思想が現れている証拠にもなる。

#### 4. 1. 2. 3 朝鮮族の改名制度

学校生活について語るときに、11名の朝鮮族の体験者が「改名制度」のことを話した。日本による朝鮮への植民地統治が始まり、朝鮮人はすでに日本国民であると看做されていた。1939年(昭和14年)1月、日本は「創氏改名令」を公布し、朝鮮人及び旧満洲の朝鮮族には名前を変えさせた。つまり、日本側は朝鮮を完全領有してから、朝鮮人、朝鮮族をすべて日本国民であると考えたのである。したがって学校では朝鮮族の生徒を入学したときから日本式の名前で登録していた。朝鮮族学校では完全な「日本語化」が押し進められていた。李明勳はこのことを次のように語った。

李明勳 (No. 0951) : 入学登记时就必须按日本帝国主义对朝鲜人“创世改名”令，我哥

李永勛改成日式姓名木村峰雄，我被改为木村武雄注册入学。因此，从入学第一天起，在我们哥俩幼小的心灵里就尝到了做亡国奴的滋味。有时改不过口，我管哥哥叫原名永勛哥，就会遭到老师的训斥和挨荆条棍的抽打。<sup>258</sup>

(入学する時に必ず日本が朝鮮人に対して実施した「創氏改名令」に従い、兄李永勳は日本式の名前木村峰雄に変えられ、私のほうは木村武雄に改名して登録されていた。だから、入学の初日から亡国の奴の待遇を味わった。たまに慣れなくて、前どおりに元の名前の永勳兄さんと呼んだら、先生にいばらの棒で殴られてしまった。)

李の話で分かることは、当時まだ幼い子どもにとっても、いきなり強制的に名前が変えられることには、心から抵抗感があった。失うのは名前だけでなく、自分が中国人であるアイデンティティであったと思われる。また逆に言えば、名前が変えられても、自分が日本人であることは認めたくなかったであろう。こうして、日本が旧満洲において、同化教育を行うことを通し、民族同化を図ろうとしていたことが分かる。

#### 4.1.2.4 学校での差別

学校での差別も多くの体験者の話に出ている。体験者によれば、偽満洲国の国民はいくつかの階級に分かれていた。これについては次のような話がある。

李永勳 (No. 0950) : 根据被同化程度把国民分等治之。无疑，日本人是一等国民，把朝鲜族等国民视为二等国民，叫做日本帝国大和民族的“鲜系”，教一年级学生天天背诵“我们是大日本帝国的国民……”把伪满洲国其他民族视为三等国民，称为“满系”，贬指关内汉族为“支那人”，均以区别对待，配给上待遇也不同。

(同化された程度によって国民を階級に分けて統治していた。もちろん、日本人は一等国民であった。それから朝鮮族を二等国民と見なし、日本帝国大和民族の中の「鮮系」と呼んで、一年生の子どもに毎日「私たちは日本帝国の国民である・・・」と暗誦させていた。偽満洲国のほかの民族を三等国民と見なし、「満系」と呼んで、関内の漢民族をけなして「支那人」と呼んでいた。これらはすべて違うように扱われて、配給も違っていた。)

卜志学 (No. 1059) : 一次在上日语的课堂上我亲自听到先生给我们讲：民族有优劣之分，日系是优等大日本民族，他们可以吃精米饭；满系，鲜系是劣等民族，不许吃精米饭。吃精米饭被发现了，定罪为“经济犯”被处罚苦工。不仅是这么讲的，行动上也是这么做的。我记得很清楚我 16 岁以前根本没吃过大米饭。

(私は日本語の授業で自分の耳で先生から聞いた話がある。民族には優劣の区別がある。日系は優等の大日本民族で、白いご飯を食べることができる。満

系、鮮系は劣等民族で、白いご飯を食べてはいけないことになっている。食べたことがばれたら、「経済犯」として、きつい労働が罰されるとの話だった。これはこうして話すだけでなく、実際にそのようにやっていた。私自身も16歳までは白いご飯を食べたことがないことをはっきり覚えている。）

李の「同化された程度によって国民を統治していた」とのことばかり、日本式思想、日本精神への同化圧力が激しかったことが理解できる。朝鮮族は朝鮮の日本による領有と同時にほぼ日本人であるということになるので、日本人の次の二等国民になっていた。それに続いて、偽満洲国は当時は日本統治下の傀儡国であったため、これも同化される程度がより高く見なされ、偽満洲国の中国人は三等国民になった。日本統治がまだ届かない内陸のほうの漢民族は、当然同化される程度も低いと考えられて、最も差別されていた。体験者の話によれば、この差別はさまざまな方面に現れている。例えば、食べ物では、お米を食べられるのは日本人だけで、中国人は高粱やトウモロコシの粉で作った「窩头」しか食べられない。宿舎は、日本人は何十人で広い畳付きのきれいな寮に住むのに対し、中国人は何百人かで一棟の寮に住んでいた。勤労奉仕をするときは、中国人は土石の搬送のような重労働をさせられ、日本人は草刈のような軽い仕事だけをしていた<sup>259</sup>とのような話が語られた。また、戦争のために「出荷」という形でさまざまな物質を供出しなければならないことになっていたため、生活の面で非常に窮屈な状態になり、照明用の油やマッチも定量配給になっていた<sup>260</sup>と語られた。

上述のような話は多かれ少なかれ多くの体験者の話に出ている。このような学校での言語活動は、いわゆる「言語活動を行うときに心理的「同一化」が必須条件」という理論に基づいて行っていたと考えられる。学校行事も、学校生活での制限やルールも、すべてその「同一化」を求めていたと思われる。そのため、これらすべてが日本語教育の一環になっていたと言えよう。しかし、こうした学校生活は当時の日本統治者が提示した「東亜共栄」「五族協和」「王道楽土」などの理念と正反対だったため、小さい子どもでありながら、このような理念を信じようとはしなかったし、逆に、心の底にある民族意識を喚起させることになっていた。このような反抗の情緒も日本語学習に影響したとしても当然のことであろう。

このように、体験者たちの語りから、当時旧満洲の子どもたちの学校生活についてある程度知ることができた。まとめると以下のことが読み取れよう。

- ①学校生活の面において、学生の普段の生活から、「祝日」や「礼儀」など日本人の生き方や日本思想に関する内容が教えられていた。このような教育は中国人児童が日本、日本人についての理解を促進することができ、さらに日本語に対する理解をも深めることができたと思われる。しかし、その根本的な目的は中国人児童に「天皇の皇民」である認識を深く根付くためであった。なぜなら、「祝日」や「礼儀」に関する紹介を教育内容に取り入れると同時に、実際の学校生活の中でも、日本と同じ

ように祭日を祝う祭典を行っていたからである。さらに、「礼儀を重んじる」と言う教育内容を教えつつ、一方では中国人が必ず日本人に服従するように規定しているのはまったく矛盾していた。また、「改名制度」は疑いなく同化教育の目的が最も顕然に見えるところである。つまり、植民地満洲においては、教育者側が学生の普段の生活のあらゆる面から、「自分が日本人同然である」ことを信じさせようとしていることが見て取れる。

- ②一方で、学校では人々が暗黙の階級に分けられ、中国人が三等国民と見下されて、様々なところで差別を受けていた。こうした状況で、日本の統治者が「王道楽土」「大東亜共栄」「五族協和」などの理念で描いた「理想の国」の構想は、すでに子どもたちの心の中で崩れており、したがって、日本の統治者が強調した日本語教育を心から受けようとしなかったのであろう。少なくとも自主的に学習したのではないと考えられる。

こうして、学校行事、学校生活の面から、生徒の学校での言語活動について考察を行った。この部分は一見日本語教育と無関係と思われるかもしれないが、これらの学校行事、学校生活におけるさまざまな出来事はほとんど植民地政府による「言語活動を行うときに心理的「同一化」が必須条件」という論理に基づいており、さらに「日本語により、日本人が作れる」との植民地日本語教育の根本的な理念が潜んでいると考えられる。ゆえに、この部分は当時の日本語教育の重要な一環として行われていた。そして、このような言語活動は今日の日本語教育にまったくないもので、対照的でもある。

次の節では、日本語教育の実際はどのように行われていたのか。教育システムはどうなっていたのか。日本語人材をどのように養成していたのかについて具体的に考察する。

#### 4.1.3 教育体制と日本語教育の教授法について

学校教育の面に関して、体験者は様々のことについて思い出していたが、その中で、日本語教育に関連するものを学制と科目、教育管理、教授法、人材育成、教師養成の五つに分類し、以下のようにまとめた。

表 5-3 日本語教育に関する内容別語り手数

日 本 語 教 育				
学制と科目	教育管理	教授法	人材育成	教師養成
45	20	40	10	4

##### 4.1.3.1 学制と科目について

前章でも紹介したように、1938年から「新学制」が実施されるようになった。これについても、多くの体験者の話に出ている。

张发权 (No. 0593) : 不但学制缩短, 课程减少, 而且大力削减学校。(中略) 专业知识课几乎不多了, 有的多是“国民道德”课, 日语课, 把“国文”改为“日文”……<sup>261</sup>  
(学制が短縮し、授業が少なくなっただけでなく、大幅に学校数を減らした。  
(中略) 専門知識の授業がほとんどなくなったが、多くなったのは「国民道德」の授業と日本語の授業で、それから「国語文学」が「日本文学」に変わった。)

体験者たちは小学校の学制について、当時自分が経験した小学校の経歴を詳しく語っている。張が言っているように、学習時間が短くなっただけでなく、科目も日本の植民地政府が決めていた。たとえば「国民道德」、「建国精神」といった授業はいわゆる「国家観念」「忠君愛国」「醇風美俗」といった日本式思想を教えるための授業であり、学習者の習いたいものが完全に無視されていた。また、授業の時間数について、「日本語の授業は中国語の授業の二倍になっている」<sup>262</sup>ということも記述されている。こうして学制と前述したような勤労奉仕などで学習時間が短くなっている状況で、増加した日本語の授業がどれだけ重視されていたかが想像できる。反対に、子どもたちの母国語である中国語の授業は意図的に削減され、子どもたちの母国文化を抑制し、子どもたちの頭の中を日本語・日本文化が大量に占めるようにしていた。さらに、ほかの科目の教科書も日本語で書かれ、授業では日本人の先生が日本語で教えていたことが分かった。当時の各科目の授業についてこのような話がある。

傅东生 (No. 0942) : 除“满语”(中文)和“满洲史”(东北史)是用汉语编写, 由满系(中国)教师进行讲授外, 其余的教材全是用日文写的, 并有日本教师来教。……

音乐课多学唱日本歌。……

日本人很重视体育课, 全由日本人来教。课堂用语(口令)全是日本话。……<sup>263</sup>  
(「満語」(中国語)と「満洲史」(東北史)の教科書は中国語で編纂されており、中国人の教師が教えていた以外は、すべての教科書は日本語で編纂され、日本人教師が教えていた。…音楽の授業ではほとんど日本語の歌を習った。…日本人は体育の授業をととても重視しており、全部日本人の先生が教えていた。授業での言葉(号令)もすべて日本語だった。)

聂景周 (No. 0706) : 必修课除了日语, “满语”(汉文), 逐步增加了“国民道德”(“建国精神”)、《论语》、《孝经》等。各科内容差不多, 都离不了“日满亲善”、“共存共荣”、“皇帝陛下”、“王道乐土”……什么“友邦”(后改“亲邦”) <sup>264</sup>、“天皇陛下”等词语, 把这些灌输给幼小的心灵, 使其忘掉祖国、民族。 <sup>265</sup>

(必修科目は日本語と「満語」(漢語)のほか、徐々に「国民道德」(「建国精神」)、『論語』、『孝経』などを増やした。各科目の内容もほぼ違いがなく、大体

「日満親善」、「共存共栄」、「皇帝陛下」、「王道楽土」…「友邦」（後には「親邦」に変更）「天皇陛下」などのような言葉が教えられていた。これらを小さい子どもに押し付け、自分の祖国や民族を忘れさせようとしていた。）

こうして、旧満洲において、日本語教育は日本語の授業に限らず、ほかの科目でも随時行われていた。また、前述したように、短縮した学制と勤労奉仕で、学校での学習時間が短くなった上に、多くの時間が日本語、または「日本文化」、「日本精神」の勉強に取られ、ほかの知識の学習時間がさらに削減され、バランスのよい知識の獲得がありえなかった。特に母語である中国語についての学習が基礎知識に止まり、中国人として母国語の優秀な部分を鑑賞することができなくなり、子どもにとっては母国の伝統文化の精髓を味わうこともできなかった。しかし、こうした強制的な学習は、学生自らの意思で勉強したいものではなかったため、その効果もあまり期待できなかったであろう。

#### 4.1.3.2 教育管理について

旧満洲においては、厳格で完全な教育管理制度があった。末端管理システムとして、各学校を担当する視学（視学とは当時の学校管理職で、督学官、教学官など時代により呼び方が異なる。学事視察、教育内容面の指揮監督、教員の転免などを司り、監督行政の性格を強くもっていた。）が設置され、学校でも必ず日本人の管理者が設置された。これらの日本人の官職は主席であったり、主事であったり、副校長であったり、校長であったり、時には軍隊の官僚が来ることもあった。呼び方が違っても、実質は同じで学校を実際管理する人であった。白応平はこのことを次のように思い出した。

白応平（No. 0234）：从小学就开始学日语，每校配有日本副校长和训导主任以及日语教员等，实际上是日本人控制了学校的一切，中国校长要按照日本人的指示办事。到中学不仅有日本副校长，连班主任也换成了日本人，其他教职员日本人数也显著增加，其统治能力比小学有明显的加强，就是要进一步强化日语的学习。<sup>266</sup>

（小学校から日本語の勉強が始まり、学校ごとに日本人副校長と訓導主任、日本人教員などが設置され、実際日本人が学校のすべてを支配しており、中国人校長は日本人の指示に従わないといけなかった。中学校に入ると日本人の副校長だけでなく、担任の先生も日本人に変え、ほかの教職員にも日本人の人数が顕著に増えていた。その統治力も小学校より強くなって、その目的は日本語学習をさらに強化することであった。）

植民地政府は、定期的に視学を派遣し、各学校の教学状況、教育政策の施行状況を監督していた。視学が各学校を視察するときには、各学校が迎えに行き、非常に重要視されていた。視察するとき、何か「規則」違反のことがあれば、生徒だけでなく、教師まで処



罰を受けなければならなかった。これについて、次のようなエピソードが記述されている。

张珍 (No. 0775) : 我在本村的长沟小学上学时, 是学校鼓号队的成员, 曾多次被组织列队出校, 到村口或校门口“欢迎”日军来校训话。1944年(昭和19年)的春天, 房山县的伪县长王德育和几个日本军官要来长沟小学。校方强迫全校五十多名鼓号队员和二三百名师生, 早早地列队站在西长沟的村口等候。将近一个小时候他们才到, 鼓号队吹迎宾号, 师生呼喊欢迎口号。王德育及几个日本兵大摇大摆的从我们面前走过, 还不时地向我们招手致意。当时给人的印象是中国的伪政权简直是奴颜婢膝, 日本侵略者不可一世。<sup>267</sup>

(私は出身地の村の長溝小学校で勉強したとき、学校の音楽隊の一員で、何度も行列で学校を出て、村の入り口や校門に訓話に来る日本軍の官僚を迎えに行ったことがある。1944年の春、房山県の偽県長王德育と何人かの日本軍の官僚が長溝小学校に来た。学校は五十何名かの音楽隊全員と全校の二三百人の教師と生徒で迎えさせ、私たちは早々に西長溝の村の入り口に立って待っていた。一時間ぐらいして彼らがようやく来て、音楽隊が歓迎の音楽を演奏し、教師と生徒が歓迎のスローガンを叫んだ。王德育と日本兵が私たちの前と通って、時々手を振って挨拶してきた。そのときわれわれの心の中には、偽政権が本当に卑屈にこびへつらって、日本人が傲慢そのものだという感覚しかなかった。)

梁恩慧 (No. 1024) : 记得我在读小学三年级的时候, 伪县公署一个视学来我校视察, 正当最后一节自习课, 全班学生都在聚精会神地读书写作业。而这位视学却悄悄地溜进教室, 走到我桌旁叫起同桌智会年同学, 问:“你叫啥名?” 答:“我叫智会年。” 又问:“你是哪国人?” 答:“我是中国人。” 视学听后, 若有所思地走出教室。之后, 却不见我们的李老师(李景荣)来校教课。后经打听, 得知他因这个问题被辞退了。<sup>268</sup>

(私が小学校三年生のとき、偽県公署のある視学が学校に視察に来た。それはちょうど最後の一限目の自習で、クラス全員が読書や宿題に集中していた。この視学がこっそり教室に入り、私たちの机のそばに来て、私の隣の智会年に聞いた。「名前は何ですか。」とその視学が聞いて、「私は智会年と言います。」と智さんは答えると、それから「どこの国の人ですか」と聞くので、「私は中国人です」と答えた。視学はそれを聞いて、何か考えるようにして教室を出た。それきり、私たちの担任の李先生(李景荣)が学校へ来なくなった。その後聞いたら、智さんの答えで首になったそうだ。)

張が話したように、当時各学校では非常に視学を重視していた。このことから、当時の

教育管理の厳しさが考えられる。また、梁のエピソードから、当時学校での教学が管理されているだけでなく、教師や学生の思想まで管理されていることも分かる。そして、このような環境で学習している子どもたちは、本当はすでに学校ないし当時旧満洲の教育そのものの管理権を誰が握っているのかははっきり分かっていた。子どもたちは傀儡政府の卑屈を憎むと同時に、日本の統治者のことを怖がりながら、反抗心を抱いた。ゆえに、このような日本語教育に対して、子どもたちは表では言われるとおりにするが、心の中は抵抗していた。

#### 4.1.3.3 教授法について

教育体験者の話から、旧満洲での日本語教授法を次のようにまとめることができよう。(一)、直接法で教えられていた。(二)、よく模範朗読、暗記、暗誦などの機械的練習をさせられた上に、頻繁に叱られたり、殴られたりして、日本語教育にはいつも厳しい体罰が伴っていた。以下教授法について、体験者たちがどのように話したのか、それは何を意味するのかを見てみよう。

##### (一) 直接法

前に論述したとおり、当時の日本語教育の言説によれば、旧満洲での日本語教授法は主に直接法、対訳法、速成法などが挙げられるが、実際日本語教育を体験した人たちは当時の教授法についてどう理解したのかも重要な問題である。当時小学校の生徒であった体験者たちが受けていた日本語教育はどのような形で、どのようにして教えられていたかは体験者の話からもその実態も浮かんでくるに違いない。齊の本の中で、体験者たちは日本語教育の教授法について、少なからず直接法という言葉で明確に日本語の教授法を記述しており、また、さまざまところから当時直接法を使っていたことが伺える。まとめてみれば、この四つの特徴が読み取れる。教えるほうでは、①都市部では、満語（中国語）以外は、ほとんど日本人教師が教えていた。②日本語の授業だけでなく、ほかの科目も含めて、全面的に日本語で教えていた。③日本語教科書はともかく、ほかの教科書も日本語で編纂していたか、または中日両国語で書いてあった。学び手に対しては、④生徒は日常会話まで日本語で話すことが要求され、ほとんどの学校で中国語が禁止されていた。具体的な記述は以下のとおりである。

傅东生 (No. 0942) : 日语是压倒一切的主课。为了提高书面表达能力, 从四年级起加开“缀方”(日语作文)。任课教师都是日本人, 上课时不说汉语, 也不讲语法, 用直接教学法一个劲儿的进行听、说领先教育。学生先熟读课文, 然后教师用表达课文内容的挂图进行提问, 学生依提问的内容, 用日语回答。时间一久, 学生就能脱口而出, 完全脱离母语思维。<sup>269</sup>

(日本語はすべてを圧倒する主要な科目であった。書く能力を向上させるため

に、四年生から綴り方という授業が増えた。担当の先生は日本人で、授業中一切中国語を話さず、文法説明もしなかった。直接法でひたすら生徒に聞く、話すの練習をさせていた。生徒たちはまずテキストを熟読して、それから、先生はテキストの内容を表している掛図を見せながら問題を出し、今度は生徒がその質問に対して、日本語で答えるような形でやっていた。時間がたてば、生徒たちは自然に日本語で答えるようになり、完全に母国語に頼らずにできるようになった。)

上の傳の話から分かるように、当時の日本語授業では直接日本語教授法を使っており、授業中には問答法を活用していた。このような教え方は4章で論じた当時の指導的教育方法と一致している。日本人の教師が掛図を利用して、すべて日本語で授業を行っていた。さらに、問答法を十分に生かし、学生には反復の練習で日本語に慣れさせようとした。南満洲部が編纂した教科書に付している教授参考書には、「適切な内容と適切な形式によって問答・対話を盛んにし、応用を十分にしておき、それに習熟するよりほかに方法はない」と明示されているが、このように体験者の実際に体験したことからも、当時は完全に教授書の指示したとおりに教えられていたことが見える。

庞世增 (No. 0389) : 全校约有十名日文教师, 一名中文教师, 共分孝, 悌, 忠, 信四个班级。其课程设置有: 日文、算术、体育、图画、手工、珠算等, 除了中文课外其他课均由日本教师负责讲课。<sup>270</sup>

(全校は約十名の日本語教師、一人の中国語教師がいた。孝、悌、忠、信の四つのクラスに分けられていた。日本語、算術、体育、絵画、手縫い、玉算など、中国語の授業以外は、全部日本人教師が担当していた。)

こうして、日本語の教師の人数は中国語教師の人数の十倍にもなっていたことから、当時の日本語による授業と中国語による授業の時間数の差が見えてくる。中国語の授業以外は、ほぼすべての授業を日本人教師が担当したため、日本語で教えることになっていたということが分かった。龐だけでなく、ほかにも多くの体験者が同じような話を語っている。たとえば、前節にも触れたとおり、体育の授業中の号令まで日本語であった。

许永顺 (No. 0646) : 学校所设的课程, 主科有日语、“满语”、算术, 简称日、满、算三科, 日语列首位, 强调很严, 每日必须上两节。上日语课时, 课上都必须说日语, 不准用中国话, 谁讲得对不对, 同学或老师也完全用日语表示, 例如“不对”叫“七嘴一吗氏”, “对”叫“搜得氏”。至于一切口令, 从初小一年级起就完全用日语, 越往后越加码。<sup>271</sup>

(学校が設けた授業には、主なものに日本語、「満語」、算術がある。簡単に

日、満、算と呼ばれた。日本語が第一位にあつて非常に重視されており、毎日二コマ受けないといけなかった。日本語の授業を受けるときは、日本語で話すことが要求され、中国語を使ってはいけなかったことになっていた。誰かが正しく答えた時や間違つた時も、学生と先生は全部日本語で指摘する。たとえば、「不对」は「七噶一吗氏」、「对」は「搜得氏」と表した。すべての号令に至つては、初級小学校一年生から、全部日本語で教えられ、進学すればするほど、日本語の比重が多くなつていった。）

この主要科目の日本語の授業は、毎日のように行われており、日本人教師が全面的に日本語で進めていた。その上、前節で話したように、「国民訓」の暗唱や学校での号令など課外活動にも常に日本語が要求されていた。さらに、子どもたちの母国語である中国語が一切禁止され、学校では日本人児童と同じような日本語のみの言語環境が作られていた。教育方法はほぼ今日の直接法と似ており、日本人教師が多いため、今日の日本語教育よりさらに言語教育に適した環境が作られたとも言えよう。しかし、前述したとおり、こうした状況には農村部と都市部とで大きな差があつた。都市部では、中国語の授業以外すべての授業が日本人教師の担当になっていたのに対して、農村部では、日本人教師が足りなくて、日本語の授業も中国人の先生が教えている学校もあつた。こういう学校では、中国人教師が大都市の日本語学校で日本語の特訓を受けて、それから田舎に戻つて日本語を教えることになっていた。例えば李政の話では次のようなことを記録されている。

李政 (No. 0497) : 县里成立日语专修班, 有日本人教中国老师学, 回去再教乡村小学生。时间短也不会写日文, 就在单词旁注上中文同音。如: “哈那” (ハナ) 是鼻子, “呔” (テ) 是手, “内扣” (ネコ) 是猫, “伊奴” (イヌ) 是狗, 吃饭叫“米西” (ミシ), 骂人叫“八格” (バカ)。因为日本人好骂人, 一发脾气就说バガヤロ (八格牙路)。<sup>272</sup>

(町では日本語専修班があり、日本人教師が中国人教師に教えて、それから中国人教師が田舎に戻つて、その小学生を教える。時間が短いので日本語を書くことができなくて、日本語の単語には似ているような発音の中国語で示していた。例えば: 「哈那」(ハナ) は鼻、「呔」(テ) は手、「内扣」(ネコ) は猫、「伊奴」(イヌ) は犬、ご飯を食べることを「米西」(ミシ)、人を叱ることを「八格」(バカ)。日本人はよく学生を叱つて、怒るとすぐ「八格牙路」(バガヤロ) と言つた。)

このように都市部でもつぱら日本人教師が直接法を用いて日本語を教えていたのに対し、田舎の学校では、直接の教授法どころか、専門の日本人教師もいない状態であつた。注意すべきは、括弧の中は李が日本語の中国語読みを日本語に示し直したものであること



しかし、一方で、少ないながらも当時の日本語教育を通して、完全に日本語をマスターした人がいたことが、体験者の話で分かった。例えば、これから述べる顔秉海がその一人である。顔は小学校三年生から（当時 10 歳）、1945 年（昭和 20 年）まで、つまり小学校から大学まで、長期にわたって日本の植民地教育を受けていた。図 5-4 に示したのは斉の本に掲載された顔が当時日本語でとった数学のノートである。

顔は正確な日本語で数学のノートを書いていた。このノートから、以下のようなことが読み取れよう。まず、顔の日本語はかなり高いレベルに達している。それから、数学のノートを日本語で書いているということは、つまり、当時数学のような日本語以外の科目でも日本語の使用が要求されていた証拠である。ほかの体験者の話によれば、ノートだけではなく、ほかの科目の試験問題も日本語で回答することが要求される場所もあった。つまり、学校ではほとんどの科目が日本語を徹底していることが分かった。また、顔のように、少ないながらも、旧満洲のこうした日本語教育を通して、日本語をほぼ母国語と同然のようにうまく把握できた人もいた。

以上を見ると、旧満洲の日本語教育は二通りの極端な教育効果をもたらしていたことが見える。一方では、日本語を「あいラえね」<sup>275</sup>と記したり、「啊、伊、鸣、哎、喔」<sup>276</sup>と読んだりして、ごく基礎的の平仮名さえうまく把握できない人も数多くいた。もう一方では、ほぼ日本人と同じように日本語をマスターした人もいた。斉の本の語りを見る限り、前者のほうがより多い。その理由を体験者たちの経験談から考えれば、以下のようになるであろう。

- ①直接法日本語教授法には教育対象に臨界期がある。旧満洲におけるこのような方法での日本語教育は、日本による旧満洲統治が始まる時に一気に始まった。よって、より高学年の学生はもうその臨界期をすでに過ぎており、中国語と中国文化はすでにこれらの子どもたちの頭の中では代えられない存在になっていた。したがって、この場合は直接法で教えても効果が出ないのであろう。逆に、顔のように、より低学年のときから、こうした日本語教育を長時間にわたって受けていたら、その学習効果も極端に違ってくる。
- ②直接法は長時間にわたって行わないと、効果を収めることができない。斉の本の中では、体験者の生年で順番をつけていたため、前のより早く植民地日本語教育を受けていた体験者のほうは、本の後半の敗戦すぐ前に生まれた人に比べて、その日本語のレベルがかなり高かったことが察せられる。これは、前のほうの体験者の中に、その後日本語教師になった人も多かったことから分かる。
- ③いくら「国語教育」と強調されても、生まれたときから中国語環境で育ってきたので、いきなり母国語である中国語が禁止され、日本語を国語として勉強させられることは、かえって子どもたちの心にある民族意識を喚起させ、当然反抗心も芽生え

てくるのであろう。また、子どもたちにとっても、習いたいものが完全に無視され、自主的な意思で日本語を勉強しているわけではないので、根本的な学習意欲がなくなって、うまく習得することも難しい。そのため、体験者のオーラル・ヒストリー全体を見れば、日本語をマスターできた人はごくわずかであった。

- ④直接法の実現に必要な条件の一番目としては、まず日本語を教える教師が日本語のネイティブ・スピーカーであることに加え、一定の教育技術と教育法についての理解を備えていることである。前にも述べたように、旧満洲の都市部ではほとんど日本人教師が日本語を教えていたが、農村部では日本人教師の人数が足りないだけでなく、就学率も低いので、こうした直接法は実際都市部の初等学校や中学校で実施されたに過ぎず、農村部には及ぶことがなかった。さらに、まったく日本語の分からない子どもに対して、日本語で教えても実際効果を収めることは難しい。したがって、政策レベルでの直接法の提唱はむしろ直接法の形骸化を引き起こしていると考えられる。

## (二) 厳しい体罰を伴った機械的練習

模範朗読、暗記、暗誦などの機械的練習も旧満洲でよく使われた日本語教授法である。また、それに伴う厳しい処罰も日本語教授のときによく使われた方法である。前節に述べた「詔書」、「国民訓」などの暗記が要求されると同時に、日本語の授業においても、暗記・暗唱が随時要求されていた。それができない場合は、叱られたり、殴られたりするのは普通のことであった。

张珍 (No. 0775) : 当时教我们日语的是一个青年教师, 这个日语教师的教课方式, 要求学生死记硬背, 谁背读或默写不出来, 他就要动手打学生, 有时用藤子棍打脑袋, 有时用“戒尺”打手板, 相当凶狠。所以我们就怕上日语课。<sup>277</sup>

(当時私たちの日本語の先生はある青年教師だった。この先生の日本語の授業の教え方は、学生に丸ごと暗記・暗唱を要求することである。もし暗記できない人、または黙写できない人がいたら、彼に殴られてしまう。藤の棒で頭を殴ったり、板で手を殴ったりして、とても凶暴なので、日本語の授業がとても怖かった。)

卜志学 (No. 1059) : 那时候学生苦哇! 挨打, 挨骂还受气。黑天点灯到家是经常的事。日语课程学不好, 教棍打脑袋、板子打手掌是家常便饭。<sup>278</sup>

(そのときの学生は大変だった。殴られたり、叱られたり、そのうえ差別された。日が暮れるころに家に着くことはよくあった。日本語がよくできない場合、棒で頭をなぐられたり、板で手を殴られたりしたのもよくあった。)

体験者の話によれば、当時の体罰の形はさまざまである。「酷暑の中で立たせたり、碎

石の上に土下座させたり、野原で這わせたり、氷と雪の中で寝かせたり、または四キロあまりの三八式大銃を一時間持たせたり、あるいはその銃を持ちながら何キロか走らせたり」<sup>279</sup>することがよくあった。このように、暗記、暗唱、黙写等のような機械的練習の方法を通して、厳しい体罰を伴った日本語教育が行われていた。こうして強制的に日本語を覚えさせることが、日本語教育にいい影響をもたらすことはまずない。それから、日本語教育学会のほうでは、直接法を指導的教授法として提示していたにもかかわらず、実際教壇に立っている日本語教師たちは、厳しい体罰を施しながら、機械的な練習を通して日本語を教えていた。つまり、長い時間をかけて、しっかり日本語を身につけさせるより、早く日本語を普及させるのが一番の目標になっていたのである。したがって、学生のほうも、体罰を避けるためには、中国語で日本語を読むような方法でごまかすしかなかったであろう。

以上で、体験者の話から、当時旧満洲において使われていた日本語教授には直接法、問答法、暗記・暗唱のような機械的練習が主であったことが分かった。しかし、当時幼い子どもにとっては、何より印象的なのは厳しい体罰を伴う日本語教育であった。このような教授法はとても極端に異なる教育効果をもたらした。ほぼ日本人と変わらない母語同然に日本語をマスターしても、暗記暗唱で「オウムの口真似」のような日本語能力であっても、いずれにしても、日本語の普及度は高くなっていったことは疑いない。

#### 4.1.4 日本語人材育成について

旧満洲には整った日本語人材育成制度が存在した。日本は、旧満洲での統治が始まった当初、関東州や満鉄付属地、または偽満洲国の建設のために、多くの人材を必要とするようになったため、政府はその当面の用務として人材の養成を始めていた。政府はひとまず社会的中枢的存在と呼ばれていた官吏と教師の養成に力を注ぎ始めた。

斉の本の中に記録されている体験者の話によると、日本語教育が人材制度にとって如何に重要なのかについては、進学・就職試験、官吏の養成、教師の養成と語学検定の四つの面に表れているとある。進学試験とは初等教育から、中学校、高校、大学に至るまで、学校での進級の際に行う試験のことを指す。語学能力はこのような進学試験の際に、一番に検査する項目になっていた。それから、学生が旧満洲の植民地教育を経て、次に就職するときにも日本語能力は、仕事をこなす必須の能力として検査されていた。さらに、日本語学習を促進し、語学能力の向上を図るために、語学検定試験が行われていた。この語学検定試験は偽満洲国の国策として制定され、一般社会人を対象者とした試験制度である<sup>280</sup>。それと同時に、試験の基準は学校教育の水準を基本としている。こうした試験で測られた語学力が旧満洲の人材の養成、任用、特に高級人材の選抜の基準になり、同時に官吏、教員のような人材に、統一された専門性としての日本語能力が求められた。

##### 4.1.4.1 進学・就職試験

まず、体験者の話からは、旧満洲では入学や進学するときに、日本語が真っ先に検査さ



れる科目として非常に重要視されていた。中には、日本語が不合格で小学校すら入学できない人も何人かいたわけである。李もその中の一人で、彼は8歳の就学年齢に一度は当地の公学堂の入学試験を受けていたが、日本語の成績が不合格のため、次の年1938年（昭和13年）に再び試験を受けて、ようやく入学できた。それから、李は中学校に進学するときの話は次のように記した。

李政（No. 0497）：学校（奉天南満中学堂）隶属于南满铁道株式会社，是一所在全东北招收中国学生的日本人办的中学校。全校十个班级（原来五年制，一年两个班，后改为四年制，从1944年开始一年三个班）。学校教师都是由南满铁道株式会社从日本聘请来的高级教师。考这个学校，要具备三个条件：一是日语要好，不然无法适应教学需要，因此学校招生首先要考日语，这是第一榜。日语较好的学生也都是由南满铁路在沿线办的公学堂的毕业生或“关东州”（日本在大连一带的租借地）的公学堂毕业生。二是其他功课（如“满语”——当时叫“满语”和算术）也要好。三是身体要好。学校学习抓得紧，体育也得好。<sup>281</sup>

（学校（奉天南満中学校）は南満洲鉄道株式会社に属しており、東北地方で中国人学生を募集する日本人が創設した学校であった。学校の教師はすべて南満洲鉄道株式会社が日本から要請した専門家だった。この学校に進学するためには、三つの条件を満たさないといけないことになっていた。一番目は日本語が上手であること、そうでなければ授業を理解することができない。だから、学校が学生を募集するときにまず行うのは日本語の試験で、これが最初に掲示される成績であった。日本語のできのいい学生はみな南満洲鉄道沿線の公学堂や「関東州」（大連およびその周りの地区にある日本の租借地）の公学堂を卒業した人だった。二番目はほかの科目（例えば「満語」——当時は「満語」と呼ばれていた。それから算術）もよりよい成績が要求された。三番目は体が丈夫でなければならないこと。学校は、勉強を厳しく要求する上、体育の成績も求めている。

こうして李が話しているように、旧満洲で進学する際には、日本語の試験を受けるようになり、その成績が学校教育を受けるための鍵となっていた。初等教育でさえ、日本語能力が要求され、それに合格しなければ、学校教育から拒まれてしまった。また、学校によっては、「日本語三等に達していなければ、卒業できない」<sup>282</sup>と規定しているところもあった。次の張の話はさらに高等学校に進学するときの状況である。

张耀儒（No. 0348）：我是1943年考入西安县郑家屯（现吉林省双辽县所在地）国民高等学校兽医科的……这所学校的校长是日本人，教职员工二十多人。有日本教师五人，把持重要的位置，独揽教育大权。（中略）在每年招生中都按日本殖民主义者奴化教育的宗旨选拔学生。考验得非常严苛，气氛紧张。考生要过去三

关，才能被接收。第一关，学科笔试。先考日语，这是主科，题量大，很难。除书本学过的以外，还有课外的，有判断题，还有作文发挥题。接着考数学，“满语”，题量小，较容易。（中略）第二关，身体检查。很苛刻。第三关，口试，面试。日本教师用日语发问的多，内容比较广泛，无法准备，也有的问题难以捉摸。主要是测验学生的日语程度和知识面。同时也测验听力，判断力。

283

（私は1943年に西安県鄭家屯（現在は吉林省双遼県の所在地）国民高等学校獣医科に進学した。……この学校の校長は日本人で、教職員は合わせて20人ぐらい。日本人教師が5人、重要な職位を把持しており、権力を独占していた。（中略）毎年生徒を募集するときに、日本植民地主義者の奴隷化教育の旨に従って選抜した。審査はとても厳しかった。受験生は三つの難関を乗り越えてから、ようやく入学できる。第一の難関は、専門科目の筆記試験。まずは日本語の試験、これは主要科目で、問題の量が多くて、とても難しい。学校の教科書で学んだもののほか、課外のものも含まれていた。判断の問題、それから作文もあった。続いては数学、「満語」で、問題の量も少ないし、より易しかった。（中略）第二の難関は身体検査である。非常に厳しかった。第三の難関は口答試験と面接。日本人教師が日本語で聞くのが多く、内容は広範で、とても準備の仕様がないうし、聞かれた問題の意味も分からないことも多かった。主に学生の日本語能力と知識の広さを検査する。同時に聴解能力と判断力を見る。）

張の話によれば、さらに高等教育機関に進めば進むほど、より高い日本語の能力が要求された。学生にとっては、日本語力の試験は乗り越えなければならない難関となり、進学するためには日本語を勉強しなくてはならなかった。また、張の話によれば、日本語の試験は筆記試験だけでなく、面接も日本語で行われるところがあって、試験内容も書く、読む、聞く、話すの能力すべてを試験し、試験の内容が学生の母語である「満語」よりも広範な範囲にわたり、しかも難易度も日本語のほうが高かったことが読み取れる。このように、植民地政府が教育を受けるためには日本語の勉強せねばならぬような制度を構築し、これを通して日本語の重要性を強調して、さらに日本語普及を促進し、中国人学生の同化教育を図ろうとしていた。

また、「満州国政府は、進学試験だけでなく、就職する際にも日本語能力が要求するので、日本語が上手な学生は採用されやすいし、昇進もしやすい」<sup>284</sup>ので、学生にとっては、日本語をうまく勉強することが唯一の進路であった。例えば、龐世増は次のような話をした。

龐世増（No. 0389）：当時“关东州”内の中国人对自己的祖国及民族观念处于蒙蔽状

态，对国共两党在国内的斗争情况更是闻所未闻。只知道好好学习，学好日文才有出路，这就是这段学习时期的目标与方向。<sup>285</sup>

(同時「関東州」においては、中国人は自分の祖国と民族について完全に知らない状態であった。国民党と共産党両党の闘争も聞いたことがなかった。ひたすらまじめに勉強し、日本語をうまく勉強できれば、いい将来があると考えていた。これが当時の学生の勉強目標と方向であった。)

日本語の勉強が生徒それぞれの将来の生計に関わることであるため、自ら勉強するようになっていた生徒もいた。当時は、こうした日本人経営の学校を経て、おおむね二通りの進路があった。ひとつは初等教育段階の基礎的教育を受けて、卒業したら日本が旧満洲で経営している会社、例えば南満洲鉄道株式会社のような日本企業に就職して、一番下っ端の社員になることである。もうひとつは、ずっと大学まで進学して、日本語教師、または政府の官吏になることである。いずれにしても、旧満洲の植民地日本語教育は「我のために使える」人材を養成するような実用的な役割を果たしている。生徒にとっては、ただ生計のため、生きるために勉強するようになっているが、知らず間に日本語を話し、日本式思考様式で物事を考え、段々と自民族性から脱してしまっ、日本の民族性に染められていったと考えられる。

#### 4.1.4.2 官吏の養成

前述したように、植民地政府は旧満洲での統治が始まった当初、万事始まりばかりで、旧満洲の建設に相応しい人材の需要が大量に生まれた。その中では、まず各管理職に適する人材が必要となり、そのためには日本人を満洲に募集することも行われていたが、当地の中国人を管理するために、中国人の官吏や役人も必要となった。ゆえに、日本人の官吏とほかの民族の官吏との意思疎通のために、ひとまず中国人の官吏を養成するための語学教育を行わないといけなかった。当時このような官吏はどのように選抜されたのか。そして、それが日本語教育とどう関わっているのかを追求すると、やはり体験者の話からその端緒が見えてくると思われる。

まず、旧満洲の官吏の養成には、整った選抜制度があった。偽満洲国の官吏制度は1938年(昭和13年)10月文官令の公布を境に、前期と後期で少しその制度が変わっていた。前期は各法令や方針の制定はまだ完備されていない状態にあったため、確定的な官吏制度はなかった。ようやく「暫行文官令官等俸給令」と「執政府官吏俸給令」が策定され、官吏の等級、俸給についての暫定的な実施方法が定められた。この「暫行文官令官等俸給令」によれば、偽満洲国の文官は大きく特任官、高等官と委任官の3種に分けられている<sup>286</sup>。そして1938年(昭和13年)、偽満洲国の官吏制度に根本的かつ全般的な改革が行われた。改革後の官吏制度は、官吏を大きく高等官、委任官と試補の3つに分けて、高等官の下、任命の形式によって特任官、簡任官と薦任官の3種に分けられている<sup>287</sup>。

张立坤 (No. 0345) : 它的官分四等, 一般职员叫属官, 再高就是委任、荐任、简任、特任。这些管理都必须会日语, 每年都有日语检定, 有三等、二等、一等、特等。三等每月多给一级工资, 二等每月多给二级工资, 一等每月多给三级工资, 特等月月增加五级, 用这种方法刺激你学日本话。<sup>288</sup>

(官吏は四つの種類に分けられている、一般職員は属官と言い、さらに高級な官吏に委任官、薦任官、簡任官、特任官がある。これらの管理職はみな日本語能力が必須で、毎年語学検定試験があり、三等、二等、一等、特等に分けられている。三等になった人は毎月給料を一級昇給することができ、二等になったら毎月二級昇給して、一等になったら三級の昇給で、特等になったら毎月五級昇給することができる。このようにして、日本語の学習を激励していた。)

上の張立坤が話したのは前期の官吏制度であることが分かる。さらに、偽満洲国では官吏になるために、まず語学力が要求され、語学力の高い人には昇給制度があることが読み取れる。実は1936年(昭和11年)6月1日、「語学検定試験規定」と「語学津貼規定」の同時発布により、偽満洲国での語学検定試験制度は正式に確立されたため、こうして試験に合格した官吏に、一定の手当てが支給された。こうした奨励制度から、当時の官吏に対する要求は、専門知識のほか、委任官と高等官を対象とした試験の中にも語学の科目が設けられたことで、偽満洲国の官吏としては第二言語の語学能力を持つことが必要とされ、特に日本人以外の官吏に日本語能力が求められて、その程度は偽満洲国政府語学検定試験3等以上とされた。

こうした偽満洲国の官吏を養成するためには、系統的な制度が存在した。学校教育において、建国大学をはじめ、文官試験の受験資格を有すると指定された高等教育機関が存在し、特に、建国大学は偽満洲国の最高の人材養成機関とされ、そこの卒業生の全員には高等官試験を受験させ、その後、ほぼ全員を大同学院に入学させ、官吏の訓練を受けさせると規定していた。

建国大学は偽満洲国の最高学府で、1936年(昭和11年)に5月2日、国務総理大臣の直轄下で「建国精神ノ真髓ヲ体得シ学問ノ蘊奥ヲ究メ身ヲ以テ之ヲ実践シ道義世界建設ノ先覺的指導者タル人材ヲ養成スル<sup>289</sup>」を目的として、新京に設立された。当時建国大学には『塾歌』があり、その内容は次のとおりである。

曙光微熹欢喜岭,  
“先觉者”播响了“兴亚”的鼓声,  
震得天旋地动,  
亚细亚的风暴,  
唤醒十亿苍生。

黑龙江的朔风，  
长江的水南北呼应，  
狂飙落热血沸腾，  
“协和”的气质高攀，  
“道义世界”的建设者，  
意气风发向前行。<sup>290</sup>

(翻訳は六期生呉秀実による)

この『塾歌』の歌詞がまさに建国大学の「精神」を表している。つまり「先覚者」として、「興亜」と「協和」の旗を掲げ、「道義世界」の建設者になるということである。こうした内容が当時建国大学を創設した目的で、日本が中国ないしアジアに向ける野心が見えてくるのであろう。

建国大学は日本人及び他の民族出身の官吏の養成を目的とし、その教育は精神教育、語学教育及び各種訓練を基本とし、その上に高度な専門知識の教育を行うことを原則としたが、実際は、これらの学生の半分以上が日本人であることが判明した。顔廷超のオーラル・ヒストリーの中で、建国大学の第一期の学生人数について、全150名の学生の中で、日本人が75名、漢民族、満族、回族が50人、朝鮮族10人、蒙古族5人、台湾人5人、白ロシア人が5人いたと思い出していた。さらに、顔は建国大学の教育内容を次のように述べた。

顔廷超 (No. 0036) : 建大的学制分前期三年，后期三年，为当时各大学中在校时间最长的六年制学校。前期三年不分专业，学习 17 种课程，以精神讲话、“建国精神”、哲学政治经济概论、数理化、地理历史、自然科学、心理学、《四书》《五经》、外语等为主。后期三年分政治，经济，文教三个专业，讲授 29 种课程，都是专业知识。教授讲课都是用日语，只有讲古典文学的高起元教授和伪“文教部”陶编审用汉语。<sup>291</sup>

(建大の学制は前期三年、後期三年で、当時各大学の中で在校時間が一番長い6年制の学校である。前期三年は学部を問わず、17種の授業を受けることになっていた。教育科目は精神訓話、「建国精神」、哲学政治経済概論、数学物理化学、地理歴史、自然科学、心理学、『四書』『五経』、外国語などが主である。教授が全部日本語でこれらの授業を教えており、古典文学を教える高起元教授と「文教部」の陶編集だけが中国語を使っていた。)

顔の話では、建国大学はやはり天皇や皇帝の訓話、「建国精神」などを主な学習内容としている。外国語については、日本人の学生は「満語」と呼ばれていた中国語を勉強し、中国人は日本語を勉強することになっていた。専門科目はすべて日本人の専門家<sup>292</sup>が日本

語で教えていたので、学生がある程度の日本語能力を持たないと授業にはついていけないと考えられよう。当然、前述したとおり、建国大学に入るためにも難しい入学試験があり、この偽満洲国最高レベルの高等教育機関に入れる中国人はわずか毎年75人のみの状態であるため、入学できた学生はみな相当の日本語力を持っていることが想像できる。建国大学で実施された日本語教育については、はっきり記録されている資料がないが、しかし、日本語は高等官採用試験と建国大学の教授科目で共通した科目であり、また、建国大学が高等官試験で指定された受験資格を得られる学校であるため、高等官採用試験の日本語試験の内容から建国大学での日本語教授の内容を推し測ることができると考えられる。次に1938年（昭和13年）度の高等官採用試験の日本語科目の問題を見てみよう。

- 一、我が国建国既に六周年を経、第二期建設の途上に在り国勢愈々躍進し国力益々充実を加へ今や日滿両国の関係極めて緊密強固にして防共諸枢軸の一員として世界に重要な地位を占むるに至りましたことは吾人の御同慶に堪えないところであります。
- 二、孔子は他人を正す前に先ず己を正し近きより遠きに及すを以て其の主義としたり「己を修めて人を安ず」とは彼が簡明に此の意を表はせる語なり嘗て自らいわく「発憤しては食を忘れ、楽しんで憂いを忘れ、老の將に至らんとするを知らず」と其の身を忘れ老を忘れて人生の為に盡瘁したる大聖の面目充分此の語に顕れたりと云うべし。
- 三、注文、手伝、心配、仕方、返事、多分、あわてる、下着、値段、腕時計。<sup>293</sup>

3つの質問はすべて上述の日本語を受験者の常用語に訳すことである。1つ目の質問は偽満洲国の現状を紹介する文章で、これを翻訳するためには日本語力のほかに、偽満洲国の建国精神や建国理念に関する知識がなければ完成できないであろう。このような知識は建国大学の授業科目で教えられていることがすでに分かっている。2つ目は『論語』の中の教訓で、教育科目の教養に関する内容が入っている。3つ目は受験者の語彙力をみる問題である。この試験問題から、当時の日本語力に関する試験は、常にほかの科目と結びつけられており、日本語能力が求められると同時に、建国精神についての体得が必要とされていることが分かる。

前述したように、建国大学の卒業生の全員はさらに高等官試験を受験し、その後、ほぼ全員が大同学院に入学して、官吏の訓練を受けることになっていた。大同学院はほかの教育機関と異なり、文教部に属するのではなく、直接偽満洲国國務院に隷属していた。また教育内容については尚世化がこのように話している。

尚世化 (No. 0770)：初期招生办法是，每年4月份后，“学院”派人到日本去招聘应届大学毕业毕业生。在各地进行“铨衡”（即考试加全面审查），发榜之后，在东京集中。

集中之后先进行所谓精神教育，不外“日满一德一心”，共同建设“大东亚共荣圈”之类的殖民主义教育，并组织几次什么“唯神之道”，什么“日本民族（大和族）应为东亚盟主”种种唯心主义和种族主义谬论的报告会。（中略）招聘学员是以日本人为对象，也吸收少量的中国人，到东京与日本人一起受训。<sup>294</sup>

（初期の生徒募集の方法は、毎年4月以後になると、「学院」が日本へ新卒を募集しに行った。各地で「銓衡」（即ち試験と全面審査）を行い、合格発表したら、東京に集合した。集まると、まず精神教育、要するに「日满一德一心」、「大東亜共栄圏」の建設などの植民地教育が行われて、「惟神の道」、あるいは「日本民族（大和民族）は東亜の盟主になるべし」などのような唯心論と種族主義についての報告会を何回か行っていた。（中略）募集対象が主に日本人で、わずかながら中国人もいて、東京で日本人と一緒に訓練を受けていた。）

尚の話では、大同学院でもやはり「精神教育」を最初に教える主要科目としていた。また、大同学院は主に日本で学生を募集していたため、さらに中国人の人数が少なくなっていたことが読み取れる。また、表5-4に示されるように、当時の授業時間割表によれば、満系の学生（主に漢民族、朝鮮族、回族、蒙古族などの中国人）に対する日本語の授業は午前の1限目に毎日のように実施されていた。つまりこれから官吏になる中国人には、日本語能力はこれから仕事をこなすための必須条件であるし、将来日本人との交流も想定されているので、日本語教育は非常に重要な一環として、かなりの時間をかけて教育をとり行われていた。

表5-4 大同学院の教授時間割

		科目													
午前	8時～9時	語学													
		日本語 (満系学生ノミ)				満州語			蒙古語			露西亜語			
	9時～12時	日本精神論	建国精神論	国家経営論	国政総論	興亜論	満州地理	民族事情	官吏道	満州文化論	世界情勢	大陸文化	地方行政	国防論	大陸文化
午後	13時～17時	内務検査				勤労奉仕									

祝利（2014）『『満州国』における『民族協和』下の人材養成と日本語教育』77頁より

こうして、旧満洲では官吏の養成、教育、任用に系統的な制度が存在し、こうした制度で官吏の等級、俸給が定められた。さらに、「語学検定試験規定」と「語学津貼（手当て）規定<sup>295</sup>」の同時発布により、試験の合格した官吏に、一定の手当てが支給された。こうした奨励制度から、当時の官吏に対する第二言語の語学能力を持つことが必要とされ、特に日本人以外の官吏に日本語能力が求められていた。また、主に官吏を養成する教育機関の建国大学と大同大学の教育内容を分析することを通して、日本精神、世界情勢<sup>296</sup>、建国精神といった精神教育のほか、中国人に対する日本語教育がもっとも多くの時間をかけて行われたことが分かった。

#### 4.1.4.3 教員養成と資格認定

官吏とともに社会中枢的存在と呼ばれていた教師の養成、教育も旧満洲建設の当初はとても重要な仕事として、植民地政府は非常に重視していた。特に、旧満洲で日本語教育を推し進めると同時に、「国運発展の基礎は教育の振興である。教育を振興する<sup>297</sup>」ためには、「優秀な」教師の存在が必要であり、教師を養成するために教育機関を設置することが欠かせないこととなっていた。したがって、植民地政府はひとまず教員を養う教育機関の師道学校を創設し、旧満洲に必要な人材を育成できるような教師を育て始めた。この時期に開校した師範学校のうち初等教育教師の養成を目的とする学校は、主に師範学校、師範講習科、師範中学校(専修科)の3種であった。齊の本の中の体験者の話では、こうした教師養成の教育機関の教育の内容について詳しく語られ、しかも、このような教育を経て実際日本語教師になって、自分が当時とり行った日本語教授の実態を述べた人もいた。

偽満洲国の樹立早々、最も肝要な任務とされたのは建国精神の普及であり、これを達成するためには教師による教育がとても重要な手段の一つである。ゆえに、教師を養成する際にも、こうした精神教育に関する内容も入れておいて、その上、こうした教師養成教育機関の教育主旨にもなっていた。これについて、張汝田が次のように述べている。

張汝田 (No. 0167) : 偽満師道学校的教育宗旨是, 偽国民学校 (四年制)、国民優級学校 (二年制) 培养师资, 毕业后为“満洲国”的奴化教育服务。师道学校和大学都有伪满文教部直接管理。这是因为要进行奴化教育, 主要依靠教师。因此要提高他们的身价。<sup>298</sup>

(偽満洲国師道学校の教育主旨は、偽国民学校 (四年制)、国民優級学校 (二年制) のために教師を養成することで、卒業後「満洲国」の奴化教育に従事する。師道学校と大学とも満文教部に直接管理されていた。これは奴化教育を進めるためには、主に教師に頼るしかなかったからである。だから、教師たちの地位を上げなければならなかった。)



さらに、当時の師道学校の時間割表を見ても、「日満一徳一心」などの精神教育に関する内容もかなり大きな比重を占めていたことが分かる。表5-5は、1938年（昭和13年）に民生部教育司が公布した『学校令及学校規則』による師範学校各学年各学科の教授時間数である。この時間割に示したように、「教育」科と国語の中の「日語」が最も時間数が多かった。また、「教育」と言う授業は教員の専門性を培うために設置したと考えられるが、この科目の教育主旨については、「教育に関する一般の知識技能を得しめ特に初等教育の理論及方法並に学校管理法を詳かにし教師たるの精神を涵養し教育の国家的重要性を自覚せしむるを以てその要旨とす<sup>299</sup>」のようにはっきりと記されていた。要するに、「教育」科は一般の知識や技能を授けるのみではなく、教員として涵養すべき精神と自覚を養うことも教育の主旨として強調されていたのである。また、国民道徳科目も設置されており、張が述べたように、これらの教員がこれから植民地教育、同化教育を施すために、日本精神、民族協和及び「日満一徳一心」の内容を教員養成の段階にもしっかりと入れておいたわけである。次の胡瑞林の話はこのような教育内容について語っている。

表5-5 師道学校本科各学年各学科目毎週教授時間数

科目	国民道徳	教育		国語		実業		歴史	地理	数学	理科	図画	手工	体育	音楽	計
		講義	実習	満語	日語	講義	実習									
第一学年	2	7		4	6	2	4	1	1	3	2	2	2	2	2	40
第二学年	2	4	2 3		3	2	4							2		40

民生部教育司(1938:196)『学校令及学校規定』より転載

胡瑞林 (No. 0302) : 我记得在某一学期, 由一日本盲人作“唯神之道”的报告, 连续讲了几次。宣扬日本国是由天照大神缔造的, 是神之国, 皇室万世一系, 一脉相承, 现在的天皇是天照大神的后裔, 是神的化身, 称之为“现人神”等等。同学

们听了莫不嗤之以鼻，成为一大笑柄，议论纷纷。他们（指日本）到处设置神社供奉天照大神，让人们顶礼膜拜，还妄想用这一套来愚弄我们，真是枉费心机。

300

（私の記憶では、ある学期にある日本の盲人が私たちに「惟神の道」についての講演を何回か続けて行った。講演の内容は、日本は天照大神によって作られた国で、神の国である。皇室は万世一系で、一脈相通じて、今の天皇は天照大神の末裔で、神様の化身である。「現人神」と呼ぶのである等等。学生がそれを聞いて、みんな鼻であしらって、この話もみんなの笑いぐさになって、議論されたのであった。彼ら（日本）はあちこちに神社を設置し、天照大神を供えて、学生に拝ませた。また、このような思想で私たちに愚弄しようとしていたが、実は本当に無駄だった。）

この教育内容は胡が吉林高等師道学校で実際に体験した話である。胡の話は当時植民地政府が師道学校で教員を教育するときの教育内容を記録している。いわゆる「惟神の道」、「天皇崇拜」といった日本精神に関する内容を学ばせることは、すでに大人になっていた学生たちにとっては、明らかに植民地政府が期待した「同化」の役割を果たしていないことが読み取れる。しかし、この師道学校の学生たちがこれから初等教育機関の教師になり、植民地教育政策に従って幼い子どもたちに教えられたままの内容を教えることも当然あると考えられるし、むしろその方がこうした教員教育の本当の目的であると考えられる。そして、まだ民族意識が完全に形成していない子どもに、如何なる影響を与えたであろうかは知ることができない。

それから、表5-5に示したように、「教育」科の次に多いのは日本語の授業であった。次の張汶田は当時四平師道学校の日本語教育について詳しく話している。

张汶田 (No. 0167) : 日语课是“国语”课，在课时分配上比“满语”课多，而且越来越多。学生不愿意学习日语，但学习不好就要罚站，挨打；考试不及格就不能升级、毕业。有的课程还用日语讲授。另外还实行语学检定制度，凡取得特等、一、二、三等者，每月都发给语学津贴，也确有刺激作用。在“国语”课中包括日语和“满语”，就逐渐使日语完全变为国语了。这是他们对朝鲜和中国台湾进行同化教育的恶毒手段，也适用于“满洲”了。日本人还欢迎中国人加入日本国籍和改用日本名字，企图让中国人久而久之忘掉自己的祖国。<sup>301</sup>

（日本語の授業は「国語」といって、授業の時間数では「満語」よりも多かったし、しかもどんどん多くなっていった。学生たちは日本語を勉強するのはあまり好きではないが、うまくできなかつたら立たせられたり、殴られたりなどの体罰を受けていた。試験が合格できなければ進学や卒業ができなくなりました。一部分の授業は日本語で教授していた。それから語学検定制度が進め

られて、その特等、一等、二等、三等を取得した者は、毎月語学手当が支給されていたため、確かに激励の作用があった。「国語」の授業には日本語と「満語」が含まれていたため、段々日本語も国語のひとつになっていた。これは彼らが朝鮮と台湾に対して行っていた同化教育の手段の一つで、今度は「満洲」にも適用しようとしていた。その上、中国人が日本の国籍に入ることと日本の名前を改名することを歓迎して、次第に中国人に自分の祖国を忘れさせようとしていた。)

張の語りのおおりに、四平師道学校では日本語を国語として教えて、中国人の母国語の「満語」よりも多く時間を費やしていた。そして、厳しい体罰で学生に日本語の勉強を強制していたことが証言された。このように教師教育で日本語教育が非常に重要視していたことから、当時の旧満洲における日本語教育の重要性が読み取れる。その上、日本語検定試験などのような奨励制度で日本語学習の促進を図ろうとしていた。この日本語検定試験については次節でまた詳しく述べる。また、張も胡と同様、自分が師道学校で受けていた日本語教育の目的は朝鮮と台湾での日本語教育と同じく、「同化」にあると話している。しかし、こうして植民地政府の教育目的をはっきり認識しているにもかかわらず、実際自分が教壇に立って、教鞭をとるときには、やはり教えられたままに教育していたことが、張汶田の以下の話から読み取れる。張は師道学校を卒業して、四平市若葉実験学校での教育体験を思い出して、その日本語教育の内容をこのように語った。

張汶田 (No. 0167) : 教学内容 : (1) 日语课宣扬渺茫无稽的日本天照大神传说 ; 伊藤博文侵略朝鲜的阴谋活动 ; 东乡平八郎海军大将在中日海战中“生死存亡在此一战”的经过 ; 乃木希典陆军大将在幼年时接受法西斯教育的经过等所有神话故事和忠君报国的侵略内容。<sup>302</sup>

(教学内容 : (1) 日本語の授業では、無稽な日本の天照大神の伝説、伊藤博文の朝鮮侵略の陰謀活動、東郷平八郎海軍大將の中日海戦の中での「生きるか死ぬかこの戦いにある」の経過、乃木希典陸軍大將が幼年期にファシズム教育を受けた経過などの日本の神話や忠君愛国などの内容を宣伝する。)

つまり、張のような師道学校を卒業した学生は、自分が師道学校で勉強していた内容が「同化」教育のためにあるものだという自覚があるとしても、実際教師になったときは、やはり当時の教育政策などの制限のため、また、生計のために、決められた内容を教えなければならなかった。また、張の話で、当時の植民地日本語教育は日本語を教えるだけでなく、いわゆる「日本精神」といった内容がその教育内容の重要な部分になっていることが証言されている。

上述した教員教育を受けた者は、当時教員資格基準により、教員の資格認定を受ける

必要があった。1937年（昭和12年）には「初等教育教師に関する件」が公布され、偽満洲国の初等教育教員の職級、資格、任免、待遇、分限などに関する規定が明確に定められていた。「初等教育教師に関する件」では、初等教育教員を教諭、専科教諭、教導及び教輔の4種に分けている。韓玉江はこのことを次のように話した。

韓玉江（No. 0707）：校長和教师都要根据学历和考试成绩授予职称。分为教諭、教导、教輔几个级别，并有官阶。

校長：校長属于职务不是职称，但大多数是由“教諭”职称的人担任，是“荐任官”的官阶，和伪县长平级（伪满文官分为：委任官、高等官、荐任官、简任官、特任官五等）。

教諭：凡是伪满正式师范大学本科毕业从事教学的，定为“教諭”职称。

教导：凡是伪满其他大学、师道学校（相当于师专）和不是师范系列的留日大学毕业从事教育，定位“教导”。

教諭和教导都是“委任官”的官阶，教諭以上公出可坐软席车。

教輔：不是伪满的大学毕业生和没念过师范的，包括旧民国大学毕业的人，定为教輔，是“委任官试补”的官阶。

教师的工资：中国的教师工资很低，教諭每月七八十元（伪币），教导、教輔六七十元（伪币），生活是非常困难的。日本教员与中国教员工资相同，但是日本教员的津贴相当高，有出国津贴、家属津贴等。津贴的数量高出工资很多。另外他们在生活上还有特配，如烟、酒、茶、大米、酱油等，价格也相当便宜，生活非常好。<sup>303</sup>

（校長と教員は学歴や試験の成績でそれぞれ職級が与えられる。教員は教諭、教導、教輔の職級に分けられ、そして官職が与えられる。

校長：校長は職務で、職級ではないが、ほとんどが教諭である人が担当することになっていた。官等は「薦任官」で、偽県長と同じ官等（偽満文官は「委任官」、「高等官」、「薦任官」、「簡任官」、「特任官」の五つの官等がある）である。

教諭：偽満師範大学本科を卒業して、教職につく者はすべて教諭という職級が与えられる。

教导：偽満のほかの大学、または師道学校（師範専門学校にあたる）と日本の大学へ留学した師範科卒でない者が教育に携わる人に「教导」の職級が与えられる。

教諭と教导とも「委任官」の官等で、教諭以上の職級であれば、外出するとき一等席の車に乗ることができる。

教輔：偽満の大学卒業生ではない者、または師範科で勉強したことのない者、旧民国大学毕业した人には「教輔」の職級が与えられる。官等は「委任官試

補」である。

教員の給料：中国の教員の給料はとても低かった。教諭は毎月7,80元（偽幣）で、教導、教輔は毎月6,70元で、生活はとても苦しかった。日本の教員と中国の教員の給料は同じであるが、日本の教員の手当ては高かった。海外赴任手当て、家族手当などがある。手当ての額は給料よりずっと多かった。それから、彼らは生活では特別配給があり、例えばタバコ、酒、お茶、お米、醤油など、価格もかなり安くて、生活が豊かだった。）

表5-6に示したように、当時教員資格を有するものには、各種の師範学校教育機関の卒業者、教師養成所の卒業者、各種の教員検定試験の合格者が存在した。韓の話のとおり、これらの教員は、当時の教員管理規則により、それぞれ異なる職級が与えられ、それなりの官等と待遇も異なっていた。しかも、教育機関も師道学校、師範学校であれ、教師養成所であれ、すべて植民地政府の指定するものでなければならなかった。よりいい待遇と官等を獲得するためには、学生たちも植民地政府が認めている教育機関に入って教育を受けるように努めていた。また、在職の教員には、各種の教員検定試験を実施した。その目的は教員の品性、学力、思想状況、経歴及び資格などを調査し、教員の資質向上を期することである。

表 5-6 初等教育教員分類表

種類	教授科目	免許状	有資格者
教諭	初等教育 全科目	初等教育 教諭免許 状	①師道学校、女子国民高等学校師道科、高級師範学校（これに準ずる師範学校にして民生部大臣の指定するものを含む） ②民生部大臣の指定する初等教育教師養成所を卒業した者 ③初等教育教諭検定に合格した者
専科 教諭	免許状に記載する学科 目	初等教育 専科教諭 免許状	初等教育専科教諭検定に合格した者
教導	教諭の代行	初等教育 教導免許 状	①師道学校特修科もしくは初級師範学校（師範講習科及初級師範学校に準ずる旧制師範学校にして民生部大臣の指定するものを含む）を卒業した者 ②民生部大臣の指定する初等教育教師養成所を卒業した者

			③初等教育教導検定に合格した者
教輔	教諭または 専科教諭の 代行	省長また は特別市 長により 決定	省長または特別市長の申請により民生部大臣が それを授与する

(民生部教育司 (1938:241-242) 『学校令及学校規則』 より)

一方、各種の師範教育機関により養成した新教員のほか、旧来の民国の三民主義教育を受けてきた在職教員に対する再教育も注目すべき点である。このような教育の目的は旧満洲の教員の資質と学力の向上だけでなく、彼らの思想統一を図ろうとする植民地政府の考えもあった。再教育は教員講習所(後に中央師道訓練所)と地方師道訓練所を中心に展開されていた。まず、1933年(昭和8年)、文教部の直轄化の教員訓練所が設立された。その規則として以下のように「教員訓練所章程」<sup>304</sup>が公布された。

第一条 訓練員は各省省長、東省特別区長官及び新京特別市市長に推薦される

第二条 訓練員の定員は每期百名である

第三条 毎期の訓練機関は三ヶ月以内で、連続的に行うことができる

第四条 訓練科目は建国精神、国内時勢及び国際関係、経学、教育などである

第五条 訓練員は指定される宿舎に宿泊する

第六条 訓練所より教員に指定された旅費及び宿泊費を支払う

第七条 訓練修了者に訓練詔書を授与する

第八条 本章程葉公布の日から実行される

(1933年(大同二年)4月26日公布)

第一条に「訓練員は各省省長、東省特別区長官及び新京特別市市長に推薦される」と規定され、再教育を受けていた教員は優秀な者であることが保証された。これによって、旧満洲の中堅教員を養成することができたわけである。第三条では「毎期の訓練機関は三ヶ月以内で、連続的に行うことができる」と記されており、植民地政府が三ヶ月という短時間の訓練を通して、教員に満洲の建国精神や満洲の教員として必要な能力を養わせようとしていたことが考えられる。このことから、当時植民地教育を展開するために、植民地政府はその教育政策に従い、特定の「条件」を満たした教員を非常に必要としていたことが読み取れる。さらに、教員訓練所では、「建国精神」「国内情勢」などのほか、日本語教育の比重は以前より大幅に増加したという<sup>305</sup>。学生の日本語能力を向上させるために、「日本語教授時間を増加」したり、「日本語教員の人数を増やし」たり、「日本語教材の実際化」を図ったりなどの方法が実施された。1938年(昭和13年)、新学制に伴い、教員講習所が拡充され、名前も「中央師道訓練所」に変更された。この中央師道訓練所はさら

に中堅教員の養成という務めを強調し、その最終目的は日本語教員の養成になっていた。

一部の中堅教員を養成する中央師道訓練所の補充として、広範で大勢の在職教員を再教育するために、地方師道訓練所が設置された。教育対象は初等教育機関の漢人、朝鮮人、ロシア人などの民族の教員である。各科目の指導方針については、建国精神においては、偽満洲国建国の意義、建国精神の意味を認識させ、また偽満洲国教育の根本意義を理解させることである。特に大勢いた地方の農村部の教員に対して、建国精神についての認識と理解、教員の専門知識と語学能力を求めていた。これについて、前にも取り上げた李政の話から当時の様子を窺うことができる。

李政 (No. 0497) : 日本在东北推行殖民教育的主要手段和内容 :

首先, 消除语言障碍。规定初小每周授日语课不得少于6课时, 中等以上学校 (包括大学) 每周10课时以上。为了推行殖民政策的需要设立日语专修学校等。县里成立日语专修班, 有日本人叫中国老师学, 回去再教乡村小学生。时间短也不会写日文, 就在单词旁注上中文同音。<sup>306</sup>

(日本が東北で植民地教育を推し進めるための手段と内容 :

まず、言語の障害を取り除く。初等小学校の毎週の日本語の授業は6時間以上と規定し、中等以上 (大学も含め) では毎週10時間以上と要求した。植民地政策を普及するためには、日本語専門学校などを設立した。町には日本語専修班があり、日本人教師が中国人教師に教えて、それから中国人教師が田舎に戻って、その小学生を教える。時間が短いので日本語が書けなくて、日本語の単語には似ている発音の中国語で示していた。)

ここで言う「日本語専修班」が地方師道訓練所であるかは確定できないが、このような地方に設置されていた教育機関で、農村部の教師に対して再教育が行われていたことが証言されている。そして、このような再教育では、特に日本語教育が非常に重視されていたことが分かる。

以上に述べたように、旧満洲では、各種の師範教育機関による新教員の育成、教員講習所または中央師道訓練所で中堅教員を再教育し、さらに、教員検定試験を行って、在職一般職員に対して再教育をとり行うなど多様な手段で教員を養成した。これらの教員養成機関の教育の特徴をまとめると、以下のようになる。

- ①いずれの教育機関でも、一貫して精神教育を重んじていた。植民地政策、偽満洲国の建国精神などを、すべて教員によって子どもに普及することを期待していたからである。
- ②教師教育の教育内容では、日本語教育を重要視すると同時に日本語教員の養成も非常に重視していた。教員検定の条件として、日本語能力が要求され、教員になる者には日本語能力が求められていたことが分かった。日本語普及のために日本語教員

の需要も多くなり、これも当面の用務としてとり行われていた。

③植民地政府は職級、資格、任免、待遇などの規定で教員を管理していた。これらはすべて教員の昇進や生計に関わっているため、教員たちも自然に政策、規定に従って教育活動をするほかなかった。

④教員養成の方式は多様であるが、教育機関は全部植民地政府に指定されていた。ゆえに、旧満洲の師範教育機関で育成される新教員も、再教育を受ける在職教員も、みな植民地政府認定の教育機関で植民地教育を受けることになっていた。植民地政府はこのような教員養成制度により、教員に対する教育内容と教員の思想の統一を図っていた。

#### 4.1.4.3 語学検定試験

上述のように、入学・就職試験と、官吏や教師の養成のいずれも語学検定試験が深く関わっていたことが分かった。旧満洲の語学検定試験は、日本語試験を含む受験者の第二言語を試験するために設置されたもので、その発端は1904年（明治37年）に日露戦争での需要により実施された陸軍通訳採用試験である。それから、1915年（大正4年）、南満洲鉄道株式会社は社員及び一般社会人に語学教育を普及させるために、語学検定試験の前身である「通訳適任試験」を実施し、語学普及に成果を挙げていた。そして、1936年（昭和11年）6月1日、偽満洲国では国策の一環として偽満洲国政府語学検定試験制度が公布され、同年8月、偽満洲国全地域の官吏を対象者とした日本人向けの漢語試験と漢人及びその他の民族向けの日本語試験が国務院総務庁（1938年に民生部に移管した）により実施された。1938年（昭和13年）からは受験者の対象が広くなり、社会一般に開放するようになった。試験の目的は、「語学ノ学習ヲ奨励シ其ノ普及ヲ図ル」<sup>307</sup>ことと偽満洲国の建国精神の普及という2点にあった。この試験は偽満洲国の人材育成、具体的に言えば、日本語教育、官吏の養成、教師の養成と深く関わっており、体験者の話の中でも、よく回想されることである。こうした制度化した語学検定試験について、韓玉江は次のように語った。

韓玉江（No. 0707）：日语检定制度化。为了诱惑学生学日语，在校内进行日语考试，合格的分别定为“一、二、三等”翻译的资格（三等就可以进行一般会话）。用佩戴臂章的方式作为等级的标志，一等三道杠，二等二道杠，三等一道杠。<sup>308</sup>

（日本語検定の制度化。学生を日本語の勉強に誘い込むために、学校内で日本語試験を行っていた。合格したものにそれぞれ「一等、二等、三等」の翻訳資格が与えられた（三等は一般会話ができる程度）。腕章をつける方法でその等級を示し、一等は三本のさお、二等は二本のさお、三等は一本のさおであった。）

韓が話したのは語学検定試験の最初の形態で、満鉄地方課により行われた「通訳適任



試験」であった。この試験は満鉄が社員及びその地域に在住していた住民に再教育を行い、社員と住民の資質と能力の向上を図るために行ったものである。試験に合格した者に「通訳適任徽章」を授与するほか、通訳の資格を与え、駅または他の公用の場所で、日本人または漢人への通訳に充てられた<sup>309</sup>。

偽満洲国が成立してからは「語学検定試験規定」と「語学津貼(手当)規定<sup>310</sup>」が一斉頒布されたことをきっかけとして、偽満洲国政府語学検定試験が定着した。さらに、その後この語学検定は次第に学生の進学・就職及び官吏の任用と教師の養成と結びついて、語学普及の促進を進めていた。次の関文英と張維謹の話では、日本語検定試験と偽満洲国官吏の任命および学生の進学などとの関係が語られている。

关文英 (No. 0904) : 1936 年除了每日必学的日语课外，还实行了“日语检定制度”，定期进行笔试和口试，分为特等、一等、二等、三等。不论入学还是就业都必须测定日语程度。学校把日语也列入国语，强调日语比“满语”还重要，不是外国语。<sup>311</sup>

(1936年から毎日必ず日本語の授業を行うほかに、「日本語検定制度」が実施され、定期的に筆記試験と口答試験を行い、それぞれ特等、一等、二等、三等が与えられた。入学することも就職することも日本語検定を受けなければならなかった。学校では日本語をも国語と見なし、日本語は外国語ではなく、「満語」より重要であると強調していた。)

张维谨 (No. 0404) : 首先，他们利用手中权力把日语和汉语都定为国语。记得我小学一年级的课本封面印的是“国民小学国语课本”，一本是日语，一本是满语。日语从“假名”开始，“满语”第一课却是“皇帝陛下”。由于是“国语”，他们就可以强制推行。二是利诱。伪满时有一种社会公开考试叫“语学检定”，分三、二、一、特四个等级，并明文规定达不到语学检定三等合格的不能在机关、团体担当任何职务，达不到一等的基本考不上大学。人们为了活下去只好拼命学日语。<sup>312</sup>

(まず、彼らは権力を利用して日本語と中国語両方とも国語にした。私の小学校一年生の教科書の表紙には「国民小学校教科書」と印刷されて、一冊が日本語で、一冊が満語であった。日本語は「仮名」から始まったが、「満語」の第一課は「皇帝陛下」であった。「国語」であるため、彼らは強制的に推し進めることができた。二つ目はお金での誘惑である。偽満洲国の時には、「語学検定」という社会一般向けの試験があり、三等、二等、一等、特等という四つの等級が設置されていた。語学検定試験三等に達していなければ、役所、団体で職務を担当することができなるとははっきりと条文で定められていた。一等に達していないものは大学に進学することもほとんどないと

言える。私たちは生きるためには、仕方なく日本語を懸命に勉強するほかなかった。)

張の話から、このような語学検定試験の目的は中国人学生に日本語を勉強させ、日本語を普及させるためにあるということについて、当時の学生もはっきりと分かっていたことが読み取れる。張が話したように、この語学検定試験は大学入学や偽満洲国の官吏の養成や任命のひとつの考察条件になっており、試験の成績は直接学生の将来の前途と繋がっているため、学生たちは仕方なく勉強するようになっていた。

さらに、満鉄では語学検定試験に合格した社員に一定の手当てを与える語学奨励金支給制度が存在し、偽満洲国でも語学検定試験の合格者に対して一定の手当を支給する規定が定められていた。満鉄の語学検定試験の奨励金給付の対象者は満鉄社員のみに限られている。偽満洲国は満鉄と同様、試験対象者を1938年（昭和13年）より社会一般まで拡大していたが、実際の奨励金の給付は政府の規定によって官吏のみに施行されたのである。その支給額については、体験者の話ではこう記録されている。

张发权 (No. 0593) : 为了使日语成为“国语”，除每日工作交往一律说日语外，日本人还千方百计的引诱中国青年少年学习日语。从1936年开始，实行了“日语检定制度”，经考试可取得“特等、一等、二等、三等”资格。学生升学或就业，都看日语的资格。为了调动学习日语的积极性，“当局”还实行了语学津贴制度，每月发给10元、8元、6元、4元的津贴费。<sup>313</sup>

（日本語を「国語」にするために、毎日の仕事では一律に日本語で話すことを要求し、そのほか日本人はさまざまな方法を通して、中国の青少年たちに日本語を勉強するようそそのかしていた。1936年から「日本語検定試験制度」が実施され、学生たちは試験を受けると「特等、一等、二等、三等」の資格が与えられた。学生の進学、あるいは就職には、すべて日本語の資格が必要だった。学生の日本語勉強の積極性を引き出すために、「当局」は語学津貼制度も実行し、毎月10元、8元、6元、4元の手当てを支給した。)

張の話の中の語学手当は語学奨励金のことと思われる。張は日本統治下の四平師範学校を卒業して、当時の語学手当の金額について10元、8元、6元、4元と覚えている。これは特等から三等までの等級で決められていると推定できる。上述のとおり、教輔の給料はまだ6,70元しかなかったので、この毎月10元の奨励金は学生にとっては非常に重要であったと考えられる。奨励金を獲得するために、懸命に日本語を勉強したであろうことも推定される。

こうして、満洲では語学検定試験と学校教育、社会教育と結び付けて、さらに官吏の養成、任用に深く関わっており、またこの試験は教員の日本語能力を測る手段にもなって

いた。こうした偽満洲国政府語学検定試験は偽満洲国の人材の選抜過程においても重要な役割を果たし、官吏と教員の語学能力を測る統一の基準となっていたと考えられる。

齊が集めた満洲植民地日本語教育を経験した体験者たちのオーラル・ヒストリーの分析を通して、当時の日本語教育に関しては、以下のような特徴を挙げることができよう。

- ①満洲において、日本語教育は日本語の授業に限らず、ほかの科目でも随時行われていた。新学制の実施で学制が短縮し、学校での学習時間が短くなったにもかかわらず、学校では依然として日本語教育、または「日本文化」、「日本精神」といった精神教育のほうに多くの時間がかけられていた。そのため、ほかの知識の学習時間が削減され、バランスのとれた知識の獲得がありえなかった。
- ②教育管理については、末端管理システムとして、各学校を担当する視学が設置され、各学校では必ず日本人の管理者がいたことが分かった。このような管理者たちは、学校での教学を管理しているだけでなく、教師や学生の思想まで把握していた。子どもたちは傀儡政府の卑屈を憎むと同時に、日本統治者のことを怖がりながら、反抗の情緒を抱いた。そのため、日本語教育に対して、子どもたちは表では言われるとおりに学習しても、心の中は抵抗していた。
- ③日本語教授法については、主に直接法と体罰を伴った暗記・暗唱法が挙げられる。直接法については、教育対象の年齢制限や時間の限界があり、さらに一定の教育技術と教育法についての理解を備えたネイティブ・スピーカーの日本人教師の不足から、実際には効果が現れなかった。また、日本語で授業を行い、学生にも常に日本語で話すことを要求するような国語的な教育方法は、かえって子どもたちの心にある民族意識を喚起させ、日本語教育に対する反抗心をもたらした。また、常に体罰を伴った暗記・暗唱法を使って日本語を教えたことは、生徒たちに恐怖感を覚えさせ、幼い子どもにとっては、ただ体罰を免れるための「オウムの口真似」のようなことで、実際日本語能力の向上には逆作用に働いた可能性がある。
- ④直接法ではほぼ国語的な教育方法で日本語を押し込み、その上、厳しい体罰で暗記・暗唱させるような教育方法によって、当時の日本語教育は極端に異なる教育効果をもたらしていたと考えられる。初等教育段階から、長い時間をかけて（高等教育まで）、日本人教師について日本語を習い、さらに、後述の語学奨励制度や学生の生計の関係もあり、日本語がかなり上達した人もいた。一方では、最初から日本語教育に抵抗感があり、ただ厳しい体罰を免れるために勉強していた者、または農村地方でろくに日本語が教えられる教師がいないところで日本語を習っていた者は、結局単なる暗記・暗唱するだけで、まさに「オウムの口真似」をしていた。しかし、結果から言えば、いずれにしても、日本語教育においてだけでなく、学校生活全体の日本語化が進められ、植民地当局が期待する日本語普及率の向上も図られたと言えよう。
- ⑤満洲における語学検定試験は学生に日本語の学習意欲を持たせると同時に、偽満洲国の官吏、教員を養成するという実用的な性格を持っていた。この語学検定試験は

学校教育、社会教育と結び付けて、日本語能力が人材の養成、任用、特に高級人材の選抜の基準とされ、それと同時に、官吏、教員のような「社会の中核」と見なされた人材には統一した専門性が求められた。日本語学習が単なる完成すべき学業に限らず、実際学生の生計や将来が関わっているため、よりいっそう重視されていたことが分かる。

こうして、教育体験者のオーラル・ヒストリーにより、当時の日本語教育の実態を学制、教育管理、教授法、日本語人材の養成などの面から窺うことができた。こうした体験者たちの学習経験に基づいて、前章で述べた満洲の日本語教育の全体像を具体的に描くことができた。次の節では、日本語の授業では実際にどのような内容が教えられていたのかを追究するために、体験者の話の中から、当時使われていた日本語教科書についての記述を抽出し考察する。

#### 4.2 日本語教科書に関する記述についての分析

前節で日本語教育の全体的特徴を把握した上で、この節では体験者のオーラル・ヒストリーの当時使われていた日本語教科書に関する記述から、具体的な日本語授業の教授内容、発行・編集の流れを追究し、さらに、ほかの科目の教材との比較を通して、多方面から日本語教科書の特徴を究明する。これを通して、満洲の日本語教育の実態にさらに近づいていきたい。

表 5-7 日本語教科書に関する記述の分析データ

日 本 語 教 科 書			
内容		発行・編纂	日本語教科書以外の教科書
戦争	国体		
12	15	6	9

##### 4.2.1 日本語教科書の内容

106の体験者のうち27名がオーラル・ヒストリーの中で日本語教科書の内容について触れていた。そのうち、戦争（主に日露戦争）に関する内容について述べた人が12名で、日本の国体に関する内容について述べた人は15名である。日本の国体は、いわゆる教科書の中の天皇や皇帝に関する内容、神社に関する内容、日本の歴史や起源に関する内容などを指す。韓悦行は当時の日本語教科書について、次のように回想している。

韓悦行 (No. 0585) : 日本語课本充满了日本国事的内容, 如“祭扫神社”、“军神乃木大将”、“日本大海战”、“明治天皇”、天照大神等。<sup>314</sup>

(日本語の教科書には日本の国体に関する内容で満ちている。例えば「神社参り」、「軍神乃木大将」、「日本大海戦」、「明治天皇」、天照大神などである。)

戦争に関する内容は、主に日露戦争などでの日本軍が収めた功績を称える内容、または戦争での日本軍の勇敢なる姿や武士道精神を賛美するものなどである。体験者のオーラル・ヒストリーにおいて、教科書の具体的な内容に関する回想には、戦争に関するものについてほとんど同じようなことが語られていた。それは日露戦争で勝利を導いた日本の軍人乃木希典のことである。日本国内の国民教育においてもよく取り上げられる「英雄人物」である。それが満洲の日本語教科書にも出ており、しかも乃木自身だけでなく、乃木の息子の乃木保典の事例も取り上げられていた。例えば、金秉仁は次のように語っている。

金秉仁 (No. 0515) : 在日语课程内容上讲乃木大将和他的儿子乃木保典, 都为攻占旅顺而战死, 以此来宣扬武士道精神。使东北人民虔心诚意地为“日满亲善”而竭尽全力, 为“大东亚圣战”而效力。在课时安排上日语课超过国语课两倍。学生学不好就要遭到冷遇和惩罚。<sup>315</sup>

(日本語の授業内容には、乃木大将とその息子の乃木保典の二人とも旅順を占領するために戦死を遂げたという事跡を教え、それを通して、日本の武士道精神を宣揚した。東北人民に誠心誠意に「日満親善」のために尽くさせ、「大東亜聖戦」のために尽力させようとしていた。授業時間については、日本語の授業は中国語の授業時間数の2倍を超えていた。生徒が日本語をうまく勉強できなければ、冷たくされたり、または処罰を受けさせられたりした。)

さらに、当時の教師には、この部分の内容に関して、教科書以外の内容を取り入れて詳しく授業で生徒たちに紹介していた人もいた。例えば、張剣は当時の日本人教師が授業で乃木の詩歌を歌ったことを思い出した。その詩の内容は次のようである。

山川草木转荒凉,  
十里腥风新战场。  
征马不前人不语,  
金州城外立斜阳。<sup>316</sup>

この詩は、乃木が新しい戦場の金州におり、これまで経歴した戦争を感慨し、これから新しい戦場で功績を収めようという決意を表している。この詩は教科書の内容ではなく、教師個人が自分の理解を含め、教科書を説明するときに加えたものと思われる。このような内容を日本語の授業で中国人の学生に教えるということは、もはや日本語を教える

ための教育ではなく、満洲の中国人児童に戦争における日本軍の活躍を伝えよう、さらにこの強大なる日本帝国の国民としての誇りと喜びを感じさせようという意図があると考えられよう。また、次の劉貴和の話によれば、こうして日本語の授業で日本軍人の英雄事跡まで教えられる一方で、国語の授業では極簡単なものしか教えられなかったことが分かる。

刘贵和 (No. 0314) : 我11岁上学, 在农村小学。记得刚上学时是“大同二年”, 数月后又改为“伪康德元年”, 建立了“满洲国”。小学一年级国语第一课改为“狗”。第二课是“大狗、小狗”。每天学习二三堂日语。唱日本国歌, “满洲国歌”。背诵《回銮训民诏书》, 后来又增加《国民训》, 还要用日语背诵。真难透了。高年级的国语和日语课文中, 塞满了日本的橘中佐、乃木大将等的“事迹”。学习他们的武士道精神。学习他们的所谓“英雄人物”。到五、六年级时, 学习日本史东亚史。<sup>317</sup>

(私は11歳で農村の小学校に入学した。小学校に入ったばかりのときは「大同二年」で、数ヶ月後に「康德元年」に変わって、「満洲国」が成立した。小学校一年生の国語の授業の第一課は「犬」に変わり、第二課は「大きい犬、小さい犬」である。毎日二、三時間日本語の授業があった。日本の国歌、「満洲国歌」を歌っていた。日本語で『回銮訓民詔書』を暗唱しなければならなかったし、後には『国民訓』も加わって、本当に難しかった。高学年の国語と日本語のテキストの中には、日本の橘中佐、乃木大将の事跡が多く取り入れられて、日本の「英雄人物」について学ばせられ、彼らの武士道精神を勉強させられた。五、六年生になると、日本史や東亜史を勉強させられるようになっていた。)

劉は当時受けた日本語の授業について、国歌の合唱から、『国民訓』の暗誦に至るまで、毎日二、三時間のように強調されていたのに対し、国語である中国語の授業は「犬」、「大きい犬、小さい犬」といった極簡単なものしか教えられなかったと述べた。日本語教科書には、橘や乃木などの日本軍人に関する内容が多く取り入れられたことを思い出している。教科書の内容に関しては、特別に日本軍人に関する内容がいっぱい詰め込まれることを思い出している。つまり、張のような中国人児童にとっては、日本語の教科書にこのような内容を取り入れられることが異様と感じたからこそいっそう印象的であったと理解できよう。これと同じように、年号が頻繁に変わることに、日本語の授業がとりわけ多いこと、中国人であるのに毎日日本の国歌、または偽満洲国国歌を歌うこと、中国の歴史ではなく、日本史や東亜史を勉強することなど、これらすべて中国人向けの初等教育では普通でないことであり、何十年後にそのときのことを思い出しても、すぐに頭に浮かんでくるのである。

また、体験者の話には、戦争に関する内容だけでなく、当時の日本語教科書には「天皇・皇帝」、「神社」、「日本の歴史と国家起源」などといった日本の国体に関する内容も多く取り入れられたことが語られている。

梁恩惠 (No. 0124) : 国語课本每学期两册，一是“满语”，一是日语。而历史、地理、修身等课均不单开，而是作为课文有机地穿插在国语内进行教学。比如，我读到优级时，日语课本开头一课就是《神武天皇》，课文大意是：日本纪元二千六百年前，开国元首叫神武天皇，是他把日本原来的荒岛开辟成圣土（即日本国）。还有一文是《天照大神》，文中写他是非常任德的圣君，他最关心民间的疾苦。这无非是让学生盲目地崇拜日本。伪县公署在县城南门外还修筑了日本神社，每年定期祭祀，届时县长率领各界群众前去神社参拜天皇。<sup>318</sup>

（国語のテキストは每学期二冊で、一冊は「満語」、一冊は日本語であった。歴史、地理、修身などの授業を単独で設けず、国語の授業で巧妙にこれらの内容を取り入れて行うことになっていた。例えば、私が優級学校に進んだ時、日本語の授業の第一課は『神武天皇』で、テキストの大意は：日本紀元二千六百年前、日本の初代天皇は神武天皇で、彼が日本をもともと何もなかった島を聖地として建設し、日本を建国した。またもう一課は『天照大神』で、その内容は天照大神がとても仁徳のある聖君であることを語ったもので、この天皇は庶民の苦痛をよく知っている人と書かれていた。このような内容は生徒たちに日本のことを盲目に崇拜するようにさせるにはほかならなかった。偽県公署は県の南門の外で日本神社を建造し、毎年定期的に祭り、そのときに県長が各界の民衆を率いて神社に行って参拝していた。）

梁のオーラル・ヒストリーによれば、当時梁が使っていた教科書に日本天皇に関する内容が二課あった。いずれも天皇の賢明さや偉大さを宣揚し、子どもの天皇に対する「忠誠心」を養成しようとする目的が読み取れる。梁もその意図がはっきりと分かっていた。つまり、優級学校に進んだ10代の子どもにとっても教科書の意図は明確であったが、このような教材を通して「国民」としての「忠君愛国」の思想を学生の頭に埋め込むことは困難であったことも分かる。



图 5-5 偽滿州国濱江省教育庁の宿題ノートの表紙  
(齊紅深 前掲書 118 頁)

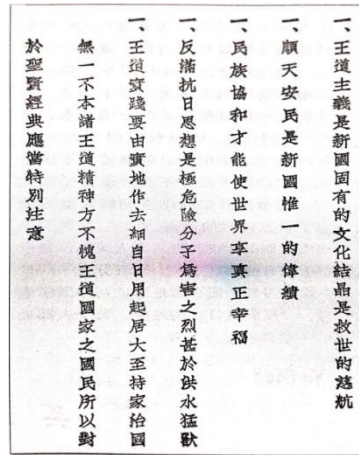


图 5-6 偽滿州国濱江省教育庁推薦の宿題ノートの表紙  
(齊紅深 前掲書 118 頁)

また、教科書のテキストの内容に限らず、課題一で紹介したように、教科書の挿絵にも日本国体に関わるものも多く取り入れられていた。体験者が保存している資料にも、これに関わる内容が見えた。例えば次のような挿絵がある。

上の二つの挿絵は教科書の中のものではないが、教科書と一緒に学生に配る宿題ノートの表紙である。図5-5は偽滿洲国濱江省教育庁の宿題ノートの表紙の一種で、上には異なる服装を着た二人の子どもがそれぞれ日本の国旗と偽滿洲国の「国旗」を両手に持っている姿が描かれている。この二人の子どもの服装を見ると、一人は日本人で一人は中国人であるように理解できる。この絵は、中日両国の子どもが共存共栄の関係にあり、しかも偽滿洲国と日本国は親善協和の国であることを学生たちに示そうとしていると考えられる。さらに、図5-6の表紙には、「王道主義は新国固有の文化の結晶で、世界を救う唯一の方法であり」、また、「民族協和があつてこそ、幸福がもたらされる」と書かれてあり、特に「反滿抗日」思想が危険極まりないことであると記されている。学生たちに植民地政府が強調する「王道主義」、「民族協和」の思想に従順する国民になるように教育し、それが幸福を手に入れる唯一の方法という思想を提示していたことが読み取れる。

こうした体験者の戦争や国体に関する内容の回想は、ちょうど課題一で分析した日本語教科書についての分析と一致している。このような体験者のオーラル・ヒストリーから、当時こうした日本語教科書を使っていた生徒たちがその教科書の内容をどのように理解したのかを確認できた。体験者のオーラル・ヒストリーで思い出されていることは、体験者に日本語教科書の教材として強い印象を与えたものであると解釈できる。さらに、この部分の内容はいわゆる植民地政府の「忠君愛国」の思想が関わっており、天皇には無条件服従する順民を育てる目的も潜んでいると考えられる。



#### 4.2.2 日本語教科書の編集・発行と使用について

オーラル・ヒストリー・データには、植民地日本語教育を経て、後に日本語教育や教科書編纂に関わる仕事を従事する体験者がいて、この人たちが、当時の教科書の編纂・発行について述べている。偽満洲国の成立に伴って、教科書が一斉に植民地政府指定のものに変わったことについて述べた人も何人かいた。ここでは、張耀先の話を取り上げたい。張は1918年（大正7年）生まれで、満洲で中等教育を受け、大学時代は日本の早稲田大学に留学し、帰国してから偽満洲国國務院文教部の教科書編纂部に勤めていた。彼は自分のオーラル・ヒストリーで、当時の満洲の教科書編纂事情について詳しく語っている。次にその原文の一部を引用する。

張耀先（No. 0975）：在伪满文教部教学司设有编审部，由日本人加藤任部长，成员有十几名日本人和四五名中国人，分别负责担当中小学教科书的编写工作。由伪满图书会社统一印刷出版和配售。

我在名义上是编审官，实际是办理事务官的事务，在部长办公室里办理有关教科书的配售和一般庶务事项。在业务上常与编写教科书的人取得联系，又因和编写“满语”的中国人金大镛及编写历史的日本人木谷曾经在日本是同学，所以对编写的内情有所了解。

在伪满奴化教育政策的指导下，对所有的中小学教科书都集中在文教部，有编审部负责编审借以达到其奴化中国东北青少年的目的。

在日本帝国主义统治中国东北的初期，各地中小学还仍然分别使用旧中国时期的教科书，只对富有民族意识和爱国思想的部分教材加以删除，或对个别地方用墨笔涂抹。其中视为涂抹对象的是地理和历史教科书。后来干脆禁止使用旧教科书了。凡是中小学的课本，完全统一由文教部编审和翻译，交由伪满图书会社再进行统一印刷、出版，并直接配售。为此，在伪满文教部教育司成立了“编审部”，专门编纂中小学校使用的教科书。其编纂的原则必须以“日满亲善”、“王道乐土”并忠于“皇帝陛下”，信奉“建国神庙”的“建国精神”伪思想基础。从小学到中学的课本内容，充满了民族自卑和崇拜日本的殖民地教育的浓厚的奴化色彩。

（中略）

日本统治朝鲜和台湾，所采用的手段之一，就是用日本文字来代替当地人民的固有文字。当时的台湾人，不使用中国文字了。朝鲜的文字也被日本文字所压倒。日本统治满洲也是采用这种手段。首先是到处推广日本话，反应在教科书上是从一年级开始，就要学习日文，并把日语同华语（“满语”）同等并列。在编纂上是把重点放在日语上了。对日语的文法语条等，推敲研究，怎样才能使满洲的青少年在学习日语上，容易掌握和消化，开会座谈，现场调查，忙个不停。编审部的费用，也是在编写日语方面使用的最多。可是对“满语”则是

马马虎虎，既不开会研究，也没做过一次现场调查。编“满语”的人无事可做，有时随便选几篇古文或孔孟的经学，经由研究“满语”的日本人圈点或指定，自行琢磨，安插在“满语”课本里。至于学生能否接受和能否提高语文知识却无人问津。更严重的是“满语”里掺杂一些所谓“协和语”，就是使用一些日本人惯用的汉字来当做“满语”。如“新京”的朝日街，便在“满语”里写成朝日“町”。把十字路口写成“过町”。以及“你的挺好”、“我的如何”等似通非通的语言，也搬到课本上来。如把“电影”二字变成了“映画”。更有甚者是把理化专用名词也完全用日文来表示，即使学生在学习时不会中国文字，而只要懂得日文，就能顺利的完成学习任务。因此，只要精通日文，就万事大吉了。国高（中学）的课本深浅程度只相当于日本小学的后期程度。但是国高毕业以后，就可以直接升入伪满的大学。当然这样的大学，是赶不上日本国内的高等学校的程度。

在出版行业里，印刷出版书刊，利润最大。在伪满洲国成立后“满洲图书株式会社”成立了。它对教科书、刊物的出版，进行垄断。由于战争连年，纸张奇缺，印教科书很成问题，必须有文教部派人去日本大阪等地几大纸业公司交涉。仅能买来需要数量一半的纸张，依照合同规定，凡由文教部交涉来的纸张，必须全数交由图书会社使用。在一次文教部召开的教科书的配售会议上，讨论印刷课本纸张分配比例问题。印刷课本需要纸张最多的是日语和满语课本。与会人员意见不一，当时在座的文教部大臣卢元善郑重而满怀信心地说：“日语最重要，中小学学生，学不好日语对将来的学习和做事情都要成大问题，这是个基本性问题。对印刷日语课文的用纸，不需要考虑，必须满足它的需要。满语课本，可以少印一点，两三个学生有一本满语课本，也可以解决问题。“满语”嘛，学不学都会。在满足日语教科书用纸之后，把剩下的纸张再印刷满语课本就行了。”会后，日语课本大量发行，“满语”的发行数量还满足不了三分之一要求。

有一次编审“满语”的金大镛请加藤部长吃酒，由我作陪。酒饭之余，加藤说：“你们会说日本话，懂得日本事情很好。将来满洲人必须和台湾、朝鲜一样，渐渐地用日文代替汉文，只有使用统一的文字（日文）才能真正达到日满一德一心。同时“满语”有多难哪，学会了日文，自动地不用汉文了。你们看，在官厅里很多思想好的青年，不是互相之间都不说满语了吗？”接着又说：“我的最大任务，就是怎样能够尽快地通过教科书使青年一代都会日文，喜欢日语，放弃对满语学习兴趣。”又说：“台湾用了将近三十年的工夫，完成了文字的统一，朝鲜也费了二十多年的力量，才达到今天的程度（当时朝鲜学校完全使用日本文字了），满洲人有了台湾、朝鲜作榜样，可能要快一些，说不定再过十五年，就可以完成全用日文的使命，我也算是对日满一德一心尽到了力量……”这些话和卢大臣完全是异口同音，唱一个调子，为积极推行学校

的奴化教育賣力氣。<sup>319</sup>

（偽滿文教部教學司に編纂部が設置され、日本人の加藤が部長を勤めて、そのほか十数名の日本人と四、五名の中国人がそれぞれ中、小学校教科書の編纂仕事を担当していた。それから、その教科書はすべて偽滿図書会社が集中的に発行し、配給していた。

私は名義上編纂官ではあったが、実際は事務官の事務を取り扱っている事務員で、部長室で教科書の配給と一般庶務を処理していた。業務上、常に教科書を編纂する人と連絡をしており、また「満語」を編纂する金大鏞と歴史を編纂する木谷と大学時代の同窓で、編纂の実情には詳しくあった。

偽滿奴化教育政策の指導の下で、すべての中、小学校の教科書は全部文教部の教科書編纂部によって編纂されることを通して、中国東北の青少年に対する奴化教育を行う目的を図ろうとしていた。

日本帝国主義が中国東北への統治を始めたころ、各地で、小学校は依然として中国の古い教科書を使っていて、ただその中の民族意識のあるものと愛国思想のある部分を削除したか、あるいは墨で黒く塗り付けをただけであった。中でも、塗りつけの対象は地理と歴史の教科書である。その後、旧教科書の使用は完全に禁止されるようになった。すべての中、小学校の教科書は、文教部によって集中的に編纂、翻訳され、それから偽滿図書会社によって印刷、出版、配給することになっていた。そのため、偽文教部教育司に編纂部を設置し、中、小学校の教科書編纂作業を進めていた。その編纂は必ず「日滿親善」、「王道樂土」を原則とし、皇帝陛下に忠誠を尽くし、「建国精神」の思想に基づくものでないといけない。小学校から中学校までの教科書には、民族劣等感と日本への崇拜などの植民地教育色彩が溢れている。

（中略）

日本が朝鮮と台湾を統治する手段の一つは、日本の文字で植民地の固有文字に取って代わることであった。当時の台湾人は中国文字を使わないようになっていた。朝鮮の文字も日本の文字に圧倒されていた。日本が旧満洲を統治するときも同じ手段をとった。まず日本語を普及することで、教科書のほうでは、一年生から日本語を勉強することになり、しかも日本語と中国語（「満語」）を並列に国語としていた。編纂作業では日本語教科書の編纂に重点を置き、日本語の文法語法などについて、丁寧に推敲し、いかにすれば旧満洲の青少年に日本語を把握してもらえるかについて座談会を開いたり、現場調査したり、たくさん工夫をした。編纂部の費用も日本語教科書編纂にもっとも使われていた。しかし「満語」教科書の編纂に対してはいい加減な態度をとって、会議を開いて検討することもなかったし、現場調査も一度もしなかった。「満語」を編纂する人はやることがなくて、適当に古文或いは孔孟の経学を何篇か選んで、

「満語」を研究する日本人に圈点を指定されて、独自に考えて、「満語」の教科書に挿入した。学生が理解できるのか、または国語の知識を向上させることができるのかについては、誰も関心がなかった。もっとひどいことは、「満語」にはいわゆる「協和語」が混じっていたことだった。「協和語」とはつまり日本語の慣用漢字のまま「満語」として使う言葉である。例えば「新京」の朝日街は満語では「朝日町」と書かれ、交差点を「辻町」と書いている。それから、「你的挺好」、「我的如何」等中国語では一見通じるように見えるが、実は通じない言葉も教科書によく見えた。例えば「电影」を「映画」と書いたりした。さらに理科の専門用語が日本語のまま使われていたので、日本語が分かれば順調に学業をやり遂げられた。だから、日本語が分かればほかに何も要らなかった。国高（中学）の教科書の難易度は日本の小学校の後期に相当するだけであった。しかし国高を卒業したら、そのまま偽満の大学に進学できる。当然このような大学は日本国内の高等学府には叶わなかった。

出版業界で、教科書を印刷出版することの利益は最も大きい。偽満洲国建国後、「満州図書株式会社」が成立し、教科書、刊行物の出版を独占した。戦争が連年続き、紙が非常に不足して、教科書の印刷が大きな問題となった。文教部が日本の大阪などのところに行って調達しなければならなかった。それでも需要量の半分しか購入できなかった。契約によれば、文教部が購入した紙は、すべて図書会社に渡って使用しなければならなかった。ある時、文教部が開いた教科書の配給会議で、教科書印刷用紙の分配比例について議論したことがあった。教科書を印刷するのに最も用紙が必要としたのは日本語教科書と満語教科書であった。参会者の意見が異なっていたが、当時在席していた文教部大臣の戸元善が丁重そして自信満々に言っていた。「日本語がもっとも重要であり、中でも小学生が日本語をうまく勉強できなければ、将来の学業にとっても、仕事にとっても大きな問題である。これは基本的な問題だ。日本語教科書の用紙は、考えるまでもなく、その需要を満たさないといけない。満語の教科書は、印刷量を少なくして、学生二、三人に一冊あれば十分だ。「満語」というのは、勉強しなくてもできるから。日本語教科書の用紙の需要を満たしてから、余ったものを満語教科書に使えばいい。」会議の後、日本語の教科書が大量に発行され、「満語」の発行部数は需要の三分の一も満たせなかった。

ある時、「満語」を編纂する金大鏞が加藤部長を飲み誘って、私は陪席した。食事が終わって、加藤部長が「あなたたちは日本語ができて、日本事情が分かっているととてもよかったよ。将来旧満洲人は必ず朝鮮人や台湾人と同じく、次第に日本語が中国語を取って代わるようになるから。統一の文字を使えばこそ、真の日満一徳一心になれる。満語はさほど難しくないし、日本語ができれば自動的に中国語を使わなくなる。ほら、今官庁にはたくさんのお青年が

お互いの間で中国語を言わなくなっているじゃない。」と言っていた。それから「私の一番の任務は、如何にすれば教科書を通して、できるだけ早く旧満洲の若い人たちに日本語を把握してもらって、さらに日本語が好きになって、満語に対する興味をあきらめてもらえるかの問題である。」と言った。また、「台湾では三十年間をかけて文字の統一を遂げた。朝鮮でも二十数年をかけて工夫して、今に至っている（当時朝鮮の学校では完全に日本語を使っていた）が、旧満洲では台湾、朝鮮の模範があり、もっと早くできるかもしれない。もしかして、あと十五年で日本語の普及ができるかもしれない。私も日満一徳一心に私なりの力を尽くしたと思って…」とのように言った。この話は盧大臣の論調とまったく同じで、学校で積極的に奴隸化教育を進めることに努めていた。

張自身は偽満洲国文教部教学司に勤めていて、教科書編纂の人とも常に連絡していたので、当時の教科書編纂事情について詳しく述べられた。張の話から、以下のようなことが読み取れる。

①偽満洲国においては、日本語教科書だけでなく、すべての教科書が編纂から発行・配給まで全部植民地政府によって管理されていた。

②小、中学校の教科書は「日満親善」「王道楽土」、皇帝陛下に忠誠を尽くし、「建国精神」の思想に基づくものを編纂原則としていた。

③編纂作業の重点は完全に日本語教科書の編纂に傾いていて、「満語」の教科書の編纂はまったく重視されていなかった。

④教科書用紙が非常に不足していた中、日本語教科書の発行を確保するため、中国語の教科書の発行量は需要の三分の一にも達していない状況だった。

⑤日本語教科書編纂の目的は、「理想の」日本語教科書を通して、日本語を普及させ、最終的には日本語が中国語に取って代わって、日本語を統一の言語にするということであった。

⑥当時官庁の若い人の間では、中国語をやめて、日本語で交流するようになったことから、役所のようないわゆる「上流社会」では日本語の普及がかなり進んでいた。

#### 4.2.3 日本語教科書以外の教科書

日本語教科書のことをよりいっそう把握するためには、日本語教科書以外の教科書についての分析やそれとの比較も必要になると思われる。前述したように、当時は日本語普及を徹底するために、都市部ではほかの科目の授業も日本語で行い、教科書も日本語で編纂していた。体験者の話によれば、当時は満語の教科書以外、ほかの教科書も日本語で書かれているか、または中国語と日本語両方で書かれているものが多かった。さらに普及が進んでいるところでは、満語の教科書にも日本語訳がついているものがあった。以下体験者のオーラル・ヒストリーには、このような話がある。

梁恩惠 (No. 1024) : 我们的国语 (“满语”) 课老师叫邓喆。他须发苍白, 有儒雅风度。据说, 他是东北大学毕业的, 因不会说日本语才屈任小学教师。一次, 他给我们上 “满语” 课, 文题是《神风号》, 课文大意是炫耀日本制的飞机—神风号如何风光辉煌。课文里既有 “满语” 段, 又有日语段, 两种文字交相排列。读课文时, 邓老师读 “满语” 段时流利顺畅, 可读到日语段时却很有厌恶地说: “我不懂这话, 翻过去, 我不念。”<sup>320</sup>

(われわれの国語 (「満語」) の先生は邓喆という。先生は白髪交じりの髪で、造詣深く振る舞いが上品な方である。彼は東北大学を卒業したそうだが、日本語ができなくて、役不足で小学校の教員を勤めていた。一度、彼がわれわれに「満語」の授業をしていたときの教科書の文章の名前は『新風号』で、その大意は日本製の飛行機—新風号のすばらしさを紹介するものであった。テキストには「満語」の段落もあり、日本語の段落もあって、二種類の言語が混じっていた。テキストを読むときに、邓先生が「満語」を読むときとても流暢であったが、日本語を読むときには、「こんな言葉は私には分からない、次のページに進んで、わたしは読みません」と言った。)

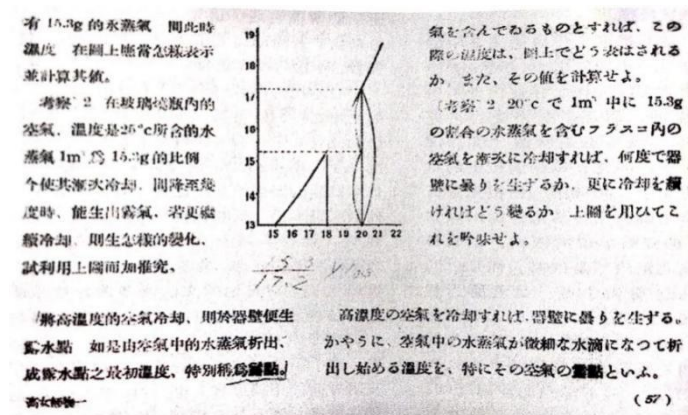


图 5-7 偽滿州国文胸部編印の『物像』(物理)教科書

さらに、次図5-7のように、物理の教科書には、日本語と中国語両方対訳のような形で書かれているものが体験者の保存している資料に見られた。こうして、日本語教科書以外の教科書も日本語で書かれているものがあり、さらに満語の教科書でさえ日本語訳がついているものも存在した。このような語りと資料から、当時植民地政府が学校で全面的に日本語を推し進めていたことが確認できた。さらに、日本国体、日本精神、建国精神などに関する内容は日本語教科書に限らなく、ほかの教科書にも溢れていることが、当時教育を受けていた人には印象深いことである。例えば当時使われていた教科書に、次のようなも

のがある。

図5-8と図5-9はそれぞれ算術と国文補充教材の教科書で、前者のほうは万寿節に家々の門に日本の旗と偽満洲国の旗を掲げる挿絵を挿入しており、後者の『国文選粹』の教材には「王道治国の道」、「日満共存共栄説」、「日満不可分の関係について」などいわゆる国民養成のための「国民精神の涵養」に関わる内容がそのまま教科書に取り入れられていた。特に、『国文選粹』はもともと国語である中国語能力を向上させて、さらに国文学に対しての素養を育てるためにあるように思われるが、このような内容ばかり取り入れられることから見れば、この授業の目的は国民精神を涵養するにあると考えられよう。さらに、「日本に対して恩に感じる」という内容を取り入れて、そのまま日本に対して感謝すべきであると生徒たちに教えていた。このような国文の教材は、学生の国語の素養を身につけるためにあるものとはまったく考えられず、逆に「忠良ナル国民ヲ養成スル」という最終の目的を図ろうとする意図が見えてくると言えよう。



図5-8 偽満国民学校算術教科書

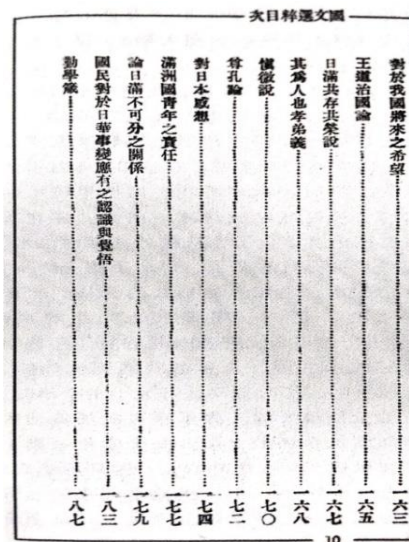


図5-9 偽満州国民優級学校補充材『国文選粹』(斉紅深 前掲書 597頁)

こうして、日本語教科書以外の教科書を分析し、また両者を比較してみると、まず当時旧満洲では植民地統治側がすべての教科書を編纂する際に、やはり日本語普及と言う前提で行っていたことが分かった。また、日本精神や日本文化、または「国民精神の涵養」についての教材が日本語教科書だけでなく、ほかの教科書にも現れていた。植民地政府はあらゆる科目で全面的に日本語を普及させようとし、さらに全科目で精神教育を行って、旧満洲の中国人を日本化させようとしていた。

#### 4.3 教育体験者の抵抗と植民地教育がもたらした影響

当時の学生または教師の植民地教育に対する抵抗は日本語教育効果に直接影響を及ぼすので、その抵抗感の有無について考察する必要がある。この節では体験者のオーラル・ヒストリーを通して、当時学習者が旧満洲の植民地教育政策乃至日本語教育内容に対し、どのような態度を示したのか。それから、当時の植民地日本語教育はどのような教育効果を果たしたのか。つまり、体験者にはどのような影響を与えたのかを追究したい。さらに、このような教育は今日に至って、教育体験者にとってどのような意味を持っているかを検討する。

全体から見れば、植民地教育が始まる時の学生の年齢によって、その教育に対する抵抗の有無が違ってくる。年齢が低ければ低いほど、その抵抗感が薄くなっていたと読み取れた。表5-8のように、106名の教育体験者のオーラル・ヒストリーを分析したところ、語りの中からはっきりと抵抗感がないと読み取れたものが17人で、程度は違うが抵抗感を持っていることを話した体験者は24人であった。ほかの人はこれについて話していないが、それぞれ自分なりの感情を持っていたと思われる。ここでは、はっきりとその意思が読み取れた体験者の話を分析する。

表5-8 植民地日本語教育に対する抵抗の有無について

なし		ある	
感謝	「中国」についてまったく分からない	暗黙の抵抗	強く抵抗している
3	14	16	8

#### 4.3.1 抵抗なし

体験者のオーラル・ヒストリーを分析する時に、抵抗感を全然示していなかった人がいた。中に、苦しいながらも耐え忍んだ人もいたり、年が幼いため、自然に受け入れた人もいたり、さらに、完全に植民地教育に染め込まれ、感謝の気持ちを持っている人もいた。

##### 4.3.1.1 日本への感謝

オーラル・ヒストリーによれば、まだ物心がつかないころからもう植民地日本語教育を受けていた子どもが、当たり前のように日本語を習っていた。自分あるいは周りの子どもが当時の植民地統治者である日本国に対して感謝の気持ちを持っていたという話が語られた。

李永勋 (No. 1024) : 极力在小学生幼小心灵中宣扬日本的好, 大肆宣传“洋货”。在这种形势下的1945年春的一天, 我和汉、满族小伙伴们玩耍时 (当时我的汉语基础差, 只能听懂些生活用语), 比我大两岁的于三说: “日本来了多好, 带来洋火、洋油、洋蜡、洋钉、洋镐、洋袜子、洋服、洋伞……都比咱们的好。”<sup>321</sup>



(小学生の心に日本のよさを大いに宣揚して、「洋貨」(当時は中国人が日本のことを東洋と呼び、日本から伝わってきたものに全部「洋」をつけて、「洋貨」と言った。)<sup>322</sup>について盛んに宣伝していた。この状況での1945年の春、ある日私は漢、満民族の友達と遊んでいたとき(当時私の漢語はよくなくて、生活用語しか分からなかった。)(李は朝鮮族である)、私より二歳上の于三が「日本が来て本当にいい、マッチ、灯油、蠟燭、釘、つるはし、靴下、洋服、傘を持ってきて…すべてわれわれのよりずっといい」と言っていた。

朱毅 (No. 0855) : 1944年, 我念二年级, 日语期末考试得了第一名, 学校奖励我一件日本式的学生呢子半大衣, 说这事根据天皇的旨意奖励的, 穿上它要感谢皇恩。我呢? 也真的有感恩的想法。这就是从你幼小心灵里培养忠于天皇的意识。<sup>323</sup>

(1944年、私は二年生で、日本語の期末試験で一等が取れた。学校が奨励として日本式学生のラシャのコートをくれた。これは天皇の御告げで奨励されたもので、これを着て天皇に感謝するべきだよと教えられた。私のほうはというと、本当に感謝の気持ちを持っていた。これは幼い心に、天皇への忠誠の意識を培おうとしていたんだ。

以上の二人の話から、当時小学生であった体験者やその周りの子どもは植民地統治側の日本に対して、感謝の気持ちを持っていた。李の話の中の于三は実際生活の中で日本から伝わってきた「洋貨」を使って、いろいろ便利を感じていたため、単純に日本が来てよかったと話した。このような考えは十代の子どもにとっては当たり前で、よくあることだと考えられる。しかし、日本が多いに宣伝した「洋貨」を使って、生活が便利になっていたため、于三のように、多くの学生は日本が持ってきたいいことばかり考えていた傾向もある。植民地政府は生活の面から生徒に日本の植民地統治に馴染ませ、認めさせることができたと言えよう。それから、朱毅が話したのは自分が学校でいい成績が取れて、学校から奨励をもらった話である。学生にとってこれをうれしく思うのは当然のことであるが、しかし、この奨励を天皇の意思で授与したと強調するのには、やはり日本に対して恩を感じさせ、天皇に対する忠誠心を養おうとする目的があると考えられる。

このように、生活が便利になり、知識を獲得するときに、教育側である日本へ感謝するのは学生たちのとても素朴な感情である。しかし、それが植民地統治者に利用され、これは「天皇の賜り物」であり、「天皇へ感謝すべき」という「皇民化」の理念にはめこまれたら、その意味が変わり、教育の性質も変わってしまうであろう。

#### 4.3.1.2 植民地日本語教育の受容

旧満洲の植民地統治及び日本語教育に対し、多くの語り手は反抗する勇気がなく、耐え忍ぶしかないと思いつている。或は、物事ついてからすでに植民地統治下で成長してい

たため、特に傀儡偽満洲国が成立してから、子どもには偽満洲国と帝国日本しか分からず、その教育も自然に受け入れられるようになっていたと語った。こういう理由があって、多くの学生が極自然に植民地教育を受容した。中に以下のような話があった。

広庄璘 (No. 0489) : 学校让我们带笔墨来, 涂抹课本。因新教材没来得及编出, 不得不用原教材, 原教材又不合乎愚民政策的要求, 于是就想出这个“特殊”的办法。历史, 地理课本中涂抹较多。凡是“中国, 祖国, 侵略, 不平等条约”等字样和内容的都涂抹掉。(中略) 当时的做法是老师拿着涂好的课本念某页某行至某页某行全部抹去, 大家照办。

1935年溥仪去日本访问“回銮”路过奉天, 学校接到命令, 组织几班学生肃立街头, 迎接“銮驾”。老远就让学生鞠躬九十度, 仪仗过去才叫起来。回校后又让写作文谈感想。由于学生心不顺, 都不提笔。交头接耳, 小声唠嗑。老师再三催促, 学生都说不会写, 老师板书了半黑板恭词敬语, 可是大家还是不买账, 乱哄哄。有人打趣说:“老师的女儿小玉怎么不去接驾, 回来老师能帮写作文……”老师气得嘴唇乱颤, 老泪差点没掉下来说:“你们也老大不小了, 怎么这么不知深浅呢? 老师和你们一样不都是亡国奴吗? 你们想想, 咱班不交这作文能行吗!” 突然班里鸦雀无声, 不知是可怜老师还是可怜自己, 都默默动笔, 好歹违心地对付一篇交了卷。<sup>324</sup>

(私たちは学校に筆と墨を持ってきて、教科書を塗ることを要求された。新しい教科書はまだ未完成で、元の教科書を使わざるを得なかった。しかし、元の教科書は植民地政府の愚民政策に相応しくないため、こんな「特殊な」方法を思いついた。歴史、地理の教科書の内容が一番多く塗られた。「中国、祖国、侵略、不平等条約」等の内容はすべて塗られた。(中略) 当時は先生たちが塗られた教科書を持って、どこからどこまで塗りなさいと学生に教え、学生たちはそれを従う。1935年溥儀が日本を訪問し、帰った時に奉天を経過した。学校は学生を街に待たせ、皇帝を迎えてくださいという命令を受けた。長いこと学生に頭を下げさせて、儀仗が過ぎてから上げることが許された。学校に戻って、また作文を書いて感想を述べさせられた。学生たちはいやで、みんな書かなくて、おしゃべりをした。先生は何回も催促したが、学生がみんなできないと言ったら、先生は黒板に敬語をいっぱい書いたが、みんなはやはり動かなかった。それから、ある学生が「先生の娘はどうして迎えに行かないのか、そうしたら、先生が代わりに作文を書けるから。」先生はそれを聞いて、涙が出そうになっていた。それから「あなたたちももう子どもじゃないから、どうして何も分からないか。先生は君たちと同じで、亡国の民になったのではないか。私たちはこの作文を書かないと大丈夫でいられるだろうか」と言った。突然みんな静かになって、黙って書き始めた。)

広の話は当時の中国人のほとんどの状態を描写したと考えられる。つまり、心の中では

植民地統治や植民地教育に抵抗しているが、植民地政府の圧力で、何もできなくて、ただ辛抱強く従うしかなかった。このような抵抗感により、その教育効果を達成することは期待できないであろう。

#### 4.3.2 抵抗の表現

当時厳しく管理されていたにもかかわらず、体験者の多くはやはり植民地日本語教育に抵抗感をしていたというような語りがほとんどである。このような抵抗の情緒は直接反日行動と結びつくか、または表では反抗行動をしていないが、実際は自分なりの方法で植民地権力に抵抗した。植民地統治への抵抗は、上級生の中で強く現れている。学生の反抗行動として一番多く話されたのは皮肉的な駄洒落を言って抵抗の意を表すことである。

刘崇浩 (No. 0057) : 那时候学生朝会要举行“东方遥拜”和向前方战死将士默哀。同学们不约而同地发出鼻音表示抗议。大家把“东方遥拜 (dōng fāng yáo bài)”<sup>325</sup>说成是“东方要败 (dōng fāng yáo bài)”, 把“万岁 (ばんざい)”喊成“完哉 (wán zai)”, 气的军事教官举着战刀乱窜乱叫。(中略) 那时候经常停课, 强令学生参加“勤劳奉仕”。在旅顺修建关东神宫, 在三涧堡修建海军飞机场。学生们以消极怠工、破坏工具表示反抗。夏末秋初在三涧堡飞机场里都是因为日本学生骂中国学生“清国佬儿”(亡国奴) 而连续引发了大规模反日斗争的武斗事件。<sup>326</sup>  
(そのとき、学生が朝会で「東方遥拜」と前線で戦死した将兵への黙祷を行うことになっていた。学生たちはみんな一緒に鼻音を出して抗議の意を表した。皆さんは「東方遥拜 (dōngfāngyáobài)」を「東方要敗 (もうすぐ失敗する) (dōng fāng yáobài)」(遥拜 (yáobài) と要敗 (yàobài) と中国語の発音は似ている) と言って、「万歳」を「完哉」と言って(「ばんざい」と「wánzai」の発音は似ている)、教官がそれでかんかん怒って、刀を振り回して叫んでいた。(中略) そのときはよく休講があり、学生は「勤劳奉仕」をさせられていた。旅順の関東神宮を建造し、三涧堡海軍空港を建設していた。学生たちは仕事を怠けたり、道具を破壊したりして、反抗の意を表した。夏の末から秋の初めに、三涧堡海軍空港では、日本人が中国人学生を「清国人(「佬」中国語では蔑称である)<sup>327</sup>」(亡国奴) と罵ることによって起きた大規模の反日武力闘争事件が相次いでいた。

このように、学生はの植民地教育に対する抵抗感は武力闘争まで起こることもあった。「東方遥拜 (dōngfāngyáobài)」を「東方要敗 (dōng fāngyàobài)」と発音して、東方(日本)がもうすぐ失敗すると表現したり、また「万歳」(ばんざい)を「完哉」(wánzai)と発音して、日本の統治がもうすぐ終わってしまうと言ったりする方法を通して、学生たちは自分の反日感情を表していた。次の姚の話も同じことを話した。

姚忠声 (No. 0190) : 在小学生每周一的朝会上要升伪满国旗, 同时由校长读溥仪访日后的

《回鑾訓民詔書》，目的在于让学生记住“皇帝”的教诲，和日本友好。同时每天朝会都要读《国民訓》：“国民须念建国渊源发于唯神之道，致崇敬于天照大神，尽忠于皇帝陛下。”这些旨在奴化中国人消灭中国民族意识的教育，在儿童心中虽然没有什么明显的反抗，但朦胧中也产生了一些逆反心理。例如伪满的“国歌”前几句是“天地有了新满洲，新满洲便是新天地，顶天立地，无苦无忧……”，而我们当时却流行另一种唱法，把词改为“天地内，有了大馒头，大馒头，便是新出屉，今天吃不了明天就要馊……”。当然唱的时候要含混一点，不能咬字太真了，否则要老师听见要挨揍的。（中略）当时不知从什么地方流传一句话是“日本话不用学（東北の方言では学は「xiáo」と発音して、），再呆三年用不着（zháo）<sup>328</sup>”，孩子们都信，对学日语都不起劲。<sup>329</sup>

（小学生のとき、毎週月曜日の朝会では国旗を上げ、同時に校長により溥儀訪日後の『回鑾訓民詔書』を読むことになっていた。目的は学生に日本と友好関係を保つという「皇帝」の教訓を覚えさせることにある。同時に毎日の朝会では『国民訓』の「国民は建国の淵源は惟神の道にあることを念じ、天照大神に崇敬を表し、皇帝陛下に忠誠する」という文を読んでいた。これら中国人を奴隷化し、民族意識を消滅させるための教育は、子どもの心に、明確ではないがぼんやりと反逆心理を引き起こしていた。例えば偽満の「国歌」の前の部分は「天地の中に新満洲あり、新満洲は即ち新天地である。天を戴き地に立ちて、苦しみも憂いも無い…」。しかし、私たちの間ではほかの歌い方が流行っていた。歌詞を「天地の中に「新饅頭」あり、新饅頭は新出屉（「新出屉」はせいろから出したばかりの意味、「新出屉 xin chu ti」と「しんてんち」と発音が似ている）今日で食べ終わらないと明日は腐ってしまう。もちろん歌っているときははっきり歌わないようにしないと、先生に聞かれたら殴られてしまう。（中略）当時はどこかから流行っている言葉があった。「日本語を勉強しなくいい、三年後にはもう使わない。」子どもたちはみんな信じて、日本語をまじめに勉強しようとしなかった。

姚が話しているように、「これら中国人を奴隷化し、民族意識を消滅するための教育は、子どもの心には明確ではないがぼんやりと反逆心理を引き起こしていた」。まだ物心のつかない子どもも、このような反逆心理から学生の間で流行る日本語の駄洒落で傀儡偽満洲国のことをからかって、その抵抗の意を表していた。また、学生たちも当時の世界情勢をみて、日本の植民地統治はもう長くはないと予見して、日本語に対して勉強の意欲もなくなってしまっていたのである。

このように、植民地教育ないし植民地日本語教育に対して、直接に武力で抵抗する人もいたが、やはり狡猾な礼儀（sly civility）の方式をとり、迂回の方法で被植民者の統治に反抗していた人のほうが多かった。つまり、植民地統治者の同化政策に対し、表では従順にしているが、実際はそれを変質させることによって、植民地権力に抵抗しようとし

た。いずれにしても、こうした反抗の感情が日本語教育に悪影響を与えていたと言えよう。

#### 4.3.3 植民地教育がもたらした影響

##### 4.3.3.1 「協和語」の生れ

ここからは、当時の日本語教育の最終的目標である日本語の普及が、如何なる効果をもたらしたのかを見てみたい。植民地日本語教育の効果は、当時生まれたピジン中国語である「協和語」から伺うことができると思われる。「協和語」とは、いわゆる日本語的要素が混入した中国語のことを指す。前述のとおり、学校では日本語が全面的に押し付けられ、普段の生活でも日本人との交流に日本語が必要であるので、このように中国語と日本語の恒常的な接触から「協和語」ができたわけである。前にも取り上げた張耀先の話では、「協和語」が教科書にまで現れたことについて述べた。ここで、改めて引用したい。

張耀先 (No. 0855) : 更严重的是“满语”里掺杂一些所谓“协和语”, 就是使用一些日本人惯用的汉字来当做“满语”。如“新京”的朝日街, 便在“满语”里写成朝日“町”。把十字路口写成“过町”。以及“你的挺好”、“我的如何”等似通非通的语言, 也搬到课本上来。如把“电影”二字变成了“映画”。<sup>330</sup>

(もっとひどいことは、「満語」にいわゆる「協和語」が混じっていたことだ。「協和語」とはつまり日本語の慣用漢字のまま「満語」として使う言葉である。例えば「新京」の朝日街は満語では「朝日町」と書かれ、交差点を「辻町」と書く。それから、「你的挺好」、「我的如何」等中国語では一見通じるように見えるが、実は通じない言葉も教科書によく見られた。例えば「电影」を「映画」と書いたりした。)

こればかりでなく、齊の本に記録されているオーラル・ヒストリーにおいて、体験者たちが当時のことを思い出す時に、「大祭祝日」、「最敬礼」、「学事法規」、「不寝番」など、日本語のままで語られるものが多く確認された。体験者はほとんど無意識にこのような言葉を使っていると考えられる。つまり、当時受けた日本語教育が今日に至っても、体験者の頭に残っているのである。このことから当時の日本語の普及度がかなり高いことが判明した。同時に、教育が及ぼすはかり知れない深遠なる影響に感慨を覚える。

##### 4.3.3.2 体験者のアイデンティティ意識変化

また、体験者のオーラル・ヒストリーからは、当時の植民地教育を受けていた子どものアイデンティティの変化も確認された。特に偽満洲国以後生まれた教育体験者の話では、当時自分が中国人であることさえ分からず、心から「満洲国人」であるように信じていた

と述べた人も多くいた。龐世増、張徳印、王成江は次のように話した。

龐世増 (No. 0389) : 当时旅大地区及普兰店以南地区称为“关东州”，该地区的中国人称“州民”，30年代初成立了“满洲国”，“关东州民”又改为“满洲国民”。当时“关东州”内的中国人对自己的祖国及民族观念处于蒙蔽状态，对国共两党在国内的斗争情况更是闻所未闻。只知道好好学习，学好日文才有出路，这就是这段学习的目标与方向。<sup>331</sup>

(当時の旅大及び普蘭店より南の地域は「関東州」という。ここでの中国人は「州民」と呼ばれ、30年代初めごろに「満洲国」が成立して、「官等州民」は「満洲国民」に変わった。同時に「関東州」においては、中国人は自分の祖国と民族について完全に知らない状態であった。国民党と共産党両党の闘争も聞いたことがなかった。ひたすらまじめに勉強し、日本語をうまく勉強していればこそ、いい将来があると考えていた。これが当時の学生の学習目標と方向であった。)

張徳印 (No. 0757) : 当局对学生的教育控制的很严，我在学校读了三年书，竟不知道自己是中国人，只知道自己是“满洲国人”，说起来可笑，可事实确实如此。不光我一个人是这样，在当时和我同龄的人大都如此。在我念书期间，无论是课本上，先生与学生、学生与学生之间的言谈中，学校的环境中，均没有“中国”的字样。所以，在当时幼小的心灵里也就没有“中国人”这个烙印了。有的也只是“大日本帝国”、“满洲国”、“效忠日本天皇”等。<sup>332</sup>

(当局は学生に対する教育の管理がとても厳しく、私は学校で三年勉強して、自分が中国人であることがまったく分からず、「満洲国人」としか分からなかった。言ってみればおかしいことであるが、実際そうだった。こう思うのは私一人だけではなく、当時私と同じぐらいの年の子はほとんど皆そうだった。私が学校で勉強している間、教科書においても、先生と生徒、または生徒の間の会話では、学校の環境の中でも、「中国」と言う言葉がなかった。だから、当時小さい心には「中国人」と言うイメージもなかった。あるのは「大日本帝国」、「満洲国」、「日本天皇に忠誠を尽くすこと」しかなかった。)

王成江 (No. 0977) : 有一天上日语课，教日语的老师把一张日本军战报示意图贴在黑板上。老师讲：“大家看看，日本皇军胜利啦！现在皇军占领了青岛、上海、南京等二十几个城市，皇君正在向长江南岸进军。”下午全校师生上街游行喊口号，学生高高兴兴地跟着呼喊。学生回家以后，都高兴地向家长讲，家长都生气了。黄士徳回家高兴地对他爸爸说：“爸！我们全校师生今天上街游行啦！庆祝皇军胜利啦！占领二十多个大城市。”<sup>333</sup>

(ある日の日本語の授業で、日本語を教える先生が日本軍の戦況見取り図を黒板に張った。「みんな、皇軍が勝利を収めました。現在皇軍が青島、上海、南京などの二十市を占領して、今は長江南岸へ進みつつある。」と私たちに教えた。午後、全校の先生と生徒が街へ出てスローガンを叫びながらパレードに行っ  
て、生徒たちも喜んで一緒に叫んでいた。生徒たちが家に戻って、喜んで親に話したら、みんな親に怒られた。黄土徳という生徒が喜んで父親に「お父さん、今日全校の先生と生徒で街に出てパレードに行ったよ。皇軍の勝利を祝った。皇軍が二十の都市を占領した。」と話した。)

上の話からは、旧満洲において、偽満洲国成立前の「州民」と偽満洲国成立後の「満洲国民」とのようにアイデンティティが変化したことが分かる。学生にとっては、帰属意識よりもっと気にかかることは、将来と生計に関わる問題なのである。こうして、植民地政府は就職、進学などのさまざまな日本語普及政策を通して、まず生徒に「日本語をうまく勉強していればこそ、いい将来がある」と日本語を勉強しなければならない意識を持たせ、日本語の「国語化」を求めようとしていた。それから日本文化の「優秀性」を強く強調し、日本語イデオロギー信仰を生徒たちの頭に深く根ざせることを求めている。このような日本語論によって生まれた言語意識は、さらに進んで生徒たちの考え方に影響を及ぼし、自民族から離脱して、最後にはそのアイデンティティも失ってしまうことになっていた。それが故に、体験者は当時自分が中国人であることも分からないし、日本軍の勝利を喜んで祝っていたわけである。このような証言からも、当時日本植民地政府の「同化教育」の目的が一部は達成したと言えるであろう。

上述のように、当時子どもたちは日本語教育に対して、まったく抵抗していない、逆に感謝した人もいたし、一方で暗黙のうちに抵抗する、または直接反日行動をするかのように抵抗する人も多くいた。抵抗感の有無に関わらず、こうした長時間の国語化した日本語教育を行い、「協和語」と言う言葉の形式ができて、さらに学生の国民性意識も知らぬ間に変えられていたことが判明した。

## 5 まとめ

以上、体験者のオーラル・ヒストリーを学校行事、学校生活、日本語教育、日本語教科書、教育効果の五つの面から分析を行った。ほぼ当時の日本語教育、さらに学校教育の全体像が見えたと言えよう。こうして、教育体験者の立場から、当時の日本語教育の実際、当時教育を受けていた人の受容、それから、当時の教育が教育体験者に対する影響を伺うことができた。これらの内容を以下のようにまとめることができる。

### ① 精神教育の重視

体験者のオーラル・ヒストリーによれば、学校行事、学校生活、日本語教育、日本語教科書においては、いずれも精神教育が最も重要な教育目標として強調されていたことが読み取れた。これも「日本語には陶冶性があり、日本精神を担う」という言語観から出発し

ていると考えられよう。

## ② あらゆる手段からの「言語普及」

学校生活の全面で日本語使用を強制し普及させていたことも、体験者のオーラル・ヒストリーにおいて随所に見られている。学校での中国語厳禁、日本語検定試験、進学・就職などの人材採用政策、日本化した教科書の使用など、あらゆる手段を使って日本語を普及させようとした。こうすることを通して、生徒たちには極端に異なる教育効果がもたらされた。一方では、強制的な日本語教育が学生の民族意識を喚起させ、日本語教育に抵抗するようになり、「日本語不用学，再过三年用不着（日本語勉強しなくていい、三年後にはもう使わない）」などのように思って、日本語から遠ざかってしまった。もう一方は、さまざまな言語教育政策に屈し、学校での大量の日本語勉強時間と多くの活用によって相当高いレベルに達した人もいた。

## ③ 日本語教育による日本語人材の養成

こうした教育はまず官吏、教師のような社会の中核的人材の日本化を求め、さらに満洲全体の日本化を図ろうとしていた。また、語学検定試験が行われ、就職・進学政策などの人材採用政策を通して、満洲では日本植民地統治のための人材が養成された。

## ④ 日本語教育への抵抗と学生のアイデンティティ意識変化

同化教育と日本語普及政策などで満洲での中国児童の日本語普及率は確かに向上したが、しかし、感情的には子どもにとっては、日本語は勉強せざるを得ないこととして、逆に日本語から遠ざかって、日本語学習に悪影響を与えていた。一方では、日本語教育を通して、文化的、精神的に子どもたちを日本に同化させて、無意識のうちに中国人児童の民族意識を変えてしまい、結局アイデンティティにまで影響したことも確認された。

このように教育の受け手側の側面から、改めて旧満洲の日本語教育の実態を考察した。同時に、体験者たちのオーラル・ヒストリーについての分析から、さらに研究一で考察した教育政策、研究二で考察した教育内容を実証することができた。

## 第6章 結論

本研究は教育側と教育の受け手側の両面から、旧満洲の日本語教育の実態を考察した。教育側の側面からは、教育政策と教育関係法規を追究し、その上、教科書についての内容分析を行い、旧満洲日本語教育の教育内容を考察した。さらに歴史の真実に近づき、日本語教育の本当の実態を考察するためには、もう一方教育の受け手側の視点からも分析を行った。今度は旧満洲の日本語教育を実際受けた教育体験者のオーラル・ヒストリーから着手し、その分析を通して、学習者が実際どのような日本語教育を受けていたかを追究した。この二つの方面合わせて、旧満洲の日本語教育実態の実像が見えてきた。



## 1 本研究の要約

第1章の序論では、本研究の研究目的と出発点を明らかにした。大連の日本語教育を携わっている者として、中国全国においてもリードしている大連の日本語教育の歴史に興味を持っているだけでなく、それを明らかにする義務も感じていた。その特別な歴史的経緯があってこそ、今の大連の日本語教育の現状があるわけである。この研究を通して、旧満洲の日本語教育を明らかにし、さらに未来へ向かって日本語教育のあるべき姿を再検討することを本研究の目標とした。

第2章では、これまで旧満洲の日本語教育に関する先行研究を概観した。今まで中国と日本の研究者により、多くの研究成果を挙げているが、教育政策と教育内容との繋がり、教育体験者のオーラル・ヒストリー分析などの面において、まださらに研究する余地が残されていることが先行研究をまとめて分かった。まず、これまでの旧満洲の日本語教育に関する研究は外観的で巨視的なものが多かった。特に中国の研究者により、この段階の日本語教育史を全体的に研究する巨著的なものを多く書き上げているが、ほとんどが編年史であり、課題を細分化させた具体的な論証に欠けているのが共通の問題点である。日本の研究者によって、教育内容を追究した教科書研究がなされているが、その教育内容は如何に教育法規や教育政策に影響され、変遷されてきたのかを検討するものが希である。さらに実際旧満洲の日本語教育を体験した人にとって、当時の日本語教育をどう理解するような教育体験者に関する研究もまだなされていない。よって、本論の研究課題を教育行政及び教育法規の沿革に関する検討、教育内容である教科書についての分析、さらに教育体験者によるオーラル・ヒストリーの分析の三つに設定した。

第3章の研究一では、植民地政策の形成を追究し、植民地統治側日本が国語イデオロギーを利用して、日本語を日本の「国語」から、東亜の一言語である「日本語」へ、さらに大東亜共栄圏の「東亜共通語」へと発展させ、植民地統治を実現しようとする意図をはっきりさせた。この植民地政策と植民地教育を最初に実践したのは伊沢修二が台湾で推進した同化教育の政策であった。彼の「同化教育」と「言語教育」政策はさまざまな批判の声を招いたが、結局日本国内乃至植民地台湾当局の支持を得られ、彼が提示した日本への同化を基調とする「同化主義教育政策」、それを具体化する「国語教育」最優先の方針は、長らく存続することとなり、しかも、その後朝鮮と旧満洲の模範となった。

それから、旧満洲の日本語教育政策と関係法規の沿革について、偽満洲国成立前の時期を「軍事管制時期」、「関東都督府統治時期」と「関東庁統治時期」という三つの時間段階に分けて考察した。また、偽満洲国成立後は、「新学制」を公布した1937年を境に、その日本語教育の教育行政と教育法規の沿革について考察を行った。植民地統治側である日本が旧満洲の教育を統制するために、日本側が設立した官立の公学堂を管理するための「公学堂規則」を公布しただけでなく、中国の書房から改編した公立普通学堂のために「普通学堂規則」、在来の中国の読書人が開いた私立書房のために「書房規則」まで発布した。これらの法規により、旧満洲の教育全体を植民地統治側の管理の下にあることを確保でき

た。そして、これらの教育政策や教育法規は当時の社会情勢の変化、または教育者と学習者の反対で徐々に変革してきたことが判明できた。最初は台湾や朝鮮に真似しようとしてとっていた「同化教育」が批判を受けるだけでなく、教育効果もあげず、頓挫した。その後、その反発行動を鎮静しようとして、徐々に教育法規を変えていた。1908年と1915年の二回学堂規則を改正した後、日本語の授業時間数が減少し、中国語の授業時間数を増やすようにしたが、日本語の授業時間数が中国語の授業時間数より多かったことが不変である。つまり、この時期までは、日本語重視の教育方針は変えていないわけである。1919年、「軍政分治」が始まり、教育行政は軍政から民政に変えた。それに相応し、1921年と1923年さらに二回の改正を行った。この時期に中国では五・四運動、教育権回収運動などの一連の反日行動が高揚した状態を治めようとして、それまでの日本語教育重視、日本語授業時間数が中国語授業時間数より多かった状態が一変し、中国語が主要位置を示すようになった。こうして、最初の日本語重点主義と性急な同化主義教育方針から、日本語の授業時間を減少し、中国語の授業時間を増加することにより、日本語教育は外国語教育の性質を持つようになり、日本語教育は親日且つ実用的な日本語人材を養成するという教育方針へと変化した。

1932年偽満洲国が成立し、1937年の「新学制」の公布までは、日本語教育の趣旨が「民族融和」と「王道主義」を図るためにあったため、教授時間数としては、中国語のほうが依然として主要の位置を占めていた。「処世」や「生計」のため、日本語の必要性が際立つように現れて、日本語教育のブームが現れてきた。1937年、「新学制」という一連の教育法規が実施され、学制が変わった上に、日本語の地位は「国語の一つ」に上った。この時期に、日本語教育は日本語の理解力と発表力のような日本語力を養成するだけでなく、日本語教育を通しての「日本的思考感動ヲ通ジテ日本精神ノ涵養」に努めることになっていた。そして、日本語は「神道の力」と一緒に、旧満洲の中国人を「忠良なる帝国臣民」を仕上げる手段とされた。

第4章の研究二では、三つの編纂部が編纂した四つの系列の教科書を研究対象として、形式、題材、内容の面から旧満洲の日本語教科書を考察した。まず、教科書の形式について、教科書の構成、表記、挿絵、語彙、分量と配列をそれぞれ分析した。これらを考察した上で分かったのは、こうした植民地に対する日本語教育の教育内容としての教科書は、「例えば日本語の表記一つとってみても、それらが背景にある植民地政策の制約の下にあった」<sup>334</sup>ことである。それから、教科書の題材の面については、児童の生活から出発し、子どもたちの身の回りのことを映す教材が多く取り入れられている。子どもの馴染みのあることから学習することは日本語普及に努めるばかりでなく、日本語を習いながら、日本文化、日本精神についても理解できるようにさせるためである。道徳教材のほうは、日本の道徳規範を教科書に入れて、さらに、軍国主義、帝国主義に関する内容も取り入れることにより、植民地統治側の求める日本化した「満洲人」を作り上げようとするものであった。それから、内容分析 (content analysis) の手法で旧満洲の日本語教科書の中にある

「言語」「文化」「国民」「国家」に関する要素を抽出して考察した。分析の結果から言うと、異なる編集部が違う時期に編纂した教科書には明らかな違いが呈している。このような違いはそれぞれの編集部の編纂理念が異なるためにあり、同時に教育政策と教育法規の変化に応じて生じていたものと判明した。

一方では、これらの教科書には共通しているところもある。まず、全体的には「話方本位」の教育理念を徹底しているのが特徴である。旧満洲の日本語教育の教育目標は「学習者の殆ど凡ては先づ日本語で話ができるやうになるのを第一目的としてゐる」<sup>335</sup>と明記されており、同時にこれは日本語教科書の編纂理念と目的でもある。このような目標を実現するため、教科書には子どもたちの生活や身の回りのことに関する内容を取り入れることを通して「生活語」を習得させて、また「日本式生活様式」、「日本的秩序」、「日本的文化」に関する内容を多く採用している。つまり、日本語普及の目的を達成すると同時に、満洲の子どもたちに「日本式思想様式」或いは「日本精神」への感化という中核的目的もあったわけである。次に、南満洲教育会教科書編集部編纂の教材以外、多かれ少なかれ「国家」、「国民」に関する内容が取り入れられている。日本の起源、天皇、神社、植民地に関する紹介は単なる宗教や日本文化として扱うのではなく、それを国教化する意図や神道的国家観の独自の性格が現れている。このような教育内容は満洲の子どもに愛国心や忠誠心など国民としての道義を涵養させ、「祖先崇拜」、「忠君愛国」の思想を埋めこもうとする目的が見えてくる。相違点でも、共通点でも、すべてこれらの教科書が編纂された時期の教育行政と教育法規に規定されていると考えられる。

教科書の内容分析を通して、旧満洲において日本語教育は何を教えられていたのかを究明した。教科書は教育政策と教育法規を具現化にし、植民地統治者の意図を実現した。このように教育政策と教育法規を追究して日本語教科書を分析することで、旧満洲において教育側が実施した日本語教育の実態を検討したが、実際当時の教育を経験した教育体験者はどのように受け止めていたのかという問題を解決するために、第5章は教育体験者のオーラル・ヒストリー研究を行った。

第5章では、中国学者齊紅深が収集した『見証—日本侵華殖民教育』に記録された106人の教育体験者のオーラル・ヒストリーを研究対象として分析を行った。これらのオーラル・ヒストリーを「学校での言語活動及び日本語教育」、「日本語教科書」、「教育体験者の抵抗と植民地教育がもたらした影響」の三つの面から、それぞれに関する記述について考察を行った。まず、学校行事と学校生活の両面から学生たちの学校での言語活動を考察した。旧満洲の植民地教育は教育内容からだけでなく、毎日の催し事からも随時に日本文化、日本精神、国家意識を意図的に浸透させ、同化教育の目的を達成しようとしていた。朝会で行っていた遥拝、「国旗掲揚・国歌斉唱」、「大詔奉戴式」、または神社や天照大神への崇拝、さらに「満州建設」のための「勤労奉仕」などの儀式や行動についての語りは、体験者のオーラル・ヒストリーに溢れるように記録されている。これら日本文化や日本精神の浸透した学校行事と学校生活を通して、言語活動による心理的同一化を求めようとしていた。

また、体験者の語りからも教育体制や教育管理の変革が読み取れる。これらの話からは次のようなことが分かった。①当時の日本語教育は日本語の授業だけでなく、外の科目でも随時に行われていた。②学制の変化で、学生たちが学校での学習時間が短縮した。多くの時間が「日本語」或いは「日本精神」の勉強に取られ、バランスのよい知識の獲得は難しい。③日本語が一方的に強調されて、学生たちの母国語である中国語の勉強は弱化されていた。これら体験者の語りに読み取れたことはまさに当時の教育政策と教育法規に規定されてたことと一致していると見とれる。さらに、体験者の話から日本語教育の具体的な教授法についてははっきりと読み取れるのは「直接法」と「体罰に伴う機械的練習」である。体験者の話によれば、日本人教師が日本語の教科書を使って、日本語で教えていたのように、ほとんどが「直接法」を使っていた。しかも、日本語の授業だけではなく、ほかの教科も日本語を使って教授され、日常会話も日本語が強要されて、中国語が全面禁止されるころまでであった。このような教授方法は確かに日本語普及を促進したことができた。これについては、体験者の話や体験者の保存した当時の日本語のノートなどの資料がその証拠である。完全に学習者の母国語を排除するのは山口が提出した直接法の教授理論によるものである。つまり、言語活動を行うときに心理的「同一化」が必須条件で、それ故に、「母語」や「翻訳」は必ず排除されなければならない。また、学習者は「日本語」そのもので思考することこそが「日本化」につながり、日本精神が伝わるという考えを持っていたのである。しかし、「直接法」には教育対象に臨界期がある上に、教育時間も長時間が要求されているため、結局教育側の思うとおりの効果が挙げられなかった。体験者の話によれば、実際の教育段階では、教授法というより体罰を伴った反復練習で日本語を教えていたことが多かった。日本語人材養成の面については、「満洲の建設」のために日本語人材の需要が現れ、植民地統治側があらゆる手段を使って日本語人材を養成した。進学、昇進のときに日本語能力が要求され、さらに管理養成制度、教員養成制度、語学検定制度の一連の制度を制定して、日本語人材を養成する同時に、日本語教育を促進した。日本語学習が単なる完成すべき学業に限らず、実際学生の生計や将来が関わっているため、よりいっそう重視されていた。これらの手段はまた日本語普及にも強く押していた。

日本語教科書に関する記述については、体験者の語りの中にある教科書の内容に関する話、教科書の編纂・発行に関する話を検討した。日本語教科書の内容については、体験者たちが最も印象的で多く語られたのは、やはり教科書の中の「戦争」と「国体」に関する内容である。外国語教科書の教材として取り入れられるのは異様を感じたためである。このような体験者のオーラル・ヒストリーから、生徒たちは当時そうした日本語教科書の内容が実は「天皇崇拜」、「忠君愛国」の思想を押し付けようとする統治者の目的は分かっていたため、特により公年休の学生の話の中からそうした教育内容に対する反感も読み取れた。教科書の編纂と発行について、日本語教科書のほうが格別に重視されて、出来るだけの条件をそろえて日本語教科書の発行を確保しようとした。また、編纂の目的は、「理想の」日本語教科書を通して、日本語を普及させ、最終的には日本語が中国語に取って代

わって、日本語を統一の言語にするということであった。最後に、日本語教育への抵抗と日本語教育がもたらす影響についての話をまとめて分析した。初等教育から植民地日本語教育を受けた体験者にとって、まったく抵抗感なくて、そのまま受け入れる人が多かった。長年日本語が教えられ、日本語を通して「日本精神」に浸透され、自然に日本への感謝の気持ちを持っていたと体験者が回想した。そのために、当時の小学校の学生には「中国」さえ分からない子どももいた。

第5章のオーラル・ヒストリーの考察を通して、研究一と研究二で明らかにした日本語教科書の内容と教育法規の沿革を実証できた。その語りの内容から、研究一で分かった教育政策の痕跡も伺え、研究二と一致する教科書の内容も確認できた。教育体験者にとっては、教科書の中の「日本精神」の涵養に関する内容に対して、最も印象的で違和感を感じていた。より高学年の学生がそうした内容に対して反抗する態度を示したが、初等教育から日本語を受けていた子どもたちにとっては、抵抗なくてむしろ自然に受け入れていた。さらに、「直接法」と「生活語」主義日本語教育を通して、学生の生活には日本語が中国語より重視され、日本語が話せることが将来のためになるという考えで、日本語普及がますます徹底するようになっていた。こうした環境の中で、子どもたちは自分が中国人であることが分からなくなり、知らず知らずアイデンティティ意識が変化してきたことが察せられた。

## 2 植民地における日本語イデオロギー

ここからは旧満洲において、なぜこのように日本語を重視し、日本語教育を強調してきたのかを社会言語学の立場から、このような日本語教育政策を背後から支えた日本人の言語観、または言語イデオロギーについて考察を加えたい。

### 2.1 日本人の「言霊」思想

まず、日本語の普及を図る中で、よく引き合いだされた「言霊」の思想について検討する。「言霊」とは、もともと人間が自然現象のような不可抗力には自然に畏れや信仰を持っているように、言語に対しても、その中にはある「魔力」が宿っていることを信じ、恐れていることを表す言葉である。例えば、昔の祝詞や祭りや各種の民間行事の時に唱える呪文等が、もともと「言霊」的な性格が強いものである<sup>336</sup>。日常生活においても、縁起の良い言葉が好まれ、不吉な言葉をできる限り避けているのが普通であり、とくに農業のような自然条件と密接な関係を持つ業種には「忌み言葉」が存在していることも一つの例である。このような行為は全部人間の素朴な「言霊」信仰の生活様式と言えよう。また、日本という国は昔から「言霊の幸はふ国」と自称してきた。しかし、この「言霊」思想、或いは「言霊」信仰も時代とともに中身が変容し、非常に複雑な存在でもある。ここでは注目すべきことは、この民間にある伝統的素朴な信仰が植民地においては頻繁に引き合いに出されたのである。1941年文部省図書監修官をつとめた竹下直之が論文「言語の道義性」の

中に、次のように述べている。

わが国語では、事も言もいづれも同じ「コト」であって、その間には区別はない。言語も「コト」であり、言語の内容たり得る事柄の事も、「コト」として一体的に取り扱われてゐる。……わが国民思想の本質的なものは、この二者を区別しないところから、求めていくこともできるのである。……言霊は幸はふものである。その本然の姿において言と事とが一体不可分の関係に在る、相かなうてゐるといふところに、わが国語の特色が存してゐる。<sup>337</sup>

このように、竹下は「言霊」を「国民思想の本質のもの」と結び付け、言語と国民思想の関連付けも「言霊」から求めようとしたのである。このような思想がさらにさまざまなイデオロギー的方向に進んで、「日本語を通してしか日本人が作れない」という日本語論の根拠に使われ、そしてさらに一方進んで日本語の神格化、「皇道」、「国体」との一体化につながるようになっていたのである。

また、大志万準治は「興亜と日本語」という論文の中で、「吾々は……祖先以来言語に対し、言霊として敬ひ、日本の国を言霊のさきはふ国として衷に矜つてきた国体と不可分の関係を辨へ、日本人は今こそ限りなく日本語を愛し……真意言霊を通じて大東亜新文化の創造に邁進せねばならぬ」<sup>338</sup>と述べ、今度は「言霊」を大東亜新文化の創造と結べついている。このような概念は「言霊」本来の意味から離れ、専ら当時の政治的需要のために強引に意味づけられたと考えられる。これらは日本が植民地において、日本語教育を強く押し付け、日本語普及政策を徹底する目的でもある。しかしながら、「言霊」思想が生まれた時代にはそもそも国民国家成立前にあるので、日本には植民地が持たない時期で、それゆえに、このように強硬に植民地や占領地に適用させようとする解釈が通用するはずがない。それから、これらの論調には、自明の理のように日本語だけに「言霊」があり、ほかの一切の言語にはそれが無いというのはもちろんたちまちそのしつぽが出て、反発を招くに決まっている。

## 2.2 「母語—国語—宗主国家語」—植民地における日本語の在り様

次に、植民地において日本語はどのような存在なのかを追究するために、植民地においての日本語の在り様について考察したい。

近代日本国民国家の形成から、植民地台湾、朝鮮の支配、満洲の支配を経て、中国華北大陸占領地や東南アジアの占領まで、日本語の在り様がこの帝国日本の歩みに従って変化しつつあった。近代国語学や国語の概念の成立は国語学者上田万年によって提出された。よく引用される上田の喩えは「国語は帝室の藩屏なり」、「国語は国民の慈母なり」、「日本語は日本人の精神的血液なりといひつべし」のような論断である。これらの概念を提出し

た際には、台湾も朝鮮もまだ日本の植民地として統治されていなかった。上田が国語論を提出した背景として、当時日本社会では日本人が「国語愛」の意識が低く、上田は通時のおよび共時的な「国語」の確立の必要性和そのための学問としての「国語学」の樹立の必要性を強く感じていた。従って、この国語論はあくまで日本人に向かって母語である日本語を国語として愛すべきことを強調するために取り出したものである。ここでは日本人向けの国語概念であるゆえ、「母語＝国語」で、日本語のことを指す。しかし、植民地や占領地において、植民地の人に日本語を普及するために、この上田の理論を適用しようとするときにある矛盾が露出してしまった。日本が植民地や租借地をすべて日本領としているため、自然に日本の国語である日本語を使うべきだと当たり前のように考えている。しかし、植民地満洲の人々にとっては、たとえ軍事的に占領されても心理的にはその統治国の言葉には自然に抵抗感を持ち、たとえ抵抗がなくてもせいぜい外国語としか取り扱われていなかった。つまり、「たとえ彼らの母国が、一夜のうちに日本領になったとしても、彼らの母語は消して日本帝国の「国語」にはならないのが現実である」<sup>339</sup>。そのため、上田の国語理論は植民地では適用しなくなり、新しい植民地へ適用する国語概念が求められたのである。この要請に答えるのは、まさに宗主国家語的発想であった。1942年に時枝は「国語と日本語とは或る場合にその内包を異にすることがあり得る」と述べ、母語と国語との混同をさけ、初めて「宗主国家語」という概念を取り出した。それで、植民地の母語をその下位概念として取り扱われていた。そしてこの理論を通して、「国語の優位」を取り立て、「大東亜圏」における「日本語の優位」を押し付けていた。

このように、日本語は日本人にとっての母語から、国民国家成立後の国語、また植民地支配のための日本語教育における「宗主国家語」にまで、まさに帝国日本の歩みに従いその解釈を変えていた。しかし、日本語が日本という国を離れてすぐその「国語」の支えが失い、上田の国語論も通用するはずがない。「宗主国家語」の概念も植民地統治の要請に応じて生まれるものなので、これをもって植民地で日本語普及を支えることはもちろん、それ自身も矛盾だらけで、かえって反発情緒を引き起こすしかない。

### 2.3 「日本語＝日本精神」図式の解釈

さらに、日本語イデオロギーの中に無視できない認識の一つは、「日本語と日本精神との繋がりである。「日本語＝日本精神」という図式もまた上田の理論によるものである。上田によれば、「日本語は日本人の精神的血液なりといひつべし」を取り上げ、日本語と日本人の精神との本質的な結びつきを提唱した。また駒込によれば、「言語によって国民国家の共同性を確保しようとする思想が異民族へと適用された場合、日本語で日本精神を教え、日本人化しようという包摂の原理となりうる」<sup>340</sup>と論述した。この理論により、1937年に満洲国で出された文教部令「学校教育ニ於ケル日本語普及徹底ニ関スル件」では、第1項で「日語教師ハ日本語教授ニ際シ単ニ語学トシテ之ヲ取扱フコトナク日本語ヲ

通ジ日本精神、風俗習慣ヲ体得セシメ以テ日滿一徳一心ノ真義ヲ発揚スルニ努ムルコト」と明確に示した。また文部大臣の荒木貞夫が文部省主催の会議・国語対策協議会では、次のようなことを述べた。

今ヤ我ガ国ハ八紘一字ノ大理想ニ基ヅキ、東亜新秩序ヨリ進ンデ世界平和招来ノ基礎ヲ樹テントスル時、コノ精神的血液ガ東亜諸民族ノ間ニ我ガ国語ヲ通ジテ流レマスナラバ、此ノ大事貫徹ニ相互協同ノ実ヲ挙ゲ得ルノデ此ノ目的達成ノ為ノ重要ナル施策タルコトハ言ヲ待タヌ所デアリマス<sup>341</sup>

どのように、日本語を「八紘一字」「東亜新秩序」へ進む際には重要な一環として重要視され、その方法としては「コノ精神的血液ガ東亜諸民族ノ間ニ我ガ国語ヲ通ジテ流レマス」と言い、つまり日本語を東亜諸民族に普及させることを通して、この「八紘一字」「東亜新秩序」という理想を実現しようとする意志を表した。

### 3 植民地における日本語教育の論理

さらに、以上のような日本語イデオロギーのもとで、日本が満洲などの植民地においてさまざまな教育理念で日本語教育を行っていた。次には、満洲において日本語教育をとり行ったときに如何なる教育理念と教育方法について考察する。

#### 3.1 「生活語」主義日本語教育理念による言語侵入

旧満洲の日本語教科書の内容の中には「生活語」が一番大きな比重を占めており、教科書の編纂もこの「生活語」主義の教育理念のもとで行われていたことが分かった。そして、当時日本国内において、文部省の教育方法に関する方針は国語対策協議会で「最も有効適切な日本語の教授は音声言語に俟つべきであり、随つてその教授法は直接法を採用すべきであること」<sup>342</sup>と定められている。ここでは、「生活語」主義日本語教育を実現するためには「直接法」の教授法を取るべきとも強調していた。要するに学習者の母語を用いないことにより、教授の過程そのものの中で話し言葉の教育を目指す方法のことを取って、特に植民地や占領地において「生活語」としての日本語の普及を通して日本語教育が行われていることが一般的である。当時日本語教育振興会常任理事の釘本久春は、次のように述べている。

日本語は、それ自身日本の生活・文化全体の生ける自己表現であり、具体的自己限定である。しかも、固定化した文化財としての日本文化でなく、日本の過去を建設し来たり、日本の未来を創造する、日本の全文化機能の生ける自己表現であり、……従って、私達が異民族に対し、日本語を語り・読ませ・書き示すといふ行為は、それ自身において、日本の生活秩序・日本文化を最も直接的に語り・読ませ・書き



示してゐることに外ならない。逆に言へば、日本語学習しつゝある行為それ自身において、異民族は刻々に日本の生活・文化の統一的表现を具体的に把握しつゝあるわけである。<sup>343</sup>

釘本は日本語と日本の性格・文化全体、日本の生活秩序・日本文化を一体化と理解して鼓吹した。当時の主流思想として日本精神が日本語自体に潜んでおり、故に日本語を普及はすなわち日本国体と王道精神の高揚になると信じていた。「生活語」主義はこのような意味での「日本精神」を異民族の人々に伝えることを目的として選択された教育理念である。第3章で分析したように、日本語教科書のあらゆるところにこの「生活語」主義が浸透され、もちろん学習者の子供たちにとって、身の回りの生活に関する内容が自然に親しみを感じて、受け入れやすいと考えられる。もう一方では、日本語の学習とともに、知らないうちに「日本式生活秩序」「日本精神」が一般民衆の子弟を感化しようとする目的もあると思われる。これがまさにこの「生活語」主義日本語教科書編纂の本当の狙いと言えよう。

### 3.2 「直接法」日本語教育による精神教育

旧満洲における日本語教育の教授法に関しては、「直接法」と「対訳法」がよく持ち出され、同時の主なる教授法でもある。しかし、昭和十年代において、「直接法」と「対訳法」をめぐって論争が起こった。これについては、日本語教育振興会の機関誌であった『日本語』でその様子を伺うことができる。次の表7-1に、当時『日本語』に載っていたこの二つの教授法に関する論文をまとめた。

表7-1『日本語』に載っていた「直接法」と「対訳法」の教授法に関する論文

作者	論文テーマ	巻号	時間
大出正篤	「日本語教授の効果に就いての考察」	第2巻第6号	1942年6月
益田信夫	「直接法と教材(一)」	第2巻第6号	1942年6月
日野成美	「対訳法の論拠」	第2巻第6号	1942年6月
大出正篤	「日野氏の『対訳法の論拠』を読み て」	第2巻第7号	1942年7月
益田信夫	「直接法と教材(二)」	第2巻第7号	1942年7月
益田信夫	「直接法と教材(三)」	第2巻第8号	1942年8月
山口喜一郎	「直接法と対訳法(一)」	第2巻第8号	1942年8月
山口喜一郎	「直接法と対訳法(二)」	第2巻第9号	1942年9月
堀敏夫	「速成日本語教授私見」	第2巻第9号	1942年9月

このように、「旧満洲」において日本教育界には山口喜一郎と大出正篤はそれぞれ「直接法」と「対訳法」の代表者として認められ、さまざまな教育実践化により論争が行われてきた。

まずは山口の「直接法」について検討してみる。この教授法の原型について山口は『日本語教授法原論』<sup>344</sup>で次のように述べている。

はじめグアン氏方案によって教授法が行はれた際には、対訳を廃し、土語を使用しないことを望んだけれども、話し方教授の初期に於いては、教材の内容即ち言葉の意味である事実を土語にて説明し、然る後、それを直観方便に移して国語を投げることを許したのであった。<sup>345</sup>

つまり、この「直接法」は最初のころはまだ折衷法として存在し、純然たる直接法ではなかった。そして、1911年に第2回目の読本改正が行われ、正式的に「直接法」を持ち出したのである。山口幸二は論文「分裂する「言語観」」の中には「直接法」について「当事者側から、音声言語・生活語が日本語教育の基礎であり、それが精神的陶冶につながるとし、実用を目的としない」<sup>346</sup>と山口喜一郎の言語教育思想をまとめた。山口喜一郎自身も「元来言葉の教習方法にはいろいろある様ではあるが、つまりは対訳法か直接法かのいづれに帰すると思ふ。而してこの二方法の差異は言語観の相違に基づくものであり、従って方法体系も根本的に違ひ、互いに妥協し難いものがある」とし、「混交互用してうまく長所を活用しようが如きは、……真に直接法の何たるかを知るものには、その不可なることが断言できるのである。」とはっきりその二方法の相容れない性格を論述した。山口は日本語には陶冶性があり、日本精神を担うという言語観から出発しているように考えられる。山口にとっては、言語活動を行うときに心理的「同一化」が必須条件で、それ故に、「母語」や「翻訳」は必ず排除されなければならない。また、学習者は「日本語」そのもので思考することこそが「日本化」につながり、日本精神が伝わるという考えを持っている。この山口の「直接法」に関して駒込武は以下のようにまとめている。

山口の教授理論は「物事の意味」「言語活動」「生活」という概念に即して直接法が「普遍的」に有効であるかのような形で構成されているが、実は言語活動の心理の同一化という目標を前提として演繹されている。このことの目標は「日本精神」への感化という目的、日本帝国主義による支配体制の維持という究極目的につながるものと想定されているが、言語習得における臨界年齢の問題や極端な言語相対主義の無効性という問題がそこに客観的な矛盾を生じさせる。このことから、山口の方法論は一その主観的な意図に反して一その目的に奉仕しない可能性を持つのである。<sup>347</sup>

駒込によれば、「直接法」の最終的目標はやはり「心理の同一化」で、「日本精神の感化」

や「日本帝国主義による支配体制の維持」に努めることを追求するのが究極の目的である。教材編纂については、駒込が「山口の教材論は直接法に基づいて合理的に編成されており、その特徴は内容面における普遍主義、形式面における合理主義」<sup>348</sup>とまとめている。

一方、大出は「対訳法の代表者」として認められ、日本語教育辞典には「対訳法実践者として直接法批判を行った」と書かれている。しかし、実際大出の「対訳法」の教室活動を見ると、あくまで直接法によって行われるのが基本であった。駒込は「日本語の世界的進出と教授法の研究」<sup>349</sup>には、大出の教授法を次のようにまとめた。引用する部分は大出が1942年『文学』に掲載された論文「日本語の世界的進出と教授法の研究」から引用するものである。

大出正篤は教科書編集部主事を退き、南満中学堂教頭の職にあった。その頃、満洲事変が起こる。満洲国建国以前大出も山口と同じように直接法・話し言葉重視という方針を持っていた。しかし、満洲国が建国されても教員不足などのためいっこうに日本語教育の効果があがらない情勢を前にして大出は「多年指導的立場にあった自分としてその責任をも感じ」て新たな教育方法を模索する。大出によれば、小さい子供を目標として、相当年月をかけて会話を完成する教授法である。然るに満洲国建国直後の日語教育が要求するところは、そんなまだるい長年月を要する教授法ではなくて、短時日の間に手取り早く効果を現す教授なのであった。」という情勢であり、この情勢に即する形で「速成法」を考案する。

この論文の中に書いているように、大出の教授法も実は最初も「直接法」であったことがわかった。しかし、大出は長い間教育現場に日本語教授に従事する経験から、その「直接法」の教育効果の限界を感じ、特にその年齢制限も考慮していないことを気づいた。また、当時情勢により、短時間で習得できる教育法の需要に応じて、一種の対訳法としての「速成法」を提出したのである。大出のこの教授法に対して、山口に師事した日野成美（表7-1を参照）が早速反論をした。日野は論文「対訳法の論拠」の中に大出の教授法に対し、「氏は、言語を極、外面的、器械的なものと観、その精神方面を全く考慮しない」と最初にやはり「言語観」の面において批判した。また同じ論文の中ではこのように述べていた。

氏の言語観からすれば当然器械的といふ言葉で盡きると思ふ。従つて氏が特色とする対訳を方便としての予習重視も、それを基礎とする会話反復練習も、これ等に依ればそれが速成的効果的な教授方法と言ふのも、この器械的を一歩も出ないものであると思ふ。

ここで氏の速成的効果的読本巻一に就いて附言しておくが、それは実用に役立つ事を目標に百五十時間ないし二百時間の学習（語学検定試験四等目標）で会話の実力が修得出来ると言ふものである。

以上の事から見ても分かるやうに器械的練習に依って実用と結果を重視する方法観だと言ふ事になる。この方法観からは吾々が希ふ日本語学習を通じ、精神的陶冶をしようと言ふやうな教育性は発見し難い。

かくして、日野が大出を批判する主たる点は教授法そのものというよりも、「日本語学習を通じ、精神的陶冶をしようと言ふやうな教育性は発見し難い」という日本語教育の究極那目標の到達は望まれないことである。

大出も日野の論調には反論をした。「日野氏の『対訳法の論據』を読みて」（表7-1を参照）という論文を発表し、まず「世間の人が山口君は直接法の大家で、筆者は対訳法の大家（大家は恐れ入るが）だ。と言っている、といふやうな話を度々聞くので、不思議に思ったくらいである」というように自分の教授法は「対訳法」とは思えないことを主張した。また次のように述べた。

日野君の所論を通覧して感じた事を纏めて見ると、日野君は筆者が訳註付きの教材を成人教育の一部に使用していると言ふだけの事実から、筆者の日本語教授が対訳式であると誤解独断し、対訳否定の理論のみから筆者の立場を非難非議してをられるやうに思はれる。この点重ねて御再考を願ひたいと思ふ。

さらに、大出は「日本語の南進に就いて」<sup>350</sup>の中に、日本精神と日本語を結びつける教育法について次のように述べた。

日本語教授と日本精神や指導精神等を簡単に結び付けて『日本語教授によって日本精神を伝えるのだ』とか「指導理念の理解は日本語によるべきだ」とかいふ考へ方をする人があり、しかもそれを日本語の初歩程度から行はうとする人があり、それが如何に徒労であったか、さうした行き方が日本語の学習それ自体をも如何に毒したかは、大陸に於ける経験がすでに証明してゐる。日本精神や指導理念の理解者は城戸氏の言われる如く、日本語以前の問題で、日本語に先行して彼等の母語によるか、或いは既習の外国語によって懇切に徹底的に理解させしめ納得せしべきものあろう。<sup>351</sup>

大出は自分の教育経験をもとづいて、「直接法」で行われた日本語教育実践は効果が求められないだけでなく、「日本語の学習それ自体をも如何に毒したか」と感嘆した。しかし大出の教授理論も「直接法」イデオロギーが全くないというわけではないことも伺える。

このように、「直接法」か「対訳法」かという論議は、日本語の普及を検討するときを避けてはいけないことではあるが、しかしそこから日本側が日本語言語政策をの打開策を見つつけようとしても、その根本的日本語観、言語イデオロギーには本末転倒なものであり、不可能である。特に大出の言った通り、いざ日本語教育の現場を出ると如何に徒労であっ

たかはわかり、その有効性がなくなるに違いない。

以上の「生活語」主義教育理念も「直接法」の教授法も、いわゆる言語と精神の一体性を主張する理論に基いたものである。ここでは、日本語と日本精神が同一視され、日本語さえ話していれば自然に日本精神が身につくことになると言語政策主体側が主張していた。「生活語」を、日本精神と日本文化のかたまりと説明されるが、いざ教育現場に戻ると、たちまちその有効性が問題となった。教授法としての「直接法」なども、もはやその教授方法としての性質を失い、イデオロギーそのものとして絶対化され、科学的に検討することができなくなっている。

#### 4 「協和語」から見た日本語普及の影響

「協和語」または「ピジン語」とも言われている。日本語と中国語の接触による言語変容、中国文脈への日本語語彙の流入という言語現象である。石剛によれば、「「協和語」とは、日本語と「満語」の間のピジンであり、地方と階層、場面、並びにもろもろの条件（話し手双方の語学力、理解力、話の内容、力関係）によって、各種の変体があったが、いづれもその場しのぎ的な性格が強かった。」<sup>352</sup>と定義している。主に日本人が話す中国語めいた言葉のことである。安田は「協和語」については、「「協和語」は語彙レベルのもので、日本語音や中国語音での読みで、中国語へ流入した日本語の漢語語彙や固有語の事とするのが現在のところ妥当と考えている」<sup>353</sup>と述べた。ここでは、「協和語」の実態を追究することではなく、この「協和語」が現れた理由とその意識を検討してみる価値があるように思える。当時植民地や占領地において、日本語普及という要務を完成するためには、一つの困難にぶつかった。それは、日本語学習の難しさである。そもそも母語以外のことばを学習するには、言語的環境、時間、適切な教材、母語との近似性、また心理的要素等々により、その難しさも変わってくる。植民地ではこれらの条件はもとより、当時の日本語そのものにも問題があり、また日本語には生活語以外に、それと全く異なる書き言葉があり、しかも当時はこの書き言葉の日本語は非常に複雑で且つ混乱している状態である。それで、現地の日本語教育担当者の中から、日本語の難しさを気づき、その簡易化を求めている人が現れた。岩沢は「日本語の世界観」<sup>354</sup>の中に、「われわれ日本人でさへかくの如くむづかしいものである。日本語を母語としない外国人がむづかしがるのは当然と言えねばならない」と感嘆し、「やれ共栄圏の共通語にとか、世界的原言語にとか言って持ち出して見ても」無理な話というような意味をあらわした。要するに、日本語の難しさはすでに日本語が「大東亜共通語」や「世界語」としての道を妨げるような障碍になっていることを意味している。それで、日本語の「世界に覇を唱へんとする」<sup>355</sup>立場からもその解決を急ぐべきだと求められた。これはこの「協和語」ができた真の理由と言えよう。

しかし、ここでは無視してはいけないことのは、この日本語の学習効果が上がらない、或いは日本語普及の推進がうまくいかないということは、日本語の難しさにあるのではなく、一番大切なのは学習者の心理的要素にあるということである。心理的にその言語に抵抗している異民族に、そのことばを習わせようとしても、到底容易にできることではない。

こうして、教科書の編纂の指揮棒となる日本語言語政策の制定、言語管理の実施過程、具体的な教授法、教育内容等々、このあらゆることを規定するのはそのイデオロギーとしての日本語観である。しかも、これらの言語イデオロギーは全部当時の植民地支配につとめ、日本語教育の真義から遠ざかれ、結局失敗に終わるのも当然のことである。言葉の教育はいつかそのイデオロギーを除いて初めてその日本語教育が新しい道が開かれると思われる。

## 5 今後の研究課題

本稿は教育側が実現したい日本語教育と教育の受け手側が受け止めた日本語教育の両面から旧満洲の日本語教育実態を検討した。本研究の限界及び残され課題について補足を加える。

①教育側のほうについては教育法規と日本語教科書を考察し、教育の受け手側のほうについては教育体験者のオーラル・ヒストリーを考察した。しかし、教育側からの研究は、教育内容である教科書に関する研究と教育方針を規定する教育法規に関する研究のほかに、教授者である日本語教師に関する研究も重要な部分であると考えられる。実際教壇に立つ日本語教師はどのように授業を行っていたのかも研究する必要があると思われる。特に、旧満洲の場合、日本語教師のほとんどは旧満洲の教師養成機関で教育を受けてから教壇に立つわけであるため、教師は教授者であると同時に教育を受ける学習者でもある。そのため、教員養成段階のシステムのプロセスを具体的・系統的に描くことが求められる。また、教育政策と教育法規があり、教科書も規定されているが、教師はみなそのとおりに教えたのか。自分なりの教育理念があり、その実現を努めた教師はいたのか、またはどのように実現したかについての一人ひとりの個人史についての考察も興味深い課題となる。このような内容を検討することを通して、さらに旧満洲の日本語教育を全体的に見ることが出来るよう。

②本研究は主に初等教育に注目し、その日本語教育の実態を検討したため、教育内容としては初等日本語教科書について分析し、教育体験者のオーラル・ヒストリーの内容も初等教育に関する部分により重点を置いた。これからは、さらに中等教育、高等教育についても研究も必要であると思われる。

③研究一では、旧満洲の教育政策と法規の実行に注目し、その過程でいかなる批判を受け、どのように改正されたのかを考察した。つまり、政策の実施段階の分析に目を置いて検討した。しかし、その前に、教育関係法規の立法段階の研究は研究課題として残っている。例えば、旧満洲に対する植民地政策を制定する時に、日本国内はどのような変動があったのか。上層の権力者と日本語教育者それぞれどういう意見を持っていたのか。それから世論はどうだったのかについて、さらに考察する必要がある。

④研究二では、旧満洲の教育内容を考察するため、教科書そのものについて、構成、表記、挿絵、語彙、分量、題材等等を細分化させ、細かく分析を行った。これからは教科書の編纂事情についての分析は更なる考察を加えたい。教科書の編纂者は誰なのか。編纂記録と

して残すものがあるのか。また、これらの教科書は何を参照し、どのように改編されたのか。さらに、教科書を編纂する人々は教育政策を完全に認めているかどうかなどのことをさらに掘り下げるのは今後の課題である。

以上の問題を今後の課題としてさらなる研究に邁進していきたい。

---

<sup>1</sup> 林楽青・西尾林太郎・孫蓮花「大連における日本語教育事情の一考察—中等教育を中心に—」（『愛知淑徳大学現代社会研究科研究報告』2014、73頁）。

<sup>2</sup> 林楽青・西尾林太郎・孫蓮花「大連における日本語人材需要について—日系企業を中心に—」（『愛知淑徳大学現代社会研究科研究報告』8、2012、37—45頁）。

<sup>3</sup> 1904年大連（同時は「関東州」に）初めての日本語学校が設立されてから、1945年日本の敗戦まで、約40年間である。

<sup>4</sup> 徐敏民「戦前中国における日本語教育—台湾・満州・大陸での展開と変容に関する比較研究—」筑波大学博士、教育学、学位論文（未刊行）、1993。

<sup>5</sup> 小沢有作「日本植民地政策論—日本語教育政策を中心に—」（『人文学報』、教育学7、1971、1-39頁）。

- 
- 6 竹中憲一『「満州」植民地日本語教科書集成』全七巻（緑蔭書房、2002）。
- 7 齊紅深『见证 日本侵华殖民教育』（遼海出版社、2005）。
- 8 関正昭『日本語教育史研究所説』（スリーエーネットワーク、1997、33頁）。
- 9 槻木瑞生「満洲教育史概略—その土地に生きた人の視点から—」（『News letter』24号近現代東北アジア地域史研究会編、2012、1頁）より抜粋。
- 10 竹中憲一『「満州」オーラルヒストリー—奴隷化教育—に抗して』（皓星社、2004年、前言）。
- 11 同上。
- 12 亀井孝他『言語学大辞典』第4巻、（世界言語編（下-2）、三省堂、1996年、203頁）。
- 13 桜井隆「「満洲語」・「満語」」『植民地教育史研究年報第7号植民地教育体験の記憶』（日本植民地教育史研究会運営委員会皓星社、2005年、256頁）。
- 14 国務院総務庁人事処『満洲国国語検定試験問題集』（明文社、1937年、23-24頁）。
- 15 齊紅深『見証—日本侵華教育』（《见证 日本侵华殖民教育》）（遼海出版社、2005年）。
- 16 佐藤秀夫『第二次世界大戦前・戦時期日本語教育関係文献目録』（序）（日本語教育史研究会、1993、1頁）より抜粋。
- 17 『「満州」における教育の基礎的研究』（第一巻～第三巻）柏書房、2000年。
- 18 徐敏民「戦前中国における日本語教育—台湾・満州・大陸での展開と変容に関する比較研究—」（筑波大学博士（教育学）学位論文（未刊行）、1993）。
- 19 『関東州の中国人初等教育における日本語教育研究—1904年日露戦争から1945日本敗戦まで—』（大東文化大学博士（日本語文化学）学位論文（未刊行）、2014）。
- 20 槻木瑞生は書評で、「事実を知ることから始めるべきであるという認識に立って膨大な一次史料を駆使し、これまでの満洲国教育の事実認識を超えるもの」と高く評価している。
- 21 『「国語」と「方言」のあいだ—言語構築の政治学—』（人文学院、1999）に、社会学者建部遯吾が1918年の論文「国語に対する実利政策」の中で「『国語政策』、『言語政策』という単語を用い、言語の社会的機能、変化を説き」と書いているとある。
- 22 泉文明「植民地支配下および解放後の日本語教育—日本語教科書と韓国人からの聞き取りをてがかりに—」（『龍谷紀要』29（2）、2008、203-212頁）。
- 23 豊田国夫『民族と言語の問題』（錦正社、1964、31頁）より抜粋。
- 24 小沢有作「日本教育学会大会研究発表要項」（『一般社団法人日本教育学会』26（0）、1967、57頁）より抜粋。
- 25 同上。
- 26 小沢有作「日本植民地政策論—日本語教育政策を中心にして—」（『人文学報』（教育学7、1971、1-39頁））。
- 27 「言霊」とは言葉には特別な力が宿っていると捉える信仰である。本居宣長が「うひ山ふみ」の中ではじめて言霊について解説した。「まづ大かた人は、言と事と心と、そのさま大抵相かなひて似たる物にて」と説き始め、「言と事と心とは其さま相かなへるものなれば、後世にして、古の人の思へる心、なせる事を知りて、その世の有さまを、まさしくするべきことは、古言、古歌にある也」と述べている。
- 28 牲川波都季『戦後日本語教育学とナショナリズム—『思考様式言説』に見る包摂と差異化の論理—』（早稲田大学大学院日本語教育研究科学学位論文、2012、22頁）より抜粋。
- 29 石剛『植民地支配と日本語—台湾、満洲国、大陸占領地における言語政策』（三元社、2003、16頁）。
- 30 同上。
- 31 磯田一雄「『文化侵略』と異文化間教育—一九・一八以前の満鉄付属地における中国人教育を中心にして—」（『コミュニケーション紀要』9、1995、59-91頁）。
- 32 同上 86-87頁。



- 33 伊月知子「『満洲国』における日本語教育とその目的に関する考察—日本語教育関係者の投稿文を手がかりにして—」（『比較文化研究』（115）、2015a、189-199頁）。
- 34 川村湊『海を渡った日本語』（青土社、1994）。
- 35 祝利「『満洲国』における「民族協和」下の人材養成と日本語教育」（九州大学博士（比較社会文化）学位論文（未刊行）2014）。
- 36 杉森知也「『満洲国』における中等教員養成—日本人教員の再教育と養成の開始に着目して—」（『研究紀要』90、2015、79-93頁）。
- 37 竹中憲一『「満州」植民地日本語教科書集成』第七卷（緑蔭書房、2002、49頁）。
- 38 山口喜一郎『日本語教授法原論』（新紀元社、1943、392頁）より抜粋。
- 39 「グアン」は最初、台湾で「ゴアン」と呼ばれていた。
- 40 王秋陽「日本統治時代の台湾における日本語教育—グアン氏言語教授法に関連して—」（『東アジア研究』9、2011、41-54頁）。
- 41 「満鉄沿線に於ける日本語教授法の変遷」は、満鉄初等教育研究会第二部から1932年に発表され、それが竹中憲一『「満州」における日本語教科書集成』（第6巻）（272-315頁）に収録されている。
- 42 竹中憲一『「満州」植民地日本語教科書集成』第6巻（緑蔭書房、2002、273頁）より抜粋。
- 43 村井万里子「山口喜一郎の日本語教授法—『第二種初等日本語読本』を手がかりにして—」（『全国大学国語教育学会発表要旨集』81、1991、60頁）より抜粋。
- 44 山口幸二「分裂する『言語観』—膨張する『日本語』とその『教授法』をめぐって—」（『川上勉教授退職記念論集』、2004、315-338頁）より抜粋。
- 45 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、1996、92頁）より抜粋。
- 46 大出正篤「日本語の南進に就いて」（『日本語』第2巻10号、1942、51頁）より抜粋。
- 47 大森直樹「中国人が語る満洲国教育の実態—元吉林師道大学学生・王野平氏へのインタビュー記録—」（『東京学芸大学紀要第I部門教育科学』45、1994、47-61頁）。———「『満洲国』の日系教師政策」（『日本教育学会大会研究発表要項』54（0）、1995、190-191頁）。———「『満洲国』日系初等教師のライフ・ヒストリー」（『東京学芸大学紀要第I部門教育科学』48、1997、1-29頁）。
- 48 安田敏朗「強圧的で理不尽な教育が何十年も記憶の底によこたわる不幸」『図書新聞』2004年6月26日（土曜日）より抜粋。
- 49 大橋敦夫「伊沢修二の日本語教科書編纂—現存資料の紹介と『東語初階』の内容分析—」（『学海』9、1993、13-40頁）。
- 50 陳虹彪「日本統治下台湾における国語科の成立と国語科編纂に関する歴史的研究—台湾総督府編修官加藤春城を中心に—」（東北大学博士（総合教育科学）学位論文（未刊行）、2007）。
- 51 劉紀星「旧満洲時代における日本語教科書の考察」『札幌大学総合論叢』18、2004、91頁。
- 52 伊月知子「『満洲国』期の日本語教育関係者の思想的変遷—公学堂の校長から文教部編審官となった福井優について—」（『2015年度台湾日本語文学国際学術研究会論文予稿集』、2015b、41-48頁）。
- 53 斉紅深『見証—日本侵華教育』（《见证 日本侵华殖民教育》）（遼海出版社、2005）。
- 54 Kelly, G. P. and Altbach, P. (Eds.) (1978). *Education and Colonialism* Longman. 2頁より抜粋。
- 55 竹中憲一によれば、満洲における教育政策に関して二つの傾向があったという。一つは「内地」（日本本土）の教育制度を満洲にも適用する「内地延長主義」教育であり、もう一つは満洲の気候風土・生活・習慣・文化を教育の中に取り入れる「現地適応主義」教育である。
- 56 塚瀬進『満洲国「民族協和」の実像』（吉川弘文館、1998、69頁）より抜粋。
- 57 満洲事情案内所『満洲国の現住民族』1938年、8頁。

- 58 『満洲年鑑』(1940年版)に収められたが、本研究では小林秀夫『<満洲>の歴史』講談社2008年210頁より引用。
- 59 磯田一雄・槻木瑞生ら編『在満日本人用教科書集成』(第10巻、柏書房、教育関係法規・解題)の解説の部分、槻木瑞生「在満日本人教育の歴史」193頁。
- 60 同上、209頁。
- 61 羅家倫編「中華民國臨時約法」(『革命文獻』第一輯、中央文物供給社、1958年、34頁)所収。本研究では萩原稔「民族革命」から「五族共和」へー北一輝の中国革命観についての一考察』『同志社方角』59巻、2号、2007年、516頁より引用。
- 62 岡本雅亨『中国の少数民族教育と言語政策』(社会評論社、1999年、75頁)。
- 63 同上、78頁。
- 64 河原春作『現代支那満洲教育史料』(培風館、1940年、228-229頁)。
- 65 岡本雅亨『中国の少数民族教育と言語政策』(社会評論社、1999年、81頁)。
- 66 家庭言語の使用について、資料が見つからなかったが、今の状況から考えると、家では各民族語を使う可能性が大きい。
- 67 小山貞知『満洲国と協和会』(満洲評論社、1935年、「題字及写真の説明」部分より引用)。
- 68 湯浅廉孫「国語政策と秦火の一原因」(『帝国文学』13巻11号、1907年11月)。
- 69 1924年12月の講演「国語政策の根本問題」より。問題にて『日本文学』(日本大学)1926年7月号に掲載、のちに山田孝雄『国語政策の根本民題』宝文館、1932年に収める。
- 70 保科孝一『国語政策論』国語科学講座73、明治書院、1933年。『国語政策』刀江書院、1936年。『大東亜共栄圏と国語政策』統正社、1942年。
- 71 安田敏朗「言語政策」の発生一言語問題認識の系譜一』『人文学報』83、143-183頁。
- 72 この文書は、土井章監修『昭和社會經濟資料集成』第17巻、大東文化大学東洋研究所、1992年に収められている。
- 73 これに関する資料は石川準吉『国家総動員資料編』第四、通商産業研究所、1976年、明石陽至・石井均解題『大東亜建設審議会関係史料』全4冊、龍溪書舎、1995年がある。
- 74 大西雅雄「南方に対する言語政策」(『国語文化』3巻3号、1943年9月、68頁)。
- 75 太平洋戦争が開始すると、敵国の言語である英語に対する風当たりは強くなったのである。
- 76 長谷川松治「言語対策と言語理想」(『コトバ』4巻9号、1942年9月、68頁)。
- 77 このまとめは安田敏朗の「言語政策の発生」(『人文学報』第83号、2000年、143-18頁)を参照した。
- 78 上沼八郎『新装版 伊沢修二』(吉川弘文館、1988年)を参照した。
- 79 ジェニーン・ヒートン「伊沢修二のアメリカ留学と台湾における教育実践」(『アジア文化研究』第41号、国際基督教大学、2015年、41頁)。
- 80 Albert Gardner Boyden, *History and Alumni Record of the State of the Normal School, Bridgewater, Mass., to July, 1876*, Alumni Record (Boston: Noyes and Snow, 1876).
- 81 Arthur Clarke Boyden, *op. cit.*, p. 147.  
原文: “loyalty—loyalty to the leaders of the school and loyalty to the principles of the school which they learned to appreciate and admire.”
- 82 ジェニーン・ヒートン、前掲論文、44頁。
- 83 上沼八郎、前掲書を参照した。
- 84 上沼八郎、前掲書、172頁。
- 85 伊沢修二『伊沢修二選集』(信濃教育会、1958年、162頁)。
- 86 上田萬年『国語のため』(富山房、1895年、12頁)。
- 87 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』1939年(複製版、青史社、1982年)。
- 88 「加藤弘之氏の台民教化談」(『教育時論』第444号、1897年8月)、(『近大日本のアジア教育認識・資料篇』第30巻所収、龍溪書舎、2004年、89頁)。
- 89 伊沢修二「新版図人民教化の方針」(『教育報知』初出、1898年)、信濃教育会、前

- 掲『伊沢修二選集』640-641頁。
- <sup>90</sup> 「漢文」と後述に述べる「漢語」は「現地語としての中国語」を意味するが、異なる時期に言い方が違って来る。また、教科目の一つとして、「漢文」、「漢語」、「満語」、「中国語」の言い方も違う。さらに、台湾人の方言としての言語が、「日本統治時代から戦後にかけての連続した同化政策により、先住民族が有する言語・文化の流失が甚だしく」なったという。（森田健嗣「戦後戦後台湾山地社会における言語政策の展開」『アジア経済』日本貿易振興機構アジア経済研究所、2013年、79頁）。
- <sup>91</sup> 伊沢修二「台湾公学校設置に関する意見」『伊沢修二選集』、617頁。
- <sup>92</sup> 陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』（三元社、2001年、56頁）。
- <sup>93</sup> 平井又八「公学校に於る漢文問題に敢えて橋本君の教を乞ふ」（『台湾教育会雑誌』号、1902年）。
- <sup>94</sup> 陳培豊、前掲書、56—57頁。
- <sup>95</sup> 陳培豊、前掲書、57頁。
- <sup>96</sup> 前掲書、『台湾教育沿革誌』、229頁。
- <sup>97</sup> 前掲書、『台湾教育沿革誌』、261頁。
- <sup>98</sup> 前掲書、『台湾教育沿革誌』、388頁。
- <sup>99</sup> 陳培豊、前掲書、57-59頁。
- <sup>100</sup> 台湾、国民党の政治家。台湾北港の人。日本統治下の台湾総督府国語学校卒業。台湾同化会の運動にかかわって、抗日政治運動の象徴的存在であった林獻堂に見出され、その助力で東京高等師範学校に学びつつ運動に専念、新民会の組織、雑誌『台湾青年』の創刊、台湾議会設置請願運動、台湾文化協会の運動などを推進した。（ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典）
- <sup>101</sup> 蔡培火「台湾の民族運動」（『教育科学』第2冊付録『教育』第2号、1931年、28頁）。
- <sup>102</sup> 蔡培火「『台湾教育』十月号に於ける国府氏の所論に就て」（『教育』第5巻第1号、1937年1月、141頁）。
- <sup>103</sup> 孫保田『旅大文献征存』巻1、（大連出版社、1961、16-20頁）。
- <sup>104</sup> 南金書院私立小学校の初代の書院長で、軍政署時代に教習として招かれた。岩間は1872年に秋田に生まれた。幼いうちに父を亡くし、秋田中学を卒業した後に、家族の生活を支えるのに代用教員や町役場に勤めるなど苦労を重ねたという。1901年には、向学の志止みがたく、同文書院の学生募集に応じ、第一期生として上海に渡った。1904年3月に卒業し、同年金州に作られた南金書院の総教習として渡満することになった。
- <sup>105</sup> 三宅俊成『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』（南金書院同窓会、1934、6頁）より抜粋。
- <sup>106</sup> 同書13頁。
- <sup>107</sup> 三宅俊成氏談による。
- <sup>108</sup> 井上謙三郎『大連市史』（大連市役所、1936、234頁）。
- <sup>109</sup> 平野健一郎「満州における日本の教育政策—1906年～1931年—」（『アジア研究』15(3)、1968年、24-52頁）。
- <sup>110</sup> 易顕石『日本の大陸政策と中国東北』（六興出版、1989、78頁）。
- <sup>111</sup> 菅孝行『叢論日本天皇制』（柘植書店、1987、193頁）。
- <sup>112</sup> 菅孝行『叢論日本天皇制』（柘植書店、1987、193頁）より抜粋。
- <sup>113</sup> 以上の根津に関する内容は、東亜同文会内対支功労者伝記編纂会『対支回顧録：下巻列伝』（東亜同文会内対支功労者伝記編纂会、1936年7月10日第3版）、東亜同文書院大学史編纂委員会『東亜同文書院大学史』（滬友会、1982年5月30日）を参考した。
- <sup>114</sup> 近代アジア教育史研究会『近代日本のアジア教育認識（中国篇）』解題（龍溪書舎、2002年、181頁）。
- <sup>115</sup> 同前、132頁。
- <sup>116</sup> 滬友会『山洲根津先生伝』（大空社、1997、97頁）。

- 117 同前 97 頁。
- 118 同前、413 頁。
- 119 陸軍省『明治三十七八年戦役満州軍政史』第 1 卷（1926、22-39 頁）。ここではその一部を引用する。「・・・該地方人民ノ智能ヲ啓発シ資源ヲ開拓シテ富国強兵彼我相利シ以テ東亜年ノ和平ヲ維持スルニ至リテハ其功德ノ広且大ナルコト幾ト測知スヘカラサルモノアリ。・・・満洲教育案ニ於テ眼ヲ其全局ノ将来ニ注キ整齐完備ナル新制度ノ確立ヲ以テ理想ト為スト同時ニ深ク満洲ノ地已ニ我皇軍ノ占領スル所ト為リ彼等地方人民ハ博愛仁慈ニシテ而モ規律厳肅ナル我軍政ノ下ニ安穩ナル生活ヲ営みつつアリト雖戦雲纒ニ取りテ瘡痍未ダ癒エス民力尚疲弊セルノ今日到底完備ナル教育事業ノ施設ヲ望ムヘカラス此ヲ以テ今日先ツ階梯的施設ヲ試ミ漸ヲ逐フテ完備ノ域ニ達センコトヲ期スルハ本案ノ趣旨トスル・・・」
- 120 陸軍省『明治三十七八年戦役満州軍政史』第 1（1926、23 頁）。
- 121 前掲『明治三十七八年戦役満州軍政史』第 1 卷、5 頁。通牒の全文は以下になる。  
我軍已ニ奉鉄ヲ占領シ、敵軍遠ク北竄ス当軍管轄地境ハ戦雲先ツ取りタリ謂フヲ得ヘキ乎思フニ各官ノ軍事必要上施設経営事項尚多々ナルヘキモ一面清国官民ヲ誘掖指導シ其民物ヲ開発シ吾国利ノ布植ヲ図ルルモ亦一要務ニシテ其第一著ハ教育事業タルヘキヲ信ス然レトモ戦餘ノ瘡痍猶癒ヘス民俗ノ風氣未タ開ケサルノ今日一氣完備セル秩序的ノ学堂設立ハ得テ望ムヘキニアラス・・・換言セハ先ツ都市ニ一学堂ヲ設ケ小学科ト云ハス中学若ハ師範学科ト云ハス成人者若ハ兒童ニ論ナク之ニ収容シ其素養ノ如何ニ由テ之ヲ学級学班ニ分チ毎日四五時間ツツ合級教授法ニ依リ授業スルト謂フニ在ルナリ面シテ其教授課目は奏定学堂章程ニ準拠シ之ヲ取捨折衷シ之ニ日語ノ一科ヲ加フルコトトセハ可ナラン乎。若シ夫レ校舍ノ設備費金ノ出所ニ至リテハ捐金可ナリ、公課亦可ナリ、土地民物ノ程度ニ依リ其ノ選択ハ地方官民ニ一任スルヲ要ス。  
聘用教師ハ勿論日本人ナルヘク、而シテ其聘用ノ場合ニハ本職ヲ經由スルコトニ被致度右軍司令官ノ意図ニ依リ得貴意候也  
追テ左ニ本邦ニ於テ出版セル清国学校用教科書目ヲ御参考付記致候  
東亜普通読本近刻六巻東語初階一巻                      東語真伝一卷瀛華尺牘軌範二巻  
東亜史課本一巻中国地理課本一巻                      理科学階梯近刻一巻  
東亜高等読本近刻四巻                                      東文易解二巻日本文典同二巻  
支那交際往来尺牘一巻中国地理課本一巻              同訓譯一巻万国地理課本一巻  
東亜史課本一巻五大洲誌三巻                              東亜新誌二巻理科学階梯近刻
- 122 陸軍省『明治三十七八年戦役満州軍政史』第 1 卷（1926、5 頁）。
- 123 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』8 頁。
- 124 前掲『明治三十七八年満州軍政史』第 3 卷、143 頁。
- 125 教育史編纂会『明治以後教育制度発達史』（第十二巻、1939、41 頁）。
- 126 岩間徳也「関東州中国人教育二十年史」『満蒙』（第 7 巻、第 78 冊、1926、159 頁）。
- 127 内閣印刷局『職員録』（明治 36 年以降）による。浅井政次郎の記録は『関東州教育史』による。
- 128 前掲『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』、「南金書院に就ての思出」、48 頁。
- 129 同上、48-50 頁。
- 130 同上、49 頁。
- 131 三宅俊成「満洲・朝鮮における戦前史学の実態」『伝統と現代』（伝統と現代社、1974、101 頁）。
- 132 井上謙三郎『大連市史』（大連市役所 1936、314 頁）。
- 133 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』（第十二巻、1939、50 頁）。
- 134 同上 57 頁。
- 135 槻木瑞生「岩間徳也と『満州』の中国人教育」『国立教育研究所紀要』第 115 集による。
- 136 前掲『明治以降教育制度発達史』63 頁。
- 137 関東州庁内務部学務課『関東州の教育』（1941、統計図表 3）。

138 作者不明『関東州教育史』（『「満洲・満洲国」教育資料集成』所収、1932、30頁）より抜粋。

139 南満洲教育会教科書編集部「教科書編集部一覧」（1944、3頁）より抜粋。「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』（9巻、エムディ出版、1995）所収。

140 嶋田道弥『満洲教育史』（青土社、1935年、29頁）。

141 満州にかつて存在した省。同省は中華民国時代には遼寧省とされていたが、満洲国時代に奉天省に改称された。現在の遼寧省の中の瀋陽などを含む地域。奉天省の省都とされた奉天市（現在の瀋陽市）を管轄する奉天市公署の建物は現在、一部改修され、瀋陽市政府が入っている。

[https://www.kikokusha-center.or.jp/kikokusha/mihanmei/houten/houten\\_main.htm](https://www.kikokusha-center.or.jp/kikokusha/mihanmei/houten/houten_main.htm)(2019年12月25日)



142 謝蔭昌『演蒼年史』1929年。中国人民政治協商会議瀋陽市委員会文史資料研究委員会編集『瀋陽文史資料』（第9輯）、中国人民政治協商会議瀋陽市委員会文史資料研究委員会、1985年版、39頁。

143 遼寧省教育誌編纂委員会編『遼寧省教育史誌資料』第2輯、遼寧大学出版社、1990年、908頁。

144 同上909頁。

145 阿部洋『対支文化事業一戦前期日中教育文化交流の展開と挫折一』汲古書店、2004、389頁。

146 満蒙援護会『満洲国史総論編』（1970、582頁）より抜粋。

147 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』（第12巻、69頁）。

148 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』（第12巻、71-83頁）。

149 顧明義他『大連近百年史』（遼寧人民出版社、1999、1380頁）。

150 前掲『関東州教育史』52頁。

151 同注25。

152 前掲『明治以降教育制度発達史』第70頁。

153 今永茂「日本語読本編纂の思ひ出」国語文化学会編『外地・大陸・南方日本語教授実践』（1943年、133-140頁）より抜粋。

154 蘇崇民「日本の東北地方侵略過程における満鉄の地位と役割」中国東北地区中日関係史研究会鈴木静夫他訳『中国人の見た中国・日本関係史』（東方出版、1992、299頁）。

155 南満洲鉄道株式会社『南満洲鉄道株式会社十年史』（1919、21頁）。

156 南満洲鉄道株式会社地方部学務課『満鉄教育・回顧三十年』（1932、183頁）より抜粋。

157 熊野正平「満洲国の教育」『支那研究』（第34号、1934、68-69頁）より抜粋。

158 当時関東州では、日本語教師になる人に対し、教師養成教育を受けることを強要した。

159 磯田一雄、前掲論文、「『文化侵略』と異文化間教育一九・一八以前の満鉄付属地に

- における中国人教育を中心に一」66頁による。
- 160 1863年石川県出身。東京帝国大学大学院農政学研究科終了後、大蔵省入省、日本銀行管理官・三井銀行事務理事・同常務取締役・三井合弁会社副理事長・貴族院議員といった経歴をもつ。満鉄社長在職中の1922年10月死去。
- 161 鎌田政国『歴代満鉄総裁訓諭抄』（鉄道総局人事局養成課、1940、67頁）より抜粋。
- 162 満洲国教育史研究会『「満洲・満洲国」（教育資料集成、第一六巻、1993、1559頁）。
- 163 同上。
- 164 竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究第二巻』（柏書房、2000、23頁）。
- 165 満鉄総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』（1939、495頁）。
- 166 南満洲鉄道株式会社『南満洲鉄道株式会社十年史』（1974、838頁）。
- 167 飯河道雄『秘、本社支那人教育施設の目的に関する私見』（1920、165-168頁）より抜粋。
- 168 前掲『「満洲」における教育の基礎的研究第二巻』48頁。
- 169 南満洲鉄道株式会社初等教育研究会第二部編『公学堂・日語学堂教育の実際』（1932年、40頁）。
- 170 南満洲総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』（総論、1939、334頁）より抜粋。
- 171 宋群「関東州の中国人初等教育における日本語教育研究—1904年日露戦争から1945年日本敗戦まで—」大東文化大学博士（日本言語文化学）学位論文（未刊行）（2014、128頁）。
- 172 槻木瑞生「『満洲』における近代教育の展開と満鉄の教育」『日中教育文化交流と摩擦』（第一書房、1983、175頁）。
- 173 1932年7月12日に日本による満洲国承認が決定されると、日本政府は関東長官・関東軍司令官・満洲国駐箚臨時特命全権大使を同一人物とする、いわゆる三位一体制を実施した。
- 174 『中学社会 歴史』（教育出版株式会社。文部省検定済教科書。中学校 社会科用。平成8年2月29日文部省検定済。平成10年1月10日印刷。平成10年1月20日発行。）p248の本文には「続いて関東軍は、清の最後の皇帝溥儀を元首にして満洲国をつくった。はじめ消極的だった日本政府も軍部に追従して満洲国を認め、「王道楽土」（王道によって治められる安楽な土地）と宣伝し、恐慌になやむ農民を集団移住させた。」と書かれている。
- 175 塚瀬進『満洲国「民族協和」の実像』（吉川弘文館、1998、69頁）。
- 176 関東局『関東州と付属地—関東局施政要覧』（1936、9頁）。
- 177 福井優「満洲国に於ける日本語普及の状況」『外地・大陸・南方 日本語教育実践』（国語文化学会編、1943、182頁）より抜粋。
- 178 満洲国文教部『第一回教育庁長会議記録』（1932、29頁）より抜粋。「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』第2巻所収、エムディ出版、1992-1995年。
- 179 満鉄経済調査会『満洲国教育方策』（1935、23頁）。
- 180 前掲『明治以降教育制度発達史』115頁。
- 181 前掲書『文教関係法令輯覧』204頁。
- 182 満洲国法令輯覧刊行会「満洲国政府公報」第551号、満洲国『文教関係法令輯覧』（1932年、204頁）。
- 183 注56を参照されたい。
- 184 満洲国民生部教育司『学校令及学校規定』（1937、1頁）。
- 185 関正昭『日本語教育史研究所説』（1997、32頁）。
- 186 「新学制」の下での初等教育機関は、国民学校、国民優級学校のほか、国民学舎や国民義塾もあった。国民義塾は地方の個人によって設立され、国民学校の設置の補充になる。
- 187 加島福一「公学堂に於ける日本語教育」『日本語』（3巻1月号、1932、92-93頁）。

- 188 松尾茂「満洲国に於ける日本語教育の現状」『日本語』（4巻5号、1944、2頁）。
- 189 同上4頁。
- 190 豊田国夫「満洲国の国語政策」『民族と言語の問題』（1964、317-330頁）。
- 191 森田孝「満洲国の国語政策と日本語の地位」『日本語』（2巻5号、1942、80頁）。
- 192 堀敏夫「満洲国に於ける日本語教授の動向」、（『日本語』創刊号、1941、53頁）。
- 193 重松信弘「満洲国に於ける日本語の地位」『文学』（八巻四号、1940、45-56頁）。
- 194 千種達夫「法律文章の平易化と口語化」『満洲国語』（一卷二号、1940、24-30頁）。
- 195 森田孝、前掲論文、81頁。
- 196 同上、森田孝、81頁。
- 197 松尾茂、前掲論文、4頁。
- 198 白川今朝晴『満洲における現代の教育』教育思潮研究会（第15巻第1輯、1941、112頁）。
- 199 関東州局令第90号「関東州人教育令」（1943年、大連図書館所蔵館蔵書号M13-127）。
- 200 石剛「満洲国と日本語」、阿部洋編『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』（1994、216頁）。
- 201 窪田富男『日本語教授法』（おうふう、1989、129頁）より抜粋。
- 202 煩瑣を避けるために、以下では「南満洲教育会教科書編集部」を「南満州部」、「在満日本教育会教科書編集部」を「在満部」、「奉天外国語学校編集部」を「奉天外」、「関東庁教科書編纂委員会」を「関東庁委」、「南満洲鉄道株式会社教育研究所」を「南満鉄道所」、「関東局在満教務部教科書編集部」を「関東局部」、「満洲国文教部編纂部」を「満文部」、「満洲国民生部」を「満民部」と省略する。
- 203 Berelson, B., 1952, *Content Analysis in Communication Research*, New York: Free Press. 18頁。
- 204 Krippendorff, K., 1980, *Content Analysis: an Introduction to Methodology*, London: Sage. (=1989, 三上俊治ほか訳、『メッセージ分析の技法—「内容分析」への招待』勁草書房、21頁)。
- 205 樋口耕一「内容分析から計量テキスト分析へ—継承と発展をめざして—」（大阪大学大学院人間科学研究科紀要32、2006、1-27頁）。
- 206 竹中憲一、前掲書、223頁。
- 207 この論文は中内敏夫が編集した『近代日本教育論集1 ナショナリズムと教育』の中に収録している。これは1932（昭和七年）に郷土教育連盟によって、その機関誌『郷土教育』第26号「時の問題」欄に発表されたものである。郷土教育連盟は1930年（昭和五年）の11月に尾高豊作、小田内通敏らによって結成され、郷土の社会科学的認識を目指して郷土教育をくみかえようとする組織である。この文章の冒頭に当時ある宗教学校（上智大学）に陸軍の配属将校に引率されて靖国神社を参拝した学生のうち、カソリックを信仰する学生が何名か参列を拒否したことを記している。この論文はそのことを機に「神社と教育問題」を題に神社と宗教、国家、教育との関係について論じた。
- 208 グアン法はいわゆるグアン式教授法である。この教授法は19世紀後半フランスの古典語教師グアンによって開発されたもので、この方法は幼児の自然な母国語習得過程を模している。グアンの方法が特に心理学的教授法と呼ばれるのは、彼が心理学に理論的根拠を求めたためである上に、言語習得に於ける幼児の心理的側面を強調したためでもある。グアンは外国語教授の原理の中で最も重要な原理は「観念連合」と「心的具象化」の二つと考えている。「観念連合」とは「幼児は思考の順序で言葉を用いるから、教材は思考の順に（連想しやすいように）配列しなければならない」という原則である。
- 209 教育史編纂会『明治以後教育制度発達史』（13巻、1939、42頁）より抜粋。
- 210 これからの表にはそれぞれの編集部の教科書を次のように略して表す。  
南一—南満洲教育会南満洲教育会教科書編集部『初等日本語読本』  
南二—南満洲教育会南満洲教育会教科書編集部『第二種 初等日本語読本』  
在—在満日本教育会教科書編集部『初等日本語読本』

- 奉——奉天外国語学校『日本語読本』  
関——関東庁教科書編纂委員会『初等日本語読本』
- 211 磯田一雄「皇民化教育と植民地の国史教科書」大江志乃夫他編『岩波講座 近代日本と植民地4（統合と支配の論理）』（岩波書店、1991、113-135頁）より抜粋。
- 212 上田万年『国語のため』（富山房、1903、12頁）より抜粋。
- 213 安田敏郎「『国語』・『日本語』・『東亜共通語』—帝国日本の言語編制・試論」（『人文学報』80、1997、79-107頁）。
- 214 釘本久春「日本語教育の基礎」（『日本語』2巻9号、1942）。
- 215 西尾実「日本語総力戦体制の樹立」（『日本語』3巻1号1943、20-22頁）より抜粋。
- 216 「国語」には「国民精神」が、「日本語」には「日本精神」が内在すると認識されるようになっていった。「国語」には「国民精神」が宿るという認識は、植民地での「国語」教育の役割を強調する過程において為政者側から強く打ち出されていったものであった。一方の「日本精神」についても「日本語」教育の目的の一つとして認識されていた。しかしながら「日本精神なるものが近頃頻りに云為されてゐ」ながらも「日本精神といふもそれが果して何を意味するかは明かではない」（1935、1頁）。
- 217 南満州教育会南満州教育会教科書編集部『第二種 初等日本語読本』の巻一は課はなく、絵のみの教材になっている。内容には調査するデータが入っていないため、考察に入れなかった。
- 218 竹中憲一『「満州」植民地日本語教科書集成』（緑蔭書房、2002、434頁）より抜粋。
- 219 磯田一雄『在満日本人用教科書集成 第10巻 教育関係法規・解題』（柏書房、2000、132頁）より抜粋。
- 220 大出正篤『日本語速成教授法の研究概要』（大出正篤（1993）日本語速成教授法の研究概要 「満州国」教育史研究会（監）『「満洲・満洲国」教育資料集成 第10巻 教育内容・方法2』（エムティ出版、1943、209-255頁）。
- 221 大出正篤「日本語教室雑感」（『日本語』3(6)1943、75-79頁）より抜粋。
- 222 『第二種 日本語読本』344頁。
- 223 満鉄総裁室地方部残務整理委員会『満鉄付属地経営沿革全史』上巻（1939、620頁）。
- 224 同前。
- 225 竹中憲一前掲書、407頁。
- 226 文部省図書局「国語対策協議会概況」（『文部時報』661号、1939、1頁）より抜粋。
- 227 安田敏朗『帝国日本の言語編制』1997年、世織書房。異民族の諸言語との対峙において、台湾、朝鮮、南洋諸島（「外地」）は「国語」、「大東亜共栄圏」は「日本語」、「満州」はその途上「日本語」から「国語」を目指すということになる。
- 228 山口喜一郎「生活と教習」（『日本語』第4号、1944年）。
- 229 同注24、434頁を参照。
- 230 満鉄総裁室地方部残務整理委員会（『満鉄付属地経営沿革全史』上巻、1939、619頁）。
- 231 竹中憲一、前掲書170頁。
- 232 保科孝一『外地・大陸・南方日本語教授実践』（国語文化研究所、1943、75頁）より抜粋。
- 233 座談会「日本語と日本文化」『日本語』1942年7月号。なお、「生活語」という概念については『生活体験による本稿の話方教育』（京城漢洞効率尋常小学校、1939年、非売品）で「生活語に重点を置く」と述べられていることが注目される。
- 234 川田順造・福井勝義編『民族とは何か』（岩波書店、1988）10頁。「共属感覚」とは「血のしがらみ、遺伝形質、風土、そして個人がその中で生れ、初次的人格形成を受けた習俗の全体が、選べとれないものとして、それを共有する人々を共属感覚で結ぶ働きもないうる。」
- 235 中内敏夫『近代日本教育論集1 ナショナリズムと教育』（国土社、1969、188頁）



- 
- より抜粋。
- <sup>236</sup> 前掲『関東州教育史』5頁。
- <sup>237</sup> 高萩清玄「満洲国に於ける日本語教授の現状」（『コトバ』2（8）、1940、48頁）より抜粋。
- <sup>238</sup> 加島福一「民族陶冶としての日本語教育」（『コトバ』5（4）、1943、92頁）より抜粋。
- <sup>239</sup> 竹中憲一『「満州」オーラルヒストリー—＜奴隷化教育＞に抗して』（皓星社、2004、前言I頁）より抜粋。
- <sup>240</sup> トンプソン・ポール 酒井順子訳『記憶から歴史へ—オーラル・ヒストリーの世界—』青木書店。（Thompson, paul. (2000) *The Voice of the Past: Oral History*. Oxford University Press.）
- <sup>241</sup> 斉紅深が2005年に出版した《见证 日本侵华殖民教育》（遼海出版社、2005）
- <sup>242</sup> 斉紅深『见证 日本侵华殖民教育』より抜粋。翻訳は筆者によるもの。以下も同様である。
- <sup>243</sup> 同上120頁。番号は上述の本のまま引用するもの、以下も同様である。
- <sup>244</sup> 翻訳は筆者によるもの。以下も同様。
- <sup>245</sup> 同上85頁。
- <sup>246</sup> 同上120頁。
- <sup>247</sup> 同上687頁。
- <sup>248</sup> 同上682頁。
- <sup>249</sup> 同上781頁。
- <sup>250</sup> 同上606頁。
- <sup>251</sup> 同上743頁。
- <sup>252</sup> 本論の研究二43頁。
- <sup>253</sup> 同上692頁。
- <sup>254</sup> 同上762頁。
- <sup>255</sup> 「小学校祝日大祭日儀式規程」文部省令第四号、1891年6月17日。
- <sup>256</sup> 斉紅深『见证 日本侵华殖民教育』730頁。
- <sup>257</sup> 同上745頁。
- <sup>258</sup> 同上778頁。
- <sup>259</sup> 同上705頁。
- <sup>260</sup> 同上754頁。
- <sup>261</sup> 同上139頁。
- <sup>262</sup> 同上687頁。
- <sup>263</sup> 同上396頁。
- <sup>264</sup> 日本側が主張した日本と満州国の関係である。最初は、満州国と日本は友達みたいな関係の「友邦」と言い、後溥儀が満州国の皇帝になり、満州国正式の日本の傀儡国になったため、日本と満州の関係は親と子のような関係になると日本側が宣伝した。その後、日本のことをずっと満州国の「親邦」と呼ぶようになった。
- <sup>265</sup> 斉紅深『见证 日本侵华殖民教育』32頁。
- <sup>266</sup> 同上301頁。
- <sup>267</sup> 同上650頁。
- <sup>268</sup> 同上513—514頁。
- <sup>269</sup> 同上396頁。
- <sup>270</sup> 同上105頁。
- <sup>271</sup> 同上120頁。
- <sup>272</sup> 同上677頁。
- <sup>273</sup> 同上658頁。
- <sup>274</sup> 同上591頁。
- <sup>275</sup> 同上681頁。ト志学氏がひらがなから日本語を勉強し始めたことを話したときに、「あいラえね」のように書いていた。

- 
- 276 同上 782 頁。
- 277 同上 650 頁。
- 278 同上 681 頁。
- 279 同上 15 頁。
- 280 1936 年より実施され、1937 年までは政府官吏を対象者とし、1938 年より社会一般に開放するようになった。
- 281 同上 676 頁。
- 282 同上 671 頁。
- 283 同上 717 頁。
- 284 同上 677 頁。
- 285 同上 105 頁。
- 286 国務院総務庁『満洲国官吏録』満洲日報、1933年、6頁。
- 287 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店、1940 年、9-20 頁。
- 288 同上 171 頁。
- 289 建国大学『建国大学要覧』1940 年、3 頁。
- 290 斉紅深『见证 日本侵华殖民教育』48 頁。
- 291 同上 48 頁。
- 292 同じ顔氏の話では、「当時建国大学が招聘したのはほとんど天皇中心主義思想、または国粹思想の持っている人を名誉教授とし、またそれに類似した思想を持っている日本の各大学の教授、副教授、講師であった。」（斉紅深、前掲書、49 頁）
- 293 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』（清水書店、1940、240 頁）。
- 294 斉紅深前掲書 40 頁。
- 295 「津貼」は中国語で、意味は手当である。この「語学津貼規定」は満州国の奨励金支給制度である。
- 296 同学院の講習の目的は、満州国の官吏を養成することにある。その目的は「地方勤務ノ国家中堅幹部ヲ簡拔シテ現下ノ複雑微妙ナル国際情勢特ニ東亜新体制ノ樹立ノ實相ヲ確認セシメ帝国国策ノ真義ヲ確把シ且之ガ進展状況ヲ體認セシメ以テ中堅指導者トシテモ熱烈ナル同志意識ヲ涵養セシムルト共ニ高邁ナル人格識見並ニ特ニ之ガ実践力ヲ長養練磨セシムル」ことである。
- 297 武強『東北淪陥十四年教育史料』第 2 輯（吉林教育出版社 1993、137 頁）。
- 298 斉紅深前掲書 43 頁。
- 299 民生部教育司『学校令及学校規定』（1938、180-181 頁）。
- 300 斉紅深前掲書 53 頁。
- 301 同上 44 頁。
- 302 同上 45 頁。
- 303 同上 30 頁。
- 304 武強、前掲書、167 頁。
- 305 祝利「『満洲国』における『民族協和』下の人材養成と日本語教育」九州大学博士（比較社会文化）学位論文、2014、105頁。
- 306 斉紅森前掲書 677 頁。
- 307 民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』（満洲帝国教育会 1941、1 頁）。
- 308 斉紅深前掲書 30 頁。
- 309 竹中憲一『「満洲」における教育の基礎的研究』第3巻（緑蔭書房 2000、295頁）。
- 310 満洲国の奨励金支給制度と同じものである。
- 311 同上 71 頁。
- 312 同上 751 頁。
- 313 同上 139 頁。
- 314 同上 761 頁。

- 
- 315 同上 687 頁。  
316 同上 693 頁。  
317 同上 245 頁。  
318 同上 513 頁。  
319 同上 74 頁。  
320 同上 514 頁。  
321 同上 777 頁。  
322 括弧の中は筆者がつけたもの。  
323 斉紅深前掲書 779 頁。  
324 同上、62 頁。  
325 ピンインはその韻律が分かるために筆者がつけたもの。以下同。  
326 斉紅深『见证 日本侵华殖民教育』704 頁。  
327 括弧は筆者がつけたもの。  
328 括弧の中の注釈は筆者によるもの。  
329 同上 635 頁。  
330 同上 75 頁。  
331 同上 105 頁。  
332 同上 783 頁。  
333 同上 585 頁。  
334 竹中憲一『「満州」植民地日本語教科書集成』（7、2002、441 頁）。  
335 同上 170 頁。  
336 石剛『植民地支配と日本語—台湾・満州国・大陸占領地における言語政策—』（三元社、2003、116 頁）。  
337 竹下直之「言語の道義性—大東亞建設途上の一反省として—」『言語』（2、1942、4-11 頁）。  
338 大志万準治「興亜と日本語」『日本語』（第 2 卷 11 号、1942、161 頁）。  
339 石剛『植民地支配と日本語』（三元社、1993、130 頁）。  
340 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、1996、59-61 頁）。  
341 文部省図書局『国語対策協議会議事録』（1939、1 頁）。  
342 文部省図書局「国語対策協議会概況」『文部時報』（1939、661 頁）。  
343 釘本久春「日本語教育の基礎」『日本語』第 2 卷、第 9 号、1942。  
344 山口喜一郎『日本語教授法原論』（新紀元社、1943、406-418 頁）。  
345 同上 393 頁  
346 山口幸二「分裂する「言語観」—膨張する「日本語」とその「教授法」をめぐって—」『ことばとそのひろがり(2)—川上勉教授退職記念論集—』（立命館大学法学会、2004、324 頁）。  
347 駒込武「山口喜一郎の日本語教授理論—教育に於ける方法的価値をめぐり—考察」東京大学教育学部教育哲学・教育史研究室『研究室紀要』（第 15 号、1989、25 頁）。  
348 同上  
349 駒込武「日本語の世界的進出と教授法の研究」（『文学』第 8 卷第 4 号、岩波書店、1940）。  
350 大出正篤「日本語の南進に就いて」『日本語』第 2 卷 10 号、1942、49-53 頁。  
351 同上 51 頁  
352 石剛「満洲国と日本語」『戦前日本の植民地教育政策に関する総合的研究』（平成四・五年度科学研究補助金（総合 A）研究成果報告書、研究代表阿部洋）1994、209-225 頁。  
353 安田敏朗「王道楽土」と諸言語の地位」『アジア研究』42(2)、1996、29-62 頁。  
354 岩沢巖「日本語の世界観」『日本語』第 2 卷 12 号、1942。  
355 同上

（なお本稿では、引用文中の漢字は適宜新字体に改めた）

---

## 【参考文献】

日本語文献：

- 阿部洋『対支文化事業一戦前期日中教育文化交流の展開と挫折一』汲古書店、2004。
- 易顕石『日本の大陸政策と中国東北』六興出版、1989年。
- 飯河道雄『秘、本社支那人教育施設の目的に関する私見』、1920年。
- 伊沢修二『伊沢修二選集』信濃教育会、1958年。
- 泉文明「植民地支配下および解放後の日本語教育—日本語教科書と韓国人からの聞き取りをてがかりに—」『龍谷紀要』29(2)、2008年、203-212頁。
- 磯田一雄「皇民化教育と植民地の国史教科書」大江志乃夫他編『岩波講座 近代日本と植民地4(統合と支配の論理)』岩波書店、1991年、113-135頁。
- 「『文化侵略』と異文化間教育—一九・一八以前の満鉄付属地における中国人教育を中心に—」『コミュニケーション紀要』9、1995年、59-91頁。
- 磯田一雄・槻木瑞生ら編『在満日本人用教科書集成』第10巻、柏書房、2000年。
- 伊月知子「『満洲国』における日本語教育とその目的に関する考察—日本語教育関係者の投稿文を手がかりにして—」『比較文化研究』(115)、2015年、189-199頁。
- 「『満洲国』期の日本語教育関係者の思想的変遷—公学堂の校長から文教部編審官となった福井優について—」『2015年度台湾日本語文学国際学術研究会論文予稿集』、2015年、41-48頁。
- 井上謙三郎『大連市史』大連市役所、1936年。
- 今永茂「日本語読本編纂の思ひ出」国語文化学会編『外地・大陸・南方日本語教授実践』1943年、133-140頁。
- 岩沢巖「日本語の世界観」『日本語』第2巻12号、1942年。
- 岩間徳也「関東州中国人教育二十年史」『満蒙』(第7巻、第78冊)、1926年。
- 上田萬年『国語のため』富山房、1903年。
- 上沼八郎『新装版 伊沢修二』吉川弘文館、1988年。
- 大出正篤「日本語の南進に就いて」『日本語』第2巻10号、1942年、49-53頁。
- 「日本語教室雑感」『日本語』3(6)1943、75-79頁。
- 大志万準治「興亜と日本語」『日本語』第2巻11号、1942年。
- 大橋敦夫「伊沢修二の日本語教科書編纂—現存資料の紹介と『東語初階』の内容分析—」『学海』9、1993年、13-40頁。
- 小沢有作「日本植民地政策論—日本語教育政策を中心に—」『人文学報』教育学7、1971年、1-39頁。

- 
- 「日本教育学会大会研究発表要項」『一般社団法人日本教育学会』26(0)、1967年、57頁。
- 王秋陽「日本統治時代の台湾における日本語教育—グアン氏言語教授法に関連して—」『東アジア研究』9、2011年、41-54頁。
- 大西雅雄「南方に対する言語政策」『国語文化』3巻3号、1943年。
- 大森直樹「中国人が語る満洲国教育の実態—元吉林師道大学学生・王野平氏へのインタビュー記録—」『東京学芸大学紀要第I部門教育科学』45、1994年、47-61頁。
- 「『満洲国』の日系教師政策」『日本教育学会大会研究発表要項』54(0)、1995年、190-191頁。
- 「『満洲国』日系初等教師のライフ・ヒストリー」『東京学芸大学紀要』第1部門教育科学48、1997年、1-29頁。
- 岡本雅亨『中国の少数民族教育と言語政策』社会評論社、1999年。
- 加島福一「公学堂に於ける日本語教育」『日本語』3巻1月号、1932年、92-93頁。
- 「民族陶冶としての日本語教育」『コトバ』5(4)、1943年、92-100頁。
- 鎌田政国『歴代満鉄総裁訓諭抄』鉄道総局人事局養成課、1940年。
- 亀井孝他『言語学大辞典』第4巻、三省堂、1996年。
- 川田順造・福井勝義編『民族とは何か』岩波書店、1988年。
- 河原春作『現代支那満洲教育史料』培風館、1940年。
- 菅孝行『叢論日本天皇制』柘植書店、1987年。
- 関東局『関東州と付属地—関東局施政要覧』、1936年。
- 関東局令第90号『関東州人教育令』、1944年。
- 関東庁内務局学務課『満洲における我邦の教育施設』、1927年。
- 教育史編纂会『明治以後教育制度発達史』(第十二巻)、1939年。
- 近代アジア教育史研究会『近大日本のアジア教育認識・資料篇』龍溪書舎、2004年。
- 釘本久春「日本語教育の基礎」『日本語』2巻9号、1942年、4-13頁。
- 窪田富男『日本語教授法』おうふう、1989年。
- 熊野正平「満洲国の教育」『支那研究』第34号、1934年。
- 国語文化学会『外地・大陸・南方—日本語教授実践』国語文化研究所、1943年。
- 国民政府中央設計局東北調査委員会『偽満教育文化総検討』、1945年ガリ版。
- 国務院総務庁『満洲国官吏録』満洲日報、1933年。
- 国務院総務庁人事処『満洲国国語検定試験問題集』明文社、1937年。
- 川村湊『海を渡った日本語』青土社、1994年。
- 駒込武「山口喜一郎の日本語教授理論—教育に於ける方法的価値をめぐる—考察」東京大学教育学部教育哲学・教育史研究室『研究室紀要』第15号、1989年、88-100頁。
- 『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、1996年。
- 小山貞知『満洲国と協和会』満洲評論社、1935年。

- 
- 滬友会『山洲根津先生伝』大空社、1997年。
- 蔡培火「台湾の民族運動」『教育科学』第2冊付録『教育』第2号、1931年、28頁。
- 『台湾教育』十月号に於ける国府氏の所論に就て』『教育』第5巻第1号、1937年、141頁。
- 重松信弘「満洲国に於ける日本語の地位」『文学』八巻4号、1940年、45-56頁。
- 嶋田道弥『満洲教育史』青土社、1935年。
- 白川今朝晴『満洲における現代の教育』教育思潮研究会第15巻第1輯、1941年。
- ジェニー・ヒートン「伊沢修二のアメリカ留学と台湾における教育実践」『アジア文化研究』第41号、2015年、39-59頁。
- 祝利「『満洲国』における『民族協和』下の人材養成と日本語教育」九州大学博士（比較社会文化）学位論文（未刊行）、2014年。
- 杉森知也「『満洲国』における中等教員養成—日本人教員の再教育と養成の開始に着目して—」『研究紀要』90、2015年、79-93頁。
- 石剛『植民地支配と日本語—台湾、満洲国、大陸占領地における言語政策—』三元社、2003年。
- 関正昭『日本語教育史研究所説』スリーエーネットワーク、1997年。
- 宋群「関東州の中国人初等教育における日本語教育研究—1904年日露戦争から1945年日本敗戦まで—」大東文化大学博士（日本言語文化学）学位論文（未刊行）、2014年。
- 蘇崇民「日本の東北地方侵略過程における満鉄の地位と役割」中国東北地区中日関係史研究会鈴木静夫他訳『中国人の見た中国・日本関係史』東方出版、1992年。
- 孫保田『旅大文献征存』巻1、大連出版社、1961年。
- 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』（複製版）青史社、1982年。
- 高萩清玄「満洲国に於ける日本語教授の現状」『コトバ』2（8）、1940年、47-52頁。
- 竹下直之「言語の道義性—大東亞建設途上の一反省として—」『言語』2、1942年、4-11頁。
- 竹中憲一『「満洲」植民地日本語教科書集成』全七巻、緑蔭書房、2002年。
- 『「満洲」オーラルヒストリー—奴隸化教育—に抗して』皓星社、2004年。
- 『「満洲」における教育の基礎的研究』（第一巻～第三巻）柏書房、2000年。
- 千種達夫「法律文章の平易化と口語化」『満洲国語』一卷2号、1940年、24-30頁。
- 陳培豊『「同化」の同床異夢—日本統治下台湾の国語教育史再考—』三元社、2001年。
- 槻木瑞生「『満洲』における近代教育の展開と満鉄の教育」『日中教育文化交流と摩擦』第一書房、1983年、176-177頁。
- 「岩間徳也と『満洲』の中国人教育」『国立教育研究所紀要』第115集、1988年、115-128頁。
- 「満洲教育史概略—その土地に生きた人の視点から—」『News letter』24号、2012年。

- 
- 塚瀬進『満州国「民族協和」の実像』吉川弘文館、1998年。
- 豊田国夫『民族と言語の問題』錦正社、1964年。
- 「満洲国の国語政策」『民族と言語の問題』1964年、317-330頁。
- トンプソン・ポール・酒井順子訳『記憶から歴史へ—オーラル・ヒストリーの世界—』青木書店、2002年。
- 中内敏夫『近代日本教育論集1 ナショナリズムと教育』国土社、1969年。
- 西尾実「日本語総力戦体制の樹立」『日本語』3巻1号、1943年、20-22頁。
- 萩原稔「『民族革命』から『五族共和』へ—北一輝の中国革命観についての一考察—」『同志社方角』59巻2号、2007年。
- 長谷川松治「言語対策と言語理想」『コトバ』4巻9号、1942年、65頁。
- 長谷鎮廣『満洲帝国文官試験制度解説』清水書店、1940年。
- 平井又八「公学校に於る漢文問題に敢えて橋本君の教を乞ふ」『台湾教育会雑誌』号、1902年。
- 平野健一郎「満州における日本の教育政策—1906年～1931年—」『アジア研究』15(3)、1968年。
- 樋口耕一「内容分析から計量テキスト分析へ—継承と発展をめざして—」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』32、2006年、1-27頁。
- 福井優「満洲国に於ける日本語普及の状況」国語文化学会編『外地・大陸・南方 日本語教育実践』、1943年、4-8頁。
- 保科孝一『国語政策論』国語科学講座73、明治書院、1933年。
- 『外地・大陸・南方日本語教授実践』国語文化研究所、1943年。
- 堀敏夫「満洲国に於ける日本語教授の動向」『日本語』創刊号、1941年。
- 松尾茂「満洲国に於ける日本語教育の現状」『日本語』4巻5号、1944年。
- 満洲国文教部『第一回教育庁長会議記録』、1932年。
- 満洲国文教部『第三次満洲帝国文教年鑑』、1937年。
- 「満洲国」教育史研究会『「満洲・満洲国」教育資料集成』エムディ出版、1995年。
- 満洲国民生部教育司『学校令及学校規定』、1937年。
- 満洲事情案内所『満洲国の現住民族』、1938年。
- 満鉄経済調査会『満洲国教育方策』、1935年。
- 満鉄総裁室地方部残務整理委員会『満鉄附属地経営沿革全史』、1939年。
- 満蒙援護会『満洲国史総論編』、1970年。
- 三上俊治ほか訳『メッセージ分析の技法—「内容分析」への招待—』勁草書房、1989年。
- 南満洲鉄道株式会社『南満洲鉄道株式会社十年史』、1919年。
- 南満洲鉄道株式会社地方部学務課『満鉄教育・回顧三十年』、1932年。
- 南満洲鉄道株式会社初等教育研究会第二部編『公学堂・日語学堂教育の実際』、1932年。
- 三宅俊成『公学堂南金書院創立三十周年記念誌』南金書院同窓会、1934年。

- 
- 三宅俊成, 鈴木武樹木「満洲・朝鮮における戦前史学の実態」『伝統と現代』伝統と現代社、1974年、100-108頁。
- 民生部教育司『学校令及学校規定』、1938年。
- 民生部教育司『満洲国政府語学検定試験問題模範解答集』満洲帝国教育会、1941年。
- 村井万里子「山口喜一郎の日本語教授法—『第二種初等日本語読本』を手がかりに—」『全  
国大学国語教育学会発表要旨集』81、1991年、60頁。
- 森田孝「満洲国の国語政策と日本語の地位」『日本語』2巻5号、1942年、79-83頁。
- 文部省図書局『国語対策協議会議事録』、1939年。
- 山口喜一郎『日本語教授法原論』新紀元社、1943年。
- 山口幸二「分裂する『言語観』—膨張する『日本語』とその『教授法』をめぐって—」『川  
上勉教授退職記念論集』、2004年、315-338頁。
- 安田敏朗「『王道楽土』と諸言語の地位」『アジア研究』42(2)、1996年、29-62頁。
- 「『国語』・『日本語』・『東亜共通語』—帝国日本の言語編制・試論」『人文学報』  
80、1997年、79-107頁。
- 「『言語政策』の発生—言語問題認識の系譜—」『人文学報』83、2000年、143-  
183頁。
- 「強圧的で理不尽な教育が何十年も記憶の底によこたわる不幸」『図書新聞』2004  
年6月26日（土曜日）記事。
- 湯浅廉孫「国語政策と秦火の一原因」『帝国文学』13巻11号、1907年。
- 陸軍省『明治三十七八年戦役満州軍政史』第1巻、1926年。
- 劉紀星「旧満洲時代における日本語教科書の考察」『札幌大学総合論叢』18、2004年、  
69-92頁。
- 林楽青・西尾林太郎・孫蓮花「大連における日本語教育事情の一考察—中等教育を中心に  
—」『愛知淑徳大学現代社会研究科研究報告』2014年、73-80頁。
- 林楽青・西尾林太郎・孫蓮花「大連における日本語人材需要について—日系企業を中心に  
—」『愛知淑徳大学現代社会研究科研究報告』8、2012年、37-45頁。

外国語文献：

- 遼寧省教育志編纂委員会編『遼寧教育史志史料』全4集、1990年。
- 武強『東北淪陥十四年教育史料』第2輯、吉林教育出版社、1993年。
- 武強《日本侵华时期殖民教育政策》、遼寧教育出版社、1994年。
- 齊紅深《见证 日本侵华殖民教育》遼海出版社、2005年。
- 顧明義他《大連近百年史》遼寧人民出版社、1999年。
- Kelly, G. P. and Altbach, P. (Eds.) (1978). *Education and Colonialism* Longman.
- Albert Gardner Boyden, *History and Alumni Record of the State of the Normal  
School, Bridgewater, Mass., to July, 1876*, Alumni Record (Boston: Noyes and Snow, 1876).
- Berelson, B., 1952, *Content Analysis in Communication Research*, New York: Free Press.



【参考資料】

1 旧満州における初級日本語教科書

教科書名	頁数	編集部	出版年	版
初等日本語読本 卷一	63	南満州教育会教科書編集部	1924	再版
初等日本語読本 卷二	64	同上	1924	初版
初等日本語読本 卷三	68	同上	1925	初版
初等日本語読本 卷四	84	同上	1927	三版
初等日本語読本 卷五	84	同上	1926	再版
初等日本語読本 卷六	83	同上	1927	再版
初等日本語読本 卷七	76	同上	1927	初版
初等日本語読本 卷八	90	同上	1927	初版
第二種 初等日本語読本 卷一	54	同上	1933	四版
第二種 初等日本語読本 卷二	75	同上	1932	初版
第二種 初等日本語読本 卷三	77	同上	1933	初版
第二種 初等日本語読本 卷四	88	同上	1933	初版
初等日本語読本 卷一	103	在満日本教育会教科書編集部	1939	五版
初等日本語読本 卷二	105	同上	1939	四版
初等日本語読本 卷三	130	同上	1939	再版
初等日本語読本 卷四	148	同上	1940	改訂版
日本語読本 卷二	92	奉天外国語学校	1920	七版
日本語読本 卷五	122	同上	1922	九版
日本語読本 卷六	120	同上	1922	九版
日本語読本 卷七	126	同上	1922	九版

日本語読本 卷八	138	同上	1924	十一版
初等日本語読本（第三学年用上巻）	86	関東庁教科書編纂委員会	1924	四版
初等日本語読本（第四学年用上巻）	70	同上	1924	三版
初等日本語読本（第四学年用下巻）	70	同上	1924	初版

## 2 初級日本語教科書の総目次

（旧満州初級日本語教科書の内容を題材で分類すると大きく次の7つに分けることができる。それぞれ次のように記号で示す。(1) 児童の生活・遊び△。(2) 自然・風土▲。(3) 近代的文化◇。(4) 中国文化、伝統、風習○。(5) 日本文化、伝統、風習●。(6) 修身的教材☆。(7) 帝国主義・軍国主義★。）

巻 課	南（二）	南（三）	南（四）	南（五）	南（六）	南（七）	南（八）
1	ウンドウ カイ△	二年生 二ナリ マシタ △	イナカ △	満州▲	朝會△	世の進歩 ◇	新聞◇
2	アキ▲	種マキ ▲	四方△	清明節 ○	缺席△	職業◇	美しい 心☆
3	山ノボリ △	春▲	コスモ ス▲	春▲	お月見 ▲	奉天▲	人お招 く手紙 △
4	二匹ノヤ ギ△	ヤサイ 賣リ△	山ノ上 ノナガ メ△	自習ノ 時間△	月の桂 ▲	公園△	千山▲
5	日ノ入り ▲	ヒョコ △	落ち葉 ▲	種痘△	こびき さん☆	手紙△	日本見 物●
6	ガン△	シャボ ンダマ △	シャセ イ△	お祭り ●	大連ヨ リ▲	自治會△	電報△

7	アナタノ ナワ△	センタ ク△	大ソオ ジ△	つばめ △	綱引キ △	牛△	空城計 ○
8	妹△	風ノ吹 ク日△	玉英ノ オ母サ ン△	学校の 畑△	電話△	リレーレ ース△	夕日▲
9	コトリ△	算術遊 ビ△	日ガ出 タラ▲	遠足△	ほおも ん△	土手の楊 △	会社●
10	トケイノ ウタ△	本屋△	私タチ ノ教室 △	学級日 誌△	蟲ノ冬 ゴモリ ▲	小包と為 替△	ゴム◇
11	病気△	昨日ノ オ下サ イ△	猿オ取 ルクフ ウ△	ひばり △	木綿▲	貔子窩だ より▲	公德☆
12	カザグル マ △	ギッコ ンパッ タン△	ナカノ ヨイ友 ダチ☆	蛙△	ふしぎ な木☆	鯨取り●	北平▲
13	ナカッタ ラ△	四季▲	イチバ ン△	オジサ ンノウ チ△	鹽ト砂 糖△	ことわざ ●	唐王殿 ○
14	リンゴ△	金ノタ マゴ☆	フシギ ナ饅頭 ☆	賢い母 親○☆	韓信☆	貯金△	三寒四 温△
15	トナリノ 店△	オ日サ マ△	夜△	ハガキ △	清潔△	犬と蟹△	磁石◇
16	シンセツ ナ子ドモ △	朝△	日ノ数 エ方△	郵便△	火事△	人ノ體◇	うさぎ うま△
17	ダレモミ ンナ△	蠅△	乗リ物 ◇	雨▲	義犬△	傳染病△	税金◇
18	キンジョ ノトモダ チ△	手ヌグ イ△	氷スベ リ△	夏ノ夜 ▲	竈祭り ☆	不老不死 の薬○	貨幣◇
19	ロバノコ ナヒキ△	考エ物 △	冬▲	望小山 ▲	ろばの すゞ☆	満州の温 泉▲	寒食の 日○
20	雪フリ▲	鳥ノチ エ△	小鳥ト 猫△	蟻▲	石炭▲	果樹園△	世界◇

21	買イ物△	夕立チ▲	時間表△	饅頭のねだん△	展覧會△	満州ノ産業▲	動物の速さ◇
22	正月○	虎ト狐○	爆竹○	拾イ物☆	わき見☆	一りん車△	コロンブス◇
23	ナゾ△	川遊ビ△	シバイ○	穀物▲	豆ゾオメン△	張良○	卒業式△
24	エンピツ△	小鳥ノユメ△	ナマケモノノ驢馬☆	古机△	活動寫眞△		
25	子豚△	オ客サマ△	モノサシ△	人の口○	九曲の珠○		
26	タコ△	タヤケ△	学藝會△				
27	サルマワシ△	コブ取り(一)☆	水中ノ玉(一)○				
28	メクラトゾウ○	コブ取り(二)☆	水中ノ玉(二)○				
	南二(二)	南二(三)	南二(四)	在(二)	在(三)	在(四)	奉(二)
1	イロ△	四季▲	新聞▲	ハタ★	四季▲	朝のおまいり★	アサ△
2	ニワトリノエ△	タネマキ△	大連から▲	ニワトリノエ△	タネマキ▲	友だち☆	アサノアイサツ△
3	日ノ出▲	清明節○	花壇の手入れ△	日ノデ▲	清明節○	鉄牛△	クリヒロイ△
4	野原▲	ミンナガケンメイ△	森蘭丸●☆	ノハラ▲	遠足△	花壇の手入れ△	ツキ△
5	ヒコオキ◇	日ガ出タラ△	種痘△	ヒコオキ★	お祭り●	磁石◇	ニワトリ△

6	キンギョ △	遠足△	鐵ノ牛 種痘△	キンギ ョ△	ミンナ ガ一生 ケンメ イ△	森蘭丸● ☆	木ノハ △
7	タンポポ ノ實△	オジイ サン△	蜘蛛の 巣種痘 △	タンポ ポ△	オジイ サン△	大連から ▲	オキャ ク△
8	ママゴト △	ギッコ ンパッ タン△	奉天▲	ママゴ トアソ ビ△	ギッコ ンパッ タン△	勤勞奉仕 ☆	ジュン サ△
9	アンズ△	カエル △	人ノ體 ◇	一ピキ タリナ イ△	ハエ△	人のカラ ダ◇	四方△
10	一ピキタ リナイ△	小野道 風●☆	不老不 死の薬 ○	ヒヨコ △	カエル △	防空演習 ★	シンセ ツナコ ドモ☆ ゴゼン トゴゴ △
11	ヒヨコ△	ハイ△	塙保己 一●☆	右ト左 △	早起き △	ろばのす ゞ	△
12	アカチャ ン△	草取り △	ろばの すゞ△	アカチ ヤン△	草取り △	塙保己一 ●☆	マチ△
13	ネコ△	犬ト鳥 ☆	嵐▲	ネコ△	羊飼 い△	奉天▲	李秋福 ノウチ △
14	ユウダチ ▲	時計△	美しい 心☆	アリノ ギョオ レツ△	大ソウ ウジ△	中秋節○	雪ダル マ
15	カタツム リ△	早起キ △	お月見 ☆	魚ツリ △	帰り道 △	かぐやひ め●	ユキ▲
16	アリノギ ョウレツ △	羊飼 い△	豆粕ノ 身の上 の話△	ユウダ チ▲	時間割 △	継走△	子犬△
17	朝顔▲	塩ト砂 糖△	継走△	ヒマワ リ▲	小野道 風●☆	展覧會△	兄ト弟 △

18	コオリヤ ンバタケ ▲	夕方▲	取り入 れ△	アサガ オ▲	市場△	取り入れ △	シンネ ン△
19	カザグル マ△	廣っぱ △	果樹園 △	オ月サ マ▲	綱引キ △	果樹園△	日ノマ ルノハ タ★
20	月▲	綱引キ △	草掻き △	コオリ ヤンバ タケ▲	夕方▲	草掻き△	オカア サン△
21	オミヤゲ △	お祭り ●	義犬△	ウンド ウカイ △	大連港 ▲	義犬△	月ノカ ゾエカ タ△
22	ウンドオ カイ△	シバイ ○	春聯○	カザグ ルマ△	望小山 ▲	不老不死 の薬○	氷ノ上 △
23	ナマケモ ノノロバ ☆	望小山 ▲	元宵節 ○	チョオ カイ△	石炭▲	広瀬中佐 ★	ブタ△
24	ザッカヤ △	竈祭り ○	日本見 物●	オミヤ ゲ△	水中ノ 玉 (一)○	人の口☆	手ヌグ イ△
25	買イ物△	爆竹○	人の口 ☆	ユウビ ンキョ ク△	水中ノ 玉(二) ○	元宵節○	トリノ カズ△
26	ジュンサ サン△	満州國 ★	公德☆	ナマケ モノノ ロバ☆	ありと きりぎ りす△	乃木大将 の幼少年 時代★	タコ△
27	木ノ葉△	石炭▲	乃木大 将☆	オマワ リサン 物△	竈祭り ○	日本見物 ●	エホン ●
28	白イ豚△	ありと きりぎ りす△	補助教 材盲 と牛乳 △	キシヤ ◇	爆竹○	補充文 盲と牛乳 △△	モモタ ロウ (一) ●
29	雪降り▲	かしこ い母親 ○	ひばり △	ザッカ ヤ△	新京▲	ひばり	モモタ ロウ

30	ネズミ△	新京▲	満州の温泉▲	買イ物△	花咲かジヽイ(一)●	熊岳城から▲	(二)● モモタロウ(三)●
31	サルマワシ△	花咲かジヽイ● 補充教材考エ物△	唐王殿○	白イブタ△	花咲かジヽイ(二)●	嵐▲	
32	考エ物△	ウサギ△	磁石◇	雪フリ▲	補充文ウサギ△	春聯○	
33	ユビノ名△	月の桂△	寒食○	スケート△	オ客サマ△	唐王殿○	
34	オ正月○	こびきさん△		シシトネズミ△	犬ト鳥☆		
35	タコアゲ△	牛と百姓△		サルマワシ△	月ノ桂△		
36	ネコトキツネ△	水中ノ玉○		オ正月○	廣っぱ△		
37				デンシヤ△	石のいも☆		
38				タコアゲ△	かしこい母親○☆		
39				ネコトキツネ△	牛と百姓△		
40				カゲエ△			
	奉(五)	奉(六)	奉(七)	奉(八)	関(一)	関(二)	関(三)
1	新学年△	日光●	日本の景色(一)●	李白と小野道風●	新学年△	日本ノ景色●	秋▲

2	春が来た ▲	稲刈△	日本の 景色 (二) ●	蛙と蜘蛛△	春が来た▲	註文の手紙△	悪い習慣△
3	満洲の地勢▲	菊△	日本の 景色 (三) ●	文字の音と調△	種痘△	茶と桑△	あわて床屋△
4	日本武尊★	支那地理問答 (一) ▲	日本の 国●	漢文訓読み (一) ●	なぜ△	私ノクセ△	空気△
5	雲雀△	支那地理問答 (二) ▲	日本ノ 産物 (一) ▲	漢文訓読み (二) ●	お日さまと風の神△	かじ屋△	虎と赤ん坊△
6	茶ト桑△	雁▲	日本ノ 産物 (二) ▲	世界 (一)◇	家△	ちえだめし△	孔子●
7	生物と無生物◇	甘藷△	焼き物ト塗り物●	世界 (二)◇	ひろい物☆	マッチ△	尹淮鵝鳥☆
8	少女の答△	甘藷を贈手紙△	模様ト色△	世界 (三)◇	蠅と蚊△	大連だより▲	銀行△
9	織物△	日本の本州と四国●	千山▲	鶯の自慢☆	はかり△	豆の一ぞく△	千山▲
10	道ブシン△	大阪からの手紙●	満洲の産物 (一) ▲	動物の體色◇	かしこい子供○	木ノ高サ△	助け舟 (一)☆
11	応神天皇★	人ノカラダ (一)◇	満洲の産物 (二) ▲	書物を借用する手紙△	コウモリ△	蟲の世界△	同 (二)☆
12	コウモリ△	人ノカラダ (二)◇	出立の日取を間に合わせる手紙△	稲橋村の美風●	火△	手ノ働△	李白と小野道風○●



13	琵琶湖▲	食物△	會社と銀行◇	満洲の農業▲	かえる△	友だちへの手紙△	蛙と蜘蛛△
14	さいほうとせんたく△	胃の腑と身體◇	為替◇	美しき自然▲	水の旅△	警察官△	植物▲
15	ハカリ△	年始状●	組合◇	慥な保証	満洲▲	夕立▲	看病△
16	象ノ重サヲハカタタ子供○	京都見物の話◇	病気△	日本海ノ海戦★	郵便ばこ△	水ト火ノ問答△	病氣見舞いの手紙△
17	胡瓜ノ花△	おもいやり☆	看病△	まつち△	るすい△	太陽▲	旅の話△
18	東京▲	日本ノ九州ト臺灣★	病氣見舞いの手紙△	分業ト共同△	お父さんからのたより△	浦島太郎(一)●	世界の話し話◇
19	はがき●	日本ノ北海道ト樺太★	尹淮鵝鳥をあわれむ☆	車と船◇	猿と蟹(一)●	浦島太郎(二)●	
20	孝子萬吉●☆	日本ノ隣国▲	假名遣△	南満洲鉄道▲	猿と蟹(二)●	浦島太郎の歌●	
21	あさがお△	都會ト田舎	賢イ子供○	塙保己一●☆			
22	仁徳天皇★	人の職業◇	机ノ物語△	金剛石▲			
23	水と火△	わざくらべ	熊▲	日本の年中行事●			
24	炭と油△	井上でん●☆	電話◇	旧師に送る手紙△			
25	塩原多助●☆	明治三十七八年戦役(一)★	電報◇	日記△			

26	大連▲	明治三十七八年戦役 (二)★	つとめてやま ず☆	拾物届 △			
27			鹽と砂糖△	労働☆			
28			森林△	注文状 △			
29			材木△	孔子と 孟子○			
30			家△	菅原道 貞●☆			
31			日本ノ 地方行政△	品性☆			

### 3 証人索引

次は本論で引用したオーラル・ヒストリーの教育受験者の民族、出身地、教育経歴または職歴などの略歴である。順番は本論の中の引用順である。

名前	番号	性別	民族	生年	出身	満州当時の教育経歴（職歴）
许永顺	No. 0646	男	満族	1921年3月26日	遼寧省興城市	綏中靳家屯国民学校、上帝廟国民優給学校
王喜翰	No. 1057	男	漢民族	1919年4月17日	遼寧省東港市	安東市楼房村国民学校
金秉仁	No. 0515	男	漢民族	1929年11月8日	吉林省四平市	梨樹県郭家店国民優級学校、国民高等学校
卜志学	No. 1059	男	満族	1929年9月25日	吉林省琿春市	琿春県鎮安区柳樹河子完全小学校
刘学浩	No. 1188	男	漢民族	1934年11月10日	山東省蓬莱県	安東市九江国民学校、奉天義光国民学校
孟新舟	No. 0644	男	漢民族	1928年5月3日	黒龍江省寧安県	濱江省立一面坂国民学校

钟景林	No. 0079	男	漢民族	1931年9月12日	黒龍江省勃利県	勃利県西関国民優級学校
阎絮吟	No. 0903	女	漢民族	1929年12月21日	遼寧省大連市	金州女子高等公学校 金州董家溝第一普通学堂（教師）
韩悦行	No. 0585	男	漢民族	1932年12月17日	遼寧省大連市	大連營城子公学堂
彭兴文	No. 1071	男	漢民族	1931年2月	北京市懷柔県	熱河省滦平県国民学校（現内モンゴル、遼寧省近く）
张立华	No. 0918	男	漢民族	1931年10月15日	河北省臨榆県	双城県双城街育才実験国民優級学校
李明勋	No. 0951	男	朝鮮族	1934年8月5日	朝鮮平安北道楚山郡	桓仁県昭和五里甸子国民優級学校
李永勋	No. 0950	男	朝鮮族	1934年8月5日	朝鮮平安北道楚山郡	桓仁県昭和五里甸子国民優級学校
张发权	No. 0593	男	漢民族	1921年8月13日	吉林省梨樹県	四平師道学校。 梨樹県西街国民学校（教師）
傅东生	No. 0942	男	漢民族	1925年11月3日	吉林省梨樹県	四平街公学校、奉天鉄道学院
聂景周	No. 0706	男	漢民族	1913年9月19日	吉林省長春市	長春県第一高等小学校、新京（長春）市大経路小学校、永長路国民優級学校
白应平	No. 0234	男	満族	1924年9月15日	遼寧省瀋陽市	奉天南関両級小学校、奉天第三国民高等学校、吉林省師道大学
张珍	No. 0775	男	漢民族	1928年	房山県	房山県尤家塚小学校、長溝小学校
梁恩慧	No. 1024	男	漢民族	1927年4月26日	遼寧省遼中県	遼中県砂溝子国民優級学校
庞世增	No. 0389	男	漢民族	1920年12月13日	遼寧省大連市	旅順高等公学校、旅順医学専門学校

李政	No. 0497	男	漢民族	1929年7月	遼寧省 開原市	開原公學堂、奉天南滿中學堂
吕兴彬	No. 0525	男	漢民族	1929年2月1日	山東省 泗水縣	海龍縣朝陽鎮私立成達小學校
张耀儒	No. 0348	男	漢民族	1930年7月26日	山東省 文登市	西安縣安吉國民學校、西安縣 鄭家屯高等學校
张立坤	No. 0345	男	漢民族	1922年4月8日	吉林省 吉林市	吉林省立模範小學校、吉林省 第三國民高等學校、吉林師道 大學公主嶺懷德商校、吉林第 一國高（教師）
颜廷超	No. 0036	男	漢民族	1916年4月15日	黑龍江 省寧安 市	偽滿建國大學 ハルピン第三國民高等學校 （教師）
尚世化	No. 0770	男	漢民族	1915年9月15日	遼寧省 海城市	吉林高等師範學校、大同學院 偽滿洲國文教部普通教育科 （教師）
张汶田	No. 0167	男	漢民族	1916年2月5日	遼寧省 西豐縣	四平市立國立師道學校 四平市若葉實驗學校（教師）
胡瑞林	No. 0302	男	漢民族	1916年7月19日	吉林省 長春市	吉林高等師道學校 黑龍江省綏化剋山女子國民高 等學校（教師）
韩玉江	No. 0707	男	漢民族	1913年8月	黑龍江 省綏化 市	北安省綏化國民高等學校（教 師）
关文英	No. 0904	女	滿族	1918年6月12日	黑龍江 省	チチハル女子師範學校 チチハル扶輪小學校、先農小 學校（教師）
张维谨	No. 0404	男	漢民族	1932年1月16日	遼寧省 瀋陽市	奉天南滿公學堂
刘贵和	No. 0314	男	漢民族	1923年10月1日	遼寧省 葫蘆島 市	錦西縣立連山兩級小學校
张耀先	No. 0975	男	漢民族	1918年	遼寧省 開原市	日本早稻田大學、偽滿州國務 院文教部

朱毅	No. 0855	男	漢民族	1934年10月28日	遼寧省 長海縣	貔子窩管內小長山島會普通學堂
廣莊璘	No. 0489	女	滿族	1917年3月20日	北京市	奉天大北國民學校、白塔國民學校（教師）
劉崇浩	No. 0057	男	漢民族	1930年4月18日	山東省 威海市	普蘭店公學堂、旅順高等公學校中學部
姚忠聲	No. 0190	男	漢民族	1928年11月2日	北京市	吉林師道學校、吉林省長吉縣蒐登河小學校
李家孚	No. 0813	男	漢民族	1928年10月25日	山東省 阜平縣	大連砂河口公學堂、大連商業學堂
王風崎	No. 0488	男	漢民族	1913年8月9日	山東省 壽光市	奉天第三國民高等學校、蓋平第二國民高等學校、安東第三國民高等學校（教師）
張既霖	No. 1001	男	漢民族	1913年9月4日	遼寧省 遼陽縣	奉天大同學院
楊基宏	No. 0537	男	漢民族	1921年4月4日	遼寧省 大連市	旅順公等公學校、旅順工科大学
張德印	No. 0757	男	漢民族	1935年7月9日	河北省 樂亭縣	大連水源公學堂
王成江	No. 0977	男	漢民族	1928年3月4日	黑龍江 省龍江 縣	龍江縣富拉爾基小學校